いわて県民計画

（2019～2028）

第３期アクションプラン

― 政策推進プラン ―

（素案）

令和９年度～令和 10 年度

令和８年 11 月

岩　　手　　県

― 目 次 ―

はじめに ―――――――――――――――――――――――――――――――――――― 1

政策推進プランの特に強化すべき事項 ―――――――――――――――――――――――― 5

Ⅰ　健康・余暇 ―――――――――――――――――――――――――――――――――― 10

１　生涯にわたり心身ともに健やかに生活できる環境をつくります ―――――――― 16

２　必要に応じた医療を受けることができる体制を充実します ―――――――――― 23

３　介護や支援が必要になっても、
　　住み慣れた地域で安心して生活できる環境をつくります ―――――――――― 30

４　幅広い分野の文化芸術に親しみ、
　　生涯を通じてスポーツを楽しむ機会を広げます ―――――――――――――― 38

５　生涯を通じて学び続けられる場をつくります ―――――――――――――――― 44

Ⅱ　家族・子育て ―――――――――――――――――――――――――――――――― 50

６　安心して子どもを生み育てられる環境をつくります ―――――――――――― 55

７　地域やコミュニティにおいて、
　　学校と家庭、住民が協働して子どもの育ちと学びを支えます ―――――――― 65

８　健全で、自立した青少年を育成します ―――――――――――――――――― 69

９　仕事と生活を両立できる環境をつくります ―――――――――――――――― 73

10　動物のいのちを大切にする社会をつくります ―――――――――――――――― 77

Ⅲ　教育 ―――――――――――――――――――――――――――――――――――― 80

11　【知育】児童生徒の確かな学力を育みます ―――――――――――――――― 86

12　【徳育】児童生徒の豊かな人間性と社会性を育みます ―――――――――――― 92

13　【体育】児童生徒の健やかな体を育みます ―――――――――――――――― 96

14　共に学び、共に育つ特別支援教育を進めます ―――――――――――――― 101

15　いじめ問題などに適切に対応し、
　　一人ひとりがお互いを尊重する学校をつくります ―――――――――――― 106

16　児童生徒が安全に学ぶことができる
　　教育環境の整備や教職員の資質の向上を進めます ―――――――――――― 111

17　多様なニーズに応じた特色ある私学教育を充実します ―――――――――― 118

18　地域に貢献する人材を育てます ―――――――――――――――――――― 120

19　文化芸術・スポーツを担う人材を育てます ―――――――――――――――― 129

20　高等教育機関と連携した地域づくり・人づくりを進めます ―――――――― 135

Ⅳ　居住環境・コミュニティ ―――――――――――――――――――――――――― 140

21　快適で豊かな暮らしを支える生活環境をつくります ―――――――――――― 144

22　地域の暮らしを支える公共交通を守ります ―――――――――――――――― 149

23　つながりや活力を感じられる地域コミュニティを守り育てます ―――――― 153

24　岩手で暮らす魅力を高め、移住・定住を促進します ―――――――――――― 157

25　海外の多様な文化を理解し、共に生活できる地域づくりを進めます ―――― 160

26　文化芸術・スポーツを生かした地域をつくります ―――――――――――― 163

Ⅴ　安全 ---------- 168
27　自助、共助、公助による防災体制をつくります ---------- 172
28　事故や犯罪が少なく、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます -------- 179
29　食の安全・安心を確保し、地域に根ざした食育を進めます ---------- 185
30　感染症による脅威から一人ひとりの暮らしを守ります ---------- 188

Ⅵ　仕事・収入 ---------- 192
31　ライフスタイルに応じた新しい働き方を通じて、
　　一人ひとりの能力を発揮できる環境をつくります ---------- 197
32　地域経済を支える中小企業の振興を図ります ---------- 205
33　国際競争力が高く、地域の産業・雇用に好循環をもたらす
　　ものづくり産業を盛んにします ---------- 212
34　地域資源を生かした魅力ある産業を盛んにします ---------- 217
35　地域経済に好循環をもたらす観光産業を盛んにします ---------- 222
36　意欲と能力のある経営体を育成し、農林水産業の振興を図ります ---------- 229
37　収益力の高い「食料・木材供給基地」をつくります ---------- 236
38　農林水産物の付加価値を高め、販路を広げます ---------- 252
39　一人ひとりに合った暮らし方ができる農山漁村をつくります ---------- 259

Ⅶ　歴史・文化 ---------- 264
40　世界遺産の保存と活用を進めます ---------- 266
41　豊かな歴史や民俗芸能などの伝統文化が
　　受け継がれる環境をつくり、交流を広げます ---------- 268

Ⅷ　自然環境 ---------- 272
42　多様で優れた環境を守り、次世代に引き継ぎます ---------- 276
43　循環型地域社会の形成を進めます ---------- 283
44　地球温暖化防止に向け、脱炭素社会の形成を進めます ---------- 287

Ⅸ　社会基盤 ---------- 294
45　科学・情報技術を活用できる基盤を強化します ---------- 298
46　安全・安心を支える社会資本を整備します ---------- 303
47　産業や観光振興の基盤となる社会資本を整備します ---------- 309
48　生活を支える社会資本を良好に維持管理し、次世代に引き継ぎます -------- 314

Ⅹ　参画 ---------- 318
49　性別や年齢、障がいの有無にかかわらず活躍できる社会をつくります ------ 322
50　幅広い市民活動や多様な主体による県民運動を促進します ---------- 328

巻末資料　「特に強化すべき事項」一覧 ---------- 333
　　「いわて幸福関連指標」一覧 ---------- 338

はじめに

1　政策推進プランの策定趣旨

「いわて県民計画（2019～2028）」長期ビジョン第５章では、県民一人ひとりがお互いに支え合いながら、幸福を追求していくことができる地域社会を実現していくため、「岩手の幸福に関する指標」研究会から示された「主観的幸福感に関する12の領域」をもとに、「健康・余暇」、「家族・子育て」、「教育」、「居住環境・コミュニティ」、「安全」、「仕事・収入」、「歴史・文化」、「自然環境」と、これらの分野を下支えする共通的土台としての「社会基盤」、「参画」を加えた10の政策分野を設定しています。

政策推進プランは、これらの政策分野に基づく取組を推進するため、重点的・優先的に取り組むべき政策や、その具体的な推進方策を明らかにし、長期ビジョンの実効性を確保するものです。

2　政策推進プランの計画期間

「いわて県民計画（2019～2028）」長期ビジョン第５章の第３期アクションプランとして策定するもので、令和９年度から「いわて県民計画（2019～2028）」長期ビジョンの終期である令和10年度までの２年間の計画とします。

3　政策推進プランの構成

10の政策分野ごとの取組を進めるに当たっては、県はもとより、県民、企業、ＮＰＯ、市町村など、地域社会を構成するあらゆる主体が、それぞれ主体性を持って行動していくことが必要です。

このため、政策推進プランでは、各政策分野における幸福に関連する客観的な指標「いわて幸福関連指標」のほか、50の政策項目ごとに、取組の「基本方向」、「県が取り組む具体的な推進方策」、「県以外の主体に期待される行動」を示しています。

4　政策推進プランの推進

⑴　多様な主体が参画した取組の推進

平成21年に策定した「いわて県民計画」では、県民、企業、ＮＰＯ、市町村や県など、地域社会を構成するあらゆる主体の総力を結集し、地域の価値を高めていく取組を進め、その過程では、県政への参画の機会が比較的少なかった若者や女性などの参画が促進され、多くの県民や多様な主体が社会の中でつながり、社会的に弱い立場にある方々が孤立することのないよう、支え合う社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）を重視する視点が定着してきました。

また、東日本大震災津波からの復旧・復興においても、県民をはじめ、企業、ＮＰＯ、関係団体、高等教育機関など、県内外の多様な主体の参画や交流・連携による「開かれた復興」を推進してきました。

「いわて県民計画（2019～2028）」においても、地域社会を構成するあらゆる主体が、それぞれ主体性を持って行動することや、社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）の観点に立って取組を進めることを重視しており、新型コロナウイルス感染症への対応に当たっても、様々な主体との協力関係をもとに、目標の達成に向けた各主体の主体的な取組を促進してきました。

また、第２期政策推進プラン期間中においては、人口減少や少子高齢化の進行、人手不足の深刻化、デジタル技術の進展など、地域を取り巻く環境が変化する中にあっても、多様な主体が、

それぞれの強みや特性を生かしながら連携・協働し、地域課題の解決に向けた取組を様々な分野で進めてきました。

第３期政策推進プランの推進に当たっても、東日本大震災津波や新型コロナウイルス感染症への対応、さらには第２期政策推進プラン期間中の様々な取組を通じて培われた各主体相互の連携・協働を重視し、県の役割を柔軟かつ的確に果たしながら、多様な主体が参画した取組を更に進め、県政課題の解決を図っていくことが重要です。

このため、県においては、ネットワーク化の支援や協働の場づくりなど、県と多様な主体との役割分担に基づく連携・協働を広げていく取組や、民間や地域の力を引き出す取組を一層推進していきます。

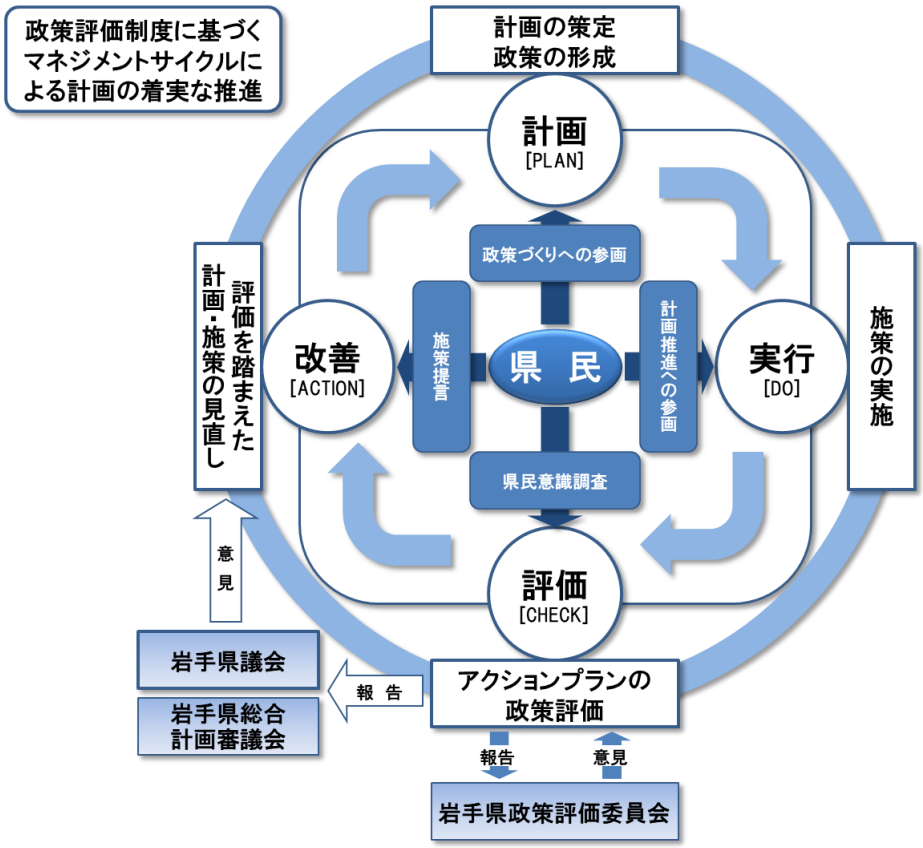
⑵　政策推進プランの評価と弾力的な見直し

厳しい財政状況の中で、財源の確保に努めるとともに、計画の実効性を高めていくためには、立案した計画に基づき、施策を着実に実施し、その評価を通じて、次に実施する施策を見直していくことが重要です。

このため、政策推進プランの進捗管理に当たっては、政策評価の仕組みに基づくマネジメントサイクルを確実に機能させ、取組の成果の評価結果を県民と共有し、計画の実効性を高め、取組を着実に推進していきます。

政策評価の結果については、外部の有識者で構成する岩手県政策評価委員会の意見を伺うとともに、岩手県議会や岩手県総合計画審議会に報告し、政策評価等を踏まえた課題やその解決方向などについて、幅広く意見を伺います。

また、社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて、内容を見直すなど、弾力的に対応していきます。



10の政策分野の基本的考え方＞

Ⅰ　健康・余暇

～健康寿命が長く、いきいきと暮らすことができ、
　　また、自分らしく自由な時間を楽しむことができる岩手～

生涯を通じた心身の健康づくりを進め、地域の保健医療提供体制の充実や福祉コミュニティづくりなどにより、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、こころと体の健康を実感でき、また、文化芸術活動やスポーツ活動、学びの機会を充実することにより、余暇の充実を実感できる岩手の実現に向けた取組を展開します。

Ⅱ　家族・子育て

～家族の形に応じたつながりや支え合いが育まれ、
　　また、安心して子育てをすることができる岩手～

従来の形に捉われない様々な家族の形態において、それぞれが大切な人とのつながりや支え合いを確保できる環境づくりを進めることにより、共につながり、支え合う良好な家族関係を実感でき、また、結婚や出産、子育てなどの環境づくりを進めることにより、家庭や地域で、子どものいきいきとした成長が実感できる岩手の実現に向けた取組を展開します。

Ⅲ　教育

～学びや人づくりによって、将来に向かって可能性を伸ばし、自分の夢を実現できる岩手～

学校教育の充実や国際交流、文化・スポーツ、産業などの様々な分野での人づくりを進めることにより、将来を担う子どもたちの心豊かな学びや生きる力の高まりを実感でき、国内外や地域社会の様々な分野で活躍する人材が育っていると実感できる岩手の実現に向けた取組を展開します。

Ⅳ　居住環境・コミュニティ

～不便を感じないで日常生活を送ることができ、
　　また、人や地域の結び付きの中で、助け合って暮らすことができる岩手～

居住環境の整備や日常生活に必要不可欠な交通手段の確保などにより、住まいの快適さや暮らしやすさを実感でき、また、多様な主体の連携や異なる文化、県内外の人的・経済的な交流などにより、暮らし続けたい、帰りたいと思える地域のつながりを実感できる岩手の実現に向けた取組を展開します。

Ⅴ　安全

～災害をはじめとした様々なリスクへの備えがあり、事故や犯罪が少なく、
　　安全で、安心を実感することができる岩手～

災害に対する十分な備えや、犯罪、交通事故が起こりにくい環境づくりに取り組むとともに、食の安全の確保や感染症の予防対策などを進めることにより、地域の安全や暮らしの安心を実感できる岩手の実現に向けた取組を展開します。

Ⅵ　仕事・収入

～農林水産業やものづくり産業などの活力ある産業のもとで、安定した雇用が確保され、
また、やりがいと生活を支える所得が得られる仕事につくことができる岩手～

岩手県の地域経済を支える中小企業、地域経済をけん引する自動車や半導体関連産業をはじめとするものづくり産業、地域の特性や資源を活用した産業、幅広い分野に波及効果をもたらす観光産業、岩手県の基幹産業である農林水産業などの産業政策を総合的に展開し、一人ひとりの能力を発揮できる多様な雇用の確保を進めることにより、希望する仕事に就き、安心して働きながら、仕事のやりがいを実感でき、また、経済基盤の高度化や生産性の向上を図ることにより、必要な収入や所得が得られていると実感できる岩手の実現に向けた取組を展開します。

Ⅶ　歴史・文化

～豊かな歴史や文化を受け継ぎ、愛着や誇りを育んでいる岩手～

世界遺産の保存と活用を進め、また、過去や現在から未来に引き継ぎたい地域の歴史や伝統文化を学び、受け継ぐことにより、岩手や地域への誇りや愛着を実感できる岩手の実現に向けた取組を展開します。

Ⅷ　自然環境

～一人ひとりが恵まれた自然環境を守り、自然の豊かさとともに暮らすことができる岩手～

良好な自然環境の保全や循環型地域社会の形成、再生可能エネルギーの導入をはじめとする地球温暖化対策などを進めることにより、自然に恵まれていることを実感できる岩手の実現に向けた取組を展開します。

Ⅸ　社会基盤

～防災対策や産業振興など幸福の追求を支える社会基盤が整っている岩手～

社会経済活動や教育・研究の土台となる情報通信技術の活用、科学の振興、産業や暮らしを支える社会資本の整備など、８つの政策分野を支える基盤の強化により、地域の魅力を実感できる岩手の実現に向けた取組を展開します。

Ⅹ　参画

～男女共同参画や若者・女性、高齢者、障がい者などの活躍、
幅広い市民活動や県民運動など幸福の追求を支える仕組みが整っている岩手～

男女共同参画や若者・女性、高齢者、障がい者などが活躍できる仕組みづくり、ＮＰＯや関係団体等の多様な主体による幅広い市民活動や県民運動の促進など、８つの政策分野を支えるソフトパワーの強化により、地域の魅力を実感できる岩手の実現に向けた取組を展開します。

また、これらの取組の展開に当たっては、岩手県の魅力の国内外への情報発信や市町村との連携の推進などの視点も重要です。

＜【再掲】の表示について＞

複数の政策分野に関連する「いわて幸福関連指標」については、最も関連性の高い政策分野以外には、「【再掲】」として表示しています。

同様に、複数の政策項目に関連する「県が取り組む具体的な推進方策」の取組内容や目標についても、最も関連性の高い政策項目以外には「【再掲】」として表示しています。

政策推進プランの特に強化すべき事項

1　第２期政策推進プランの成果と課題

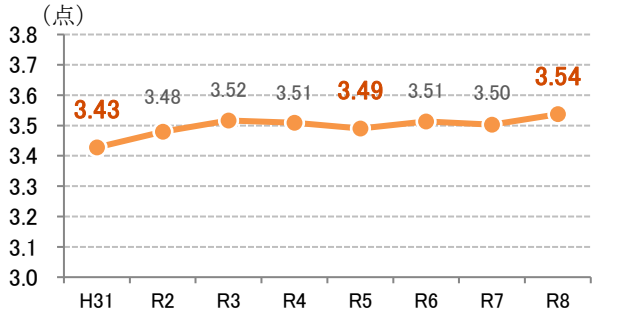
いわて県民計画（2019～2028）では、「幸福」を理念に掲げ、県民一人ひとりがお互いに支え合いながら、幸福を追求していくことができる地域社会の実現を目指し、幸福を守り育てるための取組を進めてきました。

県民の幸福感については、「県の施策に関する県民意識調査[1]」において、「幸福だと感じている」から「幸福だと感じていない」までの５段階で調査しており、令和８年の県全体における主観的幸福感の平均値は、3.54点（５点満点）で、第２期政策推進プラン開始直前の令和５年調査（3.49点）と比べて、統計的には横ばいでした。なお、第１期政策推進プラン開始直前の平成31年調査（3.43点）と比べると上昇しています。

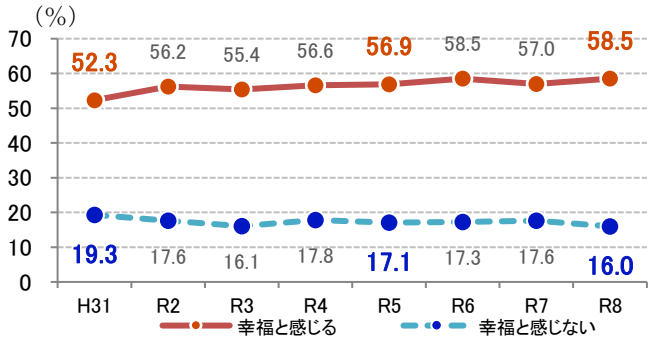
なお、県全体の主観的幸福感についてみると、「幸福だと感じている」又は「やや幸福だと感じている」と回答した人の割合は58.5%で令和５年（56.9%）及び平成31年（52.3%）と比較し増加していました。一方、「幸福だと感じていない」又は「あまり幸福だと感じていない」と回答した人の割合は16.0%で、令和５年（17.1%）及び平成31年（19.3%）と比較し減少していました。

分野別にみると、「自然のゆたかさ」、「家族関係」及び「地域の安全」の実感が高く、「必要な収入や所得」の実感が低い状況です。一方で、令和５年と比較すると、２分野（余暇の充実、歴史・文化への誇り）で実感が上昇しており、１分野（地域の安全）で野生鳥獣の出没や被害の発生が多いこと等を要因として低下している状況です。

■主観的幸福感の平均値（県計）の推移[点]



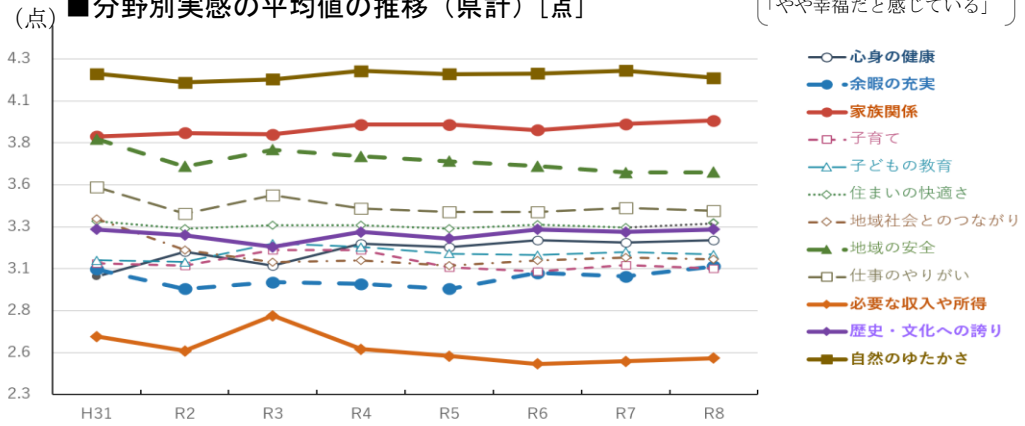
■主観的幸福感（県計）の推移［割合］



「幸福だと感じている」又は「やや幸福だと感じている」

「幸福だと感じていない」又は「あまり幸福だと感じていない」

■分野別実感の平均値の推移（県計）［点］



[1] 県の施策に関する県民意識調査：「いわて県民計画(2019～2028)」に基づく県の施策について、県民の幸福感や各施策の重要度・満足度等を把握し、今後の施策の方向性等を明らかにすることを目的として、県内に居住する 18 歳以上の個人 5,000 人を無作為に抽出し、毎年１月から２月にかけて郵送により実施している調査。

第２期政策推進プランでは、10 の政策分野に基づく取組を進める上で「人口減少対策」を最優先とし、「自然減・社会減対策」「ＧＸ」「ＤＸ」「安全・安心な地域づくり」の４つの重点事項を掲げ、施策を推進してきました。

これらの取組により、国内有数のものづくり産業の集積や働き方改革の推進、第２子以降の保育料無償化など、各般の施策によって、本県の住みやすさ、働きやすさ、子育てのしやすさ等の向上が図られてきました。

また、人口減少対策を最優先とし、４つの重点事項に関する視点は、施策立案の着眼点として浸透・定着するとともに、各政策分野における様々な成果につながっています。一方、引き続き対応が必要な課題が残るとともに、新たな政策課題も生じています。

Ⅰ　健康・余暇

健康経営に取り組む企業の広がりや検（健）診受診率の向上、高齢者の要介護認定率の低下、スポーツ実施率の向上など、健康づくりや余暇の充実に向けた成果が現れています。一方、脳血管疾患や心疾患などの生活習慣病等による死亡率は高止まりし、孤独・孤立の問題も深刻化しています。また、医療・介護人材の不足や医師の地域偏在・診療科偏在が続いているほか、地域のスポーツ活動や生涯学習を支える人材が不足しています。

Ⅱ　家族・子育て

こども家庭センターの設置や産後ケア事業の全市町村での実施など、妊娠期から子育て期まで切れ目なく支える仕組みが充実したほか、待機児童の減少やこどもの居場所づくりに広がりが見られます。一方、出生数や婚姻件数の減少が続く中、若い世代のライフデザインを考える機会の不足や、プレコンセプションケアの理解促進が課題となっています。また、子育て家庭が抱える悩みの多様化や保育人材の不足、家庭内の家事・育児負担の偏り、仕事と子育ての両立支援に取り組む企業の更なる拡大など、社会全体で子育てを支える環境づくりが課題となっています。

Ⅲ　教育

１人１台端末の活用と教員のＩＣＴ活用指導力の向上が進み、体力・運動能力も高い水準を維持するなど、子どもたちの学びや育ちに成果が見られます。また、文化芸術・スポーツ分野で全国的に活躍する人材の輩出などの成果が現れています。一方、デジタルを生かした授業改善には学校・教員間でばらつきがあるほか、いじめの認知件数や不登校児童生徒数が増加しています。また、県内就職率の低下や地域産業を担う人材の不足、教員や文化芸術・スポーツの指導者の不足などが課題となっています。

Ⅳ　居住環境・コミュニティ

住宅の耐震化・省エネ化や汚水処理施設の整備が進んでいます。また、特定地域づくり事業協同組合の設立など地域の担い手確保の仕組みが広がっているほか、外国人県民等の増加を肯定的に受け止める県民が増えています。一方、空き家の増加や上下水道事業の収入減少、地域公共交通の利用者減少と運転士不足など、暮らしの基盤の維持が課題となっています。また、地域社会とのつながりの希薄化により地域コミュニティの機能低下や担い手不足が懸念されています。

Ⅴ　安全

避難者把握システムの構築や避難所環境の改善、自動車避難のルールづくりなど防災体制の強化が進んだほか、感染症や家畜伝染病に備える体制づくりが進んでいます。一方、日頃から災害

に備えている県民の割合は５割に満たず、自主防災組織や消防団等の担い手不足、震災対応を経験した職員の減少など、地域と行政の災害対応力の維持が課題となっています。また、刑法犯認知件数や特殊詐欺被害、交通事故、ツキノワグマの市街地等への出没が増加しています。

Ⅵ　仕事・収入

自動車・半導体関連産業などの集積が進むとともに、ものづくり産業を中心とした企業の付加価値額が増加しているほか、観光消費額がコロナ禍前を上回る水準まで回復し、農林水産業では一経営体当たりの産出額が増加しています。また、総実労働時間も着実に減少するなど、企業の働き方改革も進展しています。一方、一人当たり県民所得は全国との差が拡大傾向にあるほか、価格転嫁の遅れや人手不足などにより、企業の経営環境は厳しさを増しています。また、開業率の低迷や後継者不足、農林水産業の担い手の減少に加え、国内需要の伸び悩みや産地間競争の激化など、地域経済を支える担い手や販路の確保が課題となっています。

Ⅶ　歴史・文化

世界遺産等への来訪者数が増加しているほか、「ひらいずみ遺産」を中心とした文化観光の推進体制の構築や周遊プログラムの整備など、来訪者の受入れに向けた取組が進んでいます。一方、交流の拡大や地域の活性化に向けて、世界遺産や伝統文化、食など本県の豊富な文化資源の更なる活用を図る必要があります。また、少子高齢化により民俗芸能の担い手が不足し、活動を休止する団体が増えるなど、地域の文化の継承が課題となっています。

Ⅷ　自然環境

温室効果ガス排出量の削減や脱炭素経営に取り組む事業者の増加など、環境の保全と脱炭素化に向けた取組が進んでいます。一方、ツキノワグマやシカ、イノシシなど野生鳥獣による人身被害や農林業被害が増加しています。また、再生可能エネルギーによる電力自給率が伸び悩んでいるほか、家庭系ごみ排出量は減少しているものの依然として全国平均を上回っています。

Ⅸ　社会基盤

河川改修や砂防施設の整備による再度災害の防止、復興道路等の沿線への企業立地や新たなコンテナ航路の就航、クルーズ船寄港回数の増加、デジタル技術の活用の広がりなど、社会基盤の整備と活用が進んでいます。一方、水災害等のリスクを抱える地域が残り、港湾取扱貨物量の回復の遅れやクルーズ船寄港による波及効果の地域的な偏りも見られます。また、資材価格の高騰や担い手不足の中で社会資本の老朽化が進んでいるほか、県民サービスの向上や地域課題の解決に向けた更なるデジタル・ＡＩ技術の活用が必要です。

Ⅹ　参画

女性活躍認定企業等の普及など女性活躍の機運が高まっているほか、若者の主体的な活動の広がりや障がい者雇用の着実な進展が見られます。一方、地域社会での男女の不平等感や固定的性別役割分担意識は依然として残っており、女性管理職や女性経営者の割合も伸び悩んでいます。また、若者が地域活動を始めるきっかけや地域内のネットワークの不足、高齢者のボランティア活動比率の低下、障がい特性に応じた多様な就労の場の不足、ＮＰＯ等への参加の伸び悩みなど、多様な主体の地域社会への参画が課題となっています。

２　第３期政策推進プランの特に強化すべき事項

⑴　現状・背景

各政策分野における取組が進展し、暮らしやすさの向上など一定の成果が現れている一方で、国全体では、人口減少や東京圏への一極集中という大きな流れを変えるまでには至っておらず、若者・女性をはじめとした地方からの転出超過や出生数の減少傾向が続くなど、本県においても当面の間、人口減少が進み、特に生産年齢人口の減少が見込まれています。

人口動向は、地域における雇用の場や所得水準、子育て、教育、医療・福祉、地域公共交通など、県民の仕事や暮らしと密接に関わっています。このため、自然減・社会減のそれぞれの要因に応じた息の長い取組を各政策分野において進めながら、地域に必要な機能やサービスを維持し、持続可能な社会を構築していく必要があります。

本県を取り巻く社会経済情勢も大きく変化しています。長引く物価高騰や中東情勢の緊迫化に伴う原材料不足等が県民の暮らしや事業者の経営に影響を及ぼしており、人手不足の深刻化や賃上げへの対応なども相まって、県内企業を取り巻く経営環境は厳しさを増しています。加えて、ＧＸ・ＤＸの進展やＡＩをはじめとする技術革新が産業構造や働き方に変化をもたらしているほか、自然災害の激甚化・頻発化や野生鳥獣の出没の増加など、県民の安全・安心に関わるリスクも高まっています。

人口減少や社会経済情勢の変化が及ぼす影響は、政策分野によって様々です。また、施策によっては効果が現れるまでに時間を要するものもあり、これまでの取組による成果の現れ方や残された課題も政策分野ごとに異なっています。「いわて県民計画（2019～2028）」の終期を見据え、長期ビジョンに掲げる基本目標の実現に向けて、各政策分野の状況に応じて重点的に取り組むべき事項を見極め、的確な取組を進めていくことが重要です。

こうした中、国においては、「強い経済」の実現に向け、「日本成長戦略」（令和８年７月閣議決定）に基づく官民の成長投資を進めるとともに、「地域未来戦略」（令和８年７月閣議決定）により地域の産業の成長を通じた地方経済の活性化を図ることとしており、地方が経済成長の担い手となることが期待されています。これらの国の動向や、「岩手成長戦略」（令和９年３月策定予定）の方向性も踏まえ、社会経済情勢の変化を新たな成長の機会としても捉えていく視点が、一層重要となっています。

⑵　特に強化すべき事項

第３期政策推進プランでは、いわて幸福関連指標の状況や県民ニーズ度、社会経済情勢の変化等を分析するとともに、市町村や各種団体等からの意見などを踏まえ、10 の政策分野ごとに、今後２年間で重点的に取り組む「特に強化すべき事項」を設定し、本県の強みを更に伸ばすとともに、政策分野全体の底上げを図っていきます。

「特に強化すべき事項」は、関連する政策項目の「県が取り組む具体的な推進方策」に反映し、具体的な取組につなげていきます。また、「特に強化すべき事項」は政策分野ごとに設定しますが、各政策分野の取組・成果が他の政策分野にも波及するよう、政策分野間の連動を図り、相乗効果を高めていきます。

Ⅰ　健康・余暇

健康寿命が長く、いきいきと暮らすことができ、
また、自分らしく自由な時間を楽しむことができる岩手

【これまでの成果と課題】

・　ライフステージに応じた切れ目ない健康づくりの取組や健康経営[1]に取り組む企業の広がり、各種検（健）診等の受診率の向上により、生涯にわたり心身ともに健やかに生活できる環境づくりが進められています。一方で、脳血管疾患や心疾患等の生活習慣病による年齢調整死亡率[2]は、依然として全国上位で推移しており、健康づくりの取組の成果が食生活の改善や運動習慣の定着など県民の行動変容や健康状態の改善に十分に結び付いていない状況が見られます。また、県によるアドバイザーの派遣等により、市町村による通いの場の充実が図られるなど、介護予防・健康づくりの施策は着実に推進されており、75 歳以上 85 歳未満高齢者の要介護認定率は低下傾向にありますが、通いの場への参加者の拡大など、高齢者の社会参加の促進には課題が見られます。

・　地域における様々な分野の関係機関・団体等のネットワーク強化など、官民一体となった取組を推進し、自殺率は長期的には減少傾向にある一方、全国平均を上回る水準となっています。また、長引く物価高騰等による生活上の不安の高まりや単身世帯の増加等による孤独・孤立[3]の問題が深刻化し、かつ、自殺の要因が複雑化・多様化している状況において、支援が必要な人を早期に把握し、継続的な支援につなげていくため、地域における支援体制の構築が求められています。

・　医療提供体制の整備に向け、奨学金制度等を活用した医師・看護職員等の確保対策に取り組んできましたが、医療従事者数は依然として十分な水準には達していません。また、医療需要の地域差や地域特性、勤務環境の違い等により、地域偏在や診療科偏在が生じています。

・　高齢化の進行や地域のつながりの希薄化を背景に、8050（ハチマルゴーマル）問題[4]やダブルケア[5]、社会的孤立[6]、生活困窮等の、複雑化・複合化した支援ニーズが顕在化しており、こうした問題への早期介入や、関係機関の体制づくりには課題が残っています。また、重層的支援体制整備事業[7]は小規模市町村での導入が進んでいない中、令和８年社会福祉法改正により創設された「小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業」の活用により、地域の実情に応じた包括的な支援体制の整備を促進することが求められています。

・　市町村において、地域課題の共有・解決に向けた関係機関等との連携体制の構築や、生活支援

---

[1] 従業員の健康維持・増進が、企業の生産性や収益性の向上につながるという考え方に立って、経営的な視点から、従業員の健康管理を戦略的に実践すること（健康経営は、ＮＰＯ法人健康経営研究会の登録商標。）。

[2] 人口構成の異なる地域間の死亡の状況を比較するために用いる指標で、高齢化の影響等により、年齢構成が異なる集団の間での死亡率の比較や、同じ集団の死亡率の年次推移を見るため、集団全体の死亡率を基準となる集団の年齢構成（基準人口）に合わせた形で算出した死亡率。

[3] 日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けていること。

[4] 80 代前後の高齢の親と、生活面で親に依存する 50 代前後の子が同居する世帯において、親の高齢化に伴い、生活上の課題や社会的孤立が顕在化する問題。

[5] 近年、晩婚化・晩産化による出産年齢の上昇や、平均寿命の伸長などを背景に、育児（子育て）と介護（高齢者等のケア）が同時に発生している状態のこと。

[6] 主観的な孤独感の有無にかかわらず、家族や友人、地域などとの接触や交流が乏しく、社会とのつながりが希薄である客観的な状態。

[7] 属性や世代を問わない相談支援や社会とのつながりを回復する参加支援などの個別支援に加え、住民同士がつながり支え合う地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業。

コーディネーター[8]・協議体を中心とした生活支援体制の整備など、地域包括ケアシステム[9]の取組が進んでいる一方で、介護人材や生活支援の担い手の確保などが課題となっています。また、障がい者の相談支援体制の充実、グループホームの整備などによる、本人の希望する生活の場への地域移行を促進するための取組が進んでいますが、相談支援専門員[10]等が不足しているなどの課題が見られます。

- 文化芸術に係る催事の開催等により、県民誰もが文化芸術を発表・鑑賞できる機会の充実が図られましたが、文化芸術の担い手減少により、県民が文化芸術に触れる機会の縮小が懸念されることから、引き続き、誰もが幅広い分野の文化芸術に親しむことができる機会の確保が必要です。
- 県民の健康増進に向けたスポーツの振興のため、市町村や関係団体等と連携したスポーツ教室の開催、企業への講師派遣等を通じてスポーツに親しむ機会の充実を図ってきたことに加え、県出身・県ゆかりのアスリートの国内外での活躍などを背景としたスポーツを楽しむ機運の醸成等により、スポーツ実施率が向上しています。一方で、年齢や性別、障がいの有無に関わらず誰もがスポーツを楽しむ機会の拡大に向けては、幅広いスポーツ活動を支える地域の実施体制や人材の確保・育成が課題となっています。
- 社会教育施設等における多様な学習機会の提供など、県民が生涯を通じて学習活動に参加できる環境の整備は進んできた一方で、生涯学習に取り組む県民の割合は横ばい傾向にあります。また、指導者やボランティア等の人材登録制度については、認知度や登録の意義が十分に浸透しておらず、生涯学習の推進を支える人材の確保・活用が課題となっています。

[8] 高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。
[9] 地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制のこと。
[10] 障がいのある方が自立した地域生活を送れるよう、個別の相談支援と地域資源の活用を通じてケアマネジメントを行い、総合的に支援する者。

【今後の方向性】

- 生活習慣病の予防に向けて、保健医療データの分析を踏まえた効果的な情報発信を行いながら、食生活や運動等の生活習慣の改善や、疾病の早期発見、早期治療のためのがん検診及び特定健診の更なる受診率向上に取り組みます。また、岩手県脳卒中予防県民会議と連携し、官民が一体となって脳血管疾患の年齢調整死亡率の全国との格差の縮小に取り組むとともに、県内経済団体等と連携し、企業における「健康経営」を推進します。さらに、高齢者の介護予防には、高齢者自身が社会とのつながりを維持することが効果的であることから、普及啓発を行うことにより高齢者の社会参加を促進します。これらの取組を通じて、企業や市町村、関係団体と連携しながら、働き盛り世代から高齢者までライフステージに応じた予防的な健康づくりを推進します。
- 孤独・孤立対策の推進に向けて、本県の社会資源として培ってきた自殺対策との施策的な連携を図るとともに、東日本大震災津波後に培われたこころのケア等の取組の成果を震災レガシーとして継承・発展させることにより、効果的な支援体制の整備を推進します。
- 自殺予防に向けて、自殺対策推進協議会を通じて多様な関係者間における孤独・孤立対策等の関連施策との有機的な連携・協力を図りながら、包括的な自殺対策プログラムを推進するほか、職域や地域の特性、性別、高齢者等の対象に応じた相談支援体制の充実等の取組を推進します。
- 医療提供体制の維持・確保に向けて、即戦力医師の招へいや奨学金制度等を活用した医師・看護職員等の確保・養成を進めるとともに、地域偏在や診療科偏在の解消に取り組みます。また、医療従事者の勤務環境改善や医療現場における生産性向上を推進し、持続可能な医療提供体制の確保を図ります。さらに、周産期母子医療センター[11]を中心として、「周産期医療支援ネットワーク」等を活用しながら、周産期医療機関の機能分担、連携及び救急搬送体制の充実に取り組みます。
- 地域住民が抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、相談を待つだけでなく、課題を抱える方へ早期介入し、適切な支援につなげるための市町村による地域の実情に応じた包括的な支援体制の整備を着実に推進します。また、生活困窮者の生活再建に向け、関係団体等が情報を共有し、支援方針や役割分担等の課題解決に向けた支援体制の構築に取り組みます。
- 介護予防や重度化防止等に向けた保険者機能の強化に取り組み、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進を図るとともに、認知症になっても希望を持って暮らし続けることができる地域づくりを進めます。また、障がい者が安心して生活できる環境整備を進めるため、障がい福祉サービスの基盤整備、福祉的就労の場の拡充を促進します。さらに、介護現場への多様な人材の参入促進や介護テクノロジー[12]の活用等による働きやすい職場環境づくりなどに取り組み、福祉・介護人材の育成・確保・定着を図ります。
- 幅広い分野の文化芸術に親しむ機会の拡大に向け、デジタル技術も活用しながら、年齢、性別、障がいの有無、居住する地域に関わらず、県民が身近な場所で文化芸術活動を発表・鑑賞できる機会の充実を図ります。また、県民がスポーツに取り組む機会の拡大に向け、身近な地域でスポーツ活動ができる環境を整備するとともに、インクルーシブスポーツ[13]の普及拡大等を進めます。
- 県民一人ひとりが生涯にわたり学び続けられるよう、多様な学習ニーズに対応した学習機会の充実を図るとともに、社会教育人材の確保・育成・活用を推進します。また、人材登録制度の周

[11] 周産期（妊娠 22 週から出生後 7 日未満までの期間）とその前後の期間に対応した専門的な医療を提供する医療機関。
[12] 介護サービスの質の向上、職員の負担軽減、高齢者の自立支援に資する介護ロボットやＩＣＴ等のテクノロジーの総称。
[13] 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催により関心が高まっている共生社会型スポーツ。障がいのある人もない人も、性別・年齢・国籍等に関わらず、互いが人格と個性を尊重し合い、多様な在り方を認め合いながら、共に楽しみ、交流を図るスポーツ。

知・活用促進を通じて、県民の主体的な学びと地域づくりへの参画の促進に引き続き取り組みます。

【特に強化すべき事項】

第２期政策推進プランの成果と課題、社会経済情勢の変化、市町村や各種団体等からの意見などを踏まえ、今後２年間で強化すべき事項は以下のとおり。

- **生活習慣の改善及びメンタルヘルス対策の強化**

  企業や市町村、関係団体と連携しながら、働き盛り世代から高齢者までライフステージに応じた予防的な健康づくりを推進し、心身の健康の維持・向上を図ります。

- **孤独・孤立リスクに対する支援体制の強化**

  孤独・孤立を個人の問題ではなく社会環境の変化により生じる課題として捉え、持続的に社会的つながりを確保する予防的な支援体制の構築を図ります。

- **医療・介護分野の人材確保及び生産性向上の取組強化**

  専門職の人材確保支援と、ＤＸ・ＩＣＴ活用等による業務効率化や勤務環境改善を一体的に進め、現場の生産性向上に取り組みます。

【いわて幸福関連指標】

指　　標	単位	現状値 R7	年度目標値 R9	計画目標値 R10
①　健康寿命〔平均自立期間〕				
（男性）	年	79.68(R6)		
（女性）		84.30(R6)		
②　がん、心疾患及び脳血管疾患で死亡する人数〔10 万人当たり〕				
（男性）	人	766.4(R6)		
（女性）		411.3(R6)		
③　自殺者数〔10 万人当たり〕	人	19.6		
④　75 歳以上 85 歳未満高齢者の要介護認定率	%	11.2		
⑤　訪問診療（歯科含む）・看護を受けた患者数〔10 万人当たり〕	人	8,298(R6)		
⑥　余暇時間〔一日当たり〕[注１]	分	392		
⑦　県内の公立文化施設における催事数[注２]	件	1,770		
⑧　スポーツ実施率	%	69.9(R6)		
⑨　生涯学習に取り組んでいる人の割合	%	45		

【参考指標（実績値）】

健康寿命〔日常生活に制限のない期間〕（令和４年：男性 70.93 年、女性 74.28 年）［厚生労働科学研究］、

喫煙率（令和４年：19.3%）［国民生活基礎調査（厚生労働省）］

［注１］　休日を含む１週間の平均

［注２］　岩手県内公立文化施設協議会加盟施設のうち、各市所在の主な 14 施設の催事数

※１　上記の表中、右上に（　）を付した数値は、表頭の年度以外の年度の実績値又は目標値を示しています。

【政策項目一覧】

政策項目	具体的推進方策
1　生涯にわたり心身ともに健やかに生活できる環境をつくります	①　生涯を通じた健康づくりの推進
	②　こころの健康づくりの推進
	③　孤独・孤立対策の推進
	④　自殺対策の推進
2　必要に応じた医療を受けることができる体制を充実します	①　医療を担う人づくり
	②　質の高い医療が受けられる体制の整備
3　介護や支援が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活できる環境をつくります	①　互いに認め合い、共に支え合う福祉コミュニティづくりの推進
	②　みんなが安心して暮らせるセーフティネットの整備
	③　高齢者の生活支援と介護予防の推進
	④　認知症施策の推進
	⑤　介護を要する高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる環境の整備
	⑥　障がい者が安心して生活できる環境の整備
	⑦　障がい者の社会参加の促進
	⑧　福祉・介護人材の育成・確保・定着
4　幅広い分野の文化芸術に親しみ、生涯を通じてスポーツを楽しむ機会を広げます	①　県民が日常的に文化芸術に親しむ機会の充実
	②　障がい者の文化芸術活動の推進
	③　ライフステージに応じて楽しむ生涯スポーツの推進
	④　障がい者スポーツ等への参加機会の充実
5　生涯を通じて学び続けられる場をつくります	①　多様な学習機会の充実
	②　岩手ならではの学習機会の提供
	③　学びと活動の循環による地域の活性化
	④　社会教育の中核を担う人材の育成
	⑤　多様な学びのニーズに応じた拠点の充実

Ⅰ　健康・余暇

1　生涯にわたり心身ともに健やかに生活できる環境をつくります

（基本方向）

県民が健やかに生活できるよう、食生活や運動等の生活習慣の改善、がん検診・特定健診の受診率向上などの取組により、生涯を通じた健康づくりを推進するとともに、精神疾患に関する正しい知識の普及・啓発に取り組み、こころの健康づくりを進めます。

また、家族や地域、職場等における人と人とのつながりの希薄化が進む中、今後単身世帯の一層の増加により深刻化が懸念されている孤独・孤立の問題に対し、保健・医療・福祉をはじめとする幅広い分野の関係機関が連携した支援体制の構築を進めます。

さらに、包括的な自殺対策プログラムを実践するとともに、職域、年代、性別、地域の特性など対象に応じた対策や、相談支援体制の充実に取り組みます。

現状と課題

- 令和６年における日常生活動作が自立している期間の平均から算定した健康寿命（平均自立期間）は、男性79.68年、女性84.30年となっており、令和５年と比べると男性が0.28ポイント、女性が0.44ポイント改善しましたが、コロナ禍前の令和元年の男性79.80年、女性84.31年を下回っています。また、３年に１度の国民生活基礎調査（大規模調査）の結果をもとに、日常生活に制限のない期間の平均で算定した本県の健康寿命は、令和４年において男性が70.93（全国47位）、女性が74.28（全国47位）となっています。
- 県民の健康増進に向けた取組が県内各地で進められており、本県の心疾患、脳血管疾患等の生活習慣病による死亡率は長期的には減少傾向にあるものの、依然として全国高位となっています。減塩、野菜摂取等の健康的な食生活の実践や、運動習慣の定着、喫煙の健康への影響に関する知識の普及、口腔の健康づくり等に向けた取組を進めていますが、健康寿命の延伸や生活習慣病の発症や重症化の予防に向けた県民の行動変容には十分につながっていない状況です。
- 高齢化の進行とともに、がんの死亡者数や罹患者数が増加していくことが見込まれる中、がん検診の受診率は全国平均を上回っているものの、精密検査が必要と判断されたにもかかわらず受診していないケースが見受けられます。また、生活習慣病の発症や重症化の予防を図るためには、メタボリックシンドローム該当者や該当者予備群の早期発見が重要であるものの、特定健康診査[1]受診率は目標値とは依然開きがあり、特定保健指導実施率は全国平均を下回っています。
- 生産年齢人口が減少する中、人材の確保・定着や生産性向上、働きやすい職場環境づくりにつながる健康経営への関心が高まっており、従業員の健康増進に積極的に取り組むいわて健康経営事業所制度の認定数は増加しています。一方で、全国と比べ65歳未満までの若年層から脳血管疾患等の年齢調整死亡率が高いことから、働き盛り世代への生活習慣の改善に向けた取組を推進する必要があります。

[1] 医療保険に加入する 40 歳から 74 歳の被保険者及び被扶養者に対し、メタボリックシンドロームを早期に発見するために行う健診。

・　県によるアドバイザーの派遣等により市町村の通いの場の充実が図られるなど、介護予防の取組は着実に推進されており、75歳以上85歳未満高齢者の要介護認定率は徐々に低下しているものの、全国順位は31位となっています。また、令和６年度現在の県内の通いの場への参加率が5.3%に留まっていることをはじめ、市町村間の取組に差が見られることなどが課題となっています。
・　本県では、精神保健福祉手帳所持者数や自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数が年々増加しており、その背景には精神疾患や治療に対する理解の進展があるものと考えられます。一方で、精神疾患に対する誤解や、疾患に気付かず支援につながらないケースは依然として存在しており、精神疾患の正しい知識の一層の普及や相談窓口の充実が課題となっています。
・　家族や地域等のつながりの希薄化が進む中で、今後単身世帯の一層の増加により孤独・孤立の問題が深刻化することが懸念されており、当事者の立場に立った社会的なつながりを実感できるようにするための福祉的な支援が求められています。また、孤独・孤立の状況は、うつ病などの精神疾患のリスクを高める要因となる可能性も示唆されていることから、地域において、福祉的な支援に加えて、こころの健康づくりや自殺対策等の保健、医療分野を含む関係機関が連携した支援体制の構築が課題となっています。
・　官民一体で自殺対策を推進する体制のもと、包括的な自殺対策プログラムの実践等により、自殺率は減少傾向にありますが、全国を上回る水準となっています。物価高騰による経済的な負担の増大など、不安定な社会情勢の中、自殺の要因が複雑化・多様化しており、支援を必要とする人が周囲から見えにくく、支援につながりにくい状況もあることから、早期に把握し、適切に継続的な支援につなげていくことが課題となっています。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

①　生涯を通じた健康づくりの推進

・　食生活や運動、喫煙等の生活習慣を改善し、健康的な生活ができるよう、「健康いわて 21 プラン[2]」に基づき、健康づくりに関する正しい知識の普及啓発や健康教育を実施し、県民の健康づくりの取組を支援するほか、受動喫煙防止対策等の取組を進めます。
・　がんの早期発見・早期治療につなげるため、企業等と連携して、がんに関する正しい知識の普及や意識啓発、受診勧奨の強化などにより、がん検診受診率の向上を図ります。
・　脳卒中死亡率ワースト１からの脱却と、健康寿命の延伸に向け、「岩手県循環器病対策計画」を踏まえながら、岩手県脳卒中予防県民会議の参画団体・企業等と連携し、官民が一体となって脳卒中予防や健康増進対策を推進するとともに、発症後の早期対応の重要性に関する正しい知識の普及に取り組みます。
・　糖尿病等の生活習慣病を予防するため、特定健康診査等の従事者の資質向上に取り組むとともに、各種広報媒体を活用した普及啓発や、医療保険者、企業等との連携による受診勧奨・保健指導の活用促進など、特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率の向上に向けた取組を強化します。また、市町村や関係団体と連携し、有病者に対する重症化予防のための支援を進めます。
・　子どもから高齢者まで幅広い年代の運動習慣の定着や生活習慣病予防・介護予防等につながる健康づくりと体力向上のため、市町村、企業等と連携した運動機会の提供やイベント等の情報発信、健康運動指導者の育成等を通じて、運動を促進するための環境づくりに取り組みます。

[2] 健康増進法に基づく都道府県が定める健康増進の基本的な計画。

・　食生活改善や健康的な食環境の整備のため、市町村や食生活改善推進員、団体・企業等と連携し、県民への健康的な食生活に関する分かりやすい情報発信や健康教育、健康に配慮した食品の開発支援・普及など、減塩や野菜摂取量増加に向けた取組を一層推進します。
・　健康増進の観点から注目されている県産農林水産物の機能性成分について、試験研究機関や民間企業等による研究、商品開発を推進します。
・　県民がいきいきと働き続けるための健康づくりを推進するため、いわて健康経営事業所の更なる普及拡大や優良事例の表彰等により、健康経営を促進し、働き盛り世代における生活習慣の改善に向けた取組の定着・充実を図ります。
・　口腔の健康は全身の健康と密接な関係があることから、健康的な生活ができるよう、ライフステージに応じた口腔の健康づくりや普及啓発、環境整備等の取組を進めます。
・　市町村における保健指導を通じた高齢者等のフレイル[3]状況の早期発見やハイリスク者への支援、医療専門職の関与など、フレイル予防を学ぶ研修機会を提供し、人材育成の取組を進めます。また、市町村や民間企業等と連携しながら、介護予防や高齢者の社会参加などの取組を県内全体に広げるための普及啓発等を推進します。
・　保健医療データの集計・分析やいわて健康データウェアハウス[4]の充実等により、地域の健康課題の「見える化」を進め、市町村等の健康づくりの取組への伴走支援や効果的な情報発信を行います。

②　こころの健康づくりの推進

・　精神保健福祉大会や家族教室、こころのサポーター[5]の養成などを通じて、精神疾患に関する正しい知識を学ぶ機会を提供します。
・　こころの悩みに係る関係機関・団体が設置する相談窓口について、ホームページ等により周知に努めるほか、依存症、ひきこもり、災害時ストレスその他の専門的な相談に応じ、相談者が抱えるこころの問題の解決を支援します。
・　こころの健康づくりを支援する職員の資質向上を図る研修機会を提供します。

③　孤独・孤立対策の推進

・　本県の社会資源として培ってきた県や地域の自殺対策のネットワークと連携した孤独・孤立への支援体制の整備を推進するとともに、東日本大震災津波後に培われた「こころのケア」など被災者支援の取組を継承・発展させ、保健・医療・福祉をはじめとする幅広い分野との連携を活かした「岩手モデル」の構築を進めます。
・　県の取組を通じて、市町村においても既存の自殺対策の枠組みとの効果的な連携を促進するなど、市町村の支援体制の整備を推進します。
・　依存症やひきこもり等、孤独・孤立の背景等となり得る課題に関する普及啓発を強化し、支援を必要とする人の早期発見・早期支援につなげることで、孤独・孤立の予防及び支援体制の充実を図ります。
・　困難な状況にあるこどもや若者が孤立することなく必要な支援につながり、安心して生活しな

[3] 加齢により心身の活力（運動機能や認知機能等）が弱くなっているものの、正しく介入（治療や予防）することで元に戻ることが可能な状態。
[4] 本県における健康診査や生活習慣病に係る県民の健康データを集積・分析し、県民の健康課題を明らかにすることを目的としたデータシステム。
[5] メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識を持ち、地域や職域でメンタルヘルスの問題を抱える方やその家族に対してできる範囲で手助けをする方。

がら自分らしく成長できるよう、関係機関や民間団体等と連携し、相談支援体制の充実を図ります。

・　市町村が実施する地域ケア会議等への関係団体等の参画を促進するとともに、日常生活支援から入院・入所手続き、死後に至るまでの切れ目のない支援体制の構築を進めることで、頼れる身寄りのない高齢者を地域全体で支える体制の充実を図ります。

④　自殺対策の推進

・　県内全ての地域において、人材育成をはじめとする包括的な自殺対策プログラムを実践します。

・　働き盛り世代及び高齢者の自殺者が多い状況を踏まえ、職場のメンタルヘルスについての啓発や相談窓口の周知に取り組みます。また、こども及び若者に対しては、全国的に小中高生の自殺者数が増加傾向にあることを踏まえ、児童・生徒の悩み等の早期発見及び適切な相談支援へつなぐための体制整備など、若年層への対策を推進します。

・　自死[6]遺族の心身の負担を軽減できるよう、自死遺族交流会の開催や個別の相談対応等により、支援の充実を図ります。

[6] 本計画では、原則として法律等で用いられている「自殺」を使用しているが、遺族等への支援に関する分野では、遺された方々の心情等を考慮し「自死」を使用。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）

① 生涯を通じた健康づくりの推進

目標

・がん精密検査受診率（%）

現状値	R9	R10
胃　88.7 肺　91.7 大腸　82.1 子宮（頸）　90.0 乳　96.9	(R7)	(R8)

現状値は令和５年の値

・特定健康診査受診率（%）

現状値	R9	R10
61.7	(R8)	(R9)

現状値は令和６年の値

・岩手県脳卒中予防県民会議の会員数（団体）

現状値	R9	R10
775		

現状値は令和７年の値

・健康的な食事推進マスター[7]による支援及び指導回数（回）

現状値	R9	R10
1,276		

現状値は令和７年の値

・いわて健康経営認定事業所数（事業所）

現状値	R9	R10
653		

現状値は令和７年の値

～R8	R9	R10
健康づくりに関する正しい知識の普及啓発・健康教育の実施		
受動喫煙防止対策の周知徹底・指導		
リーフレット配布等によるがん検診・精密検査の受診率向上の取組促進		
健康経営事業所との連携によるがん精密検査の受診勧奨の取組促進		
各種媒体を活用した特定健康診査・特定保健指導の普及啓発の強化		
いわて健康経営事業所の認定基準見直し	いわて健康経営事業所の認定基準の強化（特定保健指導の活用を追加）	
特定健康診査・特定保健指導従事者研修の実施		
有病者に対する重症化予防の取組支援		
県民会議の構成団体との連携による脳卒中予防県民大会の開催		
食生活改善や運動等に関するイベント等の実施 ＳＮＳ等を活用した脳卒中予防対策の情報発信		
毎月 28 日の「いわて減塩・適塩の日」の普及 野菜摂取量評価装置の活用による啓発活動 健康に配慮した食品の開発・普及の支援		
県産農林水産物の機能性成分を活用した研究		
機能性成分の実用化検討・商品開発の支援		
健康経営事業所の募集機会拡大	いわて健康経営事業所認定制度の普及 いわて健康経営アワードの実施	
事業所における女性の健康増進の取組事例収集	女性の健康増進の取組事例の普及	
住民主体の介護予防の取組支援		
保健医療データの調査・分析による健康課題の情報発信		

[7] 内臓脂肪をためない食事提供の考え方や具体的運用方法等の技術習得のための講座を受講し、自身の職場や地域において内臓脂肪減少のための積極的な取組を先導する者。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）		
	～R8	R9	R10
② こころの健康づくりの推進 目標 ・岩手県精神保健福祉大会参加者数（人） 現状値：616（R9：　R10：　） 現状値は令和７年の値 ・精神保健基礎研修参加者数（人）〔累計〕 現状値：689（R9：　R10：　） 現状値は令和３年から令和７年までの累計、目標値は令和３年からの累計	県民が正しい知識を学ぶ機会の提供		
	精神保健福祉業務従事者の資質向上を図る研修機会の提供		
③ 孤独・孤立対策の推進 目標 ・孤独・孤立対策地域協議会を設置している市町村数（市町村） 現状値：0（R9：　R10：　） 現状値は令和７年の値 ・市町村における市民後見人名簿登録者数（人）【再掲】 現状値：221（R9：　R10：　） 現状値は令和７年の値 ・トラウマインフォームドケアに関する研修受講者数（人）〔累計〕【再掲】 現状値：137（R9：　R10：　） 現状値は令和７年の値、目標値は現状値からの累計	「岩手モデル」の構築		
	孤独・孤立対策推進プラットフォームの開催 震災レガシーを継承・発展させる方策の検討 県計画への位置付けの検討		
	孤独・孤立対策に係る市町村の体制整備への支援		
	市町村等による市民後見人の確保・育成の促進		
	トラウマインフォームドケアの普及啓発		
	子どもの居場所づくりに対する支援 子どもの居場所ネットワーク充実に係る支援 市町村における子どもの居場所づくりへの支援		
	頼れる身寄りのない高齢者への支援体制の構築		
④ 自殺対策の推進 目標 ・県及び市町村が実施する自殺予防の担い手養成研修受講者数（人）〔累計〕 現状値：48,133（R9：　R10：　） 現状値は令和元年から令和７年までの累計、目標値は令和元年からの累計 ・自殺対策に取り組む市町村・民間団体への技術支援回数（回）〔累計〕 現状値：284（R9：(R8)　R10：(R9)） 現状値は令和２年から令和６年までの累計、目標値は令和２年からの累計	自殺対策アクションプランの推進 自殺予防の担い手養成研修の開催		
	自殺対策に取り組む市町村・民間団体への支援		

県以外の主体に期待される行動

（県民・ＮＰＯ等）
・自らの生活習慣の改善
・健診等の積極的な受診
・脳卒中予防、健康づくり推進の県民運動への参画
・住民相互の見守り・支え合い
（団体・企業）
・脳卒中予防、健康づくり推進の県民運動への参画
・労働安全衛生の観点からの支援
・健康経営の取組の推進
・こころの健康問題の普及啓発
・傾聴ボランティア等による相談支援
・県産農林水産物の機能性成分を活用した研究、商品開発
（医療機関等）
・県民の健康づくりの取組の支援
・医療機関の役割分担と連携の推進
・自殺予防に資する教育、普及啓発
・職場におけるメンタルヘルス対策
（学校）
・児童・生徒の健康増進
（市町村）
・各種健診等や健康教育、普及啓発
・住民に対する個別支援、保健指導の実施
・市町村施設における受動喫煙防止対策の推進
・自殺対策の普及啓発、相談支援、要支援者への早期対応、住民組織の育成及び支援
・孤独・孤立対策地域協議会の設置

2　必要に応じた医療を受けることができる体制を充実します

（基本方向）

地域における医療・介護の総合的な確保に向けて、地域医療の基本となる医師や薬剤師、看護師等の医療従事者の養成・確保と働き方改革を一体的に進めるとともに、医師の地域偏在・診療科偏在の改善や県内定着の促進に取り組みます。

また、患者の立場に立った質の高い医療サービスを提供するため、医療機関の機能分担と連携や救急医療体制、周産期医療体制の整備、病床機能の分化と連携の促進や在宅医療体制の整備などを推進するとともに、限られた医療資源を有効に活用するため、オンライン診療をはじめとした遠隔診療の支援に取り組みます。

現状と課題

- 医療・介護ニーズについては、医療と介護の複合ニーズを抱える85歳以上人口の増加に伴い、全国では2040年頃まで増加することが見込まれています。本県においても、85歳以上人口が2040年頃にピークを迎える見込みであり、今後も医療・介護ニーズの増加が見込まれています。
- 令和８年４月に公表された医師偏在指標の全国順位は、最下位から45位となったものの、依然として全国的に低位の水準にあり、県北・沿岸地域における医師不足や産科・小児科等の特定診療科の医師不足が見られるなど、医師の地域偏在や診療科偏在が課題となっています。
- 医師の健康確保や医療の質の向上を図るため、令和６年度から医師の時間外労働上限規制が適用されています。本県では医師不足や地域偏在が課題となっていることから、地域医療提供体制に及ぼす影響を注視しながら、医師の確保と医師の働き方改革を一体的に推進していくことが求められています。
- 医師の不足及び偏在対策については、都道府県の枠を超えた広域的な調整等が必要であり、国による実効性のある施策が求められています。
- 県内の看護職員数が減少に転じたことに加え、高齢化の進行や医療の高度化等に伴う看護職員の需要の高まりにより、看護職員不足が続くことが見込まれています。
- 本県の人口10万人当たりの薬剤師数は全国と比較して低い水準（全国第39位）にあり、県内の薬剤師数が減少に転じています。また、令和５年６月に公表された薬剤師偏在指標は全国的に低位の水準にあり、県北・沿岸地域における薬剤師不足や病院に勤務する薬剤師不足が見られるなど、薬剤師の地域偏在や業態偏在が課題となっています。
- 二次保健医療圏[1]ごとに県立病院の基幹病院を中心としたネットワークが整備されており、各医療機関の機能と役割分担に応じた地域医療連携体制の構築が図られています。

[1] 入院医療の提供体制の確保や広域的・専門的な保健サービスの提供を目的として設定される区域であり、医療機関の機能分担・連携のもとで保健医療サービスの充実と医療資源の適正配置を図るための基本単位。

・　がん診療連携拠点病院[2]を中核としたがん医療体制の整備や小児周産期医療遠隔支援システムの運用が進められるなど、高度・専門医療を効率的に提供する体制の構築が図られています。
・　救命救急センターを中心とする救急医療提供体制やドクターヘリによる広域搬送体制が整備されており、重症・重篤患者に対する医療提供体制の確保が図られています。
・　医師の高齢化等により分娩取扱施設が減少している中、周産期母子医療センターを中心とした周産期医療提供体制の整備や、周産期医療支援ネットワーク等を活用した医療機関相互の連携により、周産期医療提供体制の確保が図られています。
・　医療機関の受診等について電話で相談できる窓口（＃7119）を開設したほか、小児救急医療電話相談事業（＃8000）の受付を24時間対応に拡充するなど、初期救急として電話相談窓口を活用することによって、救急医療機関に勤務する医療従事者等の負担軽減が図られています。
・　オンライン診療については、施設基準の届出件数が令和８年７月時点で111医療機関となっており、医師の地域偏在・診療科偏在などにより医療資源が限られる中、効率的な医療提供体制の確保に向けた更なる活用が求められています。
・　医師をはじめとする医療従事者の負担軽減に向けて、医療機関の役割分担等に関する県民の理解を深め適切な受診行動につなげるため、医療に関する知識の普及に取り組んできましたが、県民の理解が十分に進んだとはいえず、一層の普及啓発が求められています。
・　高齢化の進行に伴い在宅医療のニーズが高まる中、在宅医療や訪問看護の提供体制の整備や、市町村による在宅医療連携拠点の設置・運営など、地域包括ケアシステムを支える在宅医療体制の充実が求められています。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

①　医療を担う人づくり

・　医師の確保と県内定着を図るため、育児や介護を行っている医師が働きやすい環境整備や病院勤務医の勤務環境の改善、負担軽減などに取り組むとともに、地域医療支援センター[3]の活用等により、医師養成や臨床研修医・専攻医の確保・定着支援を進めます。
・　医師養成事業による医師不足地域への計画的な配置・派遣調整や地域病院等への診療応援などにより、医師の地域偏在・診療科偏在の改善に取り組みます。
・　医療サービスの提供体制の維持のため、即戦力医師の招へいを推進します。
・　医師少数県で構成し、令和７年度に新たに４県が加わり構成県が 16 県となった「地域医療を担う医師の確保を目指す知事の会」により、医師偏在の解消などについて引き続き国への提言活動に取り組みます。
・　将来の地域医療を担う人材を育てるため、県立高校の医系コースにおいて、医学部進学に向けた学習指導、病院見学、岩手医科大学と連携した体験実習等を通じて、高校段階から医療の仕事や地域医療への理解を深め、生徒が将来像の実現に向けて学び続けられる環境整備に取り組みます。
・　持続可能な地域医療提供体制の確保に向けて、医師の働き方改革等に対応し、医療機関に勤務する医療従事者の勤務環境改善を一層進めるため、医療勤務環境改善支援センター[4]による医療機

[2] 全国どこでも、「質の高いがん医療」を受けられる社会を目指して、都道府県の推薦の下、厚生労働大臣が指定した病院。
[3] 医師のキャリア形成支援と医師不足医療機関への支援等を一体的に行う機関。
[4] 勤務環境改善計画策定の支援やアドバイザーの派遣等を通じて医療従事者の勤務環境改善に対する支援を行う機関。

関への支援のほか、タスクシフト・シェア[5]や先進的な取組に関する情報共有を図ります。

- 「いわて看護職員確保定着アクションプラン」に基づき、看護職員修学資金の貸付や新卒者の県内就業率の向上や離職防止、ＵＩターンの促進などの取組を進め、看護職員の確保と県内への定着を図るほか、復職を希望する看護職員等の再就業支援やいわて応援ナースの活用・推進などにより医療関係従事者の確保に取り組みます。
- 新人看護職員研修体制の充実や特定の分野において熟練した看護技術と知識を用いた看護を実践する認定看護師等の育成を支援し、看護の質の向上を図ります。
- 医師の負担軽減や在宅医療等のニーズ増加に対応するため、高度な医学知識と技術を習得し、医師等があらかじめ作成した手順書に基づき「特定行為[6]」を行うことができる看護師の計画的な育成に取り組みます。
- 「岩手県薬剤師確保計画」に基づき、新卒者の県内就業率の向上や、ＵＩターンの促進などの取組を進めるとともに、薬剤師の病院への就職支援などにより、薬剤師の確保と県内への定着を図り、薬剤師の地域偏在や業態偏在の改善に取り組みます。

② 質の高い医療が受けられる体制の整備

- 人口減少や医療の高度・専門化、医療従事者の不足等の社会環境の変化を踏まえ、病院における病床機能の分化・連携を推進するとともに、診療所や病院など医療機関の機能分担と連携により、医療提供体制の確保を図ります。
- 高度・専門医療の確保を図るため、がん診療連携拠点病院等の機能強化を進めるほか、小児救急医療対策の充実や救命救急センターへの支援、ドクターヘリの安全かつ円滑な運航など、救急医療体制の強化に取り組みます。
- 分娩取扱施設が減少している中、将来にわたり必要な周産期医療体制を確保するため、周産期母子医療センターの機能の充実や、周産期医療支援ネットワーク等を活用した周産期医療機関の連携の推進、救急搬送体制の確保に取り組みます。
- 災害時において必要な医療を提供するため、災害拠点病院等を対象とした教育研修や訓練による災害時の対応力向上に取り組むほか、災害医療コーディネーター[7]及び災害薬事コーディネーター[8]との連携や、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ[9]）等の医療支援チームの活動調整機能の強化を進めるなど、災害医療体制の強化と災害対応力向上を推進します。
- 本県が抱える医師不足・医師偏在の状況を踏まえ、医療従事者及び患者の負担軽減や限られた医療資源の有効活用、新興感染症発生時における診療体制の確保を図る観点から、デジタル技術の進展を考慮しながら、オンライン診療をはじめとする遠隔診療への支援を推進します。また、高度・専門医療を効率的に提供するため、テレビ会議システムを活用し、医療機関間で画像情報等を共有しながら遠隔地の医師による指導・助言を受けられる体制の充実を図ります。
- 「県民も医療の担い手である」という意識の醸成を図るとともに、自らの健康は自ら守るという認識を深めるとともに、症状や医療機関の役割に応じた適切な受診行動の啓発・促進に取り組み、県民一人ひとりが地域医療を支える「県民総参加型」の地域医療体制づくりを推進します。

---

[5] 医師が担う業務の一部について、他の職種への移管や複数の職種で分担・共同実施すること。
[6] 診療の補助であって、高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされる行為。
[7] 大規模災害時に関わる全ての職種が連携・協働し、効果的な災害支援活動を早期から展開するために、各職種の立場や能力を最大限に活かせるように働きかけ調整する者。
[8] 県保健医療福祉調整本部等において、県並びに保健所及び市町村が行う保健医療活動における薬事に関する課題解決のため、被災地の医薬品等や薬剤師及び薬事・衛生面に関する情報の把握やマッチング等を行い、薬剤師・医薬品等調整担当への助言等を行う者。
[9]災害の急性期（48 時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム。

・　地域包括ケアシステムの構築に向けて、在宅医療や訪問看護を担う医療機関等への支援や人材育成に取り組むとともに、市町村による在宅医療連携拠点の設置・運営を支援するなど、地域包括ケアを支える在宅医療体制の充実に取り組みます。
・　二次保健医療圏における地域医療情報ネットワークの構築支援により、医療・介護連携を推進します。
・　県民が自身に適した薬局を選択できるよう、特定の機能を有する地域連携薬局[10]、専門医療機関連携薬局[11]及び健康増進支援薬局[12]の認定へ向けた、薬局の取組を支援します。

[10] 入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局。
[11] がん等の専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応できる薬局。
[12] 利用者の使用する医薬品の情報を把握し、健康保持増進に必要な情報提供及び指導に必要な機能を有する薬局。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）		
	～R8	R9	R10

① 医療を担う人づくり

目標

・人口10万人あたりの医療施設従事医師数（人）

現状値	R9	R10
224		

現状値は令和６年の値

・奨学金養成医師及び医師招へいによる県内従事者数（人）

現状値	R9	R10
290		

現状値は令和７年の値

・勤務環境改善計画を策定した県内病院の割合（%）

現状値	R9	R10
86.0		

現状値は令和７年の値

・人口10万人あたりの看護職員数（人）

現状値	R9	R10
1,551		

現状値は令和６年の値

・県内看護職員養成施設卒業生の県内就業率（%）

現状値	R9	R10
58.0		

現状値は令和７年の値

・特定行為研修修了者数（人）〔累計〕

現状値	R9	R10
98		

現状値は令和６年の値

・人口10万人あたりの就業薬剤師数（人）

現状値	R9	R10
209		

現状値は令和６年の値

- 医学生への修学資金の貸与
- 奨学生等に対する地域医療への意識付けのための セミナーの開催
- 地域医療を担う診療所の承継支援
- リカレント教育による総合医の育成
- 臨床研修医及び専攻医の確保・定着支援
- 県外在住の即戦力医師に対する招へい活動
- 奨学金養成医師に対するキャリア形成支援
- 養成医師の医師不足地域等への計画的な配置・派遣
- 育児や介護を行っている医師の働きやすい環境整備、産科医等の勤務環境改善
- 医療機関の業務効率化・勤務環境改善への支援
- 看護職員志望者の拡大、養成施設への教育環境改善支援
- 看護学生への修学資金貸与
- 新人看護職員の離職防止に向けた研修の充実
- いわて応援ナースの確保・派遣の推進
- 特定行為研修受講者の拡大
- 各段階・役割に応じた研修の充実、看護の専門性と質の向上
- 薬剤師志望者の拡大
薬剤師・薬学生に対する県内への就業支援
- 病院薬剤師への奨学金償還の支援

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）		
	～R8	R9	R10

② 質の高い医療が受けられる体制の整備

目標

・医療機関の役割分担認知度（%）

現状値	R9	R10
61.3		

現状値は令和７年の値

・小児周産期医療遠隔支援システム利用回数（回）

現状値	R9	R10
808		

現状値は令和７年の値

・オンライン診療実施体制整備医療機関数（箇所）〔累計〕

現状値	R9	R10
109		

現状値は令和３年から令和７年までの累計、目標値は令和３年からの累計

・妊娠届出者数のうち周産期医療支援ネットワークによる健康・医療情報の共有に同意した妊婦の割合（%）

現状値	R9	R10
95.1		

現状値は令和７年の値

・日本ＤＭＡＴ研修修了者数（人）〔累計〕

現状値	R9	R10
342		

現状値は令和３年から令和７年までの累計、目標値は令和３年からの累計

新たな地域医療構想の策定

岩手県保健医療計画を含む各種計画の見直し

受診行動等の変容に繋がる啓発活動の実施

地域住民活動団体の取組支援

地域連携薬局、専門医療機関連携薬局及び健康増進支援薬局の認定支援

小児救急医療体制の充実
（輪番制（盛岡地区）、電話相談事業、遠隔支援システムの実施）

がん診療連携拠点病院等の機能強化

救命救急センターへの支援

ドクターヘリの安全かつ円滑な運航

情報通信機器を活用した専門医師による診療支援

遠隔診療に必要な設備整備に対する支援

周産期母子医療センターの運営支援

周産期医療機関の機能分担と連携の推進

教育研修・訓練の実施
（災害医療コーディネーター、ＤＭＡＴ等）

県以外の主体に期待される行動

（県民・ＮＰＯ等）
・かかりつけ医を持つこと、医療情報の適切な活用
・症状や医療機関の役割に応じた適切な受診
・地域医療を支える県民運動の取組
（団体・企業）
・県、市町村と協力した医療機能の分化と連携の推進
・地域医療を支える県民運動の取組
（医療機関、高等教育機関等）
・良質な医療サービスの提供
・医療機関の役割分担と連携の推進
・専門医療、高度医療の提供等
・医療機関の勤務環境改善への取組
・医療人材の育成、離職防止の取組
・病院薬剤師奨学金償還支援の取組
・新卒者の県内就業促進
（学校）
・児童・生徒の健康増進
（市町村）
・保健・医療・介護・福祉の各関係機関との連携強化
・県と連携した医師等医療人材の養成・確保
・住民に身近な医療を提供する体制の確保
・在宅医療・介護連携体制の構築
・地域医療を支える県民運動の取組

3　介護や支援が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活できる環境をつくります

（基本方向）

介護や支援が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、福祉コミュニティづくりや多様で複層的なセーフティネットの整備を一層進めるとともに、地域包括ケアのまちづくりや福祉・介護人材の育成・確保・定着を推進します。

また、障がい者が住み慣れた地域で活躍できるよう、日常生活・社会生活の支援、商工・農林水産事業者等との連携創出支援など、障がい者の社会参加を進めます。

現状と課題

- 令和７年10月１日現在の本県の高齢者人口は約40万人と令和２年の国勢調査時より約５千人の減となりましたが、今後も高齢化率は上昇し、後期高齢者数が増加することが推計されています。また、本県の世帯主が65歳以上の単独世帯（高齢者単独世帯）は、令和７年で71,796世帯、全世帯の14.8%となっており、今後更に増加することが見込まれています。
- 人口減少や地域のつながりの希薄化を背景として、孤独・孤立、ダブルケア、ひきこもりと8050問題の併存、生活困窮など複数の課題が入り組み、支援ニーズが複雑化・複合化しています。このような課題を抱える方を早期に把握し、関係機関が連携しながら継続的に支援することが難しい事例も見られるなど、支援ニーズへの対応には課題が残っています。また、重層的支援体制整備事業の実施市町村は徐々に増加するなど、包括的な支援体制の整備は進展していますが、小規模市町村においては人員不足等により導入が進まない状況にあり、地域の実情に応じた包括的な支援体制の整備を促進していくことが求められています。
- 原油価格・物価高騰等の影響により生活上の困難を抱える方の増加が懸念される中、適切な支援につながっていない生活困窮者や自立に向けた支援を必要としている方が潜在化しており、支援を必要としている方の早期把握や、必要な支援につなげるための支援体制の充実が課題となっています。
- 高齢化の進行、単身世帯の増加などにより、成年後見制度[1]のニーズが増加・多様化する中で、令和８年６月に民法が改正され、制度が大幅に見直されたほか、同月に社会福祉法が改正され、頼れる身寄りがいない高齢者等に対し、日常生活や入退院、死後の手続きを支援する事業が法定化されました。支援が必要な方を地域全体で支える仕組みを構築するため、岩手の特性に応じた支援体制の構築と担い手の確保が求められています。
- 高齢者や障がい者などの避難行動要支援者の個別避難計画の作成について、一定の進捗が見られるものの、計画作成率の一層の向上が課題となっています。
- 高齢者の生活支援や介護予防については、市町村における地域課題の解決に向けた関係機関等との連携による取組や、県によるアドバイザー派遣等を通じて、推進されてきました。一方で、

[1] 認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方について、家庭裁判所が選任した成年後見人等が、本人に代わって財産管理や契約手続などを行い、本人の権利や利益を法律的に保護・支援する制度。

更なる高齢化の進行や地域の支え合い機能の低下が懸念される中、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう、介護予防や社会参加の促進を図るとともに、多様な主体の参画による生活支援体制の充実を進めていくことが課題となっています。

- 認知症地域支援推進員[2]が全市町村に配置され、認知症サポーター[3]の養成など普及啓発の取組が県内各地で行われていますが、認知症の人本人の参画や市町村における認知症の人を支える取組には地域差が見られます。
- 介護支援専門員（ケアマネジャー）[4]の実務者数は、シャドウワーク[5]等による業務負担の増大や、介護支援専門員の高齢化の進行等に伴う離職率の増加等により減少傾向にあります。また、特別養護老人ホーム等の施設整備が進み、入所者の受入体制拡充が図られていますが、物価や建設費の高騰等の影響により、事業計画の見直しを余儀なくされるケースも生じており、計画的な整備を進めにくい状況となっています。
- 身体障がいの手帳所持者数は減少傾向にありますが、知的障がいと精神障がいの手帳所持者数は増加傾向にある中で、相談支援専門員等が不足しており、専門人材の確保や支援の質の向上が課題となっています。また、福祉的就労[6]の場の拡充は進みましたが、第１次産業が盛んな本県において、農業や水産業に取り組んでいる就労支援事業所数はピーク時の令和３年度を下回っています。この数は近年増加傾向にあるものの、伸び幅は小さいことから、農林水産分野をはじめとする各分野において、障がい者の就労を更に促進することが課題となっています。
- 高齢化の進展により介護需要が高まる中、生産年齢人口の減少等の影響により令和５年以降介護職員数は減少しており、今後も介護人材の不足が見込まれます。一方で、介護テクノロジー[7]を導入する事業所は着実に増加しており、介護職員の職場環境の改善が進んでいます。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 互いに認め合い、共に支え合う福祉コミュニティづくりの推進

- 国の新たな制度を活用した小規模市町村における地域の実情に応じた包括的な支援体制の整備に向けた検討を進めるとともに、地域住民が抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、市町村における属性や世代を問わない個別支援と社会的孤立を生まない地域づくりに向けた支援を一体的に実施する包括的な支援体制の整備に向けた取組を促進します。また、地域の福祉課題に主体的に取り組む共助の担い手を確保するため、福祉ボランティア[8]の養成を支援します。
- すべての人が個人として尊重され、自らの意思に基づきあらゆる分野の活動に参加することを可能とする「ひとづくり」やユニバーサルデザイン[9]の視点を取り入れた「まちづくり」、こどもや、障がいなどの当事者の参画の推進等により、ひとにやさしいまちづくりを推進します。

---

[2] 市町村が配置し、地域の支援機関間の連携づくりや、認知症ケアパス・認知症カフェ・社会参加活動などの地域支援体制づくり、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行うもの。

[3] 認知症を正しく理解し、地域において認知症の人やその家族を自分のできる範囲で支援する応援者。市町村や職場などで実施されている「認知症サポーター養成講座」を受講した人が「認知症サポーター」となるもの。

[4] 要介護者又は要支援者からの相談に応じるとともに、利用者の心身の状況等に応じ適切なサービスを利用できるよう連絡調整等を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして介護保険法に定める介護支援専門員証の交付を受けた者のこと。

[5] 介護支援専門員が法令に基づき実施することとされている業務の範囲を超えて、利用者や家族の生活課題に対応するために実施している業務のこと（例：ゴミ出し、通院時の送迎など）。

[6] 一般企業等での就労が困難な障がい者が、障害福祉サービス等の福祉的な支援を受けながら行う就労のこと。

[7] 介護サービスの質の向上や生産性の向上に資する介護ロボットや ICT 等の機器やシステムの総称

[8] 地域住民等が主体となり、見守り、生活支援、居場所づくり等のインフォーマルサービスや住民参加型サービスを通じて地域福祉を支える活動及びその担い手。

[9] 年齢や性別、能力などにかかわらず、できる限り、全ての人が利用できるように製品、建物、空間をデザインしようとする考え方。

・　犯罪をした者等のうち、高齢又は障がいにより、自立した生活を営むことが困難と認められる者に対し、更生保護や福祉等の関係機関・団体と連携して、社会復帰及び地域への定着支援に取り組みます。
・　市町村が実施する地域ケア会議等への関係団体等の参画を促進するなど、日常生活支援から入院・入所手続き、死後事務に至るまでの切れ目のない支援体制づくりを進めることで、頼れる身寄りのない高齢者を地域全体で支える体制の充実を図ります。

②　みんなが安心して暮らせるセーフティネットの整備

・　生活困窮者への自立支援のため、相談体制等の「入口」支援と支援メニュー等の「出口」支援を拡充するとともに、支援を必要としている方の早期把握や関係機関が連携した包括的な支援に繋げるため、各地域における支援体制の強化に取り組みます。
・　高齢者や障がい者等の判断能力と生活状況に応じた権利擁護を推進するため、支援を必要とする方が成年後見制度や日常生活自立支援事業等を適切に利用できるよう、中核機関の体制強化や権利擁護の担い手である市民後見人の確保・育成を進めるなど、制度改正による新しい事業の施行も見据え、市町村や専門職団体等と連携した権利擁護支援体制の充実に取り組みます。
・　災害発生時に高齢者や障がい者などの避難行動要支援者への避難支援が迅速かつ的確に行われるよう、市町村における個別避難計画や要配慮者利用施設における避難確保計画の作成を促進するほか、災害時に備え、災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ[10]）の派遣体制の強化や防災ボランティア[11]の受入体制の構築などを進めます。

③　高齢者の生活支援と介護予防の推進

・　地域ケア会議[12]への専門職の参画により、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメント[13]の推進について効果的な取組が図られるよう支援を行うとともに、住民主体の通いの場等を通じて高齢者の社会参加を促し、自立支援・重度化防止の取組を促進します。
・　高齢者が地域とのつながりを保ちながら自立した日常生活を継続できるよう、住民主体の活動をはじめ、ＮＰＯ、民間事業者等の多様な主体による生活支援サービスの充実を促進します。

④　認知症施策の推進

・　認知症の状態の変化に応じ必要な医療・介護等が有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人への支援を効果的に行うことができるよう認知症地域支援推進員の活動を支援します。
・　認知症に関する正しい知識の普及・啓発の取組を推進するとともに、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐチームオレンジ[14]などの仕組みの構築及び認知症の人やその家族の居場所づくりの支援等により、認知症になっても希望を持って暮らし続けることができる地域づくりを推進します。

⑤　介護を要する高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる環境の整備

・　医療と介護が一体的に、切れ目なく提供され、自宅や介護施設などでその人らしく生活でき、最期を迎えることができる医療・介護の提供体制の構築を促進します。

---

[10] 災害時に避難所等へ派遣され、高齢者や障がい者など要配慮者の生活機能の低下や孤立を防ぐため、福祉的支援を行う専門職チーム。
[11] 災害に備えるための訓練や啓発活動、災害発生時の応急対応や避難生活支援、さらに災害後の復旧・復興や被災者の生活再建を支援するボランティア。
[12] 個別課題の解決や関係者間のネットワーク構築等のため、市町村や地域包括支援センターが開催する会議。個別事例の課題検討を目的とした「地域ケア個別会議」、地域に必要な取組を明らかにして施策や政策の立案・提言を目的とした「地域ケア推進会議」があるもの。
[13] 利用者本人の心身の状態や生活環境、希望などを踏まえて課題を把握し、本人の持つ能力や意欲を活かしながら、必要な介護サービスや地域の支援を適切に調整・活用する支援。
[14] ステップアップ講座を受講した認知症サポーター等が支援チームをつくり、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み。市町村がコーディネーターを配置して整備を進めているもの。

・　今後の人口動態やサービス需要の見込みなど、各地域の実情を踏まえた適正な介護サービス提供体制の確保が図られるよう、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の計画的な維持・整備や、居宅サービス・地域密着型サービス等の充実を支援します。
・　質の高いサービスが提供されるよう、研修等を充実し、介護職員の専門性の向上を図るとともに、介護サービス事業者の育成に取り組みます。
・　高齢者が安心して地域で暮らすことができるよう、住宅のバリアフリー化や、心身・生活の状況等に応じた多様なニーズに応えられる住まいの確保を推進します。

⑥　障がい者が安心して生活できる環境の整備

・　障がいについての理解を促進するとともに、障がい者に対する不利益な取扱いの解消や虐待の防止を図るため、県民や事業者等への普及啓発活動及び相談窓口職員の対応力強化に向けた取組を進めます。
・　全ての障がい者が、希望する地域で必要なサービスを利用しながら、安心して生活できるよう、グループホーム等の住まいの場を確保するとともに、訪問系サービスや日中活動系サービス等の基盤整備を、市町村や事業所と連携しながら進めます。
・　障がい者のニーズに応じた適切なサービスを提供できるよう、相談支援体制の充実を図ります。

⑦　障がい者の社会参加の促進

・　障がい者の充実した余暇活動や社会参加、情報の取得及び利用を支援するため、情報機器の利用促進やコミュニケーション支援の充実を図るとともに、福祉的就労の場の拡充を図ります。
・　商工・農林水産事業者等と就労継続支援事業所[15]の連携創出を支援し、各分野における障がい者の就労を促進します。

⑧　福祉・介護人材の育成・確保・定着

・　大学、福祉関係機関・団体との役割分担のもと、各種研修等を通じ、社会福祉の援助技術や介護、心理などの専門的知識・技術を有し、利用者の視点に立ったサービス提供を行うことができる福祉・介護人材の育成に取り組みます。
・　福祉サービスの中核を担う社会福祉士、介護福祉士を育成するため、介護福祉士等修学資金貸付金により、修学を支援します。
・　増大する介護ニーズに対応するため、潜在有資格者の再就職支援、介護未経験者、外国人介護人材、介護助手等の多様な人材の参入促進や、介護や福祉の仕事の魅力発信に取り組むほか、職員の処遇改善や人材定着に向けたセミナーの開催等により、働きやすい職場環境づくりの取組を促進します。
・　介護職員の負担軽減や業務の効率化を図るため、介護ロボットやＩＣＴ等の介護テクノロジーの導入を進めるとともに、「いわて介護現場サポートセンター[16]」や「岩手県障害福祉サービス事業所等サポートセンター[17]」における相談対応や研修、伴走支援など効果的な活用に向けた支援に取り組みます。

---

[15] 一般企業等での就労が困難な方に対し就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う障害福祉サービス。
[16] 介護職員の負担軽減や介護サービスの質の向上等を図るため、業務改善・業務効率化や人材確保等に係る相談・支援等にワンストップで対応する窓口。
[17] 障害福祉サービス事業所等の職員の負担軽減やサービスの質の向上等を図るため、業務改善・業務効率化や人材確保等に係る相談・支援等にワンストップで対応する窓口。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）



① 互いに認め合い、共に支え合う福祉コミュニティづくりの推進

目標

・包括的な支援体制の整備を促進する事業を実施している市町村数（市町村）

現状値	R9	R10
9		

現状値は令和７年の値

・ひとにやさしい駐車場利用証制度駐車区画数（区画）〔累計〕

現状値	R9	R10
1,194		

現状値は令和元年から令和７年までの累計、目標値は令和元年からの累計

・こどもや障がいなどの当事者から直接意見を聴取している市町村数（市町村）

現状値	R9	R10
5	(R8)	(R9)

現状値は令和６年の値

② みんなが安心して暮らせるセーフティネットの整備

目標

・生活困窮者自立支援制度における支援会議設置市町村数（市町村）

現状値	R9	R10
17		

現状値は令和７年の値

・市町村における市民後見人名簿登録者数（人）

現状値	R9	R10
221		

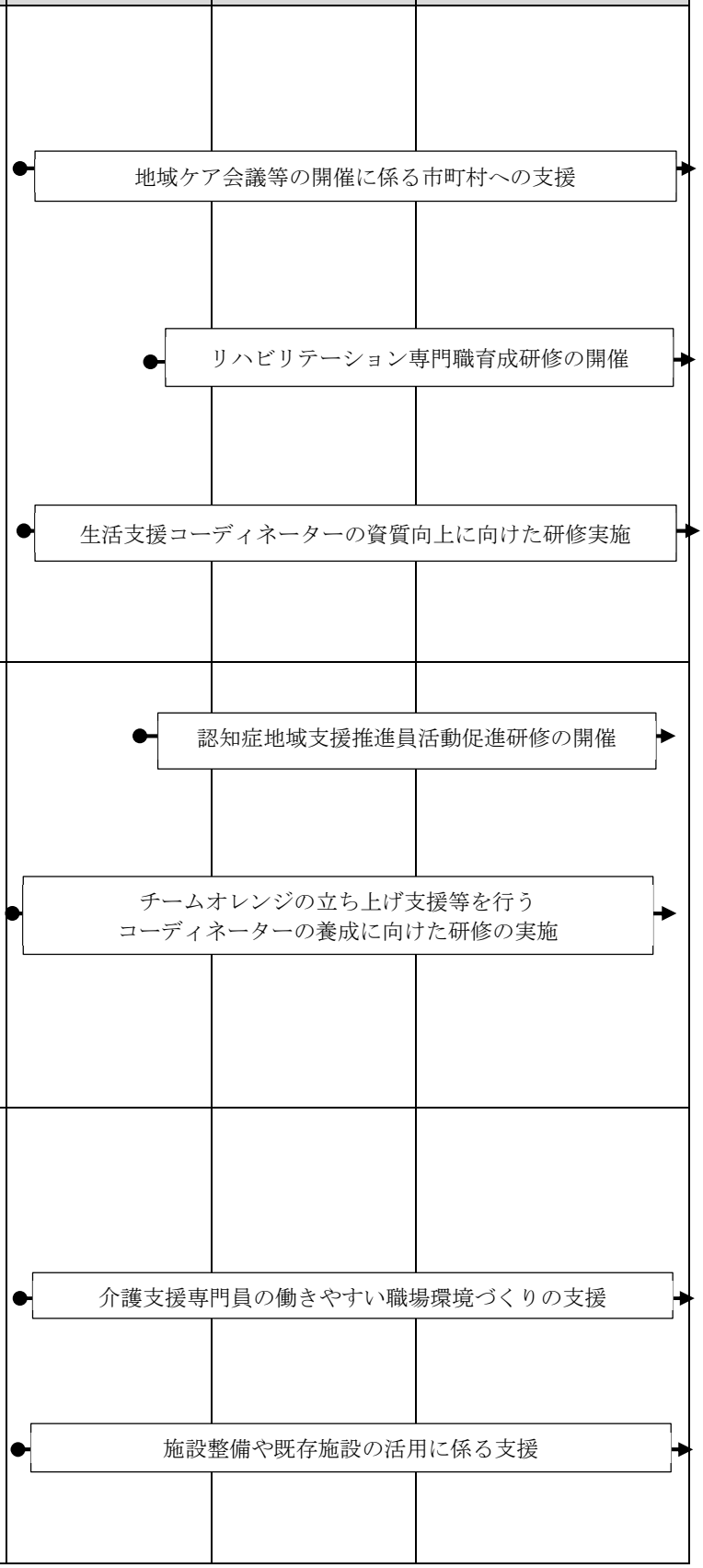
現状値は令和７年の値

・市町村における避難行動要支援者の個別避難計画作成率（%）【再掲】

現状値	R9	R10
23.9~~23~~		

現状値は令和７年の値

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）



③　高齢者の生活支援と介護予防の推進

目標

・地域ケア会議で地域課題を共有し、その解決に向けた方策を検討している市町村数（市町村）

現状値	R9	R10
26		

現状値は令和７年の値

・地域ケア会議に参画するリハビリテーション専門職育成研修参加者数（人）〔累計〕

現状値	R9	R10
154		

現状値は令和５年から令和７年までの累計、目標値は令和５年からの累計

・多様な主体による生活支援サービスを実施している市町村数（市町村）

現状値	R9	R10
33		

現状値は令和７年の値

④　認知症施策の推進

目標

・認知症地域支援推進員活動促進研修修了者数（人）〔累計〕

現状値	R9	R10
150		

現状値は令和５年から令和７年までの累計、目標値は令和５年からの累計

・認知症の人や認知症サポーターが活動する場（チームオレンジ）を有する市町村数（市町村）

現状値	R9	R10
23		

現状値は令和７年の値

⑤　介護を要する高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる環境の整備

目標

・介護支援専門員従事者数（人）

現状値	R9	R10
2,667		

現状値は令和８年の値

・特別養護老人ホームの入所待機者数（地域密着型を含む）（人）

現状値	R9	R10
562		

現状値は令和８年の値

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）		
	～R8	R9	R10
⑥　障がい者が安心して生活できる環境の整備 目標 ・障がい者の不利益取扱に対応する相談窓口職員研修受講者数（人）〔累計〕 現状値：518 現状値は令和元年から令和７年までの累計、目標値は令和元年からの累計 ・障がい者のグループホーム利用者数（人） 現状値：2,483 現状値は令和７年の値 ・相談支援専門員研修修了者数（人）〔累計〕 現状値：291 現状値は令和５年から令和７年までの累計、目標値は令和５年からの累計	障がい者に対する不利益な取扱いの解消に向けた普及啓発活動 相談窓口の設置、相談窓口対応職員を対象とした研修の実施 障がい福祉サービスの基盤整備に係る市町村・事業者との連携 障がい福祉サービスの基盤整備に対する補助 相談支援専門員初任者・現任者研修の実施		
⑦　障がい者の社会参加の促進 目標 ・手話通訳者・要約筆記者の派遣件数（件）〔累計〕 現状値：418 現状値は令和元年から令和７年までの累計、目標値は令和元年からの累計 ・農業や水産業に取り組んでいる就労継続支援事業所数（事業所） 現状値：118 現状値は令和７年の値	手話通訳者・要約筆記者の養成及び派遣の実施 パソコンボランティアの養成及び派遣の実施 農水福連携等の取組に対する支援 コーディネーターの配置・マルシェの開催		
⑧　福祉・介護人材の育成・確保・定着 目標 ・介護福祉士等修学資金貸付金により貸付けを受けた者のうち、県内の社会福祉施設等で就業した者の割合（%） 現状値：94.9 現状値は令和７年の値 ・介護職員の離職率（訪問介護員を含む）（%） 現状値：11.0 現状値は令和７年の値 ・介護テクノロジー導入に係る補助事業所数（事業所） 現状値：87 現状値は令和７年の値	社会福祉研修の実施による福祉・介護人材の育成及び資質向上 修学資金貸付による介護福祉士等の確保・育成・定着 労働環境の整備改善・人材定着セミナーの開催 介護従事者の負担軽減の支援（介護テクノロジーの導入・活用支援など） 介護テクノロジー導入経費の補助等による導入支援 優良事例の収集、横展開等の活用支援		

<table>
<tr><th rowspan="2">県が取り組む具体的な推進方策</th><th colspan="3">工程表（２年間を中心とした取組）</th></tr>
<tr><th>～R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr>
<tr><td>・県内の介護サービス事業所・施設における外国人介護人材の受入人数（人）

<table><tr><td>現状値</td><td>R9</td><td>R10</td></tr><tr><td>309</td><td></td><td></td></tr></table>現状値は令和８年の値</td><td colspan="3">セミナーの開催等による外国人介護人材の受入・定着支援</td></tr>
</table>

県以外の主体に期待される行動

（県民・ＮＰＯ等）
・県・市町村の各種計画策定や政策形成への参画
・住民相互の身近な支え合いへの参加
・地域の生活支援等への参加、協力
・ボランティア活動への参加、協力
・障がい者に対する不利益な取扱いの解消
（事業者）
・地域福祉活動の取組・支援
・地域包括ケアシステムを担う人材の育成
・ユニバーサルデザインの考え方に基づく事業展開
・介護・福祉サービス基盤の整備と質の高いサービスの提供
・事業従事者の確保・育成・定着
・利用者の権利擁護の推進
・高齢者の見守り活動への参加
・施設利用者に係る避難確保計画の策定
・災害派遣福祉チームへの参画
・農林水産分野における障がい者の就労に向けた取組の推進
（団体）
・福祉ボランティアの育成・活動の推進
・地域包括ケアシステムへの参画
・専門的知識・技術を有する福祉人材の育成
・地域における生活支援の仕組みづくりへの参画・協働
・災害派遣福祉チーム派遣体制整備等の推進
・障がい者の社会活動への参加支援
（市町村）
・各種市町村計画の推進
・包括的な支援体制の整備に向けた実施体制の強化と事業の推進
・介護・福祉を担う人材の確保等
・生活困窮者に対する相談支援や就労支援などの包括的支援
・生活困窮者自立支援制度に基づく支援会議の設置
・保健・医療・介護・福祉の各関係機関との連携強化
・住民相互の身近な支え合いや地域における生活支援、介護予防等の仕組みづくりの推進
・地域包括ケアシステムの更なる深化・推進
・介護サービスの質の確保に向けた事業者指導
・介護・福祉サービス基盤の計画的な整備
・地域自立支援協議会を中核とした障がい者の支援体制の充実
・障がいについての理解の促進等
・成年後見制度等の権利擁護支援を適切に利用できる環境づくりの推進
・災害に備えた取組推進と災害時の避難行動要支援者等の的確な避難支援
・市町村における再犯防止に関する施策の充実

4　幅広い分野の文化芸術に親しみ、生涯を通じてスポーツを楽しむ機会を広げます

（基本方向）

幅広い分野の文化芸術に親しむ機会の拡大に向け、デジタル技術も活用しながら、年齢、性別、障がいの有無、居住する地域に関わらず、県民が身近な場所で文化芸術活動を発表・鑑賞できる機会の充実を図ります。

県民が心身ともに健康的に暮らせるよう、総合型地域スポーツクラブの活性化に向けた支援や運動部活動の地域展開の促進に向けた取組を実施するなど、身近な地域でスポーツができる環境を整備し、若年期から高齢期までのライフステージに応じたスポーツを楽しむ機会の充実を図ります。

また、引き続き障がい者スポーツの一層の推進を図るため、障がい者スポーツ大会や教室の開催などの取組を進めるとともに、インクルーシブスポーツの県内各地域への普及拡大と実施体制の充実により、障がいの有無や年齢、身体能力に関わらず、県民一人ひとりがスポーツに取り組む環境を整備します。

現状と課題

- 文化芸術を鑑賞する機会の提供と発表の場の確保に向けた取組を進め、県民が日常的に文化芸術に親しむ機会の充実が図られましたが、少子高齢化の影響による文化芸術の担い手の減少により、今後、県民が文化芸術に触れる機会が縮小していくことが懸念されます。
- 障がい者による文化芸術活動の発表機会の確保や県民がより身近に作品に触れることができる機会の創出により、県民の障がい者文化芸術への認知度の向上が図られましたが、若年層などにおいて関心が低い状況がみられます。
- 中学校運動部活動の地域展開の受け皿としても期待されている総合型地域スポーツクラブは、少子高齢化の影響等により会員数が伸び悩んでおり、地域におけるスポーツ実施環境の確保・充実に向け、地域スポーツ活動をけん引する機能を持続的に発揮できる運営体制の確保が課題となっています。
- 市町村へのアドバイザー派遣等により、総合型地域スポーツクラブ等を中心とした中学校運動部活動の地域展開の受入体制整備の進捗が見られます。
- 地域におけるスポーツ活動の充実に向け、研修・研究大会の実施等によりスポーツ推進委員等の資質向上に取り組んでいますが、中学校運動部活動の地域展開など地域スポーツ活動を支える役割が広がる中で、委員の高齢化や担い手不足、市町村ごとの活動状況の差がみられることから、地域スポーツ活動を支えるスポーツ推進委員等の人材育成・資質向上が課題となっています。
- スポーツイベントや各種教室の開催、運動プログラムの提供等により、県民の健康づくりやスポーツ・レクリエーションの普及が図られていますが、子どもから高齢者まで幅広い年代が継続的に健康づくりや体力向上に取り組む必要があることから、スポーツ・レクリエーション活動に

親しむ機会の更なる充実や運動習慣の定着が課題となっています。

- 県営スポーツ施設の多くで老朽化が進行しており、引き続き多くの方が安全・安心に利用できるよう、施設の適切な維持管理が課題となっています。
- 障がい者スポーツ大会や各種スポーツ教室、指導者養成等の継続的な取組により、障がい者がスポーツに親しむ機会の充実が図られていますが、障がいの有無や年代等に関わらず、身近な地域で共にスポーツを楽しむことができるインクルーシブスポーツについては、指導員の地域偏在や高齢化、参加者の固定化等により参加者数が伸び悩んでおり、インクルーシブスポーツへの理解促進や参加機会の拡大が課題となっています。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 県民が日常的に文化芸術に親しむ機会の充実

- 年齢、性別、障がいの有無、居住する地域に関わらず、県民が身近な場所で文化芸術活動を発表・鑑賞できる機会の充実を図ります。
- 県民の文化芸術活動の活性化を図るため、「岩手芸術祭」等多様な活動への参画を推進するとともに、芸術体験の機会の提供や地域の文化催事との連携を推進し、県民が身近に文化芸術を体験できる機会の創出に取り組みます。
- 県民が文化芸術に触れる機会を充実させるため、復興支援の取組を通じて深まった著名な芸術家との交流やつながりを生かした取組を県北・沿岸地域など、全県で展開します。
- 「いわての文化情報大事典」ＷＥＢサイトやＳＮＳなど多様な媒体を活用して、本県の文化芸術の発信力を強化し、文化芸術に関する情報やイベント情報を広く周知します。
- 多くの子どもたちの文化芸術への興味・関心の向上や活動への参加を促進するため、学校等への芸術家派遣など、優れた文化芸術に触れる機会や、復興支援の取組を通じて深まった著名な芸術家等との交流機会を提供します。
- 中学校文化部活動の地域展開に向けて、市町村と連携しながら、地域の実情に応じた取組を推進します。
- 「文学の国いわて」の進展に向け、文芸活動の振興を図るため、本県ゆかりの作家とのつながりを広めながら、若者を対象とした文化交流会を実施するなど、県民の創作活動を支援します。
- 高齢者が健康で生きがいを持って暮らせるよう、自主的な文化活動への支援を通じて身近に文化芸術活動に参加できる環境づくりを推進します。

② 障がい者の文化芸術活動の推進

- 障がい者芸術活動支援センターによる支援者育成や相談支援を通じて、障がい者が創作活動に取り組む環境の充実に取り組みます。
- 障がい者文化芸術作品への関心を高めるため、県内作家の作品の展示会や障がい者文化芸術祭・音楽祭を開催し、若年層をはじめとした県民に対し、障がい者による文化芸術活動への理解促進を図る取組を推進します。

③ ライフステージに応じて楽しむ生涯スポーツの推進

- 中学校運動部活動の地域展開の受け皿としても期待される総合型地域スポーツクラブの自立的な運営に向け、引き続き、広域スポーツセンターの専任指導員によるクラブマネジャー[18]の人材

[18] クラブマネジャー：公益財団法人日本スポーツ協会（JSPO）が公認するスポーツ指導者資格の保有者であり、総合型地域スポーツクラブ等の経営・運営を担う人材。

育成、資質向上に取り組みます。

- 運動部活動の地域展開の実施主体となる市町村に対し、アドバイザーによる助言や指導者研修会、事例発表会の開催等、地域での受入体制の充実に向けた支援を行い、部活動の地域展開を推進します。
- 地域のスポーツ活動を担うスポーツ推進委員等の人材育成・資質向上を図るため、市町村や関係団体と連携し、研修・研究大会の実施などに取り組みます。
- 県民の健康づくり支援及びスポーツ・レクリエーションの普及のため、(公財) 岩手県スポーツ振興事業団等と連携し、スポーツイベントや各種教室、指導者育成等に取り組みます。
- 子どもから高齢者まで幅広い年代の運動習慣の定着による健康づくりや体力向上のため、関係団体と連携し、スポーツ医・科学の知見に基づく運動プログラムを提供します。
- インクルーシブスポーツの未普及地域への普及を促進し、より多くの県民がインクルーシブスポーツに親しむことができる環境の整備に取り組みます。
- 利用者の安全性や利便性の向上を図りながら、県営スポーツ施設の適切な維持管理、更新等に取り組みます。
- 県営体育館と勤労身体障がい者体育館の集約化をはじめとした県営スポーツ施設について、「県営スポーツ施設のあり方に関する報告書」や「公共施設個別施設計画」を踏まえた検討を進めます。
- スポーツ医・科学の知見に基づく健康づくりや競技力向上等を図る拠点施設として、スポーツ医・科学センター（仮称）の整備について、県営体育館等の集約化と併せて検討を進めます。

④ 障がい者スポーツ等への参加機会の充実

- 障がい者が身近な地域で自らの興味・関心、適性等に応じてスポーツを楽しむことができるよう、引き続き、障がい者スポーツ教室や大会の開催に取り組みます。
- インクルーシブスポーツの未普及地域への普及を促進し、より多くの県民がインクルーシブスポーツに親しむことができる環境の整備に取り組みます。
- 障がい者スポーツ等の一層の推進を図るため、市町村や関係団体と連携しながら、指導員養成等の取組を進めます。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）		
	～R8	R9	R10
① 県民が日常的に文化芸術に親しむ機会の充実 目標 ・県主催文化芸術催事鑑賞者数（人） 現状値 26,410 / R9 / R10 現状値は令和７年の値 ・県立文化施設（県民会館、県立博物館、県立美術館）利用者数（人） 現状値 426,294 / R9 / R10 現状値は令和７年の値 ・「いわての文化情報大事典」ＷＥＢサイトビュー数（千件）【再掲】 現状値 1,120 / R9 / R10 現状値は令和７年の値 ・子どものための芸術家派遣事業公演数(件)【再掲】 現状値 60 / R9 / R10 現状値は令和７年の値	岩手芸術祭の開催・芸術体験の機会の提供		
	復興支援等のつながりを生かした文化芸術の取組の推進		
	「いわての文化情報大事典」ＷＥＢサイトによる情報発		
	学校等への芸術家の派遣		
② 障がい者の文化芸術活動の推進 目標 ・岩手県障がい者文化芸術祭・音楽祭出展数(件) 現状値 394 / R9 / R10 現状値は令和７年の値 ・県主催障がい者芸術文化催事鑑賞者数（人） 現状値 12,130 / R9 / R10 現状値は令和７年の値	障がい者芸術活動支援センターを中核とした支援		
	障がい者文化芸術祭・音楽祭の開催		
	障がい者文化芸術作品に触れる機会の提供		
③ ライフステージに応じて楽しむ生涯スポーツの推進 目標 ・総合型地域スポーツクラブを部活動地域展開の受け皿としている市町村数（市町村）［累計］ 現状値 0 / R9 / R10 現状値は令和７年の値 ・県営スポーツ施設の利用者数（万人） 現状値 86 / R9 / R10 現状値は令和７年の値	総合型地域スポーツクラブの創設、育成支援		
	スポーツ推進委員等の研修、研究大会の実施		
	スポーツ・レクリエーションの教室開催、指導者育成		
	運動部活動の地域展開に向けた受入体制の整備		
	スポーツ医・科学の知見に基づく 運動プログラムの提供、健康づくり、競技力向上		

<table>
<tr><th>県が取り組む具体的な推進方策</th><th colspan="3">工程表（２年間を中心とした取組）</th></tr>
<tr><th></th><th>～R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr>
<tr><td>④　障がい者スポーツ等への参加機会の充実
目標
・障がい者スポーツの教室・大会の参加人数（人）［累計］
<table><tr><td>現状値</td><td>R9</td><td>R10</td></tr><tr><td>17,078</td><td></td><td></td></tr></table>現状値は令和元年から令和７年までの累計、目標値は令和元年からの累計

・インクルーシブスポーツの教室・大会の参加人数（人）
<table><tr><td>現状値</td><td>R9</td><td>R10</td></tr><tr><td>3,075</td><td></td><td></td></tr></table>現状値は令和７年の値</td><td colspan="3">スポーツ教室、県障がい者スポーツ大会等の実施
県営スポーツセンターの維持管理、修繕、更新
スポーツ医・科学センター（仮称）の整備検討
インクルーシブスポーツの普及拡大、実施体制の充実</td></tr>
</table>

県以外の主体に期待される行動

（県民）
・文化芸術活動への参加、理解
・スポーツ活動への参加、理解
（企業等）
・文化芸術・スポーツ活動への支援
・文化芸術・スポーツ活動への参加に向けた環境の整備
（文化芸術活動団体）
・文化芸術活動の取組実施、支援、情報発信
（スポーツ関係団体）
・スポーツ関係団体及び組織体制の強化
・生涯スポーツ、障がい者スポーツの推進
（文化施設）
・鑑賞機会の提供
・活動場所・成果発表機会の提供
（教育機関等）
・文化芸術活動の取組実施、支援、情報発信
・運動習慣の定着に向けた取組の推進
（市町村）
・文化芸術活動の取組推進、支援、情報提供
・スポーツ大会等の開催
・スポーツ活動への住民の参加促進
・スポーツ環境の整備
・障がい者スポーツの理解促進

5　生涯を通じて学び続けられる場をつくります

（基本方向）

生涯を通じて楽しく学ぶことができ、一人ひとりの学びをコミュニティの再生・維持・向上や地域の課題解決に役立てていくため、ＩＣＴを活用した学習情報の提供や、教育振興運動[19]と地域学校協働活動を総合的かつ一体的に推進することにより、学習機会の充実を図り、学びの成果を地域の活性化につなげる仕組みづくりを推進します。

また、県民一人ひとりの郷土に対する誇りや愛着を醸成するため、自然、文化、歴史など、あらゆる資源を学びの対象や場とすることにより、岩手ならではの学びの提供に取り組みます。

さらに、誰もが学びたい時に学べる環境を整備するため、社会教育の中核を担う人材を育成するとともに、多様な学びのニーズに応じた社会教育施設の充実を図ります。

現状と課題

- 生涯学習の推進を支える指導者・ボランティアの人材登録者数が増加するなど、県民の学習機会の充実を図る取組が進みましたが、ＩＣＴを活用した学習情報や学習機会の提供が急速に拡大するなど、県民の学びの形が大きく変化していることから、こうした変化に対応した学びを支援する取組を推進することが必要です。また、スマートフォンの普及等により余暇活動が多様化し、読書時間の減少が懸念される中、読書は知識の習得や読解力の向上、生涯を通じて楽しく学ぶ基盤づくりに重要な役割を果たすことから、幼少年期や中高生の読書活動の推進がより一層求められています。
- 県立社会教育施設で「岩手」の歴史や文化等を中心とした講座を開催し、多くの参加者を得ましたが、今後も県民の学びのニーズに対応するため、社会教育施設等における学習機会の充実やコンテンツの多様化に取り組むことが必要です。
- 人口減少や少子高齢化に伴い地域活動の担い手確保が課題となっています。そのため、県民一人ひとりが学んだ成果を地域課題の解決等に役立てるなど、学びと活動の循環を一層推進する必要があります。
- 社会教育指導員・地域づくり関係者を対象とした研修会の開催により、指導者の資質向上に一定の成果が得られました。一方で、ＩＣＴの普及に伴い学習形態が急速に多様化する中、社会教育を取り巻く環境の変化に対応した専門性の向上や新たな知識・技能の習得が課題となっています。
- 各社会教育施設の特性を生かし、学びのニーズに応じた事業内容の充実を図ってきましたが、生涯学習に取り組んでいる人の割合は横ばいで推移しており、県民が学びたい時に学べる環境がより一層求められています。

[19] 教育振興運動：岩手県において昭和 40 年から始まり、全ての市町村に推進組織が置かれ、学校区や公民館区などの実践区において、子ども、家庭、学校、地域、行政の５者が一体となり、地域の教育課題を解決するために自主的に行われている実践活動の総称。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 多様な学習機会の充実

- 生涯を通じて楽しく学ぶ基盤づくりのため、子どもの読書への関心を高める読み聞かせや読書会など、幼少年期や中高生の読書活動を推進します。
- 「いつでも・どこでも・だれでも」生涯を通じて学び続けられ、また、それぞれのタイミングで学び直すことができる環境づくりのため、市町村や関係機関と連携を図りながら、県立生涯学習推進センター等による、ＩＣＴを活用した学びの機会等に関する情報の集積・提供など、学習情報提供の仕組みを一層充実させるとともに、オンライン学習等、学びの継続を支える仕組みや魅力づくりに取り組みます。
- 障がい者の生涯を通じた学習活動の推進に向け、関係機関と連携を図るとともに、障がいの理解や心のバリアフリー[20]を推進するための研修会を実施します。また、特別な事情により就学困難な生徒等の学習機会の充実を図るため、個別の学習ニーズに応じた学習相談や情報提供を行います。
- 県民の主体的な学びを支援するため、図書館において資料・情報の収集・活用の促進を図り、利用者の学習活動を支えるレファレンス業務[21]の充実に取り組みます。

② 岩手ならではの学習機会の提供

- 県民一人ひとりの郷土に対する誇りや愛着を醸成するため、社会教育施設等において豊かな自然、文化、歴史等の資源をテーマとした公開講座を開催するなど、岩手ならではの学習機会の提供に取り組みます。
- 県立図書館における震災津波資料の収集を集中的に行い、復興及び防災・安全等について、児童生徒やグループによる学び・探究等の支援に取り組みます。

③ 学びと活動の循環による地域の活性化

- 地域住民が生涯学習で学んだ成果を地域課題の解決等に役立てるなど、学びと活動の循環を促すため、「地域とともにある学校づくり」を推進するフォーラムや「学校を核とした地域づくり」に向けた研修会の開催など、コミュニティ・スクール[22]の導入・充実と教育振興運動や地域学校協働活動への参加促進に取り組みます。
- 地域の活性化に向けた仕組みづくりを進めるため、ＰＴＡをはじめとする各種社会教育関係団体の活動の支援を行うとともに、団体相互の連携・協力に向けた交流の機会を提供します。
- 地域づくりに関わる人材が、学びや交流を通じて得た知識や経験を地域活動や地域課題の解決に生かすことができるよう、県立生涯学習推進センターを活用し、教育分野の枠を越えた地域づくりに関する研修・交流の場を提供します。

④ 社会教育の中核を担う人材の育成

県民の生涯を通じた学習活動を支援するため、社会教育指導員や地域づくり関係者、地域学校協働活動推進員などを対象に、ＩＣＴ活用能力の向上のほか、多様化する学習ニーズや地域課題に対応するための企画力、コーディネート力及び実践力の向上を図る研修を実施するとともに、研修を通じた関係者間のネットワーク形成を促進し、社会教育の中核を担う人事の育成に取り組みます。

---

[20] 心のバリアフリー：様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり支えあうこと。

[21] レファレンス業務：情報を求めている方に、調べている事柄の事実関係が分かる資料の提示や、文献探しのサポートを行う業務。

[22] コミュニティ・スクール：学校運営協議会を設置する学校のことで、学校と保護者や地域の人々がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることにより、連携・協働しながら子どもたちの豊かな成長を支える仕組み。

⑤　多様な学びのニーズに応じた拠点の充実

・　県民一人ひとりが学びたい時に学べる環境を提供するため、博物館等の県立社会教育施設における利便性の向上やデジタルコンテンツの充実を図るとともに、幅広い学びのニーズに応じた学習機会を提供する拠点づくりを進めます。

・　市町村が設置する公民館等の学びの拠点の発展のため、ニーズに応じた事業支援や優れた活動の周知・交流を積極的に進めます。

・　社会教育施設について計画的な老朽化対策により維持保全に努めるとともに、施設の整備方針について検討を進めます。また、多様なニーズに応じた学習方法に対応するため、ＩＣＴ機器活用のための環境整備に取り組みます。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）		
	～R8	R9	R10

①　多様な学習機会の充実

目標

・生涯学習の推進を支える指導者・ボランティアの人材登録者数（人）

現状値	R9	R10
992		

現状値は令和７年の値

・生涯学習情報提供システム（データベース）利用件数（件）

現状値	R9	R10
5,907		

現状値は令和７年の値

・「読書が楽しい」と感じる児童生徒の割合（%）

現状値	R9	R10
小85 中79 高78		

現状値は令和７年の値

- 県内各地での指導者・ボランティア研修会の開催と指導者・ボランティア登録の促進
- 市町村と連携した生涯学習情報提供システムの内容充実
  - 提供システム(ＨＰ)のリニューアル
  - 多様なニーズに対応した提供コンテンツの充実
- 障がい者の生涯学習活動支援のニーズの把握
- ニーズに応じた学習活動の支援、指導者研修等の充実
- 第５次岩手県子どもの読書活動推進計画の周知・啓発及びそれに基づく読書活動の環境充実

②　岩手ならではの学習機会の提供

目標

・県立社会教育施設で「岩手」をテーマとした講座の受講者数（人）

現状値	R9	R10
1,915		

現状値は令和７年の値

- オンラインコンテンツ等の充実
- 岩手の自然・文化・歴史等の資源に関する情報収集
- 社会教育施設等における公開講座の開催
  講座の体系化

③　学びと活動の循環による地域の活性化

目標

・教育振興運動や地域学校協働活動を推進している市町村・地区の割合（%）【再掲】

現状値	R9	R10
91.7		

現状値は令和７年の値

- 社会教育関係団体の支援・団体相互の連携協力の促進
- 生涯学習推進センターの機能強化
  - 課題に対応した研究・研修の充実
  - センターを核とした県内各地における地域づくりに関する研修・交流の場の充実
  - 研修内容の継続的な改善
- 地域と学校が連携・協働した活動への参加促進
  （教育振興運動や地域学校協働活動の活性化）
- 地域学校協働活動推進員（コーディネーター）の養成・資質向上研修会
  - 人材の活用促進
- コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の理解促進と移行奨励

<table>
<tr><th rowspan="2">県が取り組む具体的な推進方策</th><th colspan="3">工程表（２年間を中心とした取組）</th></tr>
<tr><th>～R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr>
<tr><td>④　社会教育の中核を担う人材の育成
目標
・社会教育指導員・地域づくり関係者の資質向上を図る研修会の受講者数（人）
<table><tr><td>現状値</td><td>R9</td><td>R10</td></tr><tr><td>184</td><td></td><td></td></tr></table>現状値は令和７年の値</td><td colspan="3">市町村の生涯学習・社会教育事業の推進支援と
課題解決支援</td></tr>
<tr><td>⑤　多様な学びのニーズに応じた拠点の充実
目標
・県立博物館・県立美術館の企画展における観覧者の満足度の割合（%）
<table><tr><td>現状値</td><td>R9</td><td>R10</td></tr><tr><td>96</td><td></td><td></td></tr></table>現状値は令和７年の値

・県立青少年の家・野外活動センターにおける利用者の満足度の割合（%）
<table><tr><td>現状値</td><td>R9</td><td>R10</td></tr><tr><td>99</td><td></td><td></td></tr></table></td><td colspan="3">県立博物館・県立美術館における多様なニーズに応じる
企画展の開催

県立青少年の家・野外活動センターにおける多様なニーズに
応じる体験プログラムの実施

市町村が設置する公民館等の支援

社会教育施設等の職員研修の充実

個別施設計画に基づく維持保全</td></tr>
</table>

県以外の主体に期待される行動

（家庭）
・ボランティア活動等の地域活動や学校を支援する活動への参加
・教育振興運動や地域学校協働活動への参画・協働
（地域）
・ボランティア活動や地域行事をはじめとする地域活動への積極的参加
・コミュニティ・スクールへの参画・協働
・教育振興運動や地域学校協働活動への参画・協働
（企業、ＮＰＯ、各種団体等）
・関係団体による障がい者の生涯を通じた学習活動の支援
・ボランティア活動をはじめとする地域活動への参画促進
・教育振興運動や地域学校協働活動への参画・協働
・地域団体相互の連携・協力による活動の活性化
（社会教育施設等）
・ＩＣＴ等を活用した多様な学習情報及び学習機会の提供
・図書館のレファレンス業務の充実
・岩手ならではの自然、文化、歴史等をテーマとした公開講座の開催
・幅広いニーズや地域課題を踏まえた多様な学習機会の充実
（学校）
・コミュニティ・スクールの運営
・教育振興運動や地域学校協働活動への参画・協働
（市町村・市町村教育委員会）
・ＩＣＴ等を活用した多様な学習情報及び学習機会の提供
・多様な学習に関する相談体制の充実

・幅広いニーズや地域課題を踏まえた多様な学習機会の充実
・障がい者の生涯を通じた学習活動の推進
・教育振興運動や地域学校協働活動の指導・支援
・社会教育の中核を担う人材を育成するための研修の充実

Ⅱ 家族・子育て

家族の形に応じたつながりや支え合いが育まれ、また、安心して子育てをすることができる岩手

【これまでの成果と課題】

- 若者が将来のライフデザインについて考える機会の創出などに取り組み、自らの価値観に基づいて主体的に人生を選択するための環境づくりが進んでいます。また、結婚サポートセンター「ｉーサポ」におけるマッチング機能の強化や出会いの機会の創出などにより、結婚を希望する方への支援体制の充実が図られました。一方で、出生数や婚姻件数の減少が続く中、主体的な人生選択に必要な学びや情報の充実に加え、プレコンセプションケアに関する理解促進が課題となっています。
- こども家庭センター[1]の設置促進や産後ケア[2]事業の全市町村実施など、妊娠期から子育て期まで切れ目なく支える仕組みづくりが進んでいます。一方で、妊産婦のメンタルヘルス[3]や養育不安など、支援ニーズは複雑化・多様化しており、早期発見・早期対応による予防的支援の充実が課題となっています。
- 保育所等の受け皿整備により待機児童は解消に向かっているほか、こども食堂など多様なこどもの居場所づくりの広がりや、企業における柔軟な働き方の導入など、こどもの育ちを支える環境整備が進んでいます。一方で、保育人材の不足や定員充足率の低下などにより、地域によっては保育提供体制の維持が課題となっているほか、仕事と子育てを両立できる職場環境の更なる充実が求められています。
- こどもの権利に関する理解の促進や、児童虐待、ＤＶ、生活困窮、社会的孤立等の困難を抱えるこどもや家庭への支援体制の充実が図られています。一方で、こども期の逆境的体験[4]は、その後の人生に大きな影響を及ぼす場合がありますが、支援者間における理解や対応には差が見られ、発達理解やトラウマインフォームドケア[5]の視点に立った支援を行うための人材や支援体制が十分とは言えない状況です。
- 「発達障がい沿岸センター」による沿岸の障がい児の相談支援や「医療的ケア児[6]支援センター」の設置による医療的ケア児とその家族への支援体制の強化が図られています。一方で、増加傾向にある医療的ケア児への対応や、市町村等による児童発達支援センター[7]の設置が十分に進んでい

---

[1] 妊娠期から子育て期まで、子どもと家庭が安心して生活できるよう切れ目のない支援を行う機関。令和４年の児童福祉法の改正により、市町村における設置が努力義務とされたもの。
[2] 出産後１年以内の女性及び乳児に対し、心身の状態に応じた保健指導、療養に伴う世話又は育児に関する指導、相談その他の援助を必要とする方に対し、病院や診療、助産所等の施設又は対象者の自宅において実施するケア。
[3] 妊娠・出産をきっかけに生じる不安や抑うつ等の心の不調のことであり、母親自身の健康だけではなく、育児不安や養育上の困難につながることもある問題。
[4] 虐待、ネグレクト、家庭内暴力、保護者の精神疾患など、子ども時代に経験するさまざまな逆境体験のこと。こうした体験は、将来の心身の健康や社会生活に影響を及ぼす可能性があることから、早期の気づきと支援が重要とされている。
[5] 虐待やいじめ、家庭内暴力などのつらい体験（トラウマ）が、その後の心身や行動に影響している可能性を理解し、本人を責めるのではなく、その背景に配慮しながら支援を行う考え方。
[6] 人工呼吸器を装着している障がい児、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児。
[7] 地域の障がい児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障がい児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障がい児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設。

ないことが課題となっています。

・　保護者や地域住民による教育支援活動が多くの学校で行われ、児童生徒が地域の人から学び、自然や文化に触れる機会が広がっています。一方で、指導者の確保や活動内容に地域差が生じるなど、持続的かつ充実した活動体制の構築に課題が見られます。

・　ボランティア活動や地域行事への参加など、青少年の社会参画は着実に進んでいます。一方で、若年無業者やひきこもりなど、社会的自立に困難を抱える青少年が依然として見られます。また、スマートフォンやＳＮＳの利用の増加に伴い、インターネット上の有害情報への接触やＳＮＳを通じた犯罪被害等の青少年を取り巻く情報環境のリスクが顕在化しています。

・　仕事と家庭生活が両立できる環境づくりに向けて、男女が共に家事・育児を担う機運の醸成や家事・育児シェアの推進、家事代行サービスの利用促進等に取り組んだ結果、共働き世帯における男性の家事時間の割合は増加傾向にありますが、家事・育児の負担は依然として女性に偏る状況が見られ、女性が能力を発揮しながら働き続けるための環境整備の一層の推進が課題となっています。

・　「いわてで働こう推進協議会」を中心とした働き方改革の推進により、総実労働時間は着実に減少していますが、全国平均を上回っています。また、働き方改革に対する企業の理解や取組が進み、多様な働き方の実現に向けた環境整備が進展した一方で、デジタル技術の活用による生産性向上や従業員エンゲージメントの向上、柔軟な勤務制度や各種休暇制度の整備・活用には企業間で差が生じており、性別を問わず一人ひとりがそれぞれのライフステージやライフスタイルに応じた働き方の実現に向けた取組状況にばらつきが見られます。

・　保護収容した動物の飼主への返還や新たな飼主への譲渡が進んでいるほか、盛岡市と共同で設置する動物愛護管理センターの整備が進み、センターを中心とした新たな動物愛護管理体制の構築に向けた検討を進めています。一方で、依然として適正な飼養が行われていない事案が見られます。

【今後の方向性】

・　県民一人ひとりが自らの価値観に基づいて主体的に人生を選択できるよう、若い世代に対するライフデザイン形成支援や、プレコンセプションケアの普及啓発に取り組むとともに、結婚を希望する方への「ｉ-サポ」における支援や出会いの機会の創出、妊娠・出産を希望する方への支援の充実等に取り組みます。

・　安心して妊娠・出産・子育てができるよう、全ての妊産婦・子育て家庭と関わることができる母子保健[8]を核として、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を推進するため、こども家庭センターの機能強化による要支援家庭の早期把握や継続的支援を進めるとともに、産後ケア事業等や周産期救急搬送体制の充実、妊産婦の通院等への支援に取り組みます。

・　こどもの育ちと子育てを家庭だけで抱え込まず、地域・企業・行政など社会全体で支える「共育て」の環境づくりを推進するため、質の高い保育提供体制の確保や多様なニーズに対応した子育て支援の充実を図るとともに、一般事業主行動計画[9]の策定促進等、仕事と子育て・家庭生活を両立しやすい職場環境づくりに取り組みます。

[8] 妊娠期から出産・子育て期にかけて、母親と子どもの健康を守り、健やかな成長を支援する取組。
[9] 次世代育成支援対策推進法に基づき、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備等に取り組むために定める計画のこと。

・　こどもの権利保障を基盤として、全てのこどものウェルビーイング[10]の向上に向け、安心できる人との関わりの中で、自分らしく成長し、生きにくさを減らし、生きやすさを増やす環境づくりを進めるため、発達理解やトラウマインフォームドケアの視点を踏まえた人材育成や支援体制の充実を図るとともに、こどもの発達段階に応じた予防的支援や支援の質の向上に取り組みます。また、こどものウェルビーイングの向上を図るためには、こどもを支える大人や家庭への支援も重要であることから、安心・安全な居場所づくりを推進するとともに、ＤＶや生活困窮、社会的孤立等の複合的な課題を抱える女性や家庭への相談支援の充実、関係機関の連携強化に取り組み、こどもと家庭を孤立させない地域づくりを推進します。

・　障がい児や特別な支援を必要とするこどもとその家族の多様なニーズに対応した療育や支援を身近な地域で受けられるよう、各地域の保健、福祉、医療、教育等の関係機関が連携した地域療育ネットワークを構築し、相談支援や教育支援の充実を図ります。また、医療的ケア児やその家族への支援について、地域が主体となった体制の構築や療育に関わる人材の育成等の取組を推進します。

・　児童生徒が地域との関わりや多様な学習・体験を通じて主体性や社会性を育むことができるよう、学校・家庭・地域が連携・協働する仕組みづくりを推進し、コミュニティ・スクールと連携した教育振興運動や地域学校協働活動の一層の充実に引き続き取り組みます。

・　青少年が自分の個性や主体性を発揮し、健やかに成長できるよう、世代間・地域間の交流や青少年団体活動を行う機会の提供等を行うほか、困難を抱える青少年の社会的自立を支援するため、関係団体等と連携し、就業体験や訪問型支援などに取り組みます。また、インターネット上の有害情報や犯罪被害から青少年を守るため、青少年指導者等の情報メディア対応能力の向上等に取り組みます。

・　「いわてで働こう推進協議会」を核とした「いわて働き方改革推進運動」の展開により、長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進など働き方改革を推進します。また、性別を問わず誰もがライフステージやライフスタイルに応じた柔軟で多様な働き方を実現できるよう、企業等における雇用・労働環境の整備を支援し、仕事と生活を両立できる魅力ある職場づくりを促進します。

・　家事・育児時間のジェンダー・ギャップの解消に向け、男性の家事・育児参画の促進や家事支援サービス等の多様なサービスの活用による家事・育児負担の軽減を図り、仕事と家庭生活の両立ができる環境づくりに取り組みます。

・　動物の殺処分がなくなることを目指し、動物の一時預かりボランティア制度を推進するとともに、動物愛護団体等と連携した譲渡会や普及啓発イベントの開催等により、新たな飼主への積極的な譲渡及び動物愛護思想の普及啓発に取り組みます。

　また、動物愛護の拠点となる動物愛護管理センターの整備及びセンターを中心とした動物愛護管理体制の構築に向けた検討を引き続き進めます。

[10] こどもが身体的・精神的・社会的に良好な状態にあり、自分らしく安心して生活し、将来に希望を持ちながら成長できている状態のこと。

【特に強化すべき事項】

第２期政策推進プランの成果と課題、社会経済情勢の変化、市町村や各種団体等からの意見などを踏まえ、今後２年間で強化すべき事項は以下のとおり。

- **プレコンセプションケアの推進**

  妊娠・出産を前提とせず、一人ひとりが自らの価値観に基づいて人生を選択できるよう、性や健康に関する正しい知識を社会全体で共有し、若者世代だけでなく、大人世代もともに学びながら、ライフデザインや健康管理について学び考えることができる環境づくりを進めます。

- **母子保健を核とした医療・福祉との連携強化**

  全ての妊産婦・子育て家庭と接点を持つ母子保健を基盤として、医療・福祉との連携の下で予防・早期支援を重視した、いわゆる「川上対策」の強化を図るとともに、切れ目なくつなぐ支援体制の構築を進めます。

- **社会全体で支える共育ての環境整備**

  子育てを家庭だけの責任として捉えるのではなく、企業・地域・行政を含む社会全体で支える「共育て」の視点に立ち、多様な家族の状況に対応できる環境の構築を進めます。

- **こどもの生きやすさを支え育む基盤の強化**

  育ちの土台となるアタッチメントやトラウマインフォームドケアの視点を踏まえながら、困難を抱えても「生きる力」を支える、一人ひとりの特性に応じた支援体制の構築及び肯定的な体験機会の増加を図ります。

【いわて幸福関連指標】

指　　標	単位	現状値	年度目標値	計画目標値
		R7	R9	R10
①　合計特殊出生率		1.12		
②　地域の行事に参加している生徒の割合〔中学生〕	%	61.0		
③　総実労働時間〔年間〕	時間	1,699.2		
④　共働き世帯の男性の家事時間割合〔週平均〕[注]	%	46.3		
⑤　犬、猫の返還・譲渡率				
（犬）	%	100		
（猫）		100		

【参考指標（実績値）】
共働き男性の家事時間（令和７年：139 分）［県民意識調査（岩手県）］、
共働き女性の家事時間（令和７年：300 分）［県民意識調査（岩手県）］、
50 歳時未婚率（令和２年：男性 29.61%、女性 16.70%）［人口統計資料集（国立社会保障・人口問題研究所）］

［注］　女性の家事時間に対する割合

【政策項目一覧】

政策項目	具体的推進方策
6　安心して子どもを生み育てられる環境をつくります	①　未来の選択肢を広げ、支える環境づくりの推進
	②　母子保健を核とした切れ目のない支援体制の強化
	③　こどもの育ちを社会全体で支える共育ての推進
	④　こどもの生きやすさを育む環境づくりの推進
	⑤　支援を必要とするこどもや家庭を取り残さない仕組みづくり
	⑥　家庭教育を支える環境づくりの推進
7　地域やコミュニティにおいて、学校と家庭､住民が協働して子どもの育ちと学びを支えます	①　学校・家庭・地域の連携の仕組みづくり
	②　豊かな体験活動の充実
	③　県民と協働した特別支援教育体制づくりの推進
8　健全で、自立した青少年を育成します	①　個性や主体性を発揮して自立した活動ができる環境づくりの推進
	②　愛着を持てる地域づくりの推進
	③　青少年を事件・事故から守る環境づくりの推進
9　仕事と生活を両立できる環境をつくります	①　働き方改革の取組の推進
	②　子育て・介護等との両立支援
	③　いきいきと働き続けるための職場健康づくり
10　動物のいのちを大切にする社会をつくります	①　動物愛護の意識を高める取組の推進
	②　動物のいのちを尊重する取組の推進

Ⅱ　家族･子育て

６　安心して子どもを生み育てられる環境をつくります

（基本方向）

こども・若者が健康や将来について理解を深め、自らの価値観に基づき希望する人生を主体的に選択できる環境を構築するとともに、結婚や子育てを希望する県民の多様な生き方の実現を支援します。

また、全ての妊産婦や子育て家庭とつながることができる母子保健を包括支援の核として、妊娠期から子育て期まで切れ目なく保健・医療・福祉・教育と家庭をつなぎ、必要な支援を早期に届けることができる環境を構築します。

さらに、子育てを家庭だけで抱え込まず、企業・地域・行政・支援機関等がそれぞれの立場から支え合い、社会全体でこどもの育ちと子育てを支える仕組みづくりを進めます。

加えて、困難や多様な支援ニーズを抱えるこどもや家庭を早期に把握し、こどもや家庭の声を聴きながら、生きにくさを減らし、生きやすさを高めることができるよう、包括的な支援体制の充実を図ります。

現状と課題

- 令和７年の本県の出生数は4,823人と、10年前と比較して3,991人減少しており、合計特殊出生率についても1.12と平成29年と比べて0.35ポイント低下するなど、全国と同様に低下傾向が続いています。
- 結婚や妊娠・出産は個人の自由な選択を前提とするものですが、将来のライフデザインについて主体的に考え、自らの希望に応じた選択を行うための知識や考える機会が限られています。
- 市町村と連携した出会いの機会の創出や新婚世帯への支援等に取り組んできましたが、若年層人口の減少などにより、婚姻数は減少傾向にあります。また、出会いの手段や結婚に対する価値観が多様化し、若い世代の行動様式も変化する中、結婚を希望する人への支援についても、多様な価値観や行動様式を踏まえた取組が求められています。
- こどもを望む人にとって、不妊治療は重要な選択肢の一つとなっていますが、治療に伴う精神的・経済的な負担に加え、仕事との両立や周囲の理解などに悩む人も見られます。
- 核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化などを背景に、妊産婦や子育て家庭が抱える課題は複合化・深刻化しており、孤立や育児不安を抱える家庭も見られることから、産後うつ[1]や児童虐待などのリスクの早期把握と迅速な対応が求められています。
- 出産年齢の上昇等に伴いリスクの高い妊婦が増加しているほか、分娩を取り扱う医療機関が減少しており、周産期医療機関の機能分担・連携や救急搬送体制を含めた周産期医療体制の維持に課題が見られます。

[1] 出産後に気分の落ち込みや強い不安が続き、育児や日常生活に支障が生じる状態。

・　保育所等における待機児童は解消に向かっている一方、少子化の進行に伴う定員充足率の低下や保育人材の確保、多様な保育ニーズへの対応など、地域における保育基盤の維持・確保が課題となっています。また、保育所等には、こどもを預かる場としてだけでなく、一人ひとりの育ちと発達を支える場として、質の高い保育の提供が求められています。
・　放課後児童クラブ[2]の利用ニーズが高まる中、地域によっては受入体制の確保が十分ではなく、放課後の安全・安心な居場所づくりが課題となっています。
・　人口減少に伴い人材の確保・定着の重要性が高まる中、希望に応じて仕事と子育てを両立しながら働き続けられる職場環境づくりが求められています。一方で、育児休業の取得や柔軟な働き方の活用が進みつつあるものの、企業規模等による差も見られることから、誰もが働きながら安心して子育てできる職場環境の整備を一層進める必要があります。
・　地域人材や指導者を活用し、学習活動や自然・文化体験など体験活動に取り組んでいるものの、指導者の確保や活動内容に地域差が生じているなど、持続的かつ充実した活動の展開に十分結び付いていない状況が見られます。
・　こどもの自殺や児童虐待、いじめ、不登校など、こどもを取り巻く深刻な状況の背景にある発達特性やトラウマ、生育歴、養育環境などにも目を向け、こどもの声を丁寧に聴きながら対応することが求められています。また、全てのこどもが生まれ育った環境に左右されることなく、自らの可能性を伸ばしていけるよう、安心できる人との関係や肯定的な体験を積み重ねながら、こどもの権利を基盤とした支援と環境づくりを進める必要があります。
・　こどもの進路に対する意向や状況が多様化する中、生活保護世帯や生活困窮世帯のこどもは、家庭内の学習環境や進学意欲の形成機会が不足している場合があり、貧困の連鎖を防止するため、進学を希望するこどもがその進路を実現できるよう学習支援を行うとともに、こどもや保護者への進路意識の醸成を含めた支援が求められています。
・　児童の健全育成のためには、遊びを通して心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒を豊かにすることが大切であり、県立児童館「いわて子どもの森」には、自らサービスを提供するとともに、各市町村が設置している児童館の活動や児童館のない地域に対する支援を行うなど、拠点的な役割が求められています。
・　虐待や養育環境など様々な事情により、社会的養育[3]を必要とするこどもが一定数いる中、できる限り家庭に近い環境で安心して成長できるよう、家庭養育を推進していくことが求められています。一方で、里親の高齢化等を背景として登録組数が減少しており、家庭養育の受け皿の確保が課題となっているほか、社会的養護経験者が安心して自立できるよう、継続的な支援体制の構築も十分とはいえない状況にあります。
・　児童発達支援センター等の整備圏域数は増えましたが、センター等の整備に当たっては、施設整備や専門職員・運営経費の確保、圏域の意見調整に一定の期間が必要となることから、圏域によっては、身近な地域で障がいの特性に応じ、希望する療育を受けられる療育支援体制の構築が十分に進んでいない状況が見られます。
・　医療的ケア児等支援センターでは、支援のニーズに応じた相談支援を実施していますが、医療的ケア児が増加傾向にあることや地域コーディネーターが未設置の市町村又は圏域があるなど、相談体制の構築が十分に進んでいない状況が見られます。また、教育活動においては、通学や宿

[2] 保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、放課後や長期休暇中に安全で健全な遊びと生活の場を提供する制度
[3] 保護者による養育が困難な場合に里親や児童養護施設等において、こどもの権利や最善の利益を保障しながら養育・支援を行うこと。

泊行事に参加する際、保護者の付添いを前提としており、保護者負担が大きい現状があるため、その負担を軽減するための継続的な支援体制の構築が求められています。

- 子育てに関する情報を配信する「すこやかメールマガジン」の配信において、登録人数が増加し、家庭教育の意識啓発に結びついている状況が見られるものの、少子化や核家族化、地域コミュニティの変化等により、家庭教育を取り巻く環境は複雑化・多様化しており、保護者が孤立することなく必要な情報を得て学ぶ機会につながる環境を整備する必要があります。
- 家庭教育支援や子育て支援に関わる関係団体等との連携が進められている一方で、支援者の資質向上や関係機関のネットワーク強化を継続的に図り、地域全体で家庭教育を支える体制を充実させる必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 未来の選択肢を広げ、支える環境づくりの推進

- 若い世代が自らの価値観や希望を踏まえながら将来のライフデザインを主体的に考え、人生の選択肢を広げることができるよう、発達段階に応じた学びの機会の充実を図るとともに、高校生を対象としたライフデザイン形成支援を推進します。
- 若い世代のみならず幅広い世代がプレコンセプションケアについて理解を深め、自らの健康管理や将来設計に生かすことができるよう、プレコンサポーター養成講座の受講促進や大学生との共創による普及啓発、学校・企業・地域への出前講座、医療機関等と連携した相談しやすい環境づくりを推進します。
- 結婚を希望する人が、多様な価値観やライフスタイルに応じて出会いや支援につながることができるよう、“いきいき岩手”結婚サポートセンターを核として、若者のニーズを踏まえた出会いの機会の創出や相談支援の充実、地域における支援力の向上に取り組みます。
- こどもを望む人が安心して相談や治療を受けることができるよう、相談体制の充実に取り組むとともに、企業等における不妊治療への理解促進を図ることで、身体的・精神的・経済的負担の軽減を支援します。

② 母子保健を核とした切れ目のない支援体制の強化

- 母子保健と児童福祉が一体となり、妊産婦や子育て家庭の困りごとや支援ニーズを早期に把握し、本人や家庭の声を丁寧に聴きながら、サポートプラン[4]を活用した継続的な支援を行う市町村こども家庭センターの機能強化を支援します。また、課題の深刻化や児童虐待の発生を未然に防ぐ予防的支援の強化に向け、市町村への伴走支援を行います。
- 妊産婦の不安や孤立の軽減を図るため、市町村による産前・産後サポート事業や産後ケア事業の充実を促進するとともに、医療・福祉と連携した妊産婦のメンタルヘルス支援に取り組みます。また、妊娠期から出産・子育て期までの切れ目ない伴走支援を通じて、育児不安や産後うつ、児童虐待の予防につながる支援体制の充実を図ります。
- 周産期母子医療センターを中心に、周産期医療支援ネットワークを活用しながら、周産期医療機関の機能分担・連携の充実や救急搬送体制の強化を進めるなど、安全・安心な周産期医療提供体制の確保に取り組みます。
- 子育て家庭や妊産婦の適正な医療の確保が図られるよう、引き続きこども、妊産婦、ひとり親

[4] 支援を必要とするこどもや家庭、妊産婦について、本人等の意向や課題を踏まえ、支援の目標や内容、関係機関の役割分担等を整理し、計画的・継続的な支援につなげるための計画。

家庭等に対する医療費助成を実施します。

③　こどもの育ちを社会全体で支える共育ての推進

- 保育人材の確保・育成や専門性の向上を図るとともに、子育て世帯の経済的負担の軽減や保育サービスを利用しやすい環境づくりを進め、市町村と連携しながら、地域における保育機能の維持・確保に取り組みます。また、こどもの育ちを支える基盤として、質の高い保育の充実を推進します。
- 病児保育[5]や一時預かり[6]、こども誰でも通園制度[7]など、保護者の就労形態や家庭状況等に応じた多様な子育て支援サービスの充実を図るとともに、医療的ケア児をはじめ、一人ひとりの状況に応じた保育体制の整備を進めるなど、子育て家庭を社会全体で支える環境づくりを推進します。
- 放課後児童クラブにおける、施設整備や放課後児童支援員の養成による受入体制の確保や従事者の資質向上などにより、市町村と連携しながら、こどもたちが安全・安心に過ごし、多様な体験や交流を通じて成長できる放課後の居場所づくりを推進します。
- 誰もが仕事と子育てを両立しながら安心して働き続けることができる職場環境づくりを推進するため、一般事業主行動計画の策定や計画に基づく取組を促進するとともに、社会保険労務士による助言・支援を行い、企業等と連携した共育ての環境づくりを進めます。
- 「いわてで働こう推進協議会」を核とした「いわて働き方改革推進運動」の展開により、長時間労働の是正や年次有給休暇の取得率向上など、積極的に働き方改革に取り組もうとする企業を支援します。
- 仕事と介護・子育ての両立支援などの雇用・労働環境の改善について、岩手労働局と連携し、産業関係団体への要請活動や国の各種助成制度等の普及啓発を行います。

④　こどもの生きやすさを育む環境づくりの推進

- こどもの権利が尊重され、生まれ育った環境に左右されることなく自己実現が図られる環境づくりを推進するため、児童養護施設等の職員をはじめ、こどもの育ちを支える関係者のこどもの権利擁護に関する理解促進と支援の質の向上を図ります。
- 「いわて子どもの森」が大型児童館として担う中核的機能を生かし、豊かな遊びや体験を通じたこどもの健全育成を推進するとともに、県内の児童館や放課後児童クラブ等における活動の充実を図ります。また、「いわて子ども森」の持続可能性の向上と利用拡大に取り組みます。
- こどもが安心して過ごし、信頼できる人とのつながりや多様な体験を得られるよう、こども食堂や児童館、放課後児童クラブなど、多様な居場所づくりを推進するとともに、支援する人材の資質向上を図り、こどもの健やかな育ちを支える環境づくりを進めます。
- こどもの困難や問題行動の背景にある発達特性やトラウマ、生育環境等への理解を深めるため、トラウマインフォームドケアの視点を取り入れた研修等を実施し、こどもの育ちや発達に配慮した支援を行う人材の育成と専門性の向上を図ります。

⑤　支援を必要とするこどもや家庭を取り残さない仕組みづくり

- 児童虐待やヤングケアラーなど、支援を必要とするこどもや家庭を早期に把握し、適切な支援につなげるため、市町村と児童相談所との連携強化や役割分担の明確化を図るとともに、児童相談所の専門性向上や支援体制の強化に取り組みます。

---

[5] 子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育すること
[6] 家庭での保育が一時的に困難な場合に、認定こども園、幼稚園、保育所などで乳幼児を一時的に預かり、必要な保護を行うサービス
[7] 保育所等を、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる制度

・　困難な状況にあるこどもや若者が孤立することなく必要な支援につながり、安心して生活しながら自分らしく成長できるよう、関係機関や民間団体等と連携し、孤独・孤立対策の推進や相談支援体制の充実を図ります。
・　社会的養育を必要とするこどもの最善の利益の実現に向け、里親支援センターと連携した里親委託の推進や、児童養護施設等における養育環境及びケア体制の充実を図るほか、社会的養護経験者に対するアフターケアや自立支援の充実に取り組み、こどもが家庭的な環境のもとで育ち、措置解除後も継続的な支援を受けられる体制づくりを進めます。
・　こどもの将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、貧困の連鎖を防止するよう、こどもの学習環境の整備や相談事業の充実により、こどもや保護者への進路意識を醸成し、多様な進路希望の実現に向けた支援に取り組みます。
・　ひとり親家庭等が未来に希望を持てるよう、企業や関係機関と連携し、学びや収入向上に向けた支援、交流の促進などを通じて、生活基盤の強化に取り組みます。
・　県内どの地域でも、障がい児や特別な支援を必要とする子どもとその家族の多様なニーズに対応した療育が身近な場所で受けられるよう、各地域の保健、福祉、医療、教育等の関係機関が連携した地域療育ネットワークを構築し、子どもと家族が安心して暮らせる環境づくりに向けて支援の充実を図ります。
・　医療的ケア児等支援センターを中心に、地域が主体となった支援体制の構築を支援します。また、県立学校に通う医療的ケア児が保護者の付添いなく安全に通学し、学校行事に参加できる体制の整備を進めます。
・　療育に携わる人材の養成や育成、業務の推進を支援するための取組を進めていきます。

⑥　家庭教育を支える環境づくりの推進

・　子育てや家庭教育に悩みや不安を抱える親を支援するため、電話やメールによる相談窓口の周知と利用促進を図るとともに、すこやかメールマガジン等による家庭教育に役立つ情報などの提供や、教育に関する意識啓発に取り組みます。
・　子育て支援に関わる団体・ＮＰＯ等や企業との連携・協働を図るため、子育てサポーター等の資質向上やネットワークづくりに向けた研修等を実施します。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）
	～R8 / R9 / R10

①　未来の選択肢を広げ、支える環境づくりの推進

目標

・将来のライフデザインについて考えるきっかけとなった参加者の割合（%）

現状値	R9	R10
－		

・プレコンサポーター養成講座修了者数（人）〔累計〕

現状値	R9	R10
－		

・結婚サポートセンター会員における成婚者数（人）〔累計〕

現状値	R9	R10
180		

現状値は令和５年から令和７年の値、目標値は令和５年からの累計

・ｉ-サポの利用を通じて、自らの将来や生き方について見つめ直すきっかけとなった会員の割合（%）

現状値	R9	R10
－		

- こども・若者のライフデザインの構築を支援
- 地域全体でプレコンセプションケアへの理解の促進
  - プレコンサポーター養成講座の受講促進
  - プレコンサポーターを活用した研修等の開催
- 結婚を望む県民を応援する体制
  - 結婚を希望する方の安心・安全な出会いの場の創出
  - 一人ひとりの人生を応援する意識の醸成
- 不妊治療と仕事の両立がしやすい環境の整備
- 不妊専門相談センターによる相談の実施

②　母子保健を核とした切れ目のない支援体制の強化

目標

・特定妊婦がいる市町村のうちサポートプランを作成した市町村の割合（%）

現状値	R9	R10
－		

・出産後にケアを受けた方の割合（%）

現状値	R9	R10
－		

・妊娠届出者数のうち周産期医療支援ネットワークによる健康･医療情報の共有に同意した妊婦の割合（%）【再掲】

現状値	R9	R10
95.1		

現状値は令和７年の値

- こども家庭センターの設置・運営及びサポートプラン作成
- 妊産婦のメンタルヘルス支援の推進
- 市町村における産前・産後サポート及び産後ケアの充実
- 出産環境の整備に係る取組の強化・推進
- 周産期母子医療センターの運営支援
- 周産期医療機関の機能分担と連携の推進

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）		
	～R8	R9	R10

③　こどもの育ちを社会全体で支える共育ての推進

いわてこどもプラン、
岩手県子ども・子育て支援事業支援計画の推進

子育て家庭への支援に係る取組の強化・推進

子ども・子育て支援に係る取組の強化・推進

目標
・県内保育士養成施設卒業生（保育士資格取得者に限る）の県内保育所等への就業率（%）

現状値	R9	R10
48.9		

現状値は令和７年の値

保育提供体制の確保と質の向上
- 修学資金貸付による保育士の県内定着促進
- 保育士・保育所支援センターによる求人・求職支援
- 研修等を通じた保育人材の育成や専門性の向上

・医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン策定市町村数（市町村）

現状値	R9	R10
10		

現状値は令和７年の値

情報提供などによる市町村に対する医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン策定支援

・放課後児童クラブの待機児童数（５月時点）（人）

現状値	R9	R10
189		

現状値は令和７年の値

放課後児童クラブや病児保育、一時預かりなどの市町村が行う地域子ども・子育て支援事業に対する支援
- 地域に応じた放課後児童クラブの体制整備

研修を通じた放課後児童支援員の育成や資質向上

・放課後子供教室において指導者を配置して「体験活動」を実施している教室の割合（%）
【再掲】

現状値	R9	R10
89.0		

現状値は令和７年の値

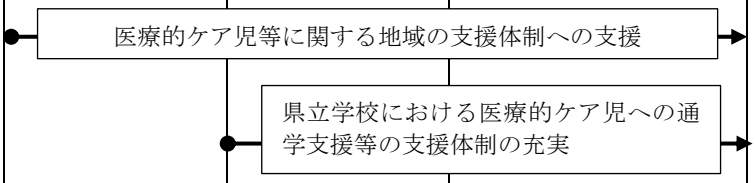
放課後子供教室等児童生徒の放課後の居場所づくりの推進、充実
- 研修会開催による資質向上
- 先進事例紹介等の情報提供
- 地域住民等による多様な活動の実施
- 市町村の推進体制の見直し
- 新たな推進体制による活動充実

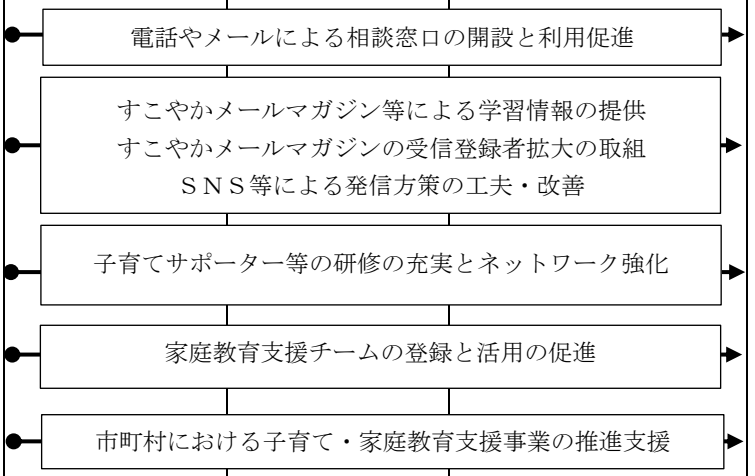
・社会保険労務士派遣により一般事業主行動計画を策定した企業数（事業者）〔累計〕

現状値	R9	R10
－		

企業に社会保険労務士を派遣し、計画策定のための伴走支援を実施

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）		
	～R8	R9	R10
・いわて働き方改革推進運動参加事業者数（事業者）〔累計〕【再掲】 現状値 1,231 / R9 / R10 現状値は令和７年の値	「いわて働き方改革推進運動」の全県的な展開		
④　こどもの生きやすさを育む環境づくりの推進 目標 ・こどもの権利擁護・意見表明支援に関する研修受講者数（人）〔累計〕 現状値 1,035 / R9 / R10 現状値は令和７年の値 ・トラウマインフォームドケアに関する研修受講者数（人）〔累計〕 現状値 137 / R9 / R10 現状値は令和７年の値	こどもの権利に関する普及啓発の推進 トラウマインフォームドケアの普及啓発 子どもの居場所づくりに対する支援 子どもの居場所ネットワーク充実に係る支援 市町村における子どもの居場所づくりへの支援		
⑤　支援を必要とするこどもや家庭を取り残さない仕組みづくり 目標 ・特定妊婦がいる市町村のうちサポートプランを作成した市町村の割合（%）【再掲】〔累計〕 現状値 － / R9 / R10 ・トラウマインフォームドケアに関する研修受講者数（人）〔累計〕【再掲】 現状値 137 / R9 / R10 現状値は令和７年の値 ・生活困窮者自立支援制度における子どもの学習支援事業の参加者数（人） 現状値 478 / R9 / R10 現状値は令和８年の値 ・家庭生活体験事業を実施できる体制を整備した児童養護施設数（施設） 現状値 3 / R9 / R10 現状値は令和７年の値 ・児童発達支援センター等設置圏域数（圏域数） 現状値 4 / R9 / R10 現状値は令和７年の値	こども家庭センターの設置・運営及びサポートプラン作成 子どもの貧困対策の強化・推進 ひとり親家庭等の自立促進に係る取組の強化・推進 全国ひとり親世帯等調査 貧困の連鎖防止に向けた学習環境の整備及び支援 施設入所児童家庭生活体験事業の周知及び実施促進 地域療育ネットワーク充実に係る支援		

<table>
<tr><th rowspan="2">県が取り組む具体的な推進方策</th><th colspan="3">工程表（２年間を中心とした取組）</th></tr>
<tr><th>～R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr>
<tr><td>・岩手県医療的ケア児等支援センターによる支援件数（件数）〔累計〕
<table><tr><td>現状値</td><td>R9</td><td>R10</td></tr><tr><td>811</td><td></td><td></td></tr></table>目標値は令和５年からの累計</td><td colspan="3">
</td></tr>
<tr><td>⑥　家庭教育を支える環境づくりの推進
目標
・すこやかメールマガジンの登録人数（人）
<table><tr><td>現状値</td><td>R9</td><td>R10</td></tr><tr><td>3,635</td><td></td><td></td></tr></table>現状値は令和７年の値

・子育てサポーター等を対象とした家庭教育支援に関する研修会の参加者数（人）
<table><tr><td>現状値</td><td>R9</td><td>R10</td></tr><tr><td>559</td><td></td><td></td></tr></table>現状値は令和７年の値</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

県以外の主体に期待される行動

（県民・ＮＰＯ等）
・地域におけるこどもの居場所づくりや子育て家庭を支える活動
・子どもの健やかな成長を支援するための活動
・行政、企業、学校、支援機関等と連携した取組の実施
（企業・団体）
・（公財）いきいき岩手支援財団による「“いきいき岩手”結婚サポートセンター」の設置運営
・仕事と子育てが両立できる職場環境の整備
・地域の子育て支援サービスへの協力、協賛
（子ども・子育て支援機関等）
・専門的な知識・経験によるこどもや子育て家庭への支援
・こどもや子育て家庭の支援ニーズの早期把握と関係機関との連携
・発達のフォローが必要なこどもや家庭への支援
（医療機関）
・市町村等と連携した妊産婦のサポート
・医療機関間、診療科間の連携
（学校）
・児童生徒の基本的な生活習慣の定着を図る取組の実施
・支援を必要とするこどもの早期把握と関係機関との連携
（市町村）
・若者の出会い・結婚に関する施策の実施
・周産期医療に係る医療機関との連携
・地域における切れ目のない妊娠・出産支援
・こども家庭センターを中心とした母子保健と児童福祉の一体的な相談支援
・市町村子ども・子育て会議による事業計画の着実な実施
・子育て家庭への医療費助成
・住民ニーズに応じた教育・保育サービス
・放課後や家庭における支援施策の実施
・住民参加と協働による子育て支援策の推進
・子ども家庭に係る相談・児童虐待通告への適切な対応
・就学支援の実施
・生活困窮者自立支援制度に基づく子どもの学習・生活支援事業の実施
・児童発達支援センターの設置・運営の検討
・発達障がいの可能性がある子どもの地域でのアセスメントの推進
・地域療育ネットワークの機能の充実
・家庭のニーズ等に応じた学習情報の提供
・子育てサポーターや子育て支援関係者の研修の実施

7　地域やコミュニティにおいて、学校と家庭、住民が協働して子どもの育ちと学びを支えます

（基本方向）

「地域とともにある学校づくり」や「学校を核とした地域づくり」を実現するため、教育振興運動と地域学校協働活動を総合的かつ一体的に推進することにより、学校・家庭・地域が連携・協働する体制の定着に向けた取組を進めます。

また、子どもたちが放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験活動ができるよう、放課後子供教室等により、地域の実状に応じた子どもの学びの場づくりを支援します。

さらに、特別支援教育や障がいに関する県民理解の醸成や特別支援教育を支える取組への参加促進を図るため、特別支援教育サポーターの養成や県民向け公開講座の開催などにより、障がいに関する正しい理解と、「共に学び、共に育つ教育」の推進に向けた啓発活動に取り組みます。

現状と課題

- 人口減少の進行や少子高齢化、地域コミュニティの担い手不足の影響等により、学校支援活動や公民館活動・子供会行事等の継続が困難な地域があることから、学校・家庭・地域が一層の連携・協働を図り、子どもの学びや育ちを支える体制の定着に向けた取組を推進する必要があります。また、持続可能な活動体制につなげるため、多様な地域人材の参画を促進するとともに、地域学校協働活動を支えるコーディネート体制の充実を図る必要があります。
- 放課後子供教室や県立青少年の家等において、地域の実情に合わせた学習支援や体験活動が展開されていますが、家庭での学習が困難な子どもたちや、多様な体験が不足している子どもたちに対して、より一層の支援が求められていることから、引き続き、地域住民等の協力を得ながら、学習支援や体験活動を行う機会の拡充を図ることが必要です。
- 特別な支援を必要とする子どもが地域で安心して学校生活を過ごすことができるよう、「共に学び、共に育つ教育」や、発達障がいなどの障がいに関する正しい知識の普及を図る県民向け公開講座等の取組を実施し、特別支援教育に対する理解啓発に取り組んできましたが、登録サポーターの高齢化に伴う登録辞退者数も一定数います。引き続き、特別支援教育や障がいに対する県民の理解を広めていく必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

①　学校・家庭・地域の連携の仕組みづくり

- 「地域とともにある学校づくり」や「学校を核とした地域づくり」を実現するため、コミュニティ・スクールと、教育振興運動や地域学校協働活動の一体的推進に向け、好事例の共有や研修機会の提供を通して各地域における取組を支援します。
- 地域学校協働活動を持続的な取組とするため、市町村における地域と学校をつなぐコーディネート人材を対象とした研修機会の提供を通して充実した取組を支援します。

② 豊かな体験活動の充実

・ 子どもたちに放課後等の学習の場を提供するため、日常的に児童生徒が利用する放課後子供教室や放課後児童クラブ等による居場所づくり、地域学校協働活動等による多様な体験活動の実施に取り組みます。

・ 子どもたちの体験学習の場を提供するため、青少年の家や野外活動センターなどの社会教育施設において、周辺の自然を生かした自然体験、集団宿泊活動、親子体験活動などの体験活動プログラムの充実に取り組みます。

・ 子どもたちの体験活動を充実させるため、従来の実体験プログラムとオンラインプログラムを組み合わせた放課後子供教室の特色ある事例を市町村等に情報提供するなど、取組の拡充を図ります。

③ 県民と協働した特別支援教育体制づくりの推進

・ 特別な支援を必要とする子どもが地域で安心して学校生活を過ごすことができるよう、「共に学び、共に育つ教育」の推進や、発達障がいなどの障がいに関する正しい知識の普及を進めるための県民向けの公開講座を実施します。

・ 地域ぐるみで特別支援教育を支援する体制をつくるため、授業の補助や学校生活の支援を行う特別支援教育サポーターの養成に取り組みます。

・ 特別支援教育や障がいに関する県民の理解を広げるため、特別支援教育サポーター養成講座や県民向け公開講座について、県及び各特別支援学校ホームページや、市町村の広報誌への掲載等による積極的な周知に取り組みます。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）

① 学校・家庭・地域の連携の仕組みづくり

目標

・コミュニティ・スクールを導入している学校の割合（%）

現状値	R9	R10
97.9		

現状値は令和７年の値

・保護者や地域住民による教育支援活動が行われている学校の割合（%）

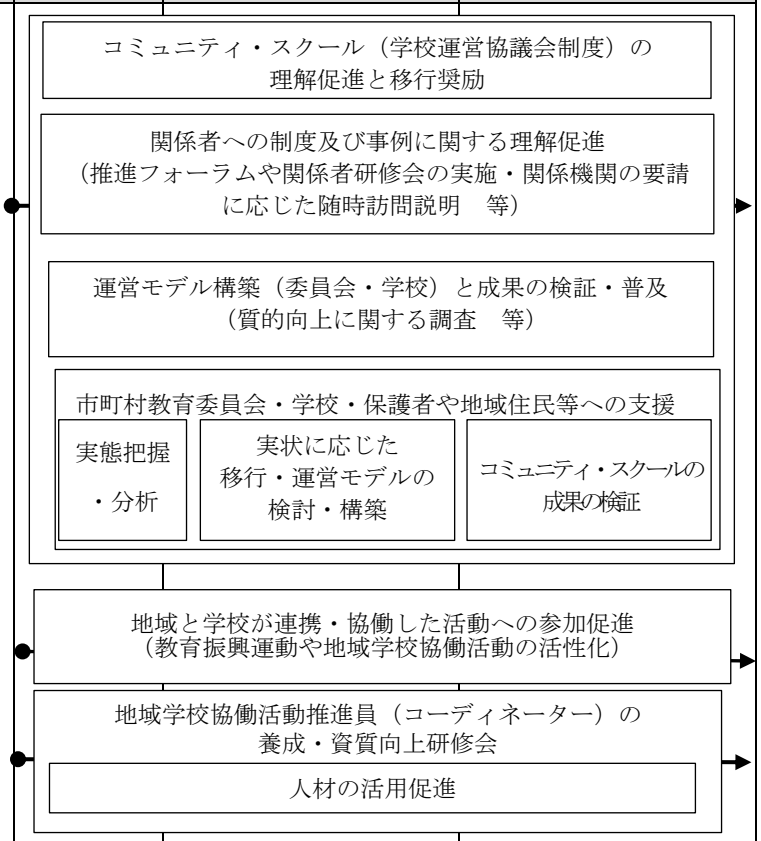
現状値	R9	R10
小100 中100		

現状値は令和７年の値

・教育振興運動や地域学校協働活動を推進している市町村・地区の割合（%）

現状値	R9	R10
91.7		

現状値は令和７年の値



② 豊かな体験活動の充実

目標

・放課後子供教室において指導者を配置して「体験活動」を実施している教室の割合（%）

現状値	R9	R10
89.0		

現状値は令和７年の値

・放課後児童クラブの待機児童数（５月時点）（人）【再掲】

現状値	R9	R10
189		

現状値は令和７年の値

・県立青少年の家・野外活動センターが提供する親子体験活動事業への参加者の満足度の割合（%）

現状値	R9	R10
100		



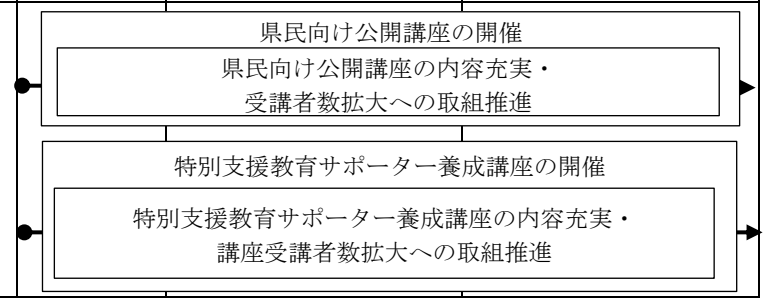
③ 県民と協働した特別支援教育体制づくりの推進

目標

・特別支援教育サポーターの登録者数（人）【再掲】

現状値	R9	R10
465		

現状値は令和７年の値



県以外の主体に期待される行動

（家庭）
・教育振興運動や地域学校協働活動への参画・協働
・多様な体験活動への子どもたちの参加促進
・特別支援教育サポーターとしての教育活動への協力
（地域、関係団体、ＮＰＯ等）
・コミュニティ・スクールへの参画・協働
・教育振興運動や地域学校協働活動への参画・協働
・地域と学校をつなぐコーディネート人材の輩出
・放課後子供教室等の運営
・子どもたちの多様な体験活動機会の提供
・特別支援教育サポーターとしての教育活動への協力
（学校）
・コミュニティ・スクールの運営
・教育振興運動や地域学校協働活動への参画・協働
・特別支援教育サポーター養成講座実施の周知及び受講促進
（社会教育施設）
・自然体験活動などの体験活動の充実
（市町村教育委員会）
・教育振興運動や地域学校協働活動の指導・支援
・地域と学校をつなぐコーディネート人材の配置
・放課後子供教室等の運営支援
・子どもたちの多様な体験活動機会の提供
・特別支援教育や障がい等に関する住民理解の推進
・小中学校における特別支援教育ボランティアバンクの周知及び活用促進

8 健全で、自立した青少年を育成します

（基本方向）

青少年が夢や希望に向かって自分の個性や主体性を発揮できるよう、社会との関わりの中で、自主的に自立した活動ができる環境づくりを推進します。

また、青少年が地域に誇りを持ち、健やかに成長できるよう、青少年を地域全体で育む地域づくりを進めます。

現状と課題

- 令和６年度青少年の健全育成に関する意識調査において、居住する地域について「好き」「どちらかといえば好き」と回答した青年の割合は８割を超えている一方で、どのような行事や活動があるのかを知らないなどの理由から、社会活動に参加したことがない青年の割合が増加しており、青年に身近な媒体を活用した地域活動の情報発信が課題となっています。
- 本県の若年無業者数は、令和４年就業構造基本調査の推計値で5,600人となっており、社会的自立に困難を抱える青少年に対し、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな自立支援の充実が課題となっています。
- 全国学力・学習状況調査（令和５年度）において、今住んでいる地域の行事に「参加している」と回答している割合は、小学生75.0%、中学生52.0%と全国平均（小学生57.6%、中学生37.6%）を上回っており、地域における社会参画が進んでいます。

  一方で、地域活動への参加を契機として、世代間・地域間の交流や主体的な活動へとつなげていくことが課題となっています。
- 本県の刑法犯少年の検挙・補導人員は全国的にみれば低い水準にありますが、青少年による非行や青少年が犯罪被害に遭う事案が依然として発生していることから、地域が一体となって青少年を事件・事故から守る環境づくりに取り組む必要があります。
- インターネット、スマートフォンの利用の増加により、コミュニティサイト等で知り合った相手を通じて犯罪に巻き込まれる青少年が依然として後を絶たないことから、情報メディアの適切な利用が課題となっています。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 個性や主体性を発揮して自立した活動ができる環境づくりの推進

- 青少年ボランティアの活動機会の充実を図るとともに、生徒が自らの意見を発表する場や、社会参加活動等に関心のある生徒が全県的に交流する機会を設け、青少年の主体性や社会参画意識を育み、自ら考え、主体的・自立的に行動できる人材の育成を推進します。
- 若年無業者等の困難を抱える青少年の自立に向け、関係機関・団体との連携を促進し、就業体験やボランティア体験、訪問型相談など、一人ひとりに応じた支援を推進します。

② 愛着を持てる地域づくりの推進

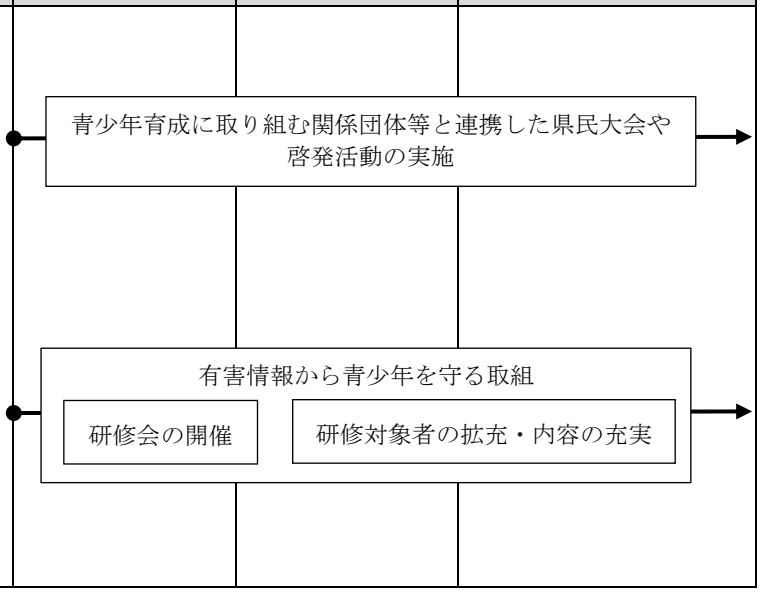
- 青少年活動交流センターを拠点に、青少年の主体的な地域活動や社会参画、地域との交流の機会の充実を図り、青少年が地域とのつながりを深め、地域への愛着を育む取組を推進します。
- 「いわて家庭の日」の普及啓発を通じて、家族のふれあいや地域との交流を促進し、子どもや青少年が家庭や地域とのつながりを深め、地域への愛着を育む取組を推進します。
- 次代を担う青少年リーダーを育成する交流体験活動の機会を設け、青少年の世代間・地域間等の多様な交流を促進します。

③ 青少年を事件・事故から守る環境づくりの推進

- 地域全体で青少年を見守り育てる活動を推進するため、青少年育成委員による見守り活動を行うほか、関係機関・団体との連携による青少年の被害・非行防止県民運動を展開し機運醸成を図り、地域全体で青少年を見守り、健やかな成長を支える環境づくりを推進します。
- 情報メディア対応能力養成講座の開催等を通じて、青少年やその育成に関わる県民のインターネットやＳＮＳ等の適切な利用に関する理解と対応力の向上を図るとともに、不健全図書類の指定等、青少年を有害な情報から守る環境づくりを推進します。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）		
	～R8	R9	R10
① 個性や主体性を発揮して自立した活動ができる環境づくりの推進 目標 ・青少年ボランティア活動者数（人）〔累計〕 現状値：2223（R9：　R10：　） 現状値は令和７年の値、目標値は令和５年からの累計	青少年活動センターを拠点とした ボランティア活動機会の提供		
・「わたしの主張」応募総数（地区大会含む）（人）〔累計〕 現状値：13,212（R9：　R10：　） 現状値は令和７年の値、目標値は令和５年からの累計	青少年の意見発表や交流活動等を通じた社会参画機会の拡大		
・若年無業者等「交流・活動支援（ステップアップ）」参加者数（人）〔累計〕 現状値：1,794（R9：　R10：　） 現状値は令和７年の値、目標値は令和５年からの累計	支援機関との連携による若年無業者等の自立支援の実施		
	各市町村における交流拠点の充実・機能強化		
② 愛着を持てる地域づくりの推進 目標 ・青少年活動交流センター利用者数（作品応募者数を含む）（人） 現状値：25,089（R9：　R10：　） 現状値は令和７年の値	青少年活動交流センターを拠点とした 青少年団体等の活動支援、交流事業等の実施		
	親子のふれあいや地域を知る体験活動等の実施		
・子ども・若者支援セミナー受講者数（人）〔累計〕 現状値：711（R9：　R10：　） 現状値は令和７年の値、目標値は令和５年からの累計	ＳＮＳを活用した相談活動 調査・研究　相談活動の実施		
	地域住民、青少年育成関係者を対象としたセミナー等の実施		

<table>
<tr><th>県が取り組む具体的な推進方策</th><th colspan="3">工程表（２年間を中心とした取組）</th></tr>
<tr><th></th><th>～R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr>
<tr><td>③　青少年を事件・事故から守る環境づくりの推進
目標
・青少年を被害・非行から守る県民大会参加者数（人）〔累計〕
<table><tr><td>現状値</td><td>R9</td><td>R10</td></tr><tr><td>1,474</td><td></td><td></td></tr></table>現状値は令和７年の値、目標値は令和５年からの累計

・青少年指導者向け情報メディア対応能力養成講座受講者数（人）〔累計〕
<table><tr><td>現状値</td><td>R9</td><td>R10</td></tr><tr><td>889</td><td></td><td></td></tr></table>現状値は令和７年の値、目標値は令和５年からの累計</td><td colspan="3">
</td></tr>
</table>

県以外の主体に期待される行動

（家庭）

・親子のふれあいの充実

（企業等）

・就業体験への協力など青少年の職業意識の醸成

・不健全図書類やインターネット上の有害情報から青少年を守る環境づくりへの協力

（教育機関等）

・親子のふれあいの充実に向けた取組

・家庭・地域の教育力向上に向けた取組

・青少年の相談・居場所づくり、見守り、交流機会の創出

・就労体験など青少年の職業意識醸成に向けた取組

・青少年の健全育成を阻害するおそれのある環境の浄化

（市町村）

・関係団体と連携した青少年健全育成の取組

・困難を抱える青少年（若年無業者等）の支援

・個性を伸ばし、主体的に学ぶ力や心豊かでたくましい人間を育む取組

Ⅱ 家族･子育て

９ 仕事と生活を両立できる環境をつくります

（基本方向）

仕事と生活を両立できる環境をつくるため、長時間労働の是正、年次有給休暇の取得率向上、多様な働き方の普及等の働き方改革により、一人ひとりの事情に対応できる、働きやすい職場づくりを推進します。

現状と課題

- 本県における令和７年の年間総実労働時間は、全国平均と比較して長く、年次有給休暇取得率も全国平均と比較して低い状況です。
- デジタル技術の進展により、テレワークや兼業・副業など多様な働き方が定着しつつある一方で、多様な勤務制度の導入・活用状況にはばらつきが見られ、誰もがライフステージやライフスタイルに応じた柔軟な働き方を実現できる環境の整備が十分とはいえない状況にあります。
- 人口減少に伴い人材の確保・定着の重要性が高まる中、子育て中の従業員が働き続けられる職場環境づくりに向けた企業等の認証制度の活用や一般事業主行動計画の策定が、県内企業等に十分に広がっていない状況が見られます。
- 保育所等における待機児童は解消に向かっている一方、少子化の進行による定員充足率の低下や保育人材の確保、多様な保育ニーズへの対応など、保育基盤の維持・確保が課題となっています。また、放課後児童クラブにおいては利用ニーズの増加や多様化に対し、受入体制の確保が十分とはいえない地域も見られます。
- 男女が共に家事・育児を担う機運の醸成や家事・育児シェアの推進等により、共働き世帯における男性の家事時間の割合は増加傾向にありますが、地域や家庭における固定的な性別役割分担意識は依然として残っており、家事・育児負担はなお女性に偏る状況が見られるなど、家庭内での家事・育児の分担促進や負担軽減を一層進めていくことが課題となっています。
- 生産年齢人口が減少する中、従業員等の健康管理を経営的な視点で捉える健康経営への関心が一層高まっており、従業員の健康増進に積極的に取り組むいわて健康経営事業所制度の認定数は増加しています。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

①　働き方改革の取組の推進

- 「いわてで働こう推進協議会」を核とした「いわて働き方改革推進運動」の展開により、長時間労働の是正、年次有給休暇の取得率向上等の働き方改革の取組を推進します。
- 雇用・労働環境の改善を促進するため、岩手労働局と連携し、仕事と介護・子育ての両立支援を含む各種制度について、産業関係団体への要請活動や国の各種助成制度等の普及啓発を行います。

・　ライフステージやライフスタイルに応じた柔軟で多様な働き方の普及を図るため、企業のテレワークや副業・兼業などの取組を促進します。
・　誰もが働きやすい労働環境の整備の促進に向け、セミナーの開催などを通じて、休暇制度やハラスメント防止対策など労働関係法令に関する知識の普及を図ります。

②　子育て・介護等との両立支援

・　安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりに向け、引き続き、市町村と連携しながら、保育所等や放課後児童クラブにおける、保育人材の確保や多様な利用ニーズ、地域ごとの需給のミスマッチ等への対応など、子ども・子育て支援の充実を図ります。
・　仕事と子育てを両立できる職場環境づくりを推進するため、条例に基づき、企業等に対して、従業員の仕事と子育ての両立に向けた取組を定める一般事業主行動計画の策定を求めるとともに、社会保険労務士の派遣による専門的な助言・支援を行い、計画に基づく取組の着実な実施を促進します。
・　性別に関わらず誰もが仕事と家庭生活を両立できる環境づくりを進めるため、企業等と連携した家事・育児シェアの普及啓発による家庭内での分担の促進と、家事支援サービスをはじめとする多様なサービスの活用による家事・育児負担の軽減に取り組みます。

③ いきいきと働き続けるための職場環境づくり

・　健康づくりに関する正しい知識の普及啓発や健康教育を実施するほか、企業等における健康経営の取組を促進することにより、働き盛り世代の健康づくりを推進します。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）

①　働き方改革の取組の推進

目標

・いわて働き方改革推進運動参加事業者数
（事業者）〔累計〕【再掲】

現状値	R9	R10
1,231		

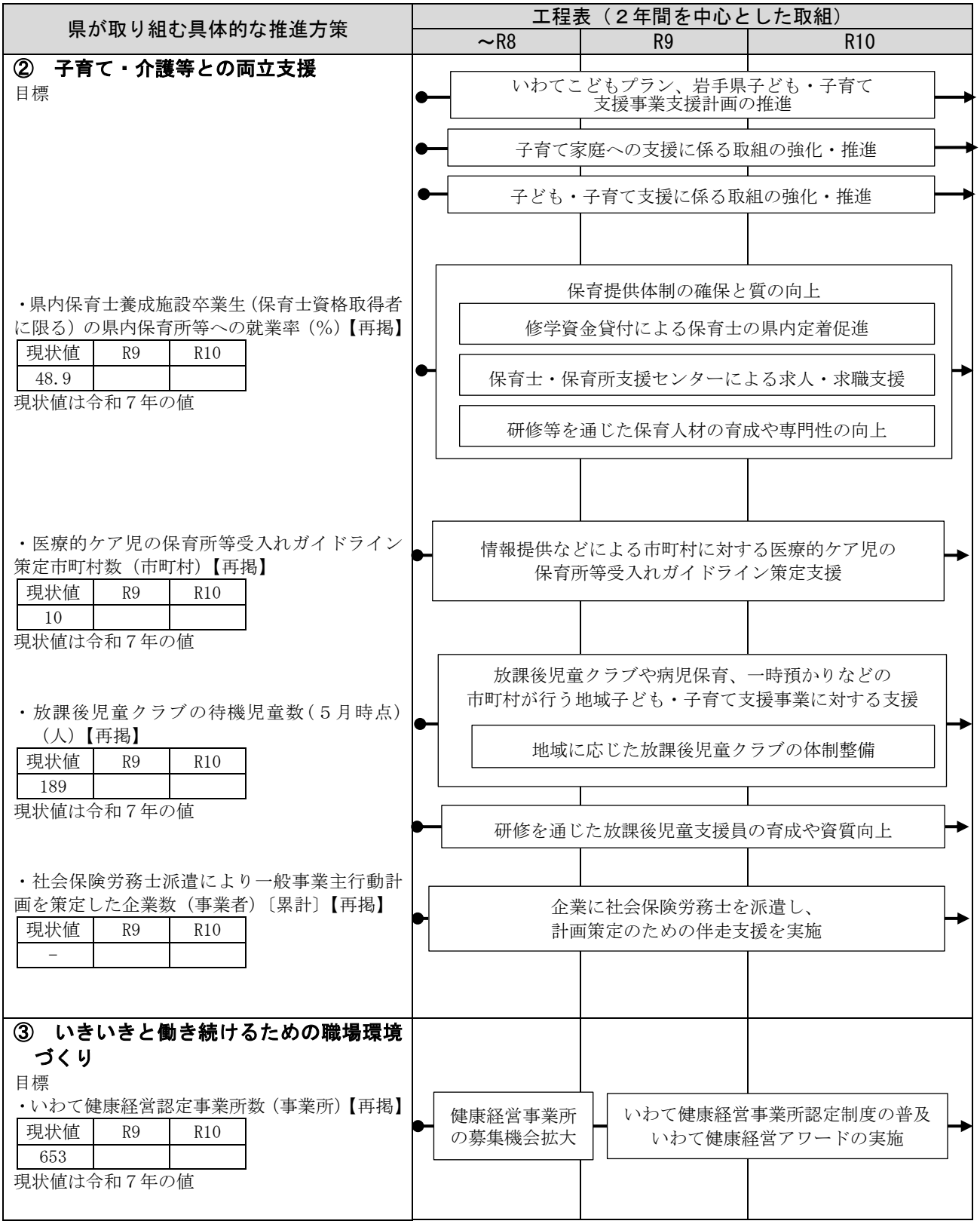
現状値は令和７年の値

・年次有給休暇の取得率（%）

現状値	R9 (R8)	R10 (R9)
64.0		

現状値は令和７年の値

～R8	R9	R10
「いわて働き方改革推進運動」の全県的な展開		
県内企業・団体における働き方改革の取組を促進		
労働法令の改正の周知		
県内経済団体への取組の要請		
各種セミナーの開催､働き方改革のモデル事例の創出･紹介、優良事例等の表彰		


県が取り組む具体的な推進方策
工程表（２年間を中心とした取組）
～R8
R9
R10
② 子育て・介護等との両立支援
目標
・県内保育士養成施設卒業生（保育士資格取得者に限る）の県内保育所等への就業率（%）【再掲】
現状値 R9 R10
48.9
現状値は令和７年の値
・医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン策定市町村数（市町村）【再掲】
現状値 R9 R10
10
現状値は令和７年の値
・放課後児童クラブの待機児童数（５月時点）（人）【再掲】
現状値 R9 R10
189
現状値は令和７年の値
・社会保険労務士派遣により一般事業主行動計画を策定した企業数（事業者）〔累計〕【再掲】
現状値 R9 R10
－
いわてこどもプラン、岩手県子ども・子育て支援事業支援計画の推進
子育て家庭への支援に係る取組の強化・推進
子ども・子育て支援に係る取組の強化・推進
保育提供体制の確保と質の向上
修学資金貸付による保育士の県内定着促進
保育士・保育所支援センターによる求人・求職支援
研修等を通じた保育人材の育成や専門性の向上
情報提供などによる市町村に対する医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン策定支援
放課後児童クラブや病児保育、一時預かりなどの市町村が行う地域子ども・子育て支援事業に対する支援
地域に応じた放課後児童クラブの体制整備
研修を通じた放課後児童支援員の育成や資質向上
企業に社会保険労務士を派遣し、計画策定のための伴走支援を実施
③ いきいきと働き続けるための職場環境づくり
目標
・いわて健康経営認定事業所数（事業所）【再掲】
現状値 R9 R10
653
現状値は令和７年の値
健康経営事業所の募集機会拡大
いわて健康経営事業所認定制度の普及
いわて健康経営アワードの実施

県以外の主体に期待される行動

（企業等）
・持続的な働き方改革の取組
・両立支援の環境づくりと実践
・ワーク・ライフ・バランスの推進
・多様な働き方ができる環境づくり
・仕事と子育てが両立できる職場環境の整備
・健康経営の取組の推進
（教育機関・産業支援機関等）
・企業に対する助言・指導
・学生に対する労働教育
（市町村）
・ワーク・ライフ・バランスの取組への支援
・企業への要請、意識啓発
・働き方改革の取組の支援
・住民ニーズに応じた保育サービス

10 動物のいのちを大切にする社会をつくります

（基本方向）

家族の一員とも言える、心の潤いを与える動物との良好な関係を築くため、動物愛護の意識を高める普及啓発の取組を推進します。

また、いのちの大切さを思い、共につながり、支え合う心を育むため、収容動物の返還や譲渡の推進などにより、動物のいのちを尊重する取組を推進します。

現状と課題

- 近年の動物愛護思想の高まりの中、全国的に殺処分ゼロを目指した取組が推進されており、本県においても、保健所で捕獲・引き取りした犬や猫についてのウェブサイトでの情報公開や一時預かりボランティアの活用等により、返還や譲渡が進み、殺処分数が減少傾向にあります。
- 動物愛護推進員や獣医師等との連携により、各保健所で捕獲・引き取りした犬や猫の返還及び譲渡が行われており、現在進めている動物愛護管理センターの整備に併せて、老朽化している各地域の動物管理施設を広域振興圏ごとに集約する方向で整理し、動物愛護管理センターのサテライト施設として位置付けるなど、各保健所による連携と支援のネットワークを構築する取組を進めています。
- 東日本大震災津波の発災に加え、近年の林野火災や地震の発生等を受け、災害発生時の動物との同行避難等、迅速かつ円滑な動物救護活動を行う体制づくりが課題となっています。
- 動物の多頭飼育崩壊事例が本県を含めて全国的に問題となっており、関係機関が連携して対応する体制の整備が課題となっています。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 動物愛護の意識を高める取組の推進

- 広く県民の理解を深めるため、動物愛護関連行事の開催や、各種広報媒体を活用した広報の実施により、動物愛護思想の普及啓発に取り組みます。
- 動物愛護推進員や獣医師等との協働により、動物愛護フェスティバルの開催等、地域に根ざした動物愛護活動に取り組みます。
- 盛岡市との共同により、動物愛護思想や適正飼養に関する普及啓発を行う拠点施設である動物愛護管理センターの整備を進めます。
- 動物取扱業者に対し、動物が適正に飼養されるよう適切な指導を行います。
- 動物の多頭飼育問題に適切に対応できるよう、動物愛護所管部局、社会福祉所管部局及び警察等の関係部局・期間の連携体制の強化に努めます。

② 動物のいのちを尊重する取組の推進

- 動物愛護団体等と連携した譲渡会の開催等により、飼主に対する動物の返還や新たな飼主への積極的な譲渡に取り組みます。
- 動物のいのちを尊重する教育や飼い方・しつけ教室等の実施により、適正飼養を推進するとともに、飼主のいない猫対策等に取り組みます。
- 災害発生時に迅速かつ円滑に動物救護活動が行われるよう、獣医師会等関係団体や市町村と連携した同行避難訓練の実施や研修会の開催等により、災害時の活動体制の強化に取り組みます。

<table>
<tr><th>県が取り組む具体的な推進方策</th><th colspan="3">工程表（２年間を中心とした取組）</th></tr>
<tr><th></th><th>～R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr>
<tr><td>① 動物愛護の意識を高める取組の推進
目標
・動物愛護普及啓発行事の参加者数（人）〔累計〕
<table><tr><td>現状値</td><td>R9</td><td>R10</td></tr><tr><td>4,805</td><td></td><td></td></tr></table>現状値は令和７年の値、目標値は令和５年からの累計

・動物愛護推進員の委嘱者数（人）
<table><tr><td>現状値</td><td>R9</td><td>R10</td></tr><tr><td>78</td><td></td><td></td></tr></table>現状値は令和７年の値</td><td colspan="3">獣医師会と連携した動物愛護普及啓発行事の開催
動物愛護推進のための拠点施設整備
動物の保護管理体制の充実に向けた取組の推進
適正飼養と動物愛護の普及啓発の推進
多頭飼育対策に向けた連携の推進</td></tr>
<tr><td>② 動物のいのちを尊重する取組の推進
目標
・適正飼養講習会受講者数（人）〔累計〕
<table><tr><td>現状値</td><td>R9</td><td>R10</td></tr><tr><td>3,802</td><td></td><td></td></tr></table>現状値は令和７年の値、目標値は令和５年からの累計

・災害時の同行避難に関する訓練等参加者数（人）〔累計〕
<table><tr><td>現状値</td><td>R9</td><td>R10</td></tr><tr><td>463</td><td></td><td></td></tr></table>現状値は令和７年の値、目標値は令和５年からの累計</td><td colspan="3">動物愛護団体や動物愛護推進員と連携した譲渡の推進
ホームページなどを活用した保護動物情報の発信
飼主に対する飼い方・しつけ教室の実施
マイクロチップ装着などの所有者明示の取組推進
地域猫活動に係る
情報収集・調査
地域猫活動支援
災害発生に備えた関係団体等との連携体制の強化</td></tr>
</table>

県以外の主体に期待される行動

（県民）
・動物の適正な飼養
・動物のいのちを大切にする行動
（動物取扱業者）
・法令に則った適正な管理
（愛護団体等）
・動物愛護意識や飼養方法等の普及啓発
・県と連携した譲渡会の開催
（獣医師会）
・県と連携した動物愛護普及啓発行事の開催
・委託契約に基づく負傷動物の応急治療
（市町村）
・犬の返還推進のための保健所との連携

Ⅲ 教育

学びや人づくりによって、
将来に向かって可能性を伸ばし、自分の夢を実現できる岩手

【これまでの成果と課題】

- 児童生徒１人１台端末の普及・活用が進むとともに、教員のＩＣＴを活用した指導力の向上が見られます。一方で、教員のＩＣＴ活用指導力や学習評価に関する実践力、効果的な授業改善の取組状況に地域・学校間の差が生じており、こうした地域・学校間の差を縮小し、各学校における児童生徒の学びの質の向上につなげていくことが課題となっています。
- 人権教育や主権者教育については教員向けの研修や出前授業の実施により取組の充実が図られています。一方、学校行事の精選等の教育課程の見直しが進む中で、児童生徒が文化芸術に興味関心を持つ機会の確保に課題が見られるほか、豊かな心や感性、想像力を育む基盤となる読書についてはスマートフォン等の利用時間の増加をはじめ、読書以外の活動の選択肢の増加等により平均読書冊数の減少や不読者の増加が見られます。
- 本県の児童生徒の体力・運動能力は、依然として高い水準を維持しており、概ね規則正しい生活習慣も身に付けています。一方で、スマートフォン等の利用時間の増加等による生活習慣の変化や朝食摂取の重要性に対する理解不足、家庭における朝食習慣の変化等により、朝食を毎日食べる中学生の割合が伸び悩んでいます。
- 学校部活動の地域展開については、多くの関係者が連携・協力し、各地域の実情に合わせて段階的・計画的に取り組む必要がありますが、市町村協議会の設立や地域クラブの認定等について十分とは言えない状況です。
- 特別支援学校の授業研究会や研修会に参加した教員が年々増加するとともに、いわて特別支援学校就労サポーターや特別支援教育サポーターへの登録者数が増加しており、特別支援教育に対する理解の浸透が見られます。
- 「ふれあいルーム」分室や「こころの相談室」の設置、「心とからだの健康観察」の活用などによる重層的な支援体制の構築や、いじめ問題対策連絡協議会、不登校支援フォーラムの開催などによる関係機関との連携強化により、学校生活に不安を抱えている児童生徒の早期発見・適切な対処に係る体制が整いつつあります。一方で、いじめの認知件数は高水準で推移し、不登校児童生徒数は増加傾向にあり、多様化、複雑化する支援ニーズに対応した相談・支援体制の構築や関係機関と連携した教育機会の確保に課題があります。
- 学校施設の長寿命化や大規模改造など教育環境の整備を進めた一方で、物価高騰の影響による入札不調の発生等により、計画的な施設整備が困難となっていることなど、児童生徒が安全・安心に学ぶことのできる教育環境の確保に課題があります。
- 教職大学院への派遣研修により教員の資質向上が図られた一方で、教員採用試験の倍率が低下するなど教員確保に課題が見られます。
- 私立学校については、多様な教育ニーズに対応した特色ある教育活動が展開されていることに加え、授業料無償化の進展により、生徒が教育内容や学校の特色を重視して進路を選択する環境

が整いつつあります。一方で、生徒や保護者の教育ニーズが一層多様化していることから、生徒の希望する進路の選択肢を確保し、自己実現につなげるため、これまで以上に各校の特色を生かした教育活動の充実と魅力向上が求められています。

・　県内就職者数が減少しているほか、若年層の進学等に伴う県外転出や人材獲得競争の激化により地域産業を支える人材の採用環境が厳しさを増していることに加え、ＡＩやデジタル技術など技術革新の進展を背景として産業イノベーション人材の重要性が高まっています。

・　全国レベルの合唱大会や全国高等学校総合文化祭での活躍に加え、スポーツ競技全国大会での入賞など、文化芸術やスポーツの分野で全国的に活躍する人材が育成されています。一方で、少子化の進行により文化芸術やスポーツに取り組む子どもや若者が減少しているほか、今後、専門的な知見に基づいて活動を指導・支援する人材が不足していくことが見込まれます。

・　高等教育機関については、「いわて高等教育地域連携プラットフォーム」において、産学官連携情報の共有化による共同研究の推進、高等教育人材の地元定着の推進、地域ニーズに対応した人材育成やリカレント教育[1]の推進に取り組む中で、県内高等教育機関と企業・関係団体等の連携が進み、新たな産学官連携拠点の創出やリカレント教育プログラムの開発等につながっています。一方で、共同研究の成果の実装に向けた取組には、地域や団体で差があるなど研究成果を地域課題の解決に結び付ける上で課題があります。また、首都圏企業の初任給引上げや採用活動の強化等の影響から、県内大学等卒業者の県内就職率が伸び悩むなど、地域を担う人材の地元定着が進みにくい状況が見られます。

【今後の方向性】

・　児童生徒の確かな学力を育むため、デジタル学習基盤を効果的に活用するとともに、指導と評価の一体化による指導改善を推進し、子どもの学びの質の向上に取り組みます。

・　英語によるコミュニケーション能力の向上を図るため、最先端のＡＩアプリを活用した英語学習等を進め、ＡＩ時代の子どもの学びの充実に取り組みます。

・　児童生徒の豊かな人間性と社会性を育むため、道徳教育、人権教育及び主権者教育の充実、学校・家庭・地域が連携した多様な体験活動の推進に取り組みます。また、学校における文化芸術活動の推進、社会に参画する力の育成を推進するほか、学校司書の配置の拡充による学校図書館を生かした読書活動等に取り組みます。

・　児童生徒の健やかな体を育むため、家庭や地域等と連携し、「よりよい運動習慣」「望ましい食習慣」「規則正しい生活習慣」の形成による健康の保持・増進に取り組みます。また、部活動について指導方針等の学校・保護者・外部指導者等の共通理解を図るなど、適切な部活動体制の整備を推進します。

・　生徒が将来にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するため、市町村教育委員会や地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携し、地域の実情に応じた学校部活動の地域展開を推進します。

・　共に学び、共に育つ特別支援教育を進めるため、進学時の円滑な引継ぎや関係機関との連携による一貫した支援の充実、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実、公開講座の実施や特別支援教育サポーターの養成等に取り組みます。

[1] リカレント教育：学校教育から一旦離れた後、それぞれの人の必要なタイミングで学び直し、仕事と教育を繰り返しながら仕事で求められる能力を磨き続けていくこと。

・　いじめや不登校等に適切に対応していくため、「岩手県いじめ防止等のための基本的な方針」に基づく取組を徹底するとともに、１人１台端末等の活用による児童生徒からのＳＯＳの早期発見に係る体制や、オンライン等を効果的に活用しスクールカウンセラー等と連携した教育相談体制の充実に取り組みます。また、「学びの多様化学校」の設置や遠隔教育の推進等の多様なニーズに対応した教育環境の向上を図ります。
・　安全・安心な教育環境を整備するため、計画的な学校施設等の長寿命化に取り組むとともに、学校施設等の定期的な安全点検による事故等の未然防止や通学時の見守りの実施に取り組みます。
・　学校での豊かな学びや人づくりを担う有為な人材を確保するため、高校生や大学生向けの説明会を実施し、求める教員像や教員の魅力について発信を行うとともに、教員採用選考の見直しを行います。また、教職員の資質向上のため、教職員向け研修の充実等に取り組みます。
・　多様化する教育ニーズに対応した教育内容及び受入体制の充実を促進し、生徒一人ひとりの希望や適性に応じた進路選択の機会の確保を図るため、各私立学校の建学の精神や中期計画に基づく特色ある教育活動の充実に向けて、その支援に取り組みます。
・　地域に貢献する人材を育てるため、「いわての復興教育[2]」やキャリア教育[3]を推進するとともに、産業界等と連携し、地域産業について学ぶ機会の充実などによる地域志向の醸成や、ものづくり産業や農林水産業、建設業などの地域産業を支える人材、ＡＩ・デジタル技術を活用して産業のイノベーションを担う人材の育成に取り組みます。
・　文化芸術を担う人材を育てるため、優れた文化芸術に触れる機会を提供するとともに、意欲的な創作活動等を支援する取組を進めます。また、スポーツを担う人材を育てるため、いわてスーパーキッズの発掘・育成など、中長期的な視点に立ったアスリートの育成に取り組むとともに、スポーツ医・科学の知見やスポーツ・インテグリティ[4]に基づく指導者等を育成し、サポート体制の充実を図ります。
・　高等教育機関との連携により、地域課題解決に向けた共同研究を推進するほか、リカレント教育の充実を図るとともに、県内高校から県内大学等への進学意識の醸成や、県内大学から県内企業への就職など地元定着を高める取組を推進します。
・　本分野の推進に当たっては、市町村教育委員会等と全県的な教育課題について協議・検討し、関係機関との連携・協働による取組を推進します。また、「いわてで働こう推進協議会」や「いわて高等教育地域連携プラットフォーム」において、地域に貢献する優れた人材の育成と地元定着に向けた実効性の高い取組を推進します。

[2] いわての復興教育：東日本大震災津波の体験を踏まえ、県内全ての学校がそれぞれの実情に応じて取り組むことができる教育プログラムを作成・普及することにより、子どもたち自らの未来を切り拓く力を育むとともに、県内の全ての学校が心を１つにして震災を見つめ、郷土を愛し、いわての復興・発展を担う「ひとづくり」を進めていくための教育。
[3] キャリア教育：児童生徒が自己のあり方・生き方を考え、主体的に進路を選択し、社会人・職業人として自立するための能力を学校教育活動全体で、計画的・組織的に育むもの。
[4] スポーツ・インテグリティ：スポーツが様々な脅威により欠けるところなく、価値ある高潔な状態。八百長・違法賭博、ガバナンス欠如、暴力、ドーピング等の様々な脅威から、スポーツにおける誠実性・健全性・高潔性を守る取組。

【特に強化すべき事項】

第２期政策推進プランの成果と課題、社会経済情勢の変化、市町村や各種団体等からの意見などを踏まえ、今後２年間で強化すべき事項は以下のとおり。

- **デジタル学習基盤を活用した学びの質の向上**

  児童生徒一人ひとりの学習状況や特性に応じた個別最適な学びの充実と学習成果の向上に向け、ＡＩを含むデジタル学習基盤を効果的に活用し、教育の質の向上を推進します。

- **教育相談体制及び多様な学びの場の充実**

  児童生徒一人ひとりの状況に応じて必要な支援と学習機会を保障する観点から、教育相談体制と多様な学びの場の充実を図ります。

- **地域産業を支える人材の育成と地域志向の醸成**

  誘致企業の増加や産業集積の強み、産学官連携の枠組みも活用しつつ、教育段階から地域産業や将来の職業選択について学び、地域で働き暮らすことへの理解を深めることで、地域志向の醸成と地域産業を支える人材を育成します。

指　　標	単位	現状値	年度目標値	計画目標値
		R7	R9	R10
①　意欲を持って自ら進んで学ぼうとする児童生徒の割合				
（小学生）	%	84.3		
（中学生）		81.3		
②　授業で、自分の考えを深めたり広げたりしている児童生徒の割合				
（小学生）	%	86.6		
（中学生）		86.6		
③　人が困っているときは、進んで助けようと思う児童生徒の割合				
（小学生）	%	63		
（中学生）		62		
（高校生）		64		
④　自己肯定感を持つ児童生徒の割合				
（小学生）	%	85.3		
（中学生）		85.2		
⑤　体力・運動能力が標準以上の児童生徒の割合				
（小学生　男子）	%	67.6		
（小学生　女子）		75.6		
（中学生　男子）		75.6		
（中学生　女子）		85.4		
⑥　特別支援学校が適切な指導・支援を行っていると感じる保護者の割合	%	97.3		
⑦　高卒者の県内就職率	%	69.5		
⑧　将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合				
（小学生）	%	84.9		
（中学生）		72.3		
⑨　県内大学等卒業者の県内就職率	%	41.4		

【参考指標（実績値）】

学力が全国水準未満の児童生徒の割合（令和７年：小学生国語 46%、小学生算数 56%、中学生国語 48%、中学生数学 63%）［全国学力・学習状況調査（文部科学省）］、

不登校児童生徒数〔千人当たり〕（令和６年：小学生 17.9 人、中学生 61.3 人、高校生 23.7 人）［児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）］

【政策項目一覧】

政策項目	具体的推進方策
11　【知育】児童生徒の確かな学力を育みます	①　これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成
	②　児童生徒の実態に応じた授業改善の推進と家庭学習の充実
	③　社会ニーズに対応した学習内容の充実などによる生徒の進路実現に向けた支援の推進
12　【徳育】児童生徒の豊かな人間性と社会性を育みます	①　自他の生命を大切にし、人権を尊重する心の育成
	②　学校・家庭・地域が連携した体験活動の推進などを通じた豊かな心の育成
	③　学校における文化芸術教育の推進
	④　主権者教育などによる社会に参画する力の育成
13　【体育】児童生徒の健やかな体を育みます	①　児童生徒の健康の保持・増進に向けた対策の充実
	②　適切な部活動体制の推進
14　共に学び、共に育つ特別支援教育を進めます	①　就学前から卒業後までの一貫した支援の充実
	②　各校種における指導・支援の充実
	③　教育環境の充実・県民理解の促進
15　いじめ問題などに適切に対応し、一人ひとりがお互いを尊重する学校をつくります	①　いじめ防止対策の推進といじめ事案への適切な対処
	②　児童生徒に寄り添った教育相談体制の充実等による、不登校対策の推進
	③　デジタル社会における児童生徒の健全育成に向けた対策の推進
16　児童生徒が安全に学ぶことができる教育環境の整備や教職員の資質の向上を進めます	①　安全でより良い教育環境の整備
	②　魅力ある学校づくりの推進
	③　多様な教育ニーズに対応する教育機会の確保
	④　教育への情熱と高い志を持つ有為な人材の確保・育成、資質向上
17　多様なニーズに応じた特色ある私学教育を充実します	①　各私立学校の建学の精神などに基づく特色ある教育活動の支援
	②　私立学校の耐震化の支援や教育環境の整備促進
18　地域に貢献する人材を育てます	①　「いわての復興教育」などの推進
	②　キャリア教育の推進とライフデザイン能力の育成
	③　ものづくり産業人材の育成
	④　農林水産業の将来を担う人材の育成
	⑤　建設業の将来を担う人材の育成
	⑥　デジタル技術活用人材の育成
	⑦　科学技術への理解増進を通じた次代を担う人材の育成
	⑧　岩手と世界をつなぐ人材の育成
	⑨　地域産業の国際化に貢献する人材の育成
19　文化芸術・スポーツを担う人材を育てます	①　文化芸術活動を担う人材の育成
	②　文化芸術活動を支える人材の育成
	③　アスリートの競技力の向上
	④　障がい者アスリートの競技力の向上
	⑤　スポーツ医・科学サポートを通じた競技力の向上
	⑥　スポーツ活動を支える指導者等の養成
20　高等教育機関と連携した地域づくり・人づくりを進めます	①　高等教育機関との連携による地域課題解決に向けた取組の推進
	②　地域をけん引する人材の育成と若者定着の促進
	③　岩手県立大学における取組への支援

Ⅲ　教育

11【知育】児童生徒の確かな学力を育みます

（基本方向）

将来の予測が困難な時代において、子どもたち一人ひとりに未来の創り手となるために必要な資質・能力が求められていることから、これまで培ってきた岩手の教育を継承しつつ、デジタル学習基盤を効果的に活用した教育ＤＸや学校と地域の「共創」による学びを推進し、岩手の子どもたちが主体的に学び、他者との協働等を通して学びを深め、次期学習指導要領等を見据えた、新たな価値を創造し、地域を活性化する力を育成します。

また、教師一人ひとりが専門性を高め、子どもたちの学びをデザインする力を向上させるための取組の推進により、学校、家庭、地域が連携・協働しながら、多様な子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ります。

さらに、国の高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）を踏まえた改革を推進します。

現状と課題

- 生成ＡＩの普及やデジタル技術の進展など変化の激しい社会を生きる子どもたちの資質・能力の育成が求められています。次期学習指導要領を見据え、デジタル学習基盤の活用を前提とした教育活動への転換をより一層進めるとともに、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善と学習評価の充実を図る必要があります。
- 各学校においては、県として推進する「確かな学力育成プラン」に基づく学力向上の取組が着実に進められており、プランに基づく取組を推進している学校の割合は高い水準にあります。また、本県の児童生徒は全国的にも学習への意識が高く、資質・能力の着実な育成につながるよう学力や学習状況等の実態を把握・分析し、その結果を教育活動の改善につなげる検証改善サイクル（Check⇒Action⇒Plan⇒Do）をより確かなものにする必要があります。
- いわて幼児教育センターと関係機関等の連携による幼児教育推進体制が構築されてきたことを基に、幼児教育の質の向上、幼児教育と小学校教育との円滑な接続の一層の充実を課題と捉え、「いわて就学前教育振興プログラム[1]」に基づく取組及び各園のニーズに対応した取組の充実を推進する必要があります。
- １人１台端末の更新やネットワーク環境の更改など、学校におけるデジタル学習基盤の整備を進めているところであり、今後も教育ＤＸの基盤整備を推進していく必要があります。
- 教育ＤＸの推進については、個別最適な学びや協働的な学びの場面でのＩＣＴの効果的な活用に向け、児童・生徒の発達段階に応じた情報活用能力の抜本的な向上を図ることが課題となっています。
- 社会が急速に変化する中、高校生には主体的に課題を発見・解決する力の育成が一層求められています。このことから、高校生が社会から求められる資質・能力を身に付け、希望する進路を実現できるよう、学習指導要領が掲げる「社会に開かれた教育課程」の理念に基づいて、自ら課

[1] いわて就学前教育振興プログラム：幼児期から高校までの資質・能力の育成を見通し、本県における就学前教育の質の向上と円滑な幼小接続を図るための一体的な就学前教育推進体制の構築及び取組に係る振興プログラム。

題を発見し解決に向けて取り組む探究的な学習をより一層推進し、ＡＩやデジタル技術も活用しながら、社会の変化に主体的に対応し未来を切り拓く多様な人材を育成する必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

①　これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

- 児童生徒の言語能力、情報活用能力など、学習の基盤となる資質・能力の育成を図るため、デジタル学習基盤を効果的に活用し、子どもの学びの質の向上、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ります。また、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進するとともに、学習評価の充実や教育活動全体を通じたカリキュラム・マネジメントの推進を図り、新聞や統計資料などを活用した学習、教科等横断的な視点による探究的な学びを推進し、課題の発見・解決や新たな価値の創造につながる資質・能力を育成します。
- 学びの連続性に配慮した幼児教育の質の向上を図るため、「いわて幼児教育アドバイザー」の養成研修の実施に加え、市町村幼児教育アドバイザーの配置・活用を推進します。また、架け橋期のカリキュラム作成を通した保育・授業改善の推進、小学校及び中学校における学びの状況の共有、校種間の接続を意図した研修の充実など、０歳から18歳までの円滑な接続を推進します。
- 県学校教育ＤＸ・学力育成協議会を通じて、児童・生徒が生成ＡＩを含むＩＣＴの日常的な活用や、学びを深めるための効果的活用について課題を共有します。また、教員研修の充実やＧＩＧＡスクール運営支援センターによる広域的な活用支援等を実施し、県と市町村が連携してデジタル学習基盤を前提とした情報活用能力の向上に取り組みます。
- 児童生徒一人ひとりの学習面・生活面の状況に応じたきめ細かな指導の充実を図るため、個に応じた学びの充実を図ります。また、学校訪問とオンラインによる指導を効果的に組み合わせ、授業づくりと学習評価の一体的な改善を支援するとともに、各種ガイドライン等を踏まえた生成ＡＩの普及・活用を支援し、教員の指導力向上と教育活動の充実を図ります。
- 令和８年度から全県共同利用となったクラウド統合型校務支援システムの効果的な運用を推進します。

②　児童生徒の実態に応じた授業改善の推進と家庭学習の充実

- 各学校における「確かな学力育成プラン」に基づく学力向上の取組の実効性を高めるため、モデル校を指定した上で、組織的な検証改善サイクルによる実践研究を推進し、その成果を広く共有することで、継続的な学力向上の取組を促進します。さらに、学校教育ＤＸ・学力育成協議会をはじめ、関係部局、教育機関及び市町村との連携を通じて情報活用能力の抜本的な向上や学力向上に係る取組の方向性を共有し、県全体で一体となった教育活動を推進します。
- 児童生徒の学習上のつまずきに着目したきめ細かな指導を行うため、学力調査のＣＢＴ化による調査データの効果的な活用を進めるとともに、東京学芸大学及び岩手大学との連携協定を活用し、学力調査結果の高度な分析を実施します。また、調査結果等を活用しながら、学校訪問指導の改善、校種間連携の取組など、児童生徒の実態把握に基づいた学習指導と学習評価の充実に向けた取組を推進します。
- 児童生徒の学習内容の定着と学習意欲の向上を図るため、自主的かつ計画的な家庭学習の充実を推進するとともに整備された１人１台端末を家庭学習にも活用できるよう、ＡＩやＭＥＸＣＢＴ[2]の活

[2] ＭＥＸＣＢＴ（文部科学省ＣＢＴシステム）：オンライン上で学習やアセスメントができる公的ＣＢＴ（Computer Based Testing）プラットフォーム。

用などデジタル学習基盤を活用した家庭学習の充実について指導主事による学校訪問等において助言を行うなど、引き続き、学校からの持ち帰りや家庭での活用を促します。

③　社会ニーズに対応した学習内容の充実などによる生徒の進路実現に向けた支援の推進

- 産学官が連携し、高校教育改革の先導拠点校の整備を進め、その成果を県内各地に普及します。
- グローバルに活躍する人材や地域課題解決をけん引する人材など、将来の本県の発展を担う多様な人材を育成するため、大学や地域、産業界等との連携・協働による探究的な学習を推進するとともに、社会課題の解決に向けて主体的に行動する力の育成に取り組みます。
- 高校生の希望する進路を実現するため、多様な大学入試制度に対応した進学支援の充実や、産業界等との連携・協働による専門的な知識・技術の習得、キャリア形成に資する学習活動の充実などに取り組みます。
- 文理の枠を超えた学びを通じて、高校の早期の段階から生徒の理数分野への興味・関心をかん養し、ＡＩやデジタル技術を活用する力を育むとともに、理系人材やデータを収集・分析・利活用できる人材の輩出を加速するため、探究的な学習をＳＴＥＡＭ[3]の視点から深める取組を推進します。

[3] ＳＴＥＡＭ（教育）：教育再生実行会議第 11 次提言において、「各教科での学習を実社会での問題発見・解決にいかしていくための教科横断的な教育」とされているもの。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）		
	～R8	R9	R10

①　これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

目標

・教育課程全体で「話すこと」「書くこと」等の言語活動の充実を図っている学校の割合（%）

現状値	R9	R10
小 － 中 － 高 －		

・児童生徒の資質・能力の向上に向けて、「確かな学力育成プラン」に基づいて組織的に取り組んでいる学校の割合（%）

現状値	R9	R10
小 － 中 －		

・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」をもとに幼児児童の姿を共有し、授業に生かしている小学校の割合（%）

現状値	R9	R10
－		

・授業等でＩＣＴ機器を活用し、児童生徒にＩＣＴ活用について指導できる教員の割合（%）

現状値	R9	R10
85		

現状値は令和７年の値

言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力の育成等

- 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善、カリキュラム・マネジメントの推進
- 新聞、統計資料などを活用した学習の推進
- 教科等横断的な学びによる課題発見・解決学習の推進

学校の組織的な取組の推進

- デジタル学習基盤の活用による子どもの学びの質の向上
- 検証改善モデル校事業の推進
- モデル校事例の普及

幼児教育と小学校教育の接続の推進

- 「架け橋期のカリキュラム」作成を通した保育・授業改善の推進
- 研修会等及び「いわて幼児教育センター通信」等による好事例の情報共有
- 幼小接続に係る教職員研修の充実

ＩＣＴ機器等の活用の推進

- ＩＣＴ機器等の整備
- ＩＣＴ機器等の更新
- ＩＣＴの効果的活用の実践と教員研修の充実
- ＧＩＧＡスクール運営支援センター等による活用支援
- 岩手県学校教育ＩＣＴ推進協議会による連携
- 統合型校務支援システム導入

②　児童生徒の実態に応じた授業改善の推進と家庭学習の充実

目標

・諸調査結果や日々の授業から明らかになった児童生徒のつまずきに着目した授業改善を行っている学校の割合（%）

現状値	R9	R10
小 － 中 － 高 －		

・学校の宿題だけでなく、自主学習に取り組んでいる児童生徒の割合（%）

現状値	R9	R10
小 － 中 － 高 －		

個々の学習段階に沿ったきめ細かな指導

- 諸調査の内容改善
- 大学との連携による諸調査の分析の高度化
- 調査結果の効果的活用、校種間連携の推進
- 個々のつまずきに着目したきめ細かな指導の推進
- 生成ＡＩを含むＩＣＴを活用した個別最適な学びの推進

指導改善に資する教員研修の充実

自主的・計画的な家庭学習の充実

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）		
	～R8	R9	R10
③　社会ニーズに対応した学習内容の充実などによる生徒の進路実現に向けた支援の推進 目標 ・生徒の進路実現に向け、自校で設定した進路目標を達成できた高校の割合（%） 現状値は令和７年の値	大学や地域、産業界等との連携による探究的な学習の推進 いわて進学支援ネットワーク事業における、各学校の特色ある取組や合同事業の充実、継続的な改善 ＡＩを活用する力やデータを収集・分析・利活用する力を育み、探究的な学びをＳＴＥＡＭの視点で充実 大学入学共通テストや総合型選抜、学校推薦型選抜の結果分析を踏まえた対策の充実 高等学校教育改革実行計画の策定	高等学校教育改革実行計画に基づく高校教育の充実	

現状値	R9	R10
69		

県以外の主体に期待される行動

（家庭）
・学校が行う学力向上の取組への参画・協働
・家庭学習の習慣付けと望ましい生活習慣の確立
（地域）
・地域学校協働活動等を通じた学校運営への協力
・放課後子供教室などの家庭学習の環境づくり
・学校が行う探究的な学び等への参画・協働
（産業界）
・学校における専門的な知識・技術等を習得する取組への支援
・インターンシップや学校の職場体験活動等への協力・支援
（大学等）
・各種データの高度な分析及び活用に関する知見の提供
・学校が行う探究的な学び等への講師の派遣、出前授業の実施などの協力
・大学等の研究内容に触れる機会の提供
（学校）
・学校教育目標の達成に向けた柔軟な教育課程の編成とカリキュラム・マネジメントの実施
・学習の基盤となる言語能力の育成
・幼児教育と小学校教育との円滑な接続に向けた校内研修会等の充実と「架け橋期のカリキュラム」を基にした授業改善
・諸調査結果の積極的活用による検証改善サイクルの構築
・主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業研究の活性化
・ＡＩを効果的に活用するための授業実践や校内研修の実施
・児童生徒が「何ができるようになればよいか」を踏まえた学習指導と学習評価の一体化
・デジタル学習基盤を効果的に活用した授業実践や校内研修の実施
・児童生徒の発達の段階を考慮した家庭学習の充実と習慣化
・探究的な学びのＳＴＥＡＭの視点からの充実
・多様化する大学入試制度等を踏まえた進学支援ネットワークによる進学支援の取組の充実
・産業界等と連携した専門的な知識・技術等を習得する取組の充実
・産業界等の外部人材からの評価材料の積極的導入
・生徒の希望に応じた進路指導の充実
（市町村教育委員会）
・学校教育目標の達成に向けた教育課程の編成とカリキュラム・マネジメントの支援・指導
・子どもたちのつまずきを解消するための各学校における課題把握・改善等のための訪問指導
・授業力向上や校種間連携を意図した研修の実施
・「架け橋期のカリキュラム」の充実・改善
・幼児教育アドバイザーの配置・活用の推進
・授業力向上に向けた研究指定等の実施
・小中学校等のＩＣＴ環境の整備
・関係機関等と連携した探究的な学びの推進

Ⅲ　教育

12【徳育】児童生徒の豊かな人間性と社会性を育みます

（基本方向）

児童生徒一人ひとりが、自他の生命（いのち）を大切にし、人権を尊重する心や良好な人間関係を構築する力を育むため、多様な価値観を認め合う機会や教育振興運動と連携した他者との協働活動等の充実により、これからの社会における多様性や様々な課題等に対応した道徳教育及び人権教育を進めるとともに、家庭や地域との協働によるボランティア活動や読書活動の充実により、思いやりの心や感動する心を育成します。

また、生涯にわたり心豊かに生活する基盤を育むため、文化芸術活動等の鑑賞・体験の機会の充実や、文化部活動の活性化により、学校における文化芸術教育を推進します。

さらに、主体的に社会の形成に参画する態度を養うため、主権者教育や消費者教育などの推進により、主権者としての自覚と政治的教養の育成や、自立した消費者として合理的に意思決定できる力などを育成します。

現状と課題

- 各学校において、道徳教育や人権教育等を通じて、自他を尊重する態度や規範意識の育成に取り組んでいます。今後は更に、多様性を包摂する視点から、多様な価値観や背景をもつ人々と相互理解を深める機会の確保や、多様性を認め合いながら協働する力を育む取組を推進する必要があります。
- 児童生徒の減少や地域社会の変化に伴い、子どもたちが地域社会の中で豊かな経験を積む機会の確保が課題となっています。学校・家庭・地域が連携・協働した体験活動、様々な文化芸術の鑑賞及び体験の機会を充実させ、児童生徒の思いやりの心や規範意識、協調性、責任感、感性、想像性などを育むために、多様な体験活動や文化芸術活動等の一層の推進を図る必要があります。
- 生徒が文化芸術活動に継続して親しむ機会の確保が求められています。学校と地域が協働・融合した形での地域の文化芸術環境の充実、地域クラブ活動の実施主体として想定される文化芸術団体等の整備、専門性や資質を有する指導者の確保等に向けて取組を推進する必要があります。
- 選挙権年齢や成年年齢が18歳となったことを踏まえ、社会や地域の課題への関心を高め、主体的に社会の形成に参画しようとする態度や、適切に判断・行動するために必要な資質・能力の育成が求められています。各教科や総合的な探究の時間を中心に、現代の諸課題について多面的・多角的に考察し、他者と協働しながら解決策を構想する学習などにより、より一層児童生徒が社会に主体的に参画しようとする態度の育成に向けた取組の充実を図る必要があります。
- 学校や地域の状況、社会の変化、多様な他者との共生等を踏まえ、児童生徒自身が参画して校則の見直しなどが行われています。今後も児童生徒が主体的に学校生活や社会の課題に関わり、自ら考え、選択・決定できる自己指導能力や多様な他者と協働する姿勢を身に付ける取組の充実を図る必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 自他の生命を大切にし、人権を尊重する心の育成

- 自他の生命を大切にし、人権を尊重する心を育成するため、互いの人権や多様性を認め合う機会を重視した教育実践を行った研究指定校の取組の普及を図り、児童生徒一人ひとりの人権が尊重される教育環境の充実を図り、共生社会の実現に主体的に参画する資質・能力を育成する道徳教育及び人権教育等の充実に取り組みます。
- 教員が児童生徒一人ひとりの可能性を伸ばすことができるよう、教員研修において子どもの人権を尊重し多様性を包摂する視点を重点化するとともに、児童生徒が自己存在感を実感しながら、他者を尊重し、多様な人々と共に生きる力を育成します。
- 児童生徒の自殺を予防するため、教員研修の充実や専門職による相談体制を整備するほか、道徳教育や特別活動などを活用して「命を大切にする教育」「ＳＯＳの出し方に関する教育」「心の健康の保持に係る教育」の充実に取り組みます。

② 学校・家庭・地域が連携した体験活動の推進などを通じた豊かな心の育成

- 幼児児童生徒が、社会や地域における貴重な体験を通して、様々な人々と関わり合いながら達成感や有用感を得ることができるよう、教育振興運動と連携した自然体験・奉仕体験・職場体験等への参加促進、放課後子供教室における学習・体験プログラムの実施など、学校・家庭・地域が連携した多様な体験活動を推進します。
- 素直に感動できる豊かな情操を育てるため、児童生徒が多くの本に触れ、読むことの楽しさを実感できる読書活動や、読書ボランティアと連携した読み聞かせ、学校司書の配置の拡充による学校図書館を生かした読書活動等の充実に取り組みます。

③ 学校における文化芸術教育の推進

- 民俗芸能をはじめとする文化芸術への理解を深めるため、郷土の伝統文化の体験や継承活動に取り組む機会及び様々な文化芸術の鑑賞会等の機会を充実させるとともに、豊かな感性や創造性を育む文化芸術活動を推進します。
- 心豊かに生活する基盤をつくるため、博物館や美術館、図書館等と連携し、学校教育における文化芸術活動に関する講習会や発表の機会を支援します。
- 学校部活動の質的向上と持続可能な活動体制の構築等を図るため、合同部活動の実施や部活動指導員の適切な配置などに加え、学校と地域が連携した地域クラブ活動の充実を図るとともに、市町村教育委員会や地域文化芸術団体などと連携して中学校における学校部活動の地域展開の推進に取り組みます。高等学校においては文化部の生徒を対象とした技能講習会など生徒の文化芸術活動の充実を図ります。

④ 主権者教育などによる社会に参画する力の育成

- 児童生徒が日々変化する社会の動きや身近な地域課題に対して関心を高め、主体的に社会の形成に参画しようとする態度を育成するため、関係機関と連携した探究的な学習や、政治への参画意識を高める主権者教育、多様な契約・消費者保護の仕組みなどを理解する消費者教育の充実に取り組み、持続可能な社会の担い手として必要な資質・能力を育成します。
- 児童生徒が他者と連携して、多様な価値観や考えを踏まえながら解決方法を生み出し、より良い社会を形成しようとする態度を養うため、各教科の授業や特別活動、探究的な学習における対話や協働的な学びを充実させるとともに、多様な教育活動を通して、児童生徒が主体的に挑戦したり、多様な他者と協働して創意工夫したりする機会の充実に取り組みます。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）		
	～R8	R9	R10
① 自他の生命を大切にし、人権を尊重する心の育成 目標 ・多様な意見を認め合うことに価値を感じている児童生徒の割合（%） 現状値：小 －／中 －／高 －　R9：　R10： **② 学校・家庭・地域が連携した体験活動の推進などを通じた豊かな心の育成** 目標 ・学校や地域が行う体験活動に参加し、達成感や有用感をもった児童生徒の割合（%） 現状値：小 －／中 －／高 －　R9：　R10： ・「読書が楽しい」と感じる児童生徒の割合（%）【再掲】 現状値：小85／中79／高78　R9：　R10： 現状値は令和７年の値 **③ 学校における文化芸術教育の推進** 目標 ・様々な文化芸術に触れ、文化芸術に興味がわいたと感じている児童生徒の割合（%） 現状値：小／中／高　R9：　R10： 現状値は令和７年の値 **④ 主権者教育などによる社会に参画する力の育成** 目標 ・話し合いの場で、互いの良さを生かしながら解決方法を決めている児童生徒の割合（%） 現状値：小 －／中 －／高 －　R9：　R10：	道徳教育及び人権教育の充実 多様な教育活動と関連を図ったカリキュラム編成と道徳科の指導改善に向けた教員研修の実施 自他の生命や多様性を認め合う機会を重視した教育の充実 自殺予防対策の推進 教育振興運動と連携した多様な体験活動の推進 第５次岩手県子どもの読書活動推進計画の周知・啓発及びそれに基づく読書活動の環境充実 子どもの読書状況調査の実施による児童生徒の状況把握・分析 読書に親しみを持たせる児童生徒への指導の充実 学校司書の配置の拡充による学校図書館機能の充実 学校司書や読書ボランティア、学校図書館支援員等の資質向上や地域の人材育成を図る研修機会の提供 学校教育における文化芸術鑑賞や体験機会の充実 文化部の活性化に向けた技能向上の支援 学校部活動の地域展開の推進 関係機関と連携した探究的な学習、主権者教育、消費者教育等の充実 各教科等の授業や特別活動等でのグループ活動や話合いの充実		

県以外の主体に期待される行動

（家庭）
・学校と協働した体験活動への子どもの参加促進
・家庭での読書の充実
（地域）
・教育振興運動を通じた体験活動の実施
・読み聞かせ読書ボランティア等への参画
・芸術鑑賞教室や文化部活動への支援
・学校部活動の地域展開に向けた地域体制の整備
・主権者教育、消費者教育等に向けた講演会等への支援
（関係団体等）
・学校での出前講座などの講演会や体験活動等への講師の派遣
・学校部活動の地域展開に向けた地域文化芸術団体等による指導者等の派遣
（図書館、博物館、美術館）
・学校での文化芸術活動に関する児童生徒向け教育プログラムの提供
（学校）
・道徳科の授業改善のための校内研修の実施
・道徳教育や特別活動などを通した自殺予防教育の充実
・自殺のリスクの高い児童生徒の早期発見・見守り等の取組や教育相談体制の充実
・「居場所づくり」「絆づくり」の視点に立った、「全ての児童生徒にとって安全で安心な学校づくり・学級づくり」の取組の推進
・人権等について主体的に考える児童会・生徒会活動の充実
・教育振興運動などと連携した自然体験・奉仕体験・職場体験等の体験活動の充実
・読書強化月間の取組や司書教諭等を中心とした読書活動の充実
・博物館、美術館などの文化施設等を活用した学習機会の充実
・芸術鑑賞教室の開催や文化部活動、伝承活動等の充実
・文化芸術活動の発表の機会を通じた児童生徒の文化交流の充実
・学校部活動の地域展開に向けた地域の受け皿団体や指導者等との連絡調整
・児童会・生徒会活動を通じた校則や学校生活に関する話合い活動の充実
・実践的な主権者教育、消費者教育等の実施
・主権者教育、消費者教育等のための外部講師を活用した講演会等の実施
（市町村教育委員会）
・道徳科の授業等の改善に向けた訪問指導や教員の授業力向上のための研修の実施
・自殺対策に係る教職員の資質向上のための研修の実施
・関係機関と連携した自殺対策に係る包括的支援の推進
・読書ボランティア研修会や図書館の蔵書等の配備など、学校図書館の機能の充実
・学校部活動の地域展開に向けた地域クラブ活動の推進

Ⅲ　教育

13【体育】児童生徒の健やかな体を育みます

（基本方向）

児童生徒一人ひとりが自らの体力や健康に関心を持ち、生涯を通じて健康で活力ある生活を送ることができるよう、家庭や地域などと連携し、「よりよい運動習慣」「望ましい食習慣」「規則正しい生活習慣」の形成による健康の保持・増進に向けて、各習慣を相互に関連付けた一体的な取組を推進します。

また、「岩手県における部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する方針」に基づき、適切な部活動の推進に取り組みます。

現状と課題

- 本県の児童生徒は、運動やスポーツをすることが好きな割合が全国平均を上回っていることや毎日一定時刻に就寝していることなど、概ね「よりよい運動習慣」「規則正しい生活習慣」は身についていると言えますが、一方で、スクリーンタイムの増加等による生活習慣の変化や朝食摂取の重要性に対する理解が十分に浸透していないこと、家庭における朝食習慣の影響等により、「望ましい食習慣」が定着していないことが見受けられます。
- 薬物乱用により健康的な生活が損なわれることがないよう薬物乱用防止に関する理解を深める教育の充実が課題となっています。
- 性情報の氾濫や性の多様性など、子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化していることから、児童生徒が性に関して適切に理解し、行動することができるようにする必要があります。
- アレルギー疾患や感染症等、子どもたちの健康課題が複雑化かつ多様化しており、学校における健康管理や安全確保に求められる対応が高度化していることが課題となっています。
- 適切な部活動体制の推進に向け、中学校の部活動における指導方針等について学校・保護者・外部指導者等の共通理解を一層進めるとともに、部活動が生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることについて理解の促進を図ることが課題となっています。
- 学校部活動の地域クラブ活動への展開については、多くの関係者が連携・協力し、各地域の実情に合わせて段階的・計画的に取り組む必要がありますが、市町村協議会の設立や地域クラブの認定などについて十分とは言えない状況です。
- 部活動における体罰やハラスメントの防止に向けた取組を進めているものの、不適切な指導事案が依然として発生しており、体罰・ハラスメントを許さない学校風土の定着と教職員の意識向上が課題となっています。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

①　児童生徒の健康の保持・増進に向けた対策の充実

- ６０（ロクマル）プラスプロジェクトによる「よりよい運動習慣」「望ましい食習慣」「規則正

しい生活習慣」の形成に向けてデジタルチャレンジカード等の活用により、各習慣を相互に関連付けた一体的な取組を推進するとともに、生活の基盤である家庭への啓発に取り組みます。

- 児童生徒の体力・運動能力の向上を図るため、体力・運動能力等調査結果を踏まえた地域ごとの取組を推進するとともに、学校担当者の指導者研修会を実施します。
- 児童生徒が体力や技能の程度、年齢や性別及び障がいの有無等にかかわらず、運動やスポーツの多様な楽しみ方を共有することができるよう、体育・保健体育授業の改善に向けた指導者研修等の実施などにより、指導の充実を図ります。
- 食育推進の中核的な役割を担う栄養教諭をはじめ教職員の、児童生徒の食に関する自己管理能力育成に向けた指導力の向上を図るため、各学校の優良実践を共有するなど、研修内容の充実に取り組みます。
- スマートフォン等の過度な利用による心身への影響等を踏まえ、幼児児童生徒に基本的な生活習慣を身に付けさせるため、家庭、地域、関係機関と連携しながら、適切なスマートフォン等の利用に関する普及啓発に取り組みます。
- 生涯にわたって健康的な生活を送るために必要な力の育成に向け、生活習慣病やゲートウェイドラッグ[4]と言われる喫煙・飲酒を含めた薬物乱用等、健康に関する問題を防止するための講習会等、健康の保持増進への理解を深める取組を実施します。
- メンタルヘルスやアレルギー疾患等、多様化・深刻化する子どもの健康課題に対応するため、学校、家庭、関係機関が連携した学校保健委員会での情報共有の一層の充実や、養護教諭をはじめとした教職員の資質・能力向上を図るための研修などに取り組みます。
- 児童生徒が成長過程において性に関する正しい知識を身に付けるとともに、自他共に尊重できる心を育成し行動できるよう、関係機関と連携した効果的な指導を推進します。

② 適切な部活動体制の推進

- 生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動の推進を図るとともに、「岩手県における部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する方針」に基づき、部活動休養日の設定や生徒のニーズを踏まえた適切な部活動の体制の整備に取り組みます。
- 体罰等の根絶を含めた部活動の方針等の共通理解を図るため、教職員や保護者、外部指導者等による部活動連絡会等の開催を推進します。
- 部活動指導者による体罰・ハラスメントの根絶や、大会で勝つことのみを重視し、児童生徒の心身に過重な練習を強いる指導の防止に向け、スポーツ医・科学の観点を踏まえた指導者研修の充実に取り組みます。
- 関係機関と連携した研修及び事例紹介等により、生徒が将来にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保・充実に取り組みます。
- 高校生の部活動指導体制の充実を図るため、スポーツ協会や種目別協会等との連携を図りながら、スポーツ特別強化指定校[5]制度の推進に取り組みます。

[4] ゲートウェイドラッグ：比較的入手しやすい薬物Ａを使用したことがきっかけで、より作用の強い薬物Ｂの使用につながってしまった場合、薬物Ａを薬物Ｂのゲートウェイドラッグという。喫煙・飲酒は、麻薬へのゲートウェイドラッグになることが危惧されている。
[5] スポーツ特別強化指定校：本県の競技スポーツにおける高校生の選手強化、競技力向上を図るために指定された公立高校。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）		
	～R8	R9	R10

①　児童生徒の健康の保持・増進に向けた対策の充実

目標
・運動やスポーツをすることが好きな児童生徒の割合（%）

現状値	R9	R10
89.0		

現状値は令和７年の値

・朝食を毎日食べる児童生徒の割合（%）

現状値	R9	R10
小94.9 中93.4		

現状値は令和７年の値

・毎日一定の時刻に就寝する児童生徒の割合(%)

現状値	R9	R10
小84.9 中85.1		

現状値は令和７年の値

・喫煙飲酒の指導を含めた「薬物乱用防止教室」を開催している小学校の割合（%）

現状値	R9	R10
94.2		

現状値は令和７年の値

「よりよい運動習慣」「望ましい食習慣」「規則正しい生活習慣」を相互に関連付けた一体的な取組
（６０プラスプロジェクト）

- デジタルチャレンジカードの活用
- 校内における指導体制の構築
- 「運動」「食」「生活習慣」各研修会における研修内容等の工夫

「よりよい運動習慣」

- 体力・運動能力等調査結果を踏まえた地域ごとの取組推進や指導者研修会の実施
- 体育・保健体育授業改善における実践研究の実施
- オリパラのレガシーを活用した持続可能なオリパラ教育の推進

「望ましい食習慣」

- 食育の推進
- 食習慣啓発資料の活用促進

「規則正しい生活習慣」

- 家庭、地域、関係機関と連携した普及啓発（基本的な生活習慣の定着）
- スマートフォンやインターネットの使用に係るルール等の徹底
- 薬物乱用防止教育講習会の開催
  薬物乱用防止教育の充実に向けた情報発信
- 学校におけるがん教育マニュアルの活用促進
  がん教育の充実に向けた情報発信
- 性に関する指導の充実に向けた情報発信

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）		
	～R8	R9	R10

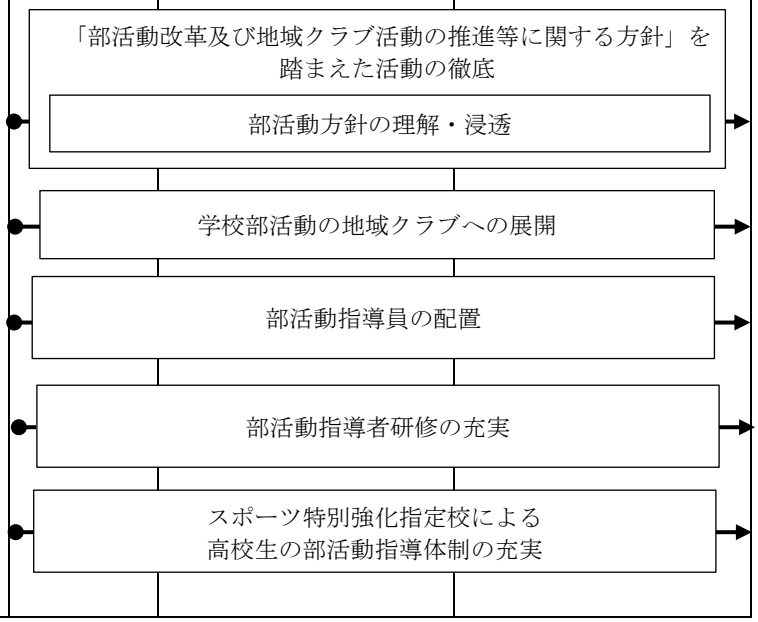
② 適切な部活動体制の推進

目標

・部活動の活動方針について、学校、保護者、外部指導者等が、共通理解を図る部活動連絡会等の機会を持っている学校の割合（%）

現状値	R9	R10
中97.2 高98.4		

現状値は令和７年の値



県以外の主体に期待される行動

（家庭）

・肥満予防等に向けた基本的な生活習慣や食習慣、運動習慣の定着

・部活動連絡会を通じた学校の取組や部活動に対する理解・協力

・スマートフォン等の利用に係るルールづくり

・児童生徒の健康課題への対応に向けた学校保健委員会への参画

（地域）

・多様な運動・スポーツに親しむ機会の創出

・スポーツ指導者等による体育授業や部活動への支援

・部活動連絡会を通じた学校の取組や部活動に対する理解・協力

・学校部活動の地域クラブ活動への展開を見据えた地域スポーツクラブ等の体制の整備

・児童生徒の健康課題への対応に向けた学校保健委員会への参画

（関係団体等）

・多様な運動・スポーツに親しむ機会の創出

・望ましい部活動のあり方に対する専門医等の指導・助言

・学校部活動の地域クラブ活動への展開に向けた体育・スポーツ協会や競技団体等による指導者等の派遣

・児童生徒の健康課題への対応に向けた学校保健委員会への参画

・喫煙・飲酒・薬物乱用、性感染症等の防止に向けた講演会への支援・協力

（学校）

・児童生徒の体力・運動能力等調査結果を踏まえた目標設定や達成に向けた取組

・「よりよい運動習慣」「望ましい食習慣」「規則正しい生活習慣」を相互に関連付けた一体的な取組の実践

・体育・保健体育授業の組織的な改善

・持続可能なオリパラ教育の実施
・「岩手県における部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する方針」による適切な部活動の実施
・学校の部活動方針への理解を得るための部活動連絡会等の開催
・学校部活動の地域クラブへの展開における地域の受け皿団体や指導者等との連絡調整
・児童生徒へのスマートフォン等の利用に係るルールづくりの指導
・食育に関する児童生徒への指導や家庭への啓発
・喫煙・飲酒・薬物乱用、性感染症等の防止に向けた講演会の開催
・児童生徒の健康課題への対応に向けた学校保健委員会の開催
（市町村教育委員会）
・学校の体力向上のための取組の指導・支援
・学校における教員の授業力向上や授業改善の指導・支援
・「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する方針」の周知
・部活動指導員を対象とした研修の実施
・学校部活動の地域クラブへの展開に向けた取組の実施
・学校における肥満解消や食育の取組への指導・支援
・スマートフォン等の利用に係るルールづくりの啓発
・喫煙・飲酒・薬物乱用、性感染症等の防止に向けた啓発

Ⅲ　教育

14　共に学び、共に育つ特別支援教育を進めます

（基本方向）

特別な支援を必要とする児童生徒一人ひとりの自立や社会参加を目指し、学校種間の円滑な引継ぎや、学校、家庭、医療、福祉及び労働等の関係機関との連携を推進しながら、就学前から卒業後までの一貫した支援を充実します。

また、交流籍の活用や交流及び共同学習を推進するとともに、特別支援学校のセンター的機能を生かした地域支援や教職員の特別支援教育に関する専門性の向上を通して、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実を図ります。

さらに、共生社会の形成に向け、県民向け公開講座の実施や特別支援教育サポーターの養成など、県民と協働した特別支援教育の体制づくりを推進します。

現状と課題

- 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校への進学時において、引継ぎシートなどを活用した切れ目のない支援を進めていますが、幼児児童生徒の特性や取り組んできた指導内容及び支援方法について、引き続き、確実な引継ぎを行う必要があります。
- いわて特別支援学校就労サポーター制度への登録企業数は増加しており、就業体験等の受入れ先の確保は進んでいますが、就労を希望する生徒の進路を実現するため、引き続き、特別支援学校高等部生徒の就労に向けた取組の更なる充実を図る必要があります。
- 障がいの有無にかかわらず、児童生徒が相互に理解を深めながら共に学ぶ機会が増えてきましたが、「共に学び、共に育つ教育」が一層推進されるように、交流籍の活用や交流及び共同学習の充実を図る必要があります。
- 小・中学校等及び高等学校に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒が増加していることから、継続型訪問支援や随時相談支援等による地域支援など、特別支援学校のセンター的機能の更なる充実を図る必要があります。
- 児童生徒の障がいの状況や教育的ニーズは多様化しており、特別な支援を必要とする児童生徒の個々の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実を図るとともに、全ての教職員の特別支援教育に関する専門性の向上を図る必要があります。
- 「岩手県立学校における医療的ケア実施指針」に基づき、医療的ケアが必要な児童生徒への支援体制の整備を進めていますが、医療的ケアが必要な児童生徒の増加やケア内容の多様化に対応するとともに、看護職員の配置体制を継続的に確保していく必要があります。
- 特別な支援を必要とする子どもが地域で安心して学校生活を過ごすことができるよう、「共に学び、共に育つ教育」や、発達障がいなどの障がいに関する正しい知識の普及を図る県民向け公開講座等の取組を実施し、特別支援教育に対する理解啓発に取り組んできましたが、登録サポーターの高齢化に伴う登録辞退者数も一定数あります。引き続き、特別支援教育や障がいに対する県民の理解を広めていく必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 就学前から卒業後までの一貫した支援の充実

- 通常の学級に在籍する児童生徒を含め、全ての特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対しきめ細かな支援を行うため、学習指導における「個別の指導計画」や、学校、家庭、福祉・医療等の関係機関との連携による総合的な支援を定めた「個別の教育支援計画」に基づくサポート体制の充実を図ります。
- 早期から継続した一貫性のある支援を行うため、引継ぎシート[6]や就学支援ファイル[7]等を活用して、幼稚園・保育所・認定こども園等から小学校への適切な接続と、進学時における学校種間の円滑な引継ぎに取り組みます。また、各学校においては、特別支援教育コーディネーターを中心とした組織的な校内支援体制のもとに、医療・福祉・労働などの関係機関とのネットワークを構築しながら、個に応じた指導・支援が推進されるよう取り組みます。
- 就労を希望する生徒の進路を実現するため、特別支援学校と企業との連携協議会などの連携の場を継続的に設けるとともに、企業側の生徒に対する理解を促進する特別支援学校技能認定制度[8]やいわて特別支援学校就労サポーター制度[9]の活用により、職業教育の充実を図るとともに、実習先の確保や雇用の拡大に取り組みます。

② 各校種における指導・支援の充実

- 地域の特別支援教育の充実を図るため、特別支援学校が、地域における特別支援教育のセンター的機能を担い、特別支援教育の専門性を生かしながら、幼稚園や小・中学校等及び高等学校に適切な助言や援助を行います。
- 特別支援教育コーディネーター連絡会において、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターと連携を図りながら協議や研修を行い、より一層、地域における相談支援体制の充実を図ります。
- 全ての教職員の特別支援教育の専門性の向上を図るため、各校種の実情やニーズに応じた特別支援教育に係る研修の充実を図ります。
- 特別支援学校や特別支援学級におけるＡＴ（アシスティブテクノロジー）[10]やＩＣＴ機器の更なる活用を推進するとともに、特別な支援を必要とする児童生徒の円滑な意思疎通や自立した生活に資する実践的・効果的な授業につながるように、ＡＴやＩＣＴ機器の効果的な活用に関する教員研修を実施します。
- 多様性を前提とした学級経営やＩＣＴ機器の活用を含めた授業づくりを推進するため、総合教育センターと共同研究を行い、研究成果を研修等で普及していきます。
- 幼児児童生徒の相互理解を促進するため、交流籍[11]の活用や、特別支援学校と幼・小・中・高等学校等との交流及び共同学習の充実を図り、「共に学び、共に育つ教育」を推進します。
- 小・中学校等及び高等学校の通常の学級に在籍する発達障がい等の特別な支援を必要とする児

---

[6] 引継ぎシート：支援を必要とする児童生徒に対して継続した一貫性のある指導・支援につなげるための各校種間等の引継ぎを行うシート。

[7] 就学支援ファイル：「個別の教育支援計画」に関連する資料。「いわて特別支援教育推進プラン」において、幼児期からの円滑な就学に向けた相談支援のための資料として作成、活用されるよう働きかけているもの。独自の様式を作成、活用して運用を行っている市町村もあるもの。

[8] 特別支援学校技能認定制度：地域の企業等への就労につなげるため、企業関係者や特別支援学校等で特別支援学校の生徒の能力を客観的に見る技能認定会を開催するもの。

[9] いわて特別支援学校就労サポーター制度：特別支援学校と企業との連携強化、進路指導や雇用の機会拡大を目的とし、趣旨に賛同した企業に登録証を交付し、特別支援学校の生徒の就業体験や産業現場等実習の受入れ先として協力いただくもの。

[10] ＡＴ（アシスティブテクノロジー）：障がいのある児童生徒の学習や生活、コミュニケーションを支援するための機器や技術のこと。

[11] 交流籍：特別支援学校の小中学部に在籍する児童生徒が、居住する地域の小・中・義務教育学校に副次的に置く籍。「交流籍」を活用した交流及び共同学習を通じて、居住する地域や児童生徒同士のかかわりの広がりや深まりにつなげるもの。

童生徒を支援するため、「通級による指導」の充実に向け、担当教員の専門性向上に資する研修を実施するとともに、市町村教育委員会等と連携しながら、個々の教育的ニーズに応じた指導を推進します。

・　長期入院を必要とする児童生徒の学習を保障するため、小・中・高等学校と特別支援学校との連携や、各学校と医療機関との連携を推進するとともに、ＩＣＴを活用した在籍校の授業への参加機会の確保や継続的な学習支援に取り組みます。

③　教育環境の充実・県民理解の促進

・　特別な支援を必要とする児童生徒一人ひとりの多様なニーズに対応するため、医療、福祉、心理等の専門家を活用した指導・支援の充実を図ります。

・　医療的ケアが必要な児童生徒が安心して教育を受けられる環境を整備するため、学校への医療的ケア看護職員の適切な配置に努めるとともに、安全で適切なケアを行うための医療的ケア看護職員や医療的ケア担当教員等を対象とした研修を実施します。

・　特別な支援を必要とする子どもが地域で安心して学校生活を過ごすことができるよう、「共に学び、共に育つ教育」の推進や発達障がいなどの障がいに関する正しい知識の普及を進めるための県民向け公開講座を実施します。

・　地域ぐるみで特別支援教育を支援する体制をつくるため、授業の補助や学校生活の支援を行う特別支援教育サポーターの養成に取り組みます。

・　県民向け公開講座や特別支援教育サポーター養成講座の取組が広く県民に理解されるよう、県及び各特別支援学校のホームページや、市町村の広報誌への掲載等による積極的な周知に取り組みます。

・　全県的な特別支援学校の教育環境を整備するため、岩手県立特別支援学校整備計画（令和３年～令和10年）に基づき、児童生徒数の推移や障がいの多様化を踏まえながら、学校生活の充実に資する教育環境の整備を推進します。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）		
	～R8	R9	R10
①　就学前から卒業後までの一貫した支援の充実 目標 ・「引継ぎシート」を活用し、進学時に円滑な引継ぎを行っている学校の割合（%） 現状値：100（R9：　R10：　） 現状値は令和７年の値 ・いわて特別支援学校就労サポーター制度への登録企業数（社） 現状値：149（R9：　R10：　） 現状値は令和７年の値	小学校就学前から小・中・高等学校等における引継ぎシート等による継続した支援		
	いわて特別支援学校就労サポーター制度登録企業数拡大への取組推進		
	特別支援学校と企業との連携協議会の推進		
	地域の特色を生かした特別支援学校技能認定会の実施		

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）



県以外の主体に期待される行動

（家庭・地域）
・引継ぎシート・就学支援ファイル等の作成への協力
・「交流籍」「通級による指導」への理解・協力
・特別支援教育サポーター養成講座への参加
（企業・事業所）
・障がい者雇用への理解と受入れ
・生徒の就労促進のための特別支援学校と企業との連携協議会や技能認定制度への協力
・生徒の就労を支援する就労サポーター制度への登録
（関係団体等）
・福祉・医療機関における引継ぎシートを活用した学校との情報共有等
・医療的ケアの実施に関する学校と医療機関との情報共有等
・労働機関における障がい者雇用、就労支援等に係る学校と連携した支援
・通学支援への協力や放課後等の生活に係る学校と連携した支援
（学校）
・引継ぎシート・就労支援ファイル等の作成による幼稚園・保育所・認定こども園等から高校・特別支援学校高等部までの一貫した支援の実施
・特別な支援が必要な生徒の就労支援に関する地域等の理解促進
・地域の福祉、労働関係機関と連携した特別な支援が必要な生徒の進路支援
・「交流籍」などによる交流及び共同学習の実施
・専門家を活用した指導・支援の充実
・地域の幼稚園・保育所・認定こども園等、小・中学校等、高等学校の要請に応じた指導・支援
・多様性を前提とした学級経営や、ＩＣＴ機器を活用した授業の実践
・教職員の指導力の向上を図るための校内研修会・研究会の実施
・特別支援教育サポーター養成講座実施の周知及び受講促進
（市町村教育委員会）
・指導主事の学校訪問等による特別支援教育に関する指導・助言・啓発
・小・中学校等における通級による指導のニーズへの対応
・医療的ケア看護職員や特別支援教育支援員等の配置や研修の実施
・特別支援学校の整備計画に基づく特別支援学校整備への協力
・小中学校における特別支援教育ボランティアバンクの周知及び活用促進
（市町村）
・保健福祉部門・雇用労働部門と教育委員会との連携
・「共に学び、共に育つ教育」や障がい等に関する住民理解の推進

Ⅲ　教育

15　いじめ問題などに適切に対応し、一人ひとりがお互いを尊重する学校をつくります

（基本方向）

全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、「岩手県いじめ防止等のための基本的な方針」に基づくいじめ防止対策や、組織的な指導体制の充実により、いじめ事案への適切な対応に取り組みます。

また、誰一人取り残されない学びの保障が図られるよう、１人１台端末等の活用による児童生徒からのＳＯＳの早期発見と適切な支援や、関係機関と連携した教育機会の提供等により、児童生徒に寄り添った不登校対策を推進します。

不登校児童生徒に配慮した柔軟な教育課程の編成が可能な「学びの多様化学校」の県立高校への設置を進めます。

さらに、児童生徒がデジタル社会等において健全な生活を送るため、情報モラル教育の推進や保護者への啓発活動などにより、児童生徒が適切な情報活用に関する能力や規範意識を身に付ける取組を推進します。

現状と課題

- 子どもたちを取り巻く環境の変化とともに、生徒指導をめぐる状況が大きく変化していることから、教職員の生徒指導や教育相談に関する資質向上が求められており、「いわて「いじめ問題」防止・対応マニュアル」を改訂し、研修の充実を図りながら、今後も教職員の共通理解のもと、組織としていじめの未然防止、早期発見・適切な対処に取り組む必要があります。
- いじめの未然防止教育においては、児童生徒がいじめに向かわない態度・能力を身に付けるために働きかけることが求められており、あらゆる機会を捉え、児童生徒に対して自他の生命を大切にし、他者の人権を尊重する心の育成を図る必要があります。また、児童生徒がいじめの問題について考え、主体的に防止しようとする意識を育む必要があります。
- いじめを重大化させないためには、組織的にいじめに係る情報を共有し、ケースに応じた対応を検討していくことが求められており、いじめの積極的な認知を進めるとともに、認知したいじめを早期に解消するため、学校における組織的対応が必要です。
- 多様な児童生徒を支援するには、学校生活に不安や悩みを抱えている児童生徒の状況に応じた専門的見地からの支援が必要であり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、24時間子供ＳＯＳダイヤル相談員等を配置しています。また、支援ニーズの多様化・複雑化が進んでいる中、本県の不登校児童生徒数は増加傾向にあることから、専門職と連携した学校の教育相談体制や、学校以外の相談機能の充実を図り、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策に一層取り組む必要があります。こうした状況を踏まえ、早期に「学びの多様化学校」を設置する必要があります。
- スマートフォンなどの情報端末の利用時間の増加や、ＳＮＳ上での誹謗中傷などのいじめやネ

ット犯罪等に巻き込まれる危険が深刻化していることを踏まえ、情報モラル教育の推進や保護者への啓発活動等を更に推進する必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① いじめ防止対策の推進といじめ事案への適切な対処

- 各学校がいじめ問題に対して組織的に対応していくため、「岩手県いじめ防止等のための基本的な方針」に基づく取組を徹底します。
- 自他の生命を大切にし、他者の人権を尊重する心を育成するため、いじめについて考える話し合いの機会など児童生徒による主体的な活動の促進とともに、思いやりの心と社会性を育成する道徳教育や人権教育の充実を図ります。
- いじめを含む生徒指導上の課題へのアプローチを進めるため、より実践的な教員研修の充実を図ります。
- いじめの積極的な認知やいじめが生じた際の迅速な対応を行うため、児童生徒に対する定期的なアンケート調査や個人面談の実施の徹底を図ります。
- 県教育委員会に「いじめ対応・不登校支援等アドバイザー」を配置するとともに、アドバイザーを含めた学校支援チームを派遣するなど、アウトリーチ支援を行い学校におけるいじめ等の適切な対処を支援します。
- 教職員の生徒指導や教育相談に関する資質向上を図るため、「いわて「いじめ問題」防止・対応マニュアル」を改訂するとともに、研修の充実を図ります。

② 児童生徒に寄り添った教育相談体制の充実等による、不登校対策の推進

- 学校の教育相談体制の充実を図るため、学校心理士の資格を持つ教育相談コーディネーターを養成するとともに、教員の資質を高めるための研修を実施します。
- 学校生活に不安や悩みを抱えている児童生徒の状況に応じた専門的見地からの支援を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、24時間子供ＳＯＳダイヤルを設置します。
- 不登校児童生徒一人ひとりの状況に応じて、教育支援センター[12]、フリースクール等民間団体など、様々な関係機関と連携し、ＩＣＴを活用した学習支援など、多様な教育機会を確保するとともに、不登校児童生徒の社会的自立への支援に取り組みます。
- オンラインやＩＣＴの活用を視野に入れ、校内の別室を活用した「校内教育支援センター」の体制整備の支援を図り、学校内の居場所づくりに努めます。
- 不登校支援フォーラムの開催、保護者向け支援ガイドやポータルサイトによる情報発信の強化などに引き続き取り組みます。
- 「学びの多様化学校」の県立高校への設置に向けた取組を加速し、不登校経験のある生徒の学びの充実を図ります。
- 多様なニーズに対応した教育環境の向上を図るため、高校教育改革における生徒の学びの機会の保障に向けた遠隔教育及び多様な学びの場の確保に資する先導的な取組を行う拠点校の整備を進め、不登校経験者を含む岩手の多様な子どもたちの教育の充実に努めます。

[12] 教育支援センター：各地域の教育委員会が開設しており、児童生徒一人一人に合わせた個別学習や相談などを行っている。

③　デジタル社会における児童生徒の健全育成に向けた対策の推進

- 児童生徒が、デジタル社会において適切に行動する考え方や態度を身に付ける指導を行うため、児童生徒の情報モラルの啓発を図るとともに、教員研修を実施し、情報モラル教育の推進に取り組みます。
- 児童生徒を性的被害や有害情報から守るため、スマートフォンなどの情報端末のフィルタリング[13]やインターネット利用のルールに関する普及啓発活動に、保護者や地域、関係団体等と連携して取り組みます。

県が取り組む具体的な推進方策

①　いじめ防止対策の推進といじめ事案への適切な対処

目標

・いじめはいけないと思う児童生徒の割合（%）

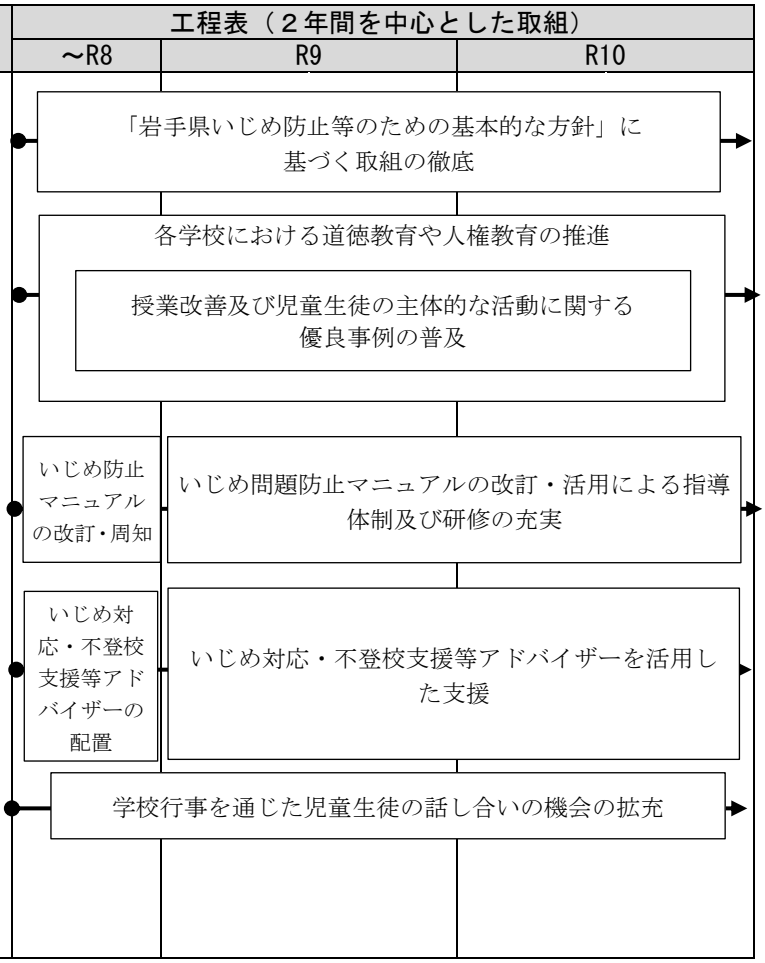
現状値	R9	R10
小97.4 中96.6		

現状値は令和７年の値

・認知したいじめが解消した割合（%）

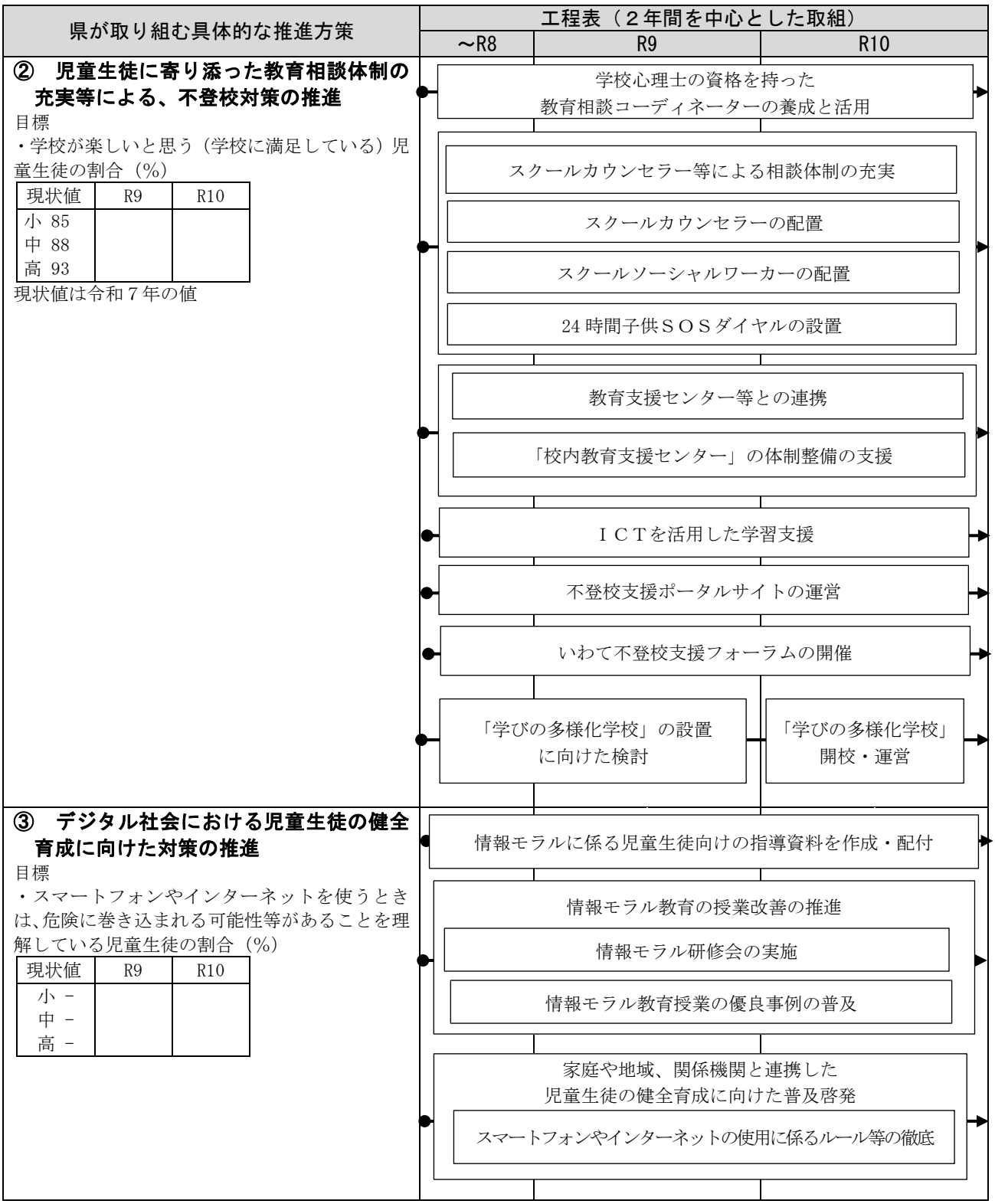
現状値	R9	R10

現状値は令和７年の値 ※集計中



[13] フィルタリング：主に子どもを対象として、インターネット上にあるサイトの閲覧を制限するサービス。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）



県以外の主体に期待される行動

（家庭）
・学校・地域と連携したいじめ防止の取組
・いじめの積極的認知等のための子どもとのコミュニケーションの充実
・学校や教育支援センター、フリースクール等民間団体との情報共有
・情報端末のフィルタリングや利用にかかるルールづくり
（地域）
・学校・家庭と連携したいじめ防止の取組への協力
・道徳に関する講演会などの学校行事への協力
・地域内の巡回等による見守り活動
・講演会の開催などによる情報端末利用にかかるルールづくりへの支援
（関係団体等）
・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの学校派遣の協力や資質向上の取組
・フリースクールの設置・運営等と、学校や教育支援センターとの連携
・情報端末のフィルタリングやインターネット利用のルールに関する啓発活動
（学校）
・組織的ないじめ防止や「全ての児童生徒にとって安全で安心な学校づくり・学級づくり」の取組
・道徳の時間を要とした学校全体での道徳教育の充実
・児童会・生徒会活動等の主体的ないじめ防止の活動の実施
・いじめに関する積極的認知のためのアンケート調査・個人面談の実施
・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用による教育相談体制の充実
・家庭・地域とのいじめに関する情報共有・連携
・家庭や教育支援センター・フリースクール等民間団体との連携
・オンラインやＩＣＴの活用による学習支援や学校内の居場所づくり（校内教育支援センター含む）の推進
・ＳＮＳの適切な活用などの情報モラル教育の実施と保護者への啓発
（市町村教育委員会）
・学校における組織的ないじめ防止や「全ての児童生徒にとって安全で安心な学校づくり・学級づくり」の取組への指導・支援
・指導主事の学校訪問等による道徳教育や教育相談体制に関する指導・助言・啓発
・教育支援センターの整備充実及び活用

Ⅲ　教育

16　児童生徒が安全に学ぶことができる教育環境の整備や教職員の資質の向上を進めます

（基本方向）

児童生徒の学校における安全・安心な環境が確保されるよう、学校施設等の安全点検による事故等の未然防止など学校安全計画の組織的な推進や、学校・家庭・地域・関係機関との連携による通学時の見守りや安全教育、学校施設・設備の計画的な老朽化対策などを推進します。

また、地域とともにある学校、魅力ある学校づくりを進めるため、スクール・ポリシー[1]に基づく特色ある教育活動の充実、目標達成型の学校経営や学校・家庭・地域との連携・協働の仕組みであるコミュニティ・スクールの取組などを推進します。

さらに、質の高い教育を行えるよう、多様な評価に基づく教員採用選考の実施や教員等育成指標に基づく体系的な研修の充実等により、教員の育成と資質向上を進めます。

現状と課題

- 近年の気温上昇に伴う熱中症リスクの高まりをはじめ、不審者侵入事案や通学時の事件・事故、ツキノワグマの出没など、学校内外における安全上のリスクが多様化しており、児童生徒の安全確保が課題となっています。
- 今後発生が想定される自然災害等への備えや、東日本大震災津波の教訓の次世代への伝承など、取り組むべき課題があり、家庭や地域、関係機関・団体等と連携を図りながら、「いわての復興教育」を一層推進する必要があります。
- 県立学校において普通教室等への冷房設備の整備やトイレ洋式化を進めてきたところですが、近年の猛暑等を踏まえた学習環境の改善や施設の老朽化への対応など、引き続き、安全な教育環境の整備とともに、学校施設の機能の向上を図る必要があります。
- 児童生徒の減少を背景に学校の小規模化や統廃合が進む中で、児童生徒を取り巻く教育環境が大きく変化しており、社会の変化や地域の期待に応える教育環境の整備が求められています。
- 地域とともにある学校づくり、魅力ある学校づくりを更に推進するため、コミュニティ・スクールを計画的に導入し、保護者や地域の評価も取り入れた目標達成型の学校経営を推進する必要があります。
- 増加する不登校児童生徒や外国人の児童生徒などの多様な教育ニーズへの対応が求められる中、教育機会の提供や学びの場の確保に加え、相談体制の充実に取り組むことが必要です。
- 教員採用選考の倍率が10年前と比較して大幅に低下する中、教育への情熱と高い志を持つ有為な教員志望者の確保が課題となっています。
- ＡＩの急速な普及や次期学習指導要領の策定等、時代の変化に伴い教員にも新たな資質が求め

[1] スクール・ポリシー：今後の県立高等学校の在り方、期待される社会的役割等を明確化するため、令和３年 10 月に策定した「いわての高校魅力化グランドデザイン for2031」（岩手県立高等学校に関するスクール・ミッション）を踏まえ、各県立高校が策定する３つの方針（育成を目指す資質・能力に関する方針、教育課程の編制及び実施に関する方針並びに入学者の受け入れに関する方針）。

られることから、社会動向を踏まえた研修等により、計画的かつ効果的に教員の資質向上を図ることが必要です。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 安全でより良い教育環境の整備

- 自然災害の多発や気温上昇による熱中症発生リスクの増加など学校を取り巻く環境変化を踏まえ、児童生徒の学校管理下における安全が確保されるよう、引き続き、学校の安全計画や危機管理マニュアルの検証・改善に取り組みます。
- 学校安全計画に基づく事故等の未然防止策等が徹底されるよう、教職員への研修や訓練を行います。
- 通学時の児童生徒の安全が確保されるよう、保護者、地域住民、関係機関の協力を得ながら、ツキノワグマ等の野生鳥獣出没情報等の情報共有、スクールガード等による通学時の見守りや通学路の定期的な点検の実施、交通安全教室や防犯教室の実施による安全教育に取り組みます。
- 各学校において、児童生徒がバスを利用する機会を振り返り、人数確認や安全確認などについて自主的な点検を行い、児童生徒の安全確保に向けた取組を推進します。
- 自転車乗車中におけるヘルメット着用の重要性を周知徹底することにより、自転車安全利用に向けた取組を推進します。
- 児童生徒が自らの安全を確保する力を身に付けることができるよう、発達段階に応じて、東日本大震災津波の経験・教訓を踏まえた、特色ある防災教育に取り組みます。
- 安全・安心な教育環境を整備するため、計画的な学校施設等の長寿命化等を推進するとともに、施設の木質化や省エネルギー化等脱炭素化への取組を推進します。
- 家庭や社会の環境の変化に伴い、学校施設の機能の向上を図るため、トイレの洋式化など教育環境の改善に取り組みます。
- 「持続可能な社会の創り手となる人材の育成」、「高等学校の多様化に対応、各自の希望する進路の実現」、「教育の質の保証、教育の機会の保障」、「地域や地域産業を担う人材の育成」、「大学進学率の向上や専門的知識を持つ人材の育成」を基本的な考え方とする第３期県立高等学校再編計画に基づく教育環境の構築に取り組みます。
- 今後一層進むことが見込まれる生徒数の減少など社会の変化に対応した教育環境の整備を図るため、第３期県立高等学校再編計画後期計画の策定に向けて取り組みます。
- 国の高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）を踏まえた先導拠点校における改革を進め、その成果を普及するとともに、高等学校教育改革実行計画に基づく高校教育の充実に取り組みます。

② 魅力ある学校づくりの推進

- 地域とともにある学校づくりを推進するため、「まなびフェスト[2]」や学校、家庭、地域が連携したコミュニティ・スクールの仕組みの活用を図るとともに、学校経営計画で設定した目標の達成状況等の評価結果を広く公表し、学校運営の改善に取り組みます。
- 学校と地元自治体や企業、高等教育機関等との連携・協働を進める場であるコンソーシアムを活用し、地域等と協働して策定したスクール・ポリシーに基づく教育活動の充実に取り組みます。

[2] まなびフェスト：各学校が作成する検証可能な目標達成型の経営計画。

・　県外生徒の受入れ体制の整備等に係る高校、市町村に対する伴走支援を行うなど、いわて留学の拡大及び充実に取り組みます。

③　多様な教育ニーズに対応する教育機会の確保

・　多様な教育ニーズに対応するため、教育支援センターやフリースクール等民間団体との連携に加え、不登校児童生徒に配慮した柔軟な教育課程の編成が可能な「学びの多様化学校」の設置を進め、不登校児童生徒への教育機会を充実するとともに、本県においても増加傾向にある外国人の児童生徒などの学びの場の確保等について、関係機関と連携して取り組みます。

・　幼・小・中・高等学校において、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が充実した学習活動を行えるよう、関係機関との連携を図りながら学習環境を整え、ニーズに応じた指導・支援の推進に取り組みます。

④　教育への情熱と高い志を持つ有為な人材の確保・育成、資質向上

・　教育への情熱と高い志を持つ有為な人材を確保するため、高校生や大学生向けの説明会を実施し、求める教員像や教員の魅力について発信します。また、社会情勢の変化等に応じて、教員採用選考に係る内容を見直していきます。

・　教員の過度な負担とならないよう留意しつつ、キャリア・ライフステージを踏まえた人材育成を進めるための「校長及び教員としての資質向上に関する指標」や各種研修にＡＩやデジタル活用の要素を盛り込むなど、時代の変化を踏まえた教員の資質向上に取り組みます。また、研修履歴を活用した管理職等との対話により、教員が自らの研修ニーズと、自分の強みや弱み、今後伸ばすべき力や学校で果たすべき役割などを踏まえながら、必要な学びを主体的に行っていくことができるよう取り組みます。

・　総合教育センターにおいて、教育に関する最新情報の収集・分析や調査研究結果の積極的な発信を行うとともに、多様な研修による教職員の支援や、学校における研修履歴の活用に係る支援などを通して、教育活動の充実や教職員の資質能力の向上に取り組みます。

・　教員の専門性の向上を図るため、教職大学院や独立行政法人教職員支援機構などの関係機関と積極的に連携しながら有為な教員の育成に取り組みます。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）

① 安全でより良い教育環境の整備

目標

・地域住民などによる見守り活動が行われている小中学校の割合（%）

現状値	R9	R10
94.0		

現状値は令和７年の値

・県立高校の長寿命化改修・大規模改造等実施施設数（施設）〔累計〕

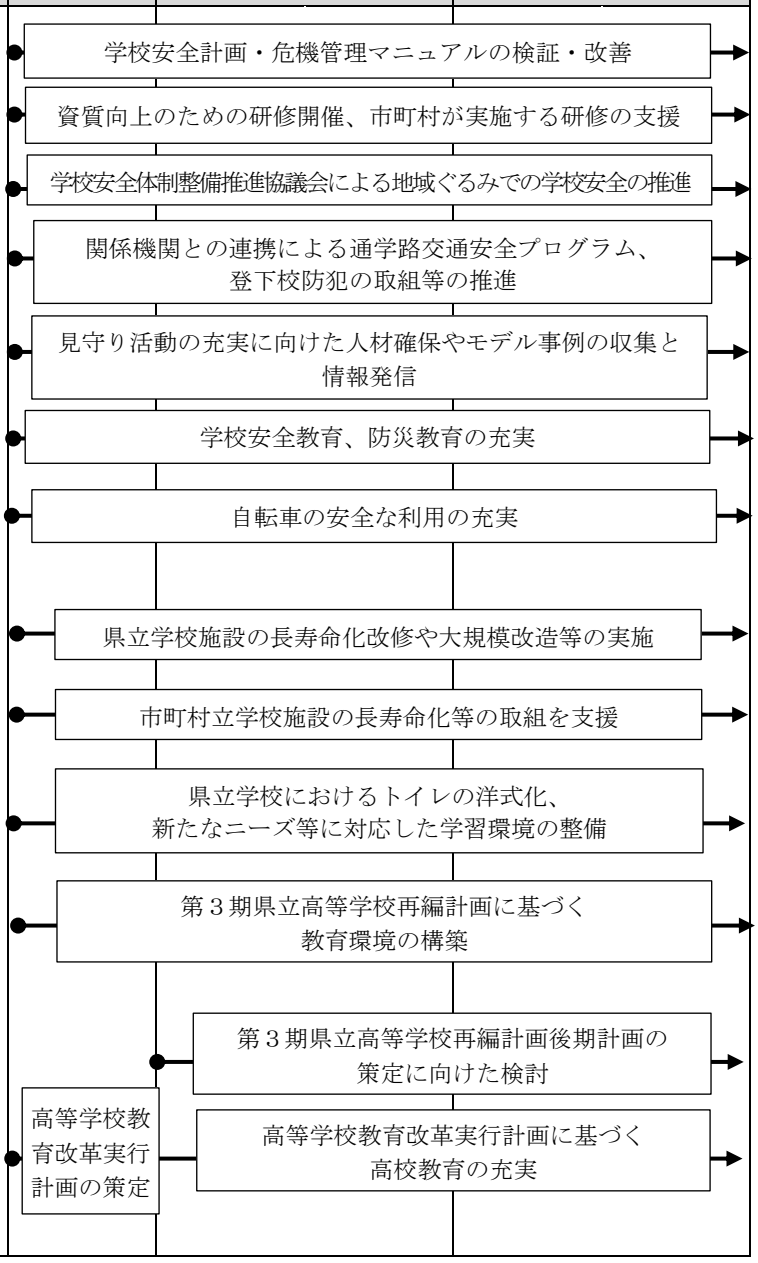
現状値	R9	R10
7		

現状値は令和元年から令和７年までの累計、目標値は令和元年からの累計

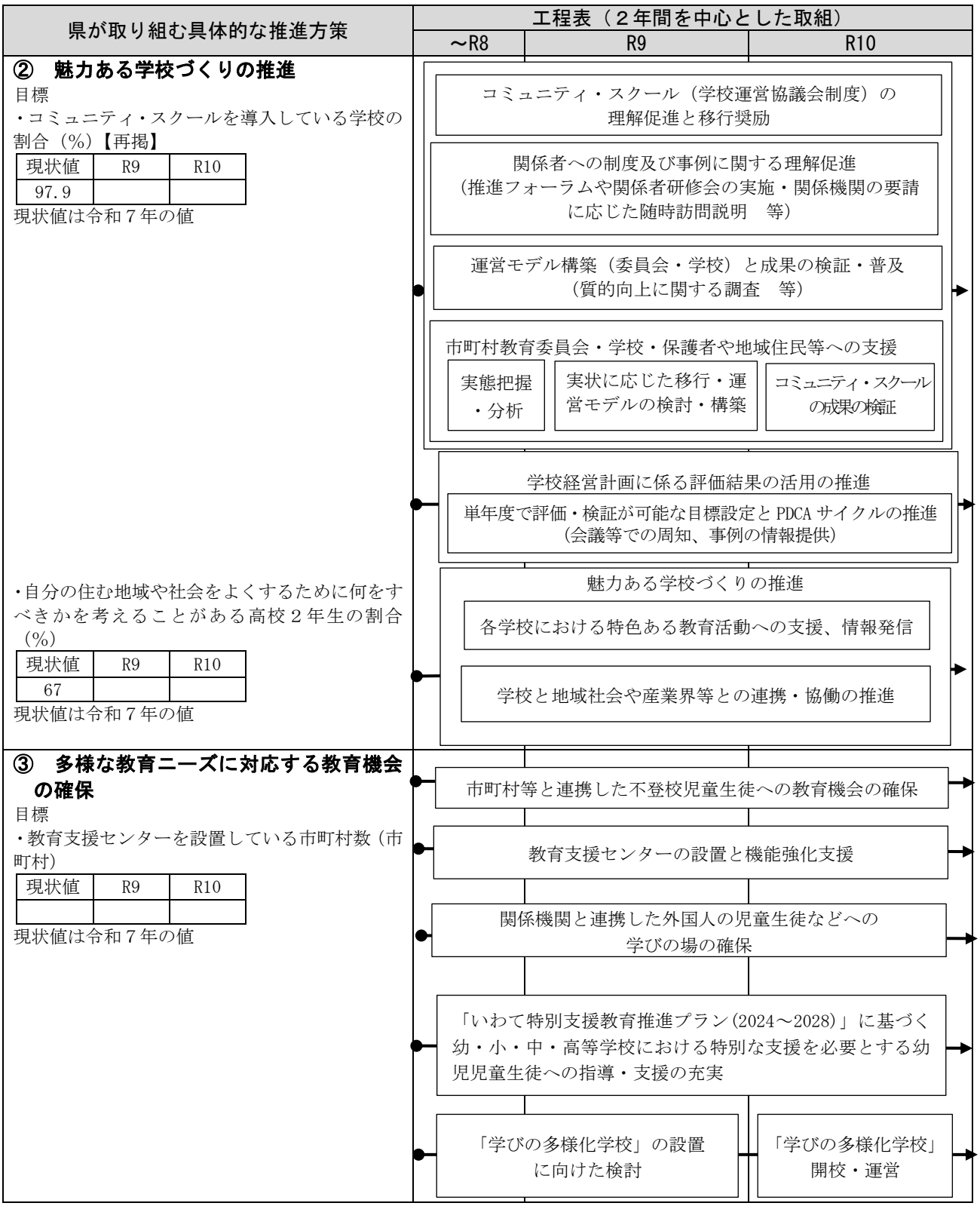
・県立学校のトイレ洋式化率（生徒等に対する充足率）（%）

現状値	R9	R10
86.9		

現状値は令和７年の値



県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）



県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）		
	～R8	R9	R10
④　教育への情熱と高い志を持つ有為な人材の確保・育成、資質向上 目標 ・教職大学院の現職教員修了者数（人）〔累計〕 現状値は令和元年から令和７年までの累計、目標値は令和元年からの累計	教員の資質の向上に関する指標に基づく研修を含めた体系的な人材育成 有意な人材の確保 教員採用試験の随時見直し、説明会の実施等 総合教育センターの機能強化 研修の多様化・最適化により学び続ける教師を支える体制づくり 学校における研修履歴の活用に係る支援を通した教職員の主体的な学びと組織的人材育成の推進 教育に関する最新情報の収集・分析及び調査研究結果の発信 大学等との連携・協働による専門的知見の活用と教育課題解決に向けた取組の推進 教職大学院への教員派遣		

現状値	R9	R10
54		

県以外の主体に期待される行動

（家庭）
・通学時の見守りや通学路の安全点検の協力
・安全に関する基礎的な知識等の修得
・教育振興運動やコミュニティ・スクール等を通じた目標達成型学校経営への参画
・教育支援センターやフリースクール等民間団体との連携
（地域）
・通学時の見守りや通学路の安全点検への協力
・教育振興運動やコミュニティ・スクール等を通じた目標達成型学校経営への参画
・魅力ある学校づくりへの参画・支援
（企業等）
・先進分野の専門的な指導等への参画・支援
（関係団体等）
・学校と連携したフリースクール等民間団体の運営
・学校と連携した特別支援教育の充実に向けた専門的支援の提供
（教育機関）
・大学院等における公立学校教員の研修派遣の受入れ
・教職員支援機構等による研修メニューの提供
・探究的・文理横断的な学びの推進への参画・支援
・先端分野の専門的な指導等への参画・支援
（学校）
・状況の変化等を踏まえた学校の安全計画や危機管理マニュアルの見直し
・事故等の未然防止に向けた教職員の校内研修や通学路の安全点検等の実施
・コミュニティ・スクール等の仕組みを活用した学校評価を踏まえた学校運営の改善

・コンソーシアムの活用による地域、地域産業、高等教育機関等との連携・協働の推進
・スクール・ポリシーに基づく教育活動の充実
・地域の教育資源を生かした教育活動の推進等による魅力ある学校づくり
・教育支援センターやフリースクール等民間団体との連携
・ニーズに応じた指導及び支援の実施
・関係機関と連携した学習環境の整備
・「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」を活用した管理職等との対話に基づく研修受講の奨励、学びの成果の可視化と共有
（市町村教育委員会）
・学校安全の取組の指導・支援
・市町村立学校施設の学習環境の改善に向けた施設・設備の整備
・学校経営計画の策定や学校評価の実施、評価結果の公表等への指導・支援
・教育支援センターの設置と機能強化
・学校と連携した教育支援センターの運営
・学校及び関係機関との連携による特別支援教育の充実
・特別な支援を必要とする児童生徒への支援体制の整備
・県の取組と連動した教職員の資質向上の取組
（市町村）
・魅力ある学校づくりへの支援
・いわて留学生の受入れ支援
・義務教育段階を対象とする「学びの多様化学校」の設置に向けた検討、設置

Ⅲ　教育

17　多様なニーズに応じた特色ある私学教育を充実します

（基本方向）

児童生徒の希望する進路の選択肢を拡大し、将来の自己実現を達成できるようにするため、建学の精神などに基づく多様な教育ニーズに対応した特色ある教育活動を支援することによって私学教育を充実します。

また、幼児・児童・生徒・学生が良好な教育環境で安全に学校生活を送ることができるよう、私立学校の教育環境の整備に向けた取組を促進します。

現状と課題

- 私立高等学校等の授業料に対する就学支援金制度の拡充により、生徒が教育内容や学校の特色を重視して進路を選択する環境が整いつつあります。また、建学の精神などに基づいた特色ある教育活動を実施している私立学校に対する期待が高まっています。
- 一方、生徒や保護者から求められる教育内容や進路の選択肢が一層多様化していることから、これまで以上に各校の特色を生かした教育活動の充実と魅力向上が求められています。また、卒業後の進路の選択肢を拡大し、岩手の産業や地域を担う人材の地元定着につなげるため、私立高等学校や私立専修学校におけるキャリア教育の充実が求められています。
- 私立学校の運営基盤は脆弱な上、少子化の影響等もあり、安定的な学校運営や良好な教育環境の確保が課題となっています。
- 私立学校の耐震化率は着実に向上していますが、生徒が安心して学ぶことができる教育環境の確保に向け、耐震化が完了していない施設への対応が必要です。
- 全国的に増加傾向にある不登校生徒等に対する学習支援ニーズが高まっています。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

①　各私立学校の建学の精神などに基づく特色ある教育活動の支援

- 各私立学校の建学の精神や中期計画に基づく特色ある教育活動の充実と魅力向上により、私立学校に通う生徒が希望する進路を選択し、自己実現の意欲が高まるよう、各校の特色を生かした取組を継続して支援します。
- 岩手の産業や地域を担う人材の地元定着を促進するよう、私立学校運営費補助により、質の高い教育を行う私立高等学校や私立専修学校への支援を行います。

②　私立学校の耐震化の支援や教育環境の整備促進

- 私立学校運営費補助等により学校運営の安定化を図るとともに、良好な教育環境の整備を促進し、教育の質の向上を支援します。
- 生徒が安心して教育を受けられる教育環境の整備を図るため、私立学校耐震改修事業費補助等

により施設の耐震化を促進し、学校施設の安全性向上を支援します。

・　教育相談体制の整備に取り組む高等学校や不登校生徒等を積極的に受け入れている専修学校（高等課程）におけるスクールカウンセラー等の配置や学習支援の充実など、学びの機会の確保を図る取組を支援します。

<table>
<tr><th rowspan="2">県が取り組む具体的な推進方策</th><th colspan="3">工程表（２年間を中心とした取組）</th></tr>
<tr><th>～R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr>
<tr><td>①　各私立学校の建学の精神などに基づく特色ある教育活動の支援
目標
・私立高等学校における特色ある教育活動の実施率（%）
<table><tr><td>現状値</td><td>R9</td><td>R10</td></tr><tr><td>75.2</td><td></td><td></td></tr></table>現状値は令和７年の値</td><td colspan="3">私立高等学校の中期計画に基づく取組支援
学力向上・進路実現に向けた教育活動の支援
豊かな心を育む教育活動の支援
防災教育の実施に向けた教育活動の支援
（関係機関との連絡調整、事例等の情報提供）</td></tr>
<tr><td>②　私立学校の耐震化の支援や教育環境の整備促進
目標
・私立学校の耐震化率（%）
<table><tr><td>現状値</td><td>R9</td><td>R10</td></tr><tr><td>94.2</td><td></td><td></td></tr></table>現状値は令和７年の値</td><td colspan="3">私立学校の耐震化率向上の取組の支援
私立学校の耐震診断実施に係る普及啓発等の実施
人材確保、ＩＣＴ等教育環境の充実に対する支援</td></tr>
</table>

県以外の主体に期待される行動

（県民）
・学校教育や学校行事における家庭や地域の役割の理解と参画
（企業・団体・ＮＰＯ）
・キャリア教育・体験学習等の推進
（私立学校）
・多様なニーズに対応した特色ある教育活動の実施
・職業教育の充実
・教育環境の整備
（市町村）
・通学路の点検等、安全安心な教育環境の整備

Ⅲ　教育

18　地域に貢献する人材を育てます

（基本方向）

郷土を愛し、岩手の復興・発展を支える人材を育成するため、「いわての復興教育」などの取組を推進し、東日本大震災津波の教訓等を県内外に発信し、後世に語り継いでいきます。

また、産業を担う人材を育成するため、総合生活力[3]や人生設計力[4]の育成に努め、大学や地域、産業界等との連携・協働のもと、キャリア教育を充実するとともに、各分野における専門知識や技術の習得・向上を推進します。

さらに、社会が急激に変化し、グローバル化が進展する中、国際的な視野と地域に貢献する視野を持ったグローカル人材を育成するため、海外派遣などの機会を充実するとともに、外国語教育におけるＡＸの推進、ＡＬＴ等多様な文化的背景を持つ人々との交流や異文化理解を深める学習の充実、教員の指導力向上及び英語力向上を通じた児童生徒の英語力や他者と協働する力の育成を進め、また、岩手県の歴史・文化の探究や地域活動への積極的な参加を促進します。

現状と課題

- 東日本大震災津波の経験を踏まえ、子どもたちが、自らの未来を切り開く力を身につけ、いわての復興・発展を支える人材となるよう、県内全ての公立学校でいわての復興教育に取り組んでいます。東日本大震災津波の経験や教訓を風化させることなく、その教訓を次世代へ確実に伝承していく取組を一層推進する必要があります。
- 人口減少問題や急速な技術革新への対応など社会が大きく変化する中、児童生徒が主体的に進路を選択し、地域や社会を支える人材として自立するための能力の育成が課題となっています。地域、産業界等と連携・協働しつつ、学校全体で計画的・組織的にキャリア教育を推進する必要があります。
- 人口減少や高齢化が進む中、ものづくり産業や農林水産業、建設業など様々な産業で人材の不足が加速しており、限られた人員で生産活動を維持していくため、ＤＸ・ＡＩやスマート技術等を活用して省力化・生産性向上を実践できる人材の必要性が高まっています。
- 技術革新や市場ニーズの変化が加速し、産業の現場で求められる知識や技術・技能が高度化・多様化する中、本県の資源と技術を生かした研究開発を担う人材や、先端技術の生産現場への導入を担う人材、各分野における高度な技術・技能を有する人材の重要性が一層高まっています。
- 生成ＡＩをはじめとするデジタル技術が急速に進展する中、これらを活用して地域課題の解決や利便性の向上、新たな価値の創造につなげることができる人材が、産業や地域の様々な場面で求められています。
- グローバル化が急速に進展する中、英語をはじめとした外国語によるコミュニケーション能力の重要性が高まっています。一方で、本県においては、中学校第３学年及び高等学校第３学年の

[3] 総合生活力：児童生徒が将来の社会人・職業人として自立して生きるために必要な能力。
[4] 人生設計力：児童生徒が主体的に人生計画を立てて、進路を選択し、決定できる能力。

生徒の英語力が国の目標として示されているＣＥＦＲ[5]相当レベルを下回っており、児童生徒の英語によるコミュニケーション能力の育成に課題があるため、ＡＩを含むデジタル学習基盤を活用したＡＸを進め、児童生徒の英語力の向上を図る取組を推進する必要があります。

・　地域産業の国際化や多様な文化的背景を持つ人々との共生が進む中、国際的な視野と地域に貢献する視野を併せ持ち、異文化を理解しながら岩手と世界をつなぐことができるグローカル人材の重要性が高まっています。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

①　「いわての復興教育」などの推進

・　東日本大震災津波の経験や教訓を学校教育に生かし、岩手の復興・発展を支える子どもたちを育成するため、内陸部と沿岸部の学校間交流や、県外の被災地との交流、小・中・高・特別支援学校の異校種間の交流に加え、家庭・地域・関係機関と連携した取組の更なる充実を図ります。

・　東日本大震災津波の記憶の風化や様々な社会状況の変化に対応するために、社会教育施設における復興・防災教育の充実を図るとともに、「いわての復興教育」プログラムに基づく副読本を活用し、教科横断的な復興教育を推進するほか、「いわての復興教育」絵本を活用し未就学児への復興教育の充実に取り組みます。

・　東日本大震災津波の経験や教訓を次世代へ継承し、いわての復興・発展を支える人材を育成するため、学校と地域が連携し、岩手の歴史や偉人、豊かな自然・文化等を探究する学習や、地域活動への積極的な参加を促し、地域産業を理解する取組や地域の課題解決を図る学習、伝統文化を継承する取組などにより、地域の担い手の育成を推進します。

②　キャリア教育の推進とライフデザイン能力の育成

・　各学校が作成した「キャリア教育全体計画」に基づき、主体的に進路を選択し、社会人・職業人として自立するための能力を育成するため、キャリア教育を一層推進し、社会人講師によるライフデザインに関する講演や社会人との交流会等に取り組みます。また、日々の授業や学校生活と体験活動との結びつきを意識した事前・事後指導による体験的学習の質の向上やキャリア・パスポートの活用により、学習経験と地域理解の接続を図ります。

・　地域を担う産業人材を育成するため、就業支援員等を活用し、生徒の適性を踏まえた就職指導を行うとともに、インターンシップの更なる充実など地域や産業界等と連携した教育活動に取り組みます。

・　半導体や農業ＤＸ人材等の育成に向けた高校教育改革における改革先導拠点の整備や、アントレプレナーシップ教育等の実践的な学びなどに新たに取り組みます。

・　児童生徒、保護者、教員の地域企業等への理解や関心を高めるため、県内の産業界等と連携し、企業見学会や企業ガイダンスの開催などに取り組みます。

③　ものづくり産業人材の育成

・　地域ものづくりネットワーク等を中心とした産学官連携の工場見学、出前授業及び人材育成研修等により、小学生から企業人まで各段階に応じた人材育成を推進します。

・　児童・生徒・学生がものづくりに興味を持ち、ものづくり産業につながる進路を選択できるよう支援するとともに、理系女子学生との連携によるものづくり体験などにより、小学校から高等

[5] ＣＥＦＲ（セファール）：外国語の学習者が持つ能力を客観的に示すための国際的な共通基準。正式名称は「Common European Framework of Reference for Languages（ヨーロッパ言語共通参照枠）」

教育機関まで連続性を持ったキャリア教育を推進します。

- 県立職業能力開発施設において、産業構造の変化やＤＸ・ＡＩ等の技術革新に対応した訓練環境の整備に取り組み、地域産業を支えるものづくり人材を育成し、県内就職を促進します。
- ものづくり産業を取り巻く環境変化や企業のニーズを踏まえ、高等教育機関等と連携した高度技能者・技術者の育成、ＡＩを活用できる人材の育成を支援します。
- 県内企業への就職を促進するため、高校生、大学生、教員及び保護者を対象に企業情報を発信するとともに、企業と教員との意見交換の機会を設けるほか、学校及び保護者を含めインターンシップの活用を働きかけるなど、いわてで働く意識の醸成に取り組みます。
- 半導体人材等の育成に向けた高校教育改革における改革先導拠点の整備に取り組みます。

④　農林水産業の将来を担う人材の育成

- 学生や進路先のニーズに対応したカリキュラムの充実など、農業分野における担い手育成の中核機関である県立農業大学校の更なる機能強化を図り、高度な専門知識や技術・経営に関する実践教育等を通じ、地域社会の持続的な発展を担う青年農業者の育成に取り組みます。
- 岩手大学及び生産者団体等と連携して開講する「いわてアグリフロンティアスクール[6]」により、国際競争時代に通用する経営管理能力やマーケティングなどのビジネスに関する知識を備え、農業ＤＸを活用した先進的な農業経営を実践できる農業経営者等の育成に取り組みます。
- 畜産関係団体等と連携し、産業動物獣医師等の畜産業を支える人材の確保・育成に取り組みます。
- 「いわて林業アカデミー[7]」による、林業への就業を希望する若者への森林・林業の知識や技術の体系的な習得支援等により、将来的に林業経営体の中核となり得る現場技術者の育成に取り組みます。
- 岩手大学等と連携し、「いわて水産アカデミー[8]」による、漁業就業に必要な基礎的な漁業知識や技術、経営手法の習得支援等により、地域漁業の次代を担う人材の育成に取り組みます。
- 各分野のスクールやアカデミーにおけるカリキュラムの新設・拡充により、ロボットやＡＩ、ＩｏＴ等のスマート技術や高性能機械等を活用し、省力化・省人化による生産性向上や経営改善を実践できる人材の育成に取り組みます。
- 農業ＤＸ人材等の育成に向けた高校教育改革における改革先導拠点の整備に取り組みます。

⑤　建設業の将来を担う人材の育成

- 次代を担う児童や生徒等に向け、関係団体等と連携した建設業の魅力発信や社会的役割の理解促進に取り組むことにより、建設業の将来を担う人材の育成を推進します。
- 若手・女性等が必要な知識や技術を習得し、将来の建設業を担う人材として継続的に成長・活躍できるよう、人材育成に取り組む建設企業を支援するとともに、処遇改善や働きやすい職場環境づくりを推進します。
- 幅広い人材が建設業で活躍できるよう、関係機関と連携して講習会を開催するとともに、建設現場の生産性や安全性の向上を支えるデジタル人材を育成する取組を推進します。

⑥　デジタル技術活用人材の育成

---

[6] いわてアグリフロンティアスクール：国際競争時代に通用する経営感覚と企業家マインドを持った農業経営者等を養成するため、岩手県や岩手大学等の連携により行われる研修制度。
[7] いわて林業アカデミー：林業事業体経営の中核を担う現場技術者を養成するため、産学官の協力を得て行われる岩手県による研修制度。
[8] いわて水産アカデミー：漁業の基礎知識や高度な経営手法の習得を通じ、将来の岩手県の漁業の中核を担う人材を養成する岩手県による研修制度。

大学等と連携したセミナーや研修会の開催等を通じて、生成ＡＩをはじめとする最新技術の活用スキルやデータ分析スキルの向上を図り、地域の課題解決や利便性の向上、新たな価値の創造に取り組むことができるデジタル人材の育成を推進します。

⑦　科学技術への理解増進を通じた次代を担う人材の育成

- 外部専門人材の活用による講演や研究事業等、理科・数学への関心や児童生徒の科学技術・ものづくりへの探究心を高める取組を行います。
- 地域の課題解決を図るため、産業界や大学、試験研究機関等と連携し、これからの技術革新や市場ニーズの変化に柔軟に対応できる人材、本県の多様な資源と技術を生かした研究開発を担う人材の育成を推進します。
- 県民の科学技術に対する理解増進を図るため、大学や研究機関等の研究成果発表等、最先端の科学技術に触れる機会の提供などに取り組みます。

⑧　岩手と世界をつなぐ人材の育成

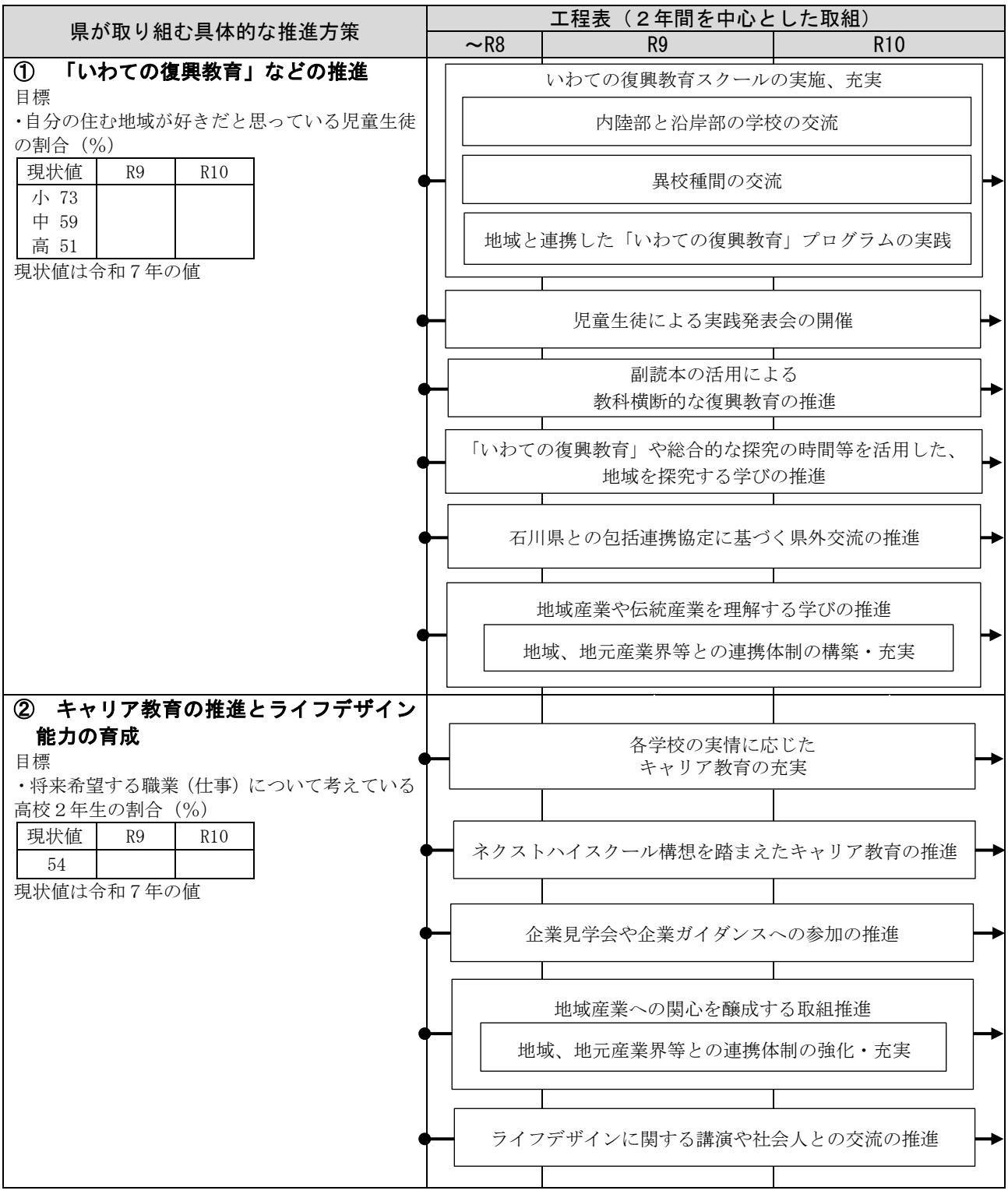
- 児童生徒の異文化理解とグローバルな視野の育成を図るため、海外派遣等による国際交流やＡＬＴとの交流の機会の充実を推進し、多様な価値観を尊重するとともに、他者と協働しながら主体的に行動する力を育成します。
- 児童生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上を図るため、実際のコミュニケーションの場面を重視した学習機会の充実に取り組みます。そのため、ＡＬＴの効果的な活用、ＡＩ活用を含むデジタル学習基盤を効果的に活用した授業改善を進め、児童生徒の学習意欲の向上を図ります。また、教員の英語力及び指導力向上に向けた実践的な研修をはじめとする各校種での教員研修の充実を図ります。

⑨　地域産業の国際化に貢献する人材の育成

産学官が連携する「いわてグローカル人材育成推進協議会[9]」を通じ、学生の海外留学や、外国人留学生等を含むグローバル人材の県内就職を促進します。各種海外派遣・交流事業を通じた国際交流機会の充実及び派遣経験者の知見や経験の継承・共有を図り、異文化理解の促進や地域産業の国際化を担うグローカル人材の育成を推進します。

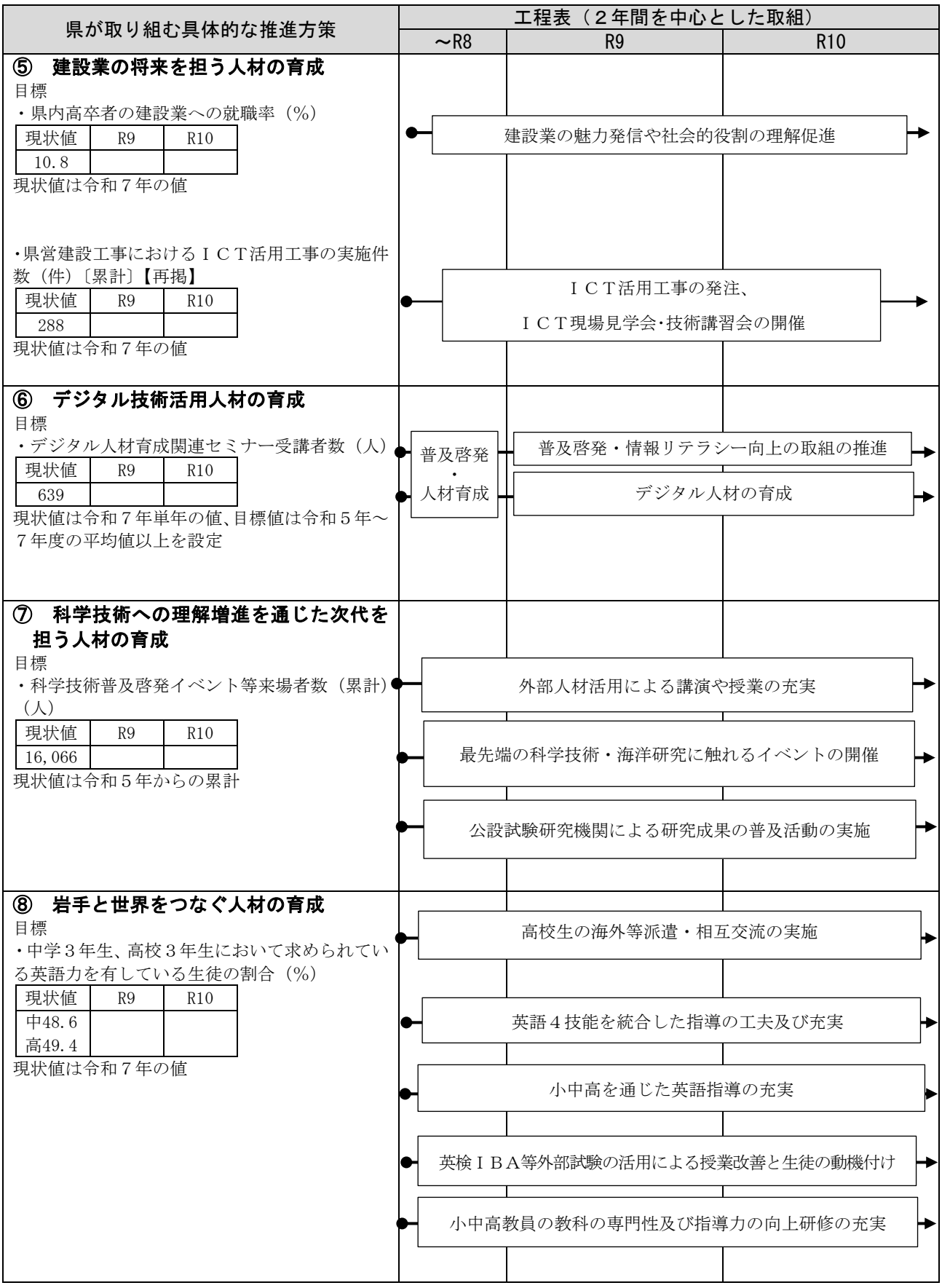
[9] いわてグローカル人材育成推進協議会：グローバルな視点を持ち、世界の平和や国際的な課題解決及び自立した多文化共生社会の実現を担うことのできるグローカル人材の育成及び活用に向けた取組を推進するため、平成 29 年２月に設立した産学官組織。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）

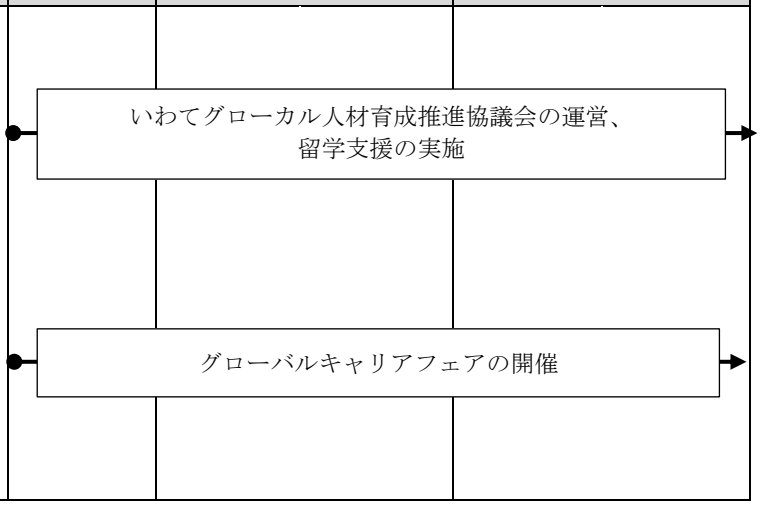


県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）		
	～R8	R9	R10
③　ものづくり産業人材の育成 目標 ・岩手県内に将来働いてみたいと思う企業がある高校生の割合（%）【再掲】 現状値 R9 R10 17.1		地域ものづくりネットワーク等による人材育成の推進 多様な進路の選択肢に関する情報提供等による キャリア教育の推進	
・３Ｄデジタル技術に関する講習の受講者数(人)〔累計〕 現状値 R9 R10 3,548 現状値は令和元年から令和７年までの累計値、目標値は令和元年からの累計		３Ｄデジタル技術等の高度技術者育成の推進 県内外の大学生への企業情報の発信、企業見学会や企業説明会等による県内就職及びU・Ｉターンの促進	
④　農林水産業の将来を担う人材の育成 目標 ・「いわてアグリフロンティアスクール」の修了生数（人）〔累計〕 現状値 R9 R10 580 現状値は令和７年の値		県立農業大学校での教育内容の充実・機能強化 農業情勢に応じたカリキュラムの見直し・実践 機能強化に向けた研修・教育環境の整備 「いわてアグリフロンティアスクール」の開講	
・「いわて林業アカデミー」の修了生数（人）〔累計〕 現状値 R9 R10 134 現状値は令和７年の値		「いわて林業アカデミー」の開講	
・「いわて水産アカデミー」の修了生数（人）〔累計〕 現状値 R9 R10 55 現状値は令和７年の値		「いわて水産アカデミー」の開講 研修生・修了生フォローアップの実施	

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）



<table>
<tr><th rowspan="2">県が取り組む具体的な推進方策</th><th colspan="3">工程表（２年間を中心とした取組）</th></tr>
<tr><th>～R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr>
<tr><td>⑨　地域産業の国際化に貢献する人材の育成
目標
・いわてグローカル人材育成推進協議会の支援制度を利用して海外留学した学生数（人）〔累計〕
<table><tr><td>現状値</td><td>R9</td><td>R10</td></tr><tr><td>16</td><td></td><td></td></tr></table>目標値は令和９年からの累計

・グローバルキャリアフェア[10]の参加者数（人）〔累計〕
<table><tr><td>現状値</td><td>R9</td><td>R10</td></tr><tr><td>106</td><td></td><td></td></tr></table>目標値は令和５年からの累計</td><td colspan="3">
</td></tr>
</table>

県以外の主体に期待される行動

（県民）
・英語をはじめとした外国語学習への参加
・学校が行う復興教育の取組成果発表会や実践的な安全学習への参画
・地域活動への参画
・地域の企業見学会や企業ガイダンスへの参加
・改革先導拠点を核とした学校が行うキャリア教育の取組への参加・協力
・海外派遣、英語ワークショップ、留学などの国際関連事業等への参加
・英語学習への動機付け
（企業等）
・「いわてグローカル人材育成推進協議会」への参画
・学生向け海外ビジネス情報の発信
・地元学生、地元出身学生の雇用拡大
・人材の育成・定着
・科学技術の普及啓発活動等の実施・協力
・学校と連携したキャリア教育の取組支援
・インターンシップの受入れ
・外国人留学生やＪＥＴプログラム経験者の採用
（関係団体等）
・復興教育等への専門的知見に基づいた助言・支援
・学校が行うキャリア教育やライフデザインに関する学習への支援
・高校生等の地元定着に向けた雇用環境等の整備
・学校と連携した留学などの国際関連事業の実施
・英語学習講座の実施
・英語検定試験の実施
（産業支援機関）
・産学官連携による人材の育成・定着
・先端技術の生産現場への導入や本県の資源等を生かした研究開発を担う人材の育成

[10] グローバルキャリアフェア：留学生やＪＥＴプログラム参加者などのグローバル人材の県内での定着を図るため、就職説明会や企業とのマッチングなどを行う行事。

・科学技術の普及啓発活動等の実施・協力
（教育機関・国際交流協会）
・英語教育の拡充
・海外派遣、留学に関する普及啓発
・留学を希望する学生への支援
・留学生に対する支援
・外国人留学生やＪＥＴプログラム経験者と県内企業とのマッチング支援
（学校）
・学校間や地域と連携した復興教育の実施
・「いわての復興教育」の取組成果の発表
・「いわての復興教育」副読本を活用した効果的な授業の実践
・地域を探究する学習等の実施
・職場体験やインターンシップ、企業見学会、学校を会場とした企業説明会の実施
・ネクストハイスクール構想を踏まえた、産学官連携のキャリア教育の実施
・国際理解を深める体験活動等の実施や留学などの国際関連事業への参加促進
・英語４技能の育成のための授業改善の推進や英語検定試験の受検促進
・「いわてグローカル人材育成推進協議会」への参画
（市町村教育委員会）
・学校における「いわての復興教育」の取組支援
・英語教育の拡充
・異校種連携によるキャリア教育の支援
・地域と連携したキャリア教育や、地域を探究する学習等の支援
・学校のキャリア教育やライフデザインに関する学習への指導・助言
・学校における国際理解を深める体験活動等の支援
（市町村）
・留学希望者等への支援
・「いわてグローカル人材育成推進協議会」への参画
・県及び関係機関と連携した人材育成・定着支援
・科学技術の普及啓発活動等の実施・協力

Ⅲ　教育

19　文化芸術・スポーツを担う人材を育てます

（基本方向）

文化芸術を担う人材を育てるため、優れた文化芸術に触れる機会を提供するとともに、意欲的な創作活動等を支援する取組を進めます。

また、スポーツを担う人材を育てるため、アスリート、障がい者アスリートの競技力向上に向け、スポーツ医・科学サポートや大会・合宿への参加支援、いわてスーパーキッズの発掘・育成など、中長期的な視点に立った育成に取り組むとともに、スポーツ医・科学の知見やスポーツ・インテグリティに基づく指導者等を育成し、サポート体制の充実を図ります。

現状と課題

- 全国レベルの合唱大会や、全国高等学校総合文化祭での活躍など、本県の子どもたちや若者の文化芸術活動が全国レベルで評価されています。今後も幼少期から優れた文化芸術に触れる機会を提供するとともに、誰もが文化芸術活動に取り組める環境を充実させる必要があります。
- 障がい者による文化芸術活動について、障がい者が安心して創作活動に取り組む環境づくりに向けた取組を進めていますが、障がい者が安心して文化芸術活動に取り組む環境の充実を図るためには、事業所等において文化芸術活動を支援する人材を更に育成する必要があります。
- 県民誰もが身近に文化芸術活動に親しむため、文化芸術を観賞、参加、創造できる環境の整備を進めていますが、少子高齢化の影響により、地域において文化芸術活動の環境づくりに参画する人材が減少傾向にあります。
- スポーツ医・科学やスポーツ・インテグリティ（スポーツ活動における透明性、公平・公正性）の視点に基づいた指導者養成研修を実施し、指導者の質は向上している一方で、指導者の世代交代もあり、新たに指導者を目指すための働きかけや、人材発掘が課題となっています。
- 本県出身などの国際大会等で活躍するトップアスリートが輩出される一方で、少子化の進行に伴い競技人口の減少が見込まれ、将来のトップアスリートの輩出に向け、ジュニア層の競技人口の拡大が課題となっています。また、日本代表への選出や全国で上位入賞を目指す選手に対する継続的な支援が課題となっています。
- パラリンピック等の国際大会に本県ゆかりの選手が多数出場するなど、本県のパラスポーツのレベルは高まっているものの、更なる選手の発掘・育成や競技活動への支援が課題となっています。
- パラスポーツにおいては、高齢による活動への不安等から指導者資格の登録を更新しないケースが増えており、スポーツ活動を支える新たな指導者等の発掘・養成が課題となっています。
- トップアスリート育成に向け、収集・分析した多様なスポーツデータを活用した支援を行っていますが、測定結果を競技力向上へより効果的につなげるため、アセスメント及びトレーニングを一体的かつ効果的に実施できるスポーツ医・科学サポート環境の更なる充実が課題となっています。

・　県民が日常的にスポーツに取り組み、スポーツを楽しむ機会を提供していくためには、地域のスポーツ活動を担うスポーツ推進委員や、スポーツ大会等の運営を担うボランティア等の役割が重要であり、様々なスポーツを支える人材の継続的な育成や資質向上が課題となっています。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

①　文化芸術活動を担う人材の育成

・　県民の文化芸術活動の活性化を図るため、「岩手芸術祭」への多様な活動の参画を推進するとともに、芸術体験の機会の提供や地域の文化催事との連携を推進し、県民が身近に文化芸術を体験できる機会の提供に取り組みます。

・　多くの子どもたちの文化芸術への興味・関心の向上や活動への参加を促進するため、学校等への芸術家派遣など、優れた文化芸術に触れる機会を提供します。

・　多くの作家を輩出してきた「文学の国いわて」への理解を深め、創作意欲の向上を図るため、本県ゆかりの作家とのつながりを生かしながら、若者を対象とした取組を実施するなど、県民の文芸活動の支援に取り組みます。

・　優れた文化芸術の鑑賞機会を生かして、児童生徒の豊かな心を育み、演奏技術等の向上を図るため、復興支援の取組を通じて深まった音楽家や芸術家などとの交流機会を提供します。

②　文化芸術活動を支える人材の育成

・　地域における文化芸術活動を支援するため、アートマネジメント研修の実施などにより、文化芸術を生かした地域づくりなどに取り組む人材の育成や相互交流を推進します。

・　障がい者芸術活動支援センターによる支援者育成や相談支援を通じて、障がい者が創作活動に取り組む環境の充実を図るなどの支援に取り組みます。

③　アスリートの競技力の向上

・　世界で活躍する次世代アスリートを輩出するため、スーパーキッズの育成に当たっては、国内最先端施設等での研修を実施するほか、トップアスリートとの交流機会の拡充を図ります。

・　スーパーキッズに挑戦する子どもの掘り起こしに向けて、学校やスポーツ関係団体等と連携した周知や、応募の少ない県北・沿岸地域での体験機会の提供を実施し、中長期的な視点に立ったアスリートの育成に取り組みます。

・　本県トップアスリートのスポーツ活動を支えるため、大会や強化合宿への参加等に係る活動の支援に取り組みます。

④　障がい者アスリートの競技力の向上

・　障がい者スポーツ選手の発掘・育成のため、障がいの程度や年齢、興味・関心を踏まえながら、関係団体と連携し、競技体験会や強化練習会の実施などに取り組みます。

・　パラリンピック等の国際大会やジャパンパラ競技大会等の全国大会で活躍するトップアスリートを輩出するため、大会や強化合宿への参加等に係る活動の支援に取り組みます。

⑤　スポーツ医・科学サポートを通じた競技力の向上

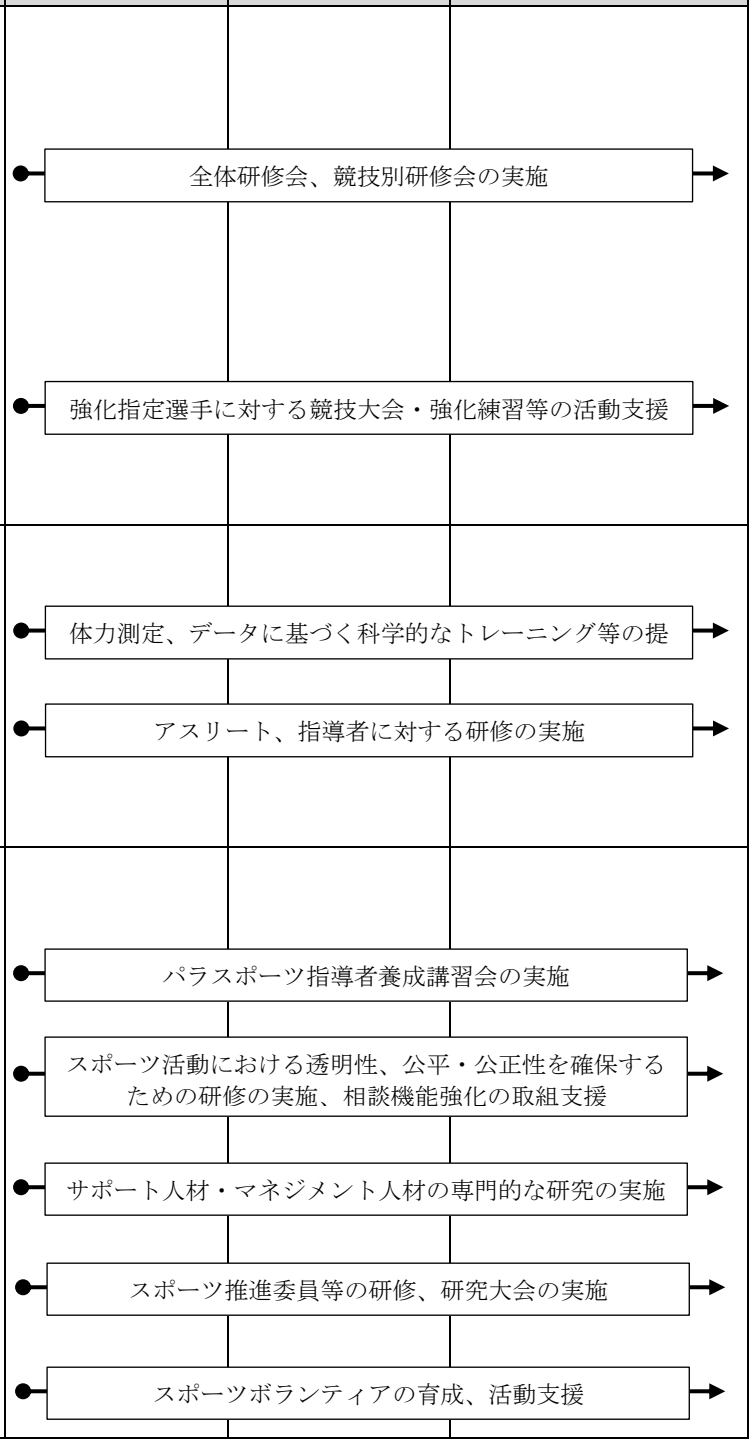
・　本県の競技力向上を効果的かつ効率的に図るため、障がい者を含むアスリートの体力測定等で得られたデータを活用し、個々に適した科学的なトレーニングメニュー等の提供など、スポーツ医・科学に基づいたサポートができる人材の養成に取り組むとともに、その拠点となるスポーツ医・科学センター（仮称）の整備の検討を進めます。

⑥ スポーツ活動を支える指導者等の養成

- 指導者の資質向上を図るため、スポーツ・インテグリティ（スポーツ活動における透明性、公平・公正性）の確保に向けた研修の実施や相談体制の機能強化に取り組みます。
- 指導者のコーチングスキル向上を図るため、公認スポーツ指導者資格取得支援に取り組みます。
- 指導者の確保に向け、研修会の開催等を通じて、新たに指導者を目指す若い世代や女性指導者の育成に取り組みます。
- 障がい者のスポーツ活動を支える指導者を養成するため、関係団体と連携し、指導者の資格取得に向けた講習会の実施などに取り組みます。
- 関係機関と連携し、指導者資格の未更新者や過去の資格者に対して資格更新や再取得に向けた働きかけを行うとともに、若い世代の登録者数の増加につながるよう、県ホームページやＳＮＳ等を活用した講習会等の情報発信を通じて、指導者資格等の認知度向上に取り組みます。
- アスリートの育成や活動を支える指導者等のサポート人材や、競技団体、総合型地域スポーツクラブ等の組織運営を担う人材を育成するため、スポーツ医・科学の知識の習得やマネジメント能力の向上等、専門的研修などの実施に取り組みます。
- 地域のスポーツ活動を担うスポーツ推進委員等の人材育成・資質向上を図るため、市町村や関係団体と連携し、研修・研究大会の実施などに取り組みます。
- 「ラグビーワールドカップ 2019™」、「いわて八幡平雪ゆめ国スポ」等、これまで本県で開催した大型スポーツ大会のレガシーを継承し、スポーツ大会等が更に県民に支えられたものとなるよう、ボランティアを育成するとともに、活動を支援します。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）		
	～R8	R9	R10
① 文化芸術活動を担う人材の育成 目標 ・岩手芸術祭への出展数（件） 現状値：1,240　R9：　R10： 現状値は令和７年の値 ・子どものための芸術家派遣事業公演数（件） 現状値：60　R9：　R10： 現状値は令和７年の値 ・岩手県芸術祭体験イベントの参加者数（人） 現状値：8,113　R9：　R10： 現状値は令和７年の値 ・県主催文化芸術催事鑑賞者数（人）【再掲】 現状値：26,410　R9：　R10： 現状値は令和７年の値	岩手芸術祭・芸術体験の機会の提供		
	学校等への芸術家の派遣		
	「文学の国いわて」の取組の推進		
② 文化芸術活動を支える人材の育成 目標 ・アートマネジメント人材育成数（人） 現状値：90　R9：　R10： 現状値は令和７年の値 ・障がい者文化芸術活動支援者育成研修受講者数（人） 現状値：78　R9：　R10： 現状値は令和７年の値	アートマネジメント人材の育成		
	障がい者文化芸術活動の支援者育成研修の実施		
③ アスリートの競技力の向上 目標 ・本県関係選手の日本代表選出数（人）［累計］ 現状値：207　R9：　R10： 現状値は令和３年から令和７年までの累計、目標値は令和３年からの累計 ・全国大会入賞競技団体数（団体）［累計］ 現状値：144　R9：　R10： 現状値は令和３年から令和７年までの累計、目標値は令和３年からの累計	スーパーキッズの発掘・育成 （発掘プログラム、育成プログラム、適正選択種目の選択）		
	強化指定選手に対する競技大会・強化練習等の活動支援		

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）



④　障がい者アスリートの競技力の向上

目標

・障がい者アスリートの育成研修会参加者数(人)［累計］

現状値	R9	R10
364		

現状値は令和３年から令和７年までの累計、目標値は令和３年からの累計

・障がい者アスリートの全国大会出場選手数(人)［累計］

現状値	R9	R10
106		

現状値は令和３年から令和７年までの累計、目標値は令和３年からの累計

⑤　スポーツ医・科学サポートを通じた競技力の向上

目標

・スポーツ医・科学サポート団体数［累計］(団体)

現状値	R9	R10
710		

現状値は令和７年の値

⑥　スポーツ活動を支える指導者等の養成

目標

・公認スポーツ指導者資格登録者数（人）

現状値	R9	R10
5,741		

現状値は令和７年の値

・公認パラスポーツ指導者資格登録者数（人）

現状値	R9	R10
264		

現状値は令和７年の値

・◆スポーツ推進委員研修会参加率（%）

現状値	R9	R10
54.9		

現状値は令和７年の値

県以外の主体に期待される行動

（県民）
・文化芸術・スポーツを担う人材、支える人材としての参加、理解
（企業等）
・文化芸術・スポーツを担う人材、支える人材育成の取組への支援、協働
・アスリートや指導者、サポート人材の活動支援
（文化芸術活動団体）
・文化芸術を担う人材、支える人材育成の取組実施、支援、情報発信
（スポーツ関係団体）
・関係団体相互の連携システムの構築
・アスリートや指導者、サポート人材等の育成
・競技力向上事業の実施
（教育機関）
・文化芸術を担う人材育成の取組実施、支援、情報発信
・次世代アスリートの発掘・育成の支援
（市町村）
・文化芸術・スポーツを担う人材、支える人材育成の取組の推進、支援、情報
・文化芸術活動やスポーツ活動を支える人材の育成

Ⅲ 教育

20 高等教育機関と連携した地域づくり・人づくりを進めます

（基本方向）

高等教育機関と連携した地域づくり・人づくりを進めるため、産学官連携による共同研究等を促すとともに、高等教育機関の体制の強化や相互の機能補完等を促進します。

また、産学官が連携し、高い専門性と教養を兼ね備えた人材を育成するとともに、県内高校生の県内大学等への進学意識の醸成や県内大学生等の卒業後の地元定着を高める取組を推進します。

現状と課題

- 本県では、18～20 歳台前半の若者の県外転出が人口の社会減の大きな要因となっています。
- 令和７年２月に中央教育審議会が取りまとめた答申「我が国の『知の総和』向上の未来像～高等教育システムの再構築～」を踏まえ、少子化に対応した高等教育へのアクセス確保に向けて、高校教育改革とも連動しながら産学官の連携強化や各高等教育機関の専門性や独自性を活かした地域づくり・人づくりについて、検討を進める必要があります。
- 共同研究の成果を地域課題の解決に結び付ける取組には地域や団体で差が見られることから、震災からの復興や人口減少等の地域課題解決に向けて、産学官の更なる緊密な連携の下、共同研究の推進とその成果の社会実装を一層進めていく必要があります。
- 本県の大学進学率は、全国平均より低いことや、県内高校から県内大学等への進学者数が横ばい傾向にあり、県内大学等への進学を通じた若者の地元定着が進んでいないことが課題となっています。・　人手不足を背景とした首都圏等の県外企業の活発な採用活動の影響により、県内大学卒業生の県内就職率が伸び悩んでいることから、地元定着に向けて取り組む必要があります。
- 岩手県立大学は、地域に根ざす高等教育機関として、教育や研究、地域貢献の取組の成果を地域社会に還元していく必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 高等教育機関との連携による地域課題解決に向けた取組の推進

- 震災からの復興や人口減少をはじめとする様々な地域課題の解決に向けて、引き続き、高等教育機関の専門的知識を活用した共同研究を推進します。
- 地域課題の解決に向け、「いわて高等教育地域連携プラットフォーム[11]」において、引き続き高等教育人材の地元定着や地域ニーズに対応したリカレント教育の充実等に取り組むとともに、高等教育機関が設置する地域連携推進組織と連携した研究や取組を進めます。
- 「いわて高等教育地域連携プラットフォーム」において、産学官連携のもと、高校教育改革と

[11] いわて高等教育地域連携プラットフォーム：いわて県民計画（2019～2028）に掲げる「高等教育機関と連携した地域づくり・人づくり」を進める観点から、「地域に貢献する優れた人材の育成・地域への還元」と「高等教育機関がもつ専門性や特色がより一層地域社会で生かされる地域づくり」を軸として、産学官連携による議論・取組を行っていくため、令和３年度にプラットフォームを設置。

連動した高等教育改革などによる高等教育へのアクセス確保やＡＸ時代の産業基盤を支える人材育成方策等の検討を進めます。

・　各高等教育機関における地域課題研究に取り組む体制の強化や大学等の高等教育機関で構成する「いわて高等教育コンソーシアム[12]」における取組など、それぞれの高等教育機関の特色を生かした相互の機能の補完などによる連携を促進します。

②　地域をけん引する人材の育成と若者定着の促進

・　県内高校から県内大学等への進学機運を高めるため、県内大学と連携した高大連携ウインター・セッション[13]など、県内高校生に対する県内大学の魅力紹介などの取組を推進します。

・　県内大学生等の卒業後の地元定着を高めるため、産学官連携による地元企業の魅力向上を図るとともに、インターンシップの取組強化や県内企業と大学生等との交流機会の創出等による地元定着の意識を醸成します。

・　県外へ就職した県内大学等の卒業者について、卒業後のＵ・Ｉターンや地域との継続的な関わりにつながるよう、県内大学等や関係機関と連携しながら、岩手とのつながりを維持・強化する取組を推進します。

③　岩手県立大学における取組への支援

・　令和 10 年に開学 30 周年を迎える岩手県立大学の地域に根ざした高等教育機関としての役割を更に充実・強化させ、専門領域を横断した学術研究などの新たな価値創造に向けた独創的な研究とともに、東日本大震災津波を教訓とした防災復興支援や、新たな地域課題の解決に向けた取組など、県民のシンクタンクとしての機能を充実し、地域・国際社会の持続的発展に貢献するための取組を支援します。

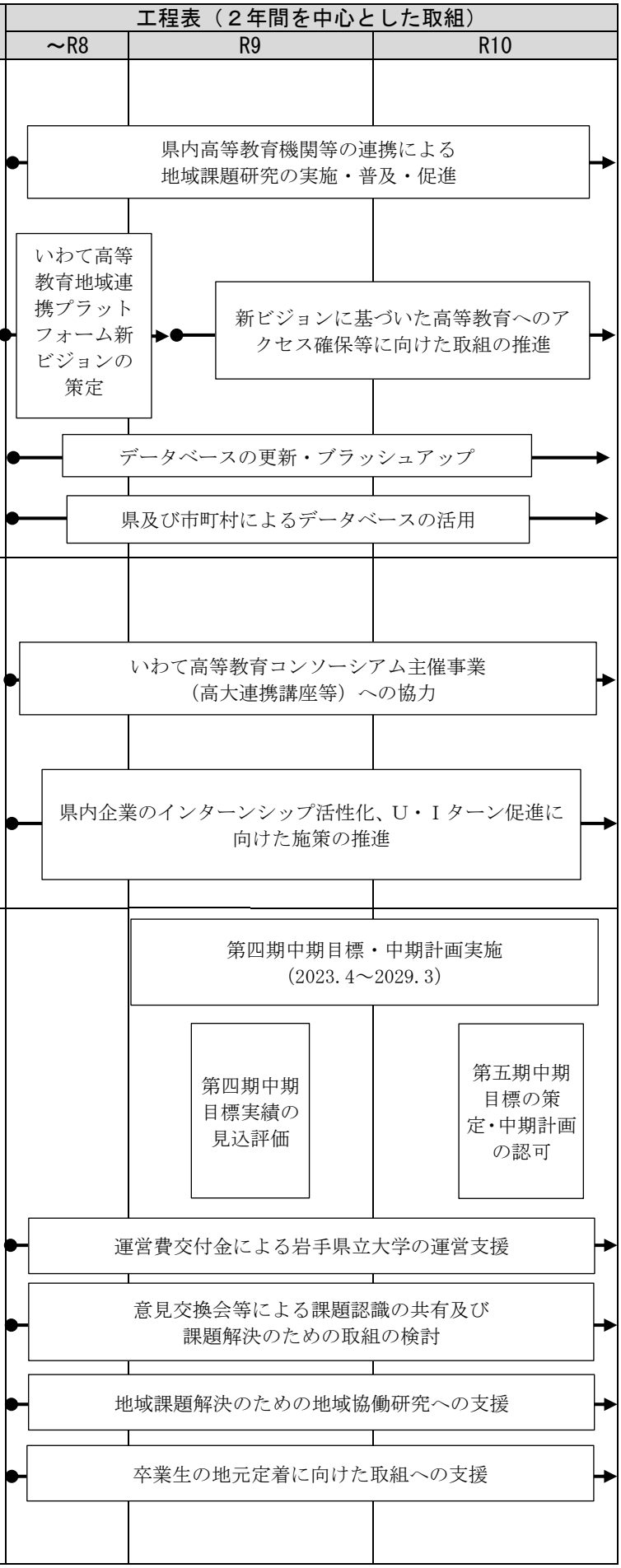
・　実学実践教育及び地域志向教育を通じて、幅広い教養と国際感覚を備え、豊かで活力ある社会の形成に貢献できる人材の育成や、地域社会と連携した学生の地元定着に向けた取組を支援します。

・　岩手県立大学において、教育研究や地域課題解決等の取組を着実に推進するため、令和 10 年度に、岩手県立大学の第５期（令和 11 年度～16 年度）中期目標を定めます。

[12] いわて高等教育コンソーシアム：国際通用性や教育の質の保証など、大学を取り巻く状況、低迷する大学進学率や県内就職率等の地域課題に対応するため、岩手大学、岩手県立大学、岩手医科大学、富士大学、盛岡大学が連携を強化し、地域の中核を担う人材育成を目指すために、平成 20 年度に組織したもの。平成 24 年度には、放送大学岩手学習センターと一関工業高等専門学校が加入。

[13] 高大連携ウインター・セッション：県内高校から県内大学等への進学機運を高めるため、県内大学と連携した「高大連携ウインター・セッション」を実施し、高校生に対して、大学に触れる機会を広く提供しようとするために岩手大学、岩手県立大学、岩手医科大学、富士大学、盛岡大学などで実施。県が主催し、高校生を対象に授業科目の公開や公開講座を行うもの。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）



① 高等教育機関との連携による地域課題解決に向けた取組の推進

目標

・地域課題解決を目的とした県内高等教育機関との共同研究数（件）〔累計〕

現状値	R9	R10
115		

現状値、目標値共に令和元年からの累計

② 地域をけん引する人材の育成と若者定着の促進

目標

・高大連携ウインター・セッションへの参加者数（人）

現状値	R9	R10
970		

・県内企業等へのインターンシップ参加者数（人）

現状値	R9	R10
476		

現状値は令和７年の値

③ 岩手県立大学における取組への支援

目標

・岩手県立大学の実装化された研究成果数（件）〔累計〕

現状値	R9	R10
25		

目標値は現状値からの累計

・岩手県立大学（大学・短大）卒業者の県内就職率（%）

現状値	R9	R10
43.1		

現状値は令和７年の値

県以外の主体に期待される行動

（県民等）
・県内大学等との連携による地域課題解決に向けた取組への理解・参画
・県内大学等が持つ魅力に対する理解の増進
（企業等）
・雇用の確保
・インターンシップの受入れ
・産学官連携による地域課題解決の検討・取組への参画
（教育機関・産業支援機関等）
・進学希望に応える魅力の向上
・地域社会を支える人材の育成
・大学の資源を活用した産業の創出
・教育研究の成果の還元
・生徒の進学目的の明確化に向けた大学等との連携促進
（市町村）
・高等教育機関との連携による地域課題の解決
・インターンシップの受入れ及び地元企業による受入支援
・地域産業の振興等による雇用の確保

Ⅳ 居住環境・コミュニティ

不便を感じないで日常生活を送ることができ、また、人や地域の結び付きの中で、助け合って暮らすことができる岩手

【これまでの成果と課題】

- 快適で豊かな暮らしを支える生活環境づくりについては、耐震改修等への補助などによる住宅の耐震化が一定程度進み、省エネ性能が高く県産木材の活用など「岩手らしさ」を考慮した岩手型住宅の普及も着実に進んでいますが、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて国が掲げている「ストック平均でＺＥＨ基準[1]の水準の省エネ性能を確保[2]」という目標には到達していません。また、汚水処理施設の整備が一定程度進みましたが、汚水処理人口普及率[3]は全国平均を下回っています。加えて、人口減少を背景に、空き家の増加が続くとともに、使用料金収入や担い手が減少するなど、上下水道を取り巻く環境は厳しさが増しています。
- 地域公共交通については、交通事業者や市町村への支援、利用促進支援等の取組により、広域バス路線や鉄道路線の維持・確保を図りましたが、人口減少と少子化、コロナ禍を契機とした働き方や日常の移動ニーズの変化等の影響による利用者の減少に加え、燃料費をはじめとした物価高騰や運転士不足など、地域公共交通を取り巻く環境が一層厳しくなっています。
- 地域課題の解決のための専門家派遣や、「元気なコミュニティ特選団体」の認定、特定地域づくり事業協同組合の導入支援等に取り組み、活動中の「元気なコミュニティ特選団体」の数や特定地域づくり事業協同組合の設立数は増加しましたが、コロナ禍を契機とした自治会等活動の簡素化の影響により、「地域社会とのつながり」の実感が低下傾向にあり、地域コミュニティの機能低下や担い手不足が危惧されていることから、地域コミュニティ活動の活性化や活動を支える人材の確保が課題となっています。
- 全国を上回るペースで人口減少と少子高齢化が進行する中、とりわけ中山間地域や沿岸地域における地域の担い手不足への対応が重要な課題となっており、移住・定住の促進だけでは担い手確保への対応が難しい状況にあり、地域と継続的に関わり、地域づくりを支える関係人口の拡大が求められています。
- 移住イベントの実施や出展、情報発信、相談対応等を通じて、岩手ファンの拡大と移住者の増加に取り組みましたが、コロナ禍を契機に高まった地方移住の機運が一巡したことや、求人数・賃金水準の差等により、若者・女性を中心に東京圏や仙台圏への転出超過が再び拡大し、県外からの移住・定住者数は伸び悩んでいます。
- 多文化共生推進ワークショップ等により外国人県民等の増加を肯定的に受け止める県民が約７割（令和６年度県民意識調査）に増加したほか、ＳＮＳ等を活用した相談・情報提供体制の拡充

[1] ＺＥＨ基準：ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの基準。外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅の基準。

[2] ストック平均でＺＥＨ基準の水準の省エネ性能を確保：ストック平均で住宅については一次エネルギー消費量を省エネ基準から 20%程度削減、建築物については用途に応じて 30%又は 40%程度削減されている状態。

[3] 汚水処理人口普及率：下水道等の汚水処理施設を利用できる人口の割合。

により、共に暮らしやすい環境づくりは進展しています。一方で、外国人県民等の増加に対して懸念や不安を抱く県民が約２割存在しており、多文化共生への理解促進や外国人県民等を地域社会の担い手として受け入れる意識の醸成が課題となっています。

・　コロナ禍の収束により様々な催事が再開したことに伴い、文化・スポーツ施設の利用者は増加傾向にあり、利用者間の交流機会の創出など、場の提供を通じた地域コミュニティの活性化につながっています。一方で、文化芸術やスポーツを生かした地域活性化を図るため、本県ならではの文化芸術・スポーツ資源を人的・経済的な交流の継続的な拡大に結び付けていくことが課題となっています。

【今後の方向性】

・　県産木材を活用するなど岩手らしさや高い断熱性能を備えた住宅の普及や既存住宅の省エネ化への支援に取り組むとともに、市町村と連携して空き家の利活用を促進します。また、令和８年３月に策定した「いわて汚水処理ビジョン 2025」等に基づき、人口減少や老朽化等の影響を考慮しながら、上下水道の基盤強化の取組を促進するとともに、地域の実情に合った効率的な汚水処理施設の整備などを推進します。

・　持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に向け、市町村への伴走支援を強化するとともに、ＡＩ技術等による交通関連データの分析や施策形成への活用、交通事業者における運転士確保のほか、関係機関と連携した利便性向上や利用促進の取組を推進します。

・　持続可能な地域コミュニティづくりに向け、市町村や中間支援者と連携し、地域運営組織等の持続可能な地域コミュニティづくりに取り組む団体の支援を推進するとともに、関係者間の連携を強化するほか、特定地域づくり事業協同組合の設立等の支援に取り組みます。また、地域コミュニティの担い手としても期待される地域おこし協力隊[4]については、ネットワークづくりの支援やキャリア形成支援の充実を図り、地域への定着を促進します。

・　関係人口の量的拡大・質的向上を図るため、ふるさと住民登録制度を基軸に、本県の関係人口施策のブランディングの推進や官民協働による推進体制の構築、市町村の支援に一体的に取り組みます。

・　市町村や関係団体等と連携し、あらゆる機会を通じた訴求力の高い情報発信や移住体験等の取組を強化します。また、移住希望者の多様なニーズに対応するため、移住と就職の一元的な相談機能を強化するとともに、農林水産業や医療・福祉など、各分野の人材確保の取組等も併せて展開します。加えて、地域で移住者を受け入れるためのサポート体制の整備や、県営住宅・空き家等の本県が有するストックを活用した取組などにより、Ｕ・Ｉターンを促進します。

・　外国人県民等が安心して暮らせる環境づくりを進めるため、ワークショップなどの開催や外国人相談支援体制の充実に取り組みます。また、ハロウインターナショナルスクール安比ジャパンとの交流の促進や卒業生との持続的な関係構築を通じて、多文化共生への理解促進や地域の国際化を担う人材・人的ネットワークの拡充を推進します。

・　文化芸術やスポーツを生かした地域活性化を図るため、復興支援のつながりを生かした文化芸術の取組や文化資源を活用した交流機会の拡大に向けた取組を継続するとともに、大規模スポーツ大会のレガシーを継承しながら、スポーツ大会や合宿の誘致、県内のトップ・プロスポーツチ

[4] 地域おこし協力隊：人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を通じて、その定住・定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とした制度。

ームと連携したスポーツ教室等に取り組み、官民連携による人的・経済的な交流を推進します。

【特に強化すべき事項】

第２期政策推進プランの成果と課題、社会経済情勢の変化、市町村や各種団体等からの意見などを踏まえ、今後２年間で強化すべき事項は以下のとおり。

- **関係人口の量的拡大・質的向上**

  居住地にとらわれず本県と継続的に関わる人々を可視化し、地域との関係性を深め、担い手としての具体的な参画につなげることで、持続的な地域の担い手確保を進めます。

- **持続可能な地域公共交通ネットワークの構築**

  地域公共交通を住民生活の基盤として捉え、地域の実情に応じて、将来にわたり持続可能な公共交通ネットワークの構築を進めます。

【いわて幸福関連指標】

指　　標	単位	現状値	年度目標値	計画目標値
		R7	R9	R10
①　県外からの移住・定住者数	人	1,555		
②　汚水処理人口普及率	%	86.5		
③　三セク鉄道・バスの一人当たり年間利用回数	回	11.2		
④　地縁的な活動への参加割合	%	32.8		
⑤　在留外国人数〔10 万人当たり〕	人	1,103		
⑥　文化・スポーツ施設の入場者数				
（文化施設入場者数）[注 1]	千人	171(R6)		
（スポーツ施設入場者数）[注 2]	万人	669		

【参考指標（実績値）】

三セク鉄道・バスの年間利用者数（令和７年：1,267 万人）［県ふるさと振興部調べ］、

持ち家比率（令和５年：70.3%）［住宅・土地統計調査（総務省）］

［注１］　岩手県内公立文化施設協議会加盟施設で行う自主催事入場者数

［注２］　県及び県内市町村の公立スポーツ・レクリエーション施設入場者数

【政策項目一覧】

政策項目	具体的推進方策
21　快適で豊かな暮らしを支える生活環境をつくります	①　快適に暮らせる良質で環境に配慮した居住環境づくり
	②　自然と調和した衛生的で快適な生活環境の保全
	③　快適で魅力あるまちづくりの推進
22　地域の暮らしを支える公共交通を守ります	①　広域バス路線や鉄道路線等の維持・確保
	②　地域の実情に応じた効率的な公共交通ネットワークの構築支援
	③　地域公共交通の利用促進
23　つながりや活力を感じられる地域コミュニティを守り育てます	①　持続可能な地域コミュニティづくり
	②　地域コミュニティを支える人材の育成
	③　地域コミュニティにおける防災体制の強化
24　岩手で暮らす魅力を高め、移住・定住を促進します	①　岩手ファンの拡大とＵ・Ｉターンの促進
	②　安心して移住し、活躍できる環境の整備
25　海外の多様な文化を理解し、共に生活できる地域づくりを進めます	①　外国人県民等が暮らしやすい環境づくり
	②　国際交流と地域づくり
26　文化芸術・スポーツを生かした地域をつくります	①　文化芸術を生かした人的・経済的な交流の推進
	②　スポーツを生かした人的・経済的な交流の推進

Ⅳ 居住環境・コミュニティ

21 快適で豊かな暮らしを支える生活環境をつくります

（基本方向）

快適で豊かな暮らしを支える生活環境づくりに向け、耐震性、省エネ性能などを備えた良質な住宅の普及や空き家の利活用等を促進するとともに、自然と調和した美しい水辺環境の保全、上下水道事業の基盤強化や汚水処理施設の整備等の取組を推進します。

また、持続可能なまちづくりに向け、市町村との連携により適正な土地利用を図りながら、道路や公園などの都市基盤やユニバーサルデザインによる公共施設等の整備を推進します。

さらに、地域の魅力を高め、活力ある地域社会の実現を図るため、地域住民、ＮＰＯ等と協働して良好な景観の形成を推進します。

現状と課題

- 2025年に施行された改正建築物省エネ法では、新築住宅について、省エネ基準への適合が義務化され、2030年には現行基準を上回るＺＥＨ（ゼッチ）基準[1]への適合が求められる予定です。本県では「岩手らしさ」を考慮した岩手型住宅の普及等により、住宅の省エネ化が着実に進んでいますが、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて国が掲げている目標には到達していません。
- 県営住宅は、岩手県公営住宅等長寿命化計画に基づき高齢化対応を着実に進めていますが、民間によるサービス付き高齢者向け住宅、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の普及は進んでおらず、高齢者等の居住を支える住宅の広がりが十分とはいえない状況です。
- 全国的に空き家が増加傾向にある中、本県の空き家率は全国平均を超えています。また、賃貸・売却等の利用予定がない空き家の割合が高まっており、管理が十分に行われず、倒壊の危険や衛生環境・景観の悪化など周辺に悪影響を及ぼす可能性がある空き家が増加しています。
- 県管理河川では、「いわての水を守り育てる条例」の理念に基づき、水環境の保全に関する活動を推進していますが、高齢化や人口減少等の影響により、本県の身近な水辺空間の環境保全等に取り組む団体数は減少傾向にあり、今後の環境保全への影響が懸念されます。
- 令和４年度に策定した「岩手県水道広域化推進プラン」に基づき、関係事業者による広域連携検討会を開催し、将来の人口減少や施設の老朽化、専門職員の確保などを見据えた、水道事業者間における広域連携を促進してきましたが、水道事業者ごとに経営状況や職員体制が異なるなど、中長期的に取り組むべき課題があります。
- 水道事業者において、耐震化計画等に基づき基幹となる管路の耐震化を進めており、耐震適合率は全国平均を上回っていますが、管路全体の計画的な更新に要する財源や技術職員の不足等が課題となっています。
- 汚水処理人口普及率は、地域の実情に応じた効率的な施設整備により着実に向上していますが、

[1] ＺＥＨ（ゼッチ）基準：ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの基準。外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅の基準。

全国平均を下回っています。また、これまで整備してきた施設の改築更新費用の増加や、人口減少に伴う使用料金収入の減少等が汚水処理事業の経営に影響を及ぼしてきています。

- 人口減少等を背景に、中心市街地の空洞化など都市の低密度化が進んでおり、医療や福祉、商業等の生活サービス施設の減少や、まちの賑わいの低下が懸念されます。
- 「ひとにやさしいまちづくり条例」に基づく特定公共的施設[2]のバリアフリー化は着実に進展していますが、多大な設備投資が必要となる設備の整備には時間を要しています。
- 良好な景観の形成のためには、県や市町村等の行政に加え、様々な主体による参画が必要ですが、景観への関心が十分ではなく、良好な景観の形成に向けて活動する団体や次世代の担い手の不足が懸念されます。
- 県立都市公園では、誰もが利用しやすい公園づくりへの社会的要請の高まりを踏まえ、すべての人が利用しやすい施設の整備や快適な利用環境の確保等が求められていますが、施設の老朽化等により、インクルーシブ遊具の整備などへの対応が十分な水準には至っていません。

[2] 特定公共的施設：医療施設、商業施設、官公庁施設、宿泊施設、社会福祉施設、教育文化施設、公共交通機関の施設その他の不特定かつ多数の者が利用する施設のうち、全ての人が安全かつ円滑に利用できるよう整備を促進することが特に必要なものとして県が定める施設。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 快適に暮らせる良質で環境に配慮した居住環境づくり

- 高い断熱性能等を有し、県産木材を活用した岩手型住宅の普及、省エネ改修や耐震改修の促進など、快適で安全な住宅の普及を推進します。
- 高齢者等が安心して快適に居住できるよう、県営住宅のバリアフリー化及び省エネ化をはじめとする性能向上を推進するとともに、民間によるサービス付き高齢者向け住宅、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の普及を促進します。
- 空き家対策を推進するため、空き家や空き店舗等を活用した地域振興などの地域課題に取り組む市町村への支援を行うとともに、市町村と連携して、若者や移住者などの空き家住宅の取得等に対する支援を推進します。

② 自然と調和した衛生的で快適な生活環境の保全

- 川づくりに対する地域全体の理解を深め、地域住民等の参画のもと、人と自然が調和する良好な水辺空間の保全と整備を推進します。
- 水道事業の持続的な運営のため、水道基盤強化計画の策定を通じ、水道事業者等や有識者の意見を踏まえながら、広域連携等の基盤強化に向けた取組を促進します。
- 災害時においても安全な水の供給を確保するため、水道事業者等が行う急所施設[3]の耐震化の取組を促進します。
- 今後の人口動態等を踏まえつつ、市町村との連携による、地域の実情に応じた持続可能な汚水処理施設の整備を推進します。
- 汚水処理施設の持続的な運営を図るため、流域下水道事業の経営改善に取り組むとともに、下水道事業等の効率的な経営への助言を行うなど、広域化・共同化計画に基づく市町村の取組を促進します。
- 豊かな水資源の保全及び永続的に利用する汚水処理の役割や必要性について、幅広い世代への魅力的な情報発信に取り組みます。

③ 快適で魅力あるまちづくりの推進

- 市町村と連携した立地適正化計画制度などにより適正な土地利用を図りながらコンパクトな都市形成を促進するとともに、渋滞緩和等の都市交通の円滑化や快適な都市空間の創出に資する都市計画道路の整備、市街地の無電柱化等を推進します。
- 「ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、多くの人が利用する特定公共的施設のバリアフリー化を促進します。
- 地域の景観点検やフォトコンテスト等を通じて、住民が主体となって地域の景観の魅力を発見し、その価値を高める活動を促進します。
- 子どもが地域の景観の魅力や個性を考える景観学習の実施を通じて、次世代の景観づくりの担い手の育成を推進します。
- 県立都市公園において、多様なイベントの開催や魅力ある公園整備、誰もが楽しめるインクルーシブな公園づくりを推進します。

[3] 急所施設：その施設が機能を失えばシステム全体が機能を失う最重要施設

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）		
	～R8	R9	R10

①　快適に暮らせる良質で環境に配慮した居住環境づくり

目標

・岩手型住宅賛同事業者による県産木材を使用した岩手型住宅建設戸数の割合（%）

現状値	R9	R10
24.3		

現状値は令和７年の値

・県営住宅の性能向上のための修繕・改善着工率（%）

現状値	R9	R10
74.2		

現状値は令和７年の値

・空家等対策計画策定市町村数（市町村）〔累計〕

現状値	R9	R10
27		

現状値は令和７年の値

- 県産木材を使用した岩手型住宅の普及
- 省エネルギー技術の普及、住宅の省エネ化に対する支援
- 県営住宅の性能向上のための修繕・改善
- 空き家対策の推進・市町村に対する支援

②　自然と調和した衛生的で快適な生活環境の保全

目標

・身近な水辺空間の環境保全等に継続的に取り組む団体数（団体）

現状値	R9	R10
60		

現状値は令和７年の値

・水道の急所施設である導水管・送水管の耐震化完了率（%）

現状値	R9	R10
(R6) 50.9	(R8)	(R9)

現状値は令和６年の値

・汚水処理人口普及率（下水道）（%）

現状値	R9	R10
64.7		

現状値は令和７年の値

・汚水処理人口普及率（浄化槽）（%）

現状値	R9	R10
14.3		

現状値は令和７年の値

- 多自然川づくりによる河川改修・維持管理の実施
- いわての川と海岸ボランティア活動等支援制度の周知・普及
- 水道基盤強化の方策検討・広域連携の促進
- 水道施設の耐震化の促進
- 市町村の下水道整備事業への支援
- 市町村の浄化槽整備事業への支援

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）		
	～R8	R9	R10
③　快適で魅力あるまちづくりの推進 目標 ・市街地における交通円滑化完了箇所数(箇所)〔累計〕 現状値 R9 R10 2 現状値は令和７年の値 ・バリアフリー化に対応した特定公共的施設数（施設）〔累計〕 現状値 R9 R10 112 現状値は令和７年の値 ・景観づくりに取り組む地区数（地区）〔累計〕 現状値 R9 R10 65 現状値は令和７年の値 ・景観学習実施学校数（校）〔累計〕 現状値 R9 R10 51 現状値は令和７年の値	都市計画道路の整備		
	市町村との連携による地域特性を生かしたまちづくりの推進		
	対象施設に対する指導・助言		
	景観づくりに取り組む団体等への支援		
	景観学習の実施・支援		

県以外の主体に期待される行動

（県民）
・住宅の耐震化などの主体的な取組　・住宅ストックの適切な管理や利活用
・建築主が省エネ性能の必要性を理解　・まちづくりへの主体的な参画
（企業・団体）
・耐震性・省エネ性能などを備えた良質な住宅の提供
・住宅ストックの流通やリフォームなど利活用の促進
・建築士から建築主に対する省エネ性能の説明義務
・豊かな水辺環境を維持・継承するための自発的な実践活動
・環境負荷軽減の取組
・ひとにやさしいまちづくりへの主体的な取組
（市町村）
・住宅の耐震化やリフォーム・リノベーションへの支援、空き家対策
・水道事業や下水道事業の健全経営・生活排水対策
・市街地の無秩序な拡散の抑制・都市計画道路の整備や道路環境の改善
・公園などの公共空間の提供・公共的施設の耐震化やユニバーサルデザイン化
・県景観計画に基づく取組、市町村景観計画の策定
（国）
・まちづくりのための技術的支援や適切な規制、制度の拡充

Ⅳ　居住環境・コミュニティ

22　地域の暮らしを支える公共交通を守ります

（基本方向）

地域における県民の暮らしを支える公共交通を守るため、持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に取り組みます。

また、地元利用の促進につながる利便性の向上や、魅力ある商品の造成などを通じた観光面での利用拡大などを促進します。

現状と課題

- 人口減少と少子化、コロナ禍を契機とした働き方や日常の移動ニーズの変化等の影響により、地域公共交通の利用者が減少していることに加え、燃料費をはじめとした物価高騰や運転士不足など、バス事業者や第三セクター鉄道[4]事業者は厳しい経営環境に置かれており、赤字路線を支える自治体等の負担も増しています。
- 高齢化や過疎化が進行する中、通学・通院・買い物など日常生活に必要な地域公共交通が十分に確保されていない、いわゆる「交通空白」が課題となっています。
- 地域の実情に応じた実効性の高い持続可能な地域公共交通の維持・確保を図るには、地域ごとに異なる移動需要への対応や、広域路線と地域内交通との調整が必要であり、市町村や交通事業者など、個々の主体だけでは対応が困難となっています。
- 第三セクター鉄道やＪＲ東日本のローカル鉄道は、地域住民のマイレール意識によって支えられているとともに、観光等の資源としても独自の魅力を有しており、これらの特性を踏まえ、地元利用の促進と観光利用の拡大に向けた取組を進める必要があります。
- 鉄道や路線バスについて、高齢者や障がい者、外国人観光客など誰もが利用しやすい環境を整備するための取組が必要です。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

①　広域バス路線や鉄道路線等の維持・確保

- 国、市町村、関係機関等と連携して、持続可能な地域公共交通の維持・確保に取り組みます。
- 地域公共交通のマスタープランとなる「岩手県地域公共交通計画」及び「三陸鉄道沿線地域等公共交通計画」が、令和 10 年度で最終年度となることから、次期計画（令和 11 年度～）の策定を進めます。
- 広域バス路線の維持・確保に向け、バス事業者に対する運行支援を行います。また、運行事業者による路線の維持が困難な場合においても、市町村に対する代替交通確保の支援を行います。
- 第三セクター鉄道が経営を維持し、路線を確保するため、安全運行の確保や施設等の老朽化への対策、経営改善及びサービス向上の取組に対する支援を行います。
- 地域公共交通事業者による運転士確保、採用活動及び職場環境の改善等の取組を支援するとと

[4] 第三セクター鉄道：国または地方公共団体（第一セクター）が民間企業（第二セクター）と共同出資により設立した法人が運営する鉄道。

もに、事業の継続が図られるよう、随時、運営支援を行います。

② 地域の実情に応じた効率的な公共交通ネットワークの構築支援

市町村における地域公共交通計画及び利便増進実施計画の策定、コミュニティバス[5]の運行等による地域内公共交通の再編に向け、有識者の派遣や事業者との仲介など伴走支援を強化するとともに、ＡＩ技術の活用等を通じて、移動需要に対応した持続可能な公共交通ネットワークの構築を促進します。

③ 地域公共交通の利用促進

- 第三セクター鉄道やＪＲ東日本のローカル鉄道について、県、沿線市町村等で構成される利用促進協議会などを通じて、マイレール意識を醸成するなど、モビリティ・マネジメント[6]を推進し、地元利用の促進を図ります。
- 第三セクター鉄道が行う、地域資源等を活用した企画列車の運行や企画きっぷの販売など、鉄道の観光利用の拡大に向けた取組に対する支援を行います。
- ユニバーサルデザインに対応したノンステップバスや、環境負荷の軽減に向けたＥＶバスの導入など、交通事業者における利便性向上等の取組に対する支援を行います。
- ＡＩなど最先端技術も取り入れながら、事業者が利用者のニーズに即して実施するダイヤ改正や商品造成などの取組に対する支援を行います。

[5] コミュニティバス：地方自治体や地域の住民団体などが主体となり、交通空白地域の解消、高齢者の外出促進、公共施設や市街地の活性化を図ることなどを目的として運行される乗合バス。
[6] モビリティ・マネジメント：直接、個人に対して移動方法に関する各種情報（環境への影響や健康との関連、公共交通の便利な使い方など）を提供して、主にクルマ利用から公共交通利用に誘導する交通施策。

<table>
<tr><th>県が取り組む具体的な推進方策</th><th>工程表（２年間を中心とした取組）
～R8 ／ R9 ／ R10</th></tr>
<tr><td>

①　広域バス路線や鉄道路線等の維持・確保

目標

・広域バス１路線当たりの平均乗車密度[7]（人）

現状値	R9	R10
4.0		

現状値は令和７年の値

・ＩＧＲいわて銀河鉄道の１日当たりの運行本数（本）

現状値	R9	R10
71		

現状値は令和７年の値

・三陸鉄道の１日当たりの運行本数（本）

現状値	R9	R10
56		

現状値は令和７年の値

</td><td>

広域バス路線の検証・評価・改善

次期岩手県地域公共交通計画の策定

広域バス路線への運行支援

運転士確保に対する支援

三セク鉄道の経営の維持に向けた支援

三陸鉄道の経営改善に向けた支援

次期三陸鉄道沿線地域等公共交通計画の策定

</td></tr>
<tr><td>

②　地域の実情に応じた効率的な公共交通ネットワークの構築支援

目標

・地域公共交通計画等策定市町村数（市町村）〔累計〕

現状値	R9	R10
27		

現状値は令和７年の値

</td><td>

市町村への伴走支援

</td></tr>
<tr><td>

③　地域公共交通の利用促進

目標

・乗合バス事業者のノンステップバスの導入率（%）

現状値	R9	R10
54.9		

現状値は令和７年の値

・ＩＧＲいわて銀河鉄道の年間利用者数（万人）

現状値	R9	R10
444		

現状値は令和７年の値

・三陸鉄道の年間利用者数（万人）

現状値	R9	R10
55		

現状値は令和７年の値

</td><td>

ノンステップバスの導入支援

官民の協議会等による利用促進・情報発信の強化

</td></tr>
</table>

[7] 平均乗車密度：バス１便当たりにおいて、始点から終点まで平均して常時バスに乗っている人数。

県以外の主体に期待される行動

（県民）
・バスや鉄道など公共交通の積極的な利用
（企業等）
・安全な輸送サービスの提供
・利便性やサービス向上に向けた取組の実施
・観光利用拡大に向けた取組の実施
・民間企業・団体によるバスや鉄道など公共交通の積極的な利用
（市町村）
・県と連携した第三セクター鉄道の経営安定化に向けた支援
・公共交通の利用促進
・公共交通のサービス向上に向けた取組に対する支援
・コミュニティバスなどの地域内公共交通を確保する取組

Ⅳ　居住環境・コミュニティ

23　つながりや活力を感じられる地域コミュニティを守り育てます

（基本方向）

つながりや活力を感じられる地域コミュニティを守り、育てるため、持続可能な地域コミュニティづくりを推進するとともに、地域コミュニティ活動を支える人材を育成します。

特に、地域に移り住んで地域協力活動を行う地域おこし協力隊の活動を促進するとともに、地域の産業や地域コミュニティ活動の担い手が地域に定着できるような取組を進めます。さらに、本県と多様な形で関わる人々との継続的なつながりを育み、地域づくり活動への参画を促進することにより、関係人口の量的拡大と質的向上を推進します。

また、地域の安全を地域が守ることができるよう、多様な主体が参加する訓練や研修などを通じて、地域コミュニティを中心として防災活動に取り組むことができる体制づくりを進めます。

現状と課題

- 県民意識調査から算出した、近隣や友人との付き合いの程度・頻度を表す「つきあい・交流指数」（令和５年：37.2、令和６年：37.6、令和７年：36.9）や、地縁的な活動やボランティア・ＮＰＯなどへの参加状況を表す「社会参加指数」（令和５年：23.6、令和６年：24.9、令和７年：23.6）は、新型コロナウイルス感染症の影響等により低下し、コロナ禍前の水準まで回復するに至っていません。
- 震災復興支援者が復興の取組を通じて現在も地域課題の解決に取り組むなど、東日本大震災津波を契機とした多様な主体と地域との交流が継続されています。
- 地方に移住し、地域協力活動を行う地域おこし協力隊員は、県内各地で増加しており、地域力の維持・強化が推進されています。一方で、任期終了または退任した隊員の定住率は全国平均を下回っており、隊員活動終了後の地域への定住・定着に課題がみられます。
- 人口減少や少子高齢化の進行、コロナ禍等を契機としたコミュニティ活動のあり方の変容により、参加機会の減少や参画意識の希薄化等がみられることから、地域コミュニティの機能低下や担い手不足による地域コミュニティ活動の休止が危惧されています。
- 県内各地において、地域の担い手確保に資する特定地域づくり事業協同組合[8]制度の活用に向けた検討の動きがみられています。
- 全国的に人口が減少し、地域の担い手不足が顕著になっている中、国では関係人口を可視化し、地域の担い手確保や活性化等につなげる仕組みとして「ふるさと住民登録制度」を創設することとしています。本県においても、全国を上回るペースで人口減少と少子高齢化が進行する中、とりわけ中山間地域や沿岸地域における地域の担い手不足への対応が重要な課題となっています。また、本県出身者をはじめ本県に多様な形で関わる人々は存在しているものの、その関わりが地域づくりの担い手の確保に十分結び付いていない状況にあり、地域外の人々とのつながりを維

[8] 特定地域づくり事業協同組合：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づき都道府県知事の認定を受けて地域人口の急減に対処して地域づくり人材を確保するため特定地域づくり事業を行う事業協同組合。

持・発展させながら、地域コミュニティを支える新たな担い手の確保につなげていくことが課題となっています。

・　地域における共助の担い手として、自治会等を核とした自主防災組織の組織化等を着実に進めてきたところですが、地域の高齢化の進展等により、解散・縮小する団体もあることから、あらゆる主体と連携し、持続可能な地域コミュニティにおける防災体制の維持・強化が課題となっています。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

①　持続可能な地域コミュニティづくり

・　地域住民が主体となり先駆的な活動に取り組む地域コミュニティ団体を「元気なコミュニティ特選団体」として認定し、活動の情報を発信するとともに、持続可能な地域コミュニティづくりに取り組む団体等に対し、外部の有識者をによる具体的な課題解決に向けた伴走支援を実施します。

・　市町村や岩手県中小企業団体中央会と連携して特定地域づくり事業協同組合の設立等の支援に取り組むなど、市町村、ＮＰＯ・地域づくり団体、企業、地域住民などとの連携を強化して、地域の担い手確保を図り、持続可能な地域コミュニティ活動を促進します。

・　県内外における先進事例の周知とともに、国の支援策を効果的に活用し、住民自らが地域課題の解決に取り組む地域運営組織等の形成を促進します。

・　見守り・交流の場や居場所づくり、住民の合意形成の支援などを通じ、人と人との「つながり」や活動への参画意識を実感できる地域コミュニティづくりを推進します。

・　復興の取組を通じて生まれた様々なつながりを生かし、多様な主体と地域住民との交流機会の拡大や生きがいづくりの促進によって、コミュニティの活性化を図ります。

②　地域コミュニティを支える人材の育成

・　市町村や地域コミュニティ団体を対象に地域づくりに関する先進事例を学ぶフォーラムやセミナーを開催し、地域コミュニティ団体間の連携や交流を促進するとともに、市町村、ＮＰＯ・地域づくり団体などと連携して、研修の開催等による地域コミュニティ活動を支える人材の育成に取り組みます。

・　地域づくりの担い手としても期待される地域おこし協力隊員等が円滑に活動できるよう、（一社）いわて地域おこし協力隊ネットワークなどの関係団体や市町村との連携のもと、隊員の受入拡大やスキルアップ、隊員間のネットワークづくりの支援などに取り組むとともに、キャリア形成支援の充実を図り、地域への定着を促進します。

・　ふるさと住民登録制度を基軸に、本県の関係人口施策のブランディングの推進や官民協働による推進体制の構築、市町村の取組支援を一体的に実施し、地域コミュニティを支える新たな担い手の確保・育成に向けて、本県との継続的なつながりを持つ関係人口の量的拡大・質的向上を重点的に推進します。

③　地域コミュニティにおける防災体制の強化

自主防災組織リーダー研修会、防災士養成研修、スキルアップ研修の開催等による防災人材の育成や、地区防災計画の策定支援など自主防災組織への活動支援により、自主防災組織の組織率の向上や活動の活性化を図るとともに、ＮＰＯや地域の事業者など新たな担い手と連携した、持続可能な地域コミュニティにおける防災体制の構築に取り組みます。

<table>
<tr><th>県が取り組む具体的な推進方策</th><th>工程表（２年間を中心とした取組）
～R8 ／ R9 ／ R10</th></tr>
<tr><td>

①　持続可能な地域コミュニティづくり

目標

・活動中の元気なコミュニティ特選団体数（団体）

現状値	R9	R10
246		

現状値は令和７年の値

・特定地域づくり事業協同組合数（組合）〔累計〕

現状値	R9	R10
3		

現状値は令和７年の値

</td><td>

地域活性化アドバイザーによる地域課題解決の支援

元気なコミュニティ特選団体の認定

団体の活動フォローアップ・活動の情報発信

コミュニティ助成制度による支援

地域運営組織等の形成に向けた市町村との情報交換、研究会

市町村・中小企業団体中央会と連携した
特定地域づくり事業協同組合の設立に向けた支援

</td></tr>
<tr><td>

②　地域コミュニティを支える人材の育成

目標

・地域運営組織数（団体）

現状値	R9	R10
217		

現状値は令和７年の値

・地域おこし協力隊員数（人）

現状値	R9	R10
348		

現状値は令和７年の値

</td><td>

地域づくりフォーラム・地域コミュニティ活性化
セミナー・地域づくり人材育成研修の開催

地域おこし協力隊のネットワークづくり支援

地域おこし協力隊員の活動の情報発信

定着支援、起業・就業セミナー

事例収集

普及・横展開

関係人口の量的拡大・質的向上

ブランディングの推進

官民協働の推進体制の構築

市町村の取組支援

</td></tr>
</table>

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）

③　地域コミュニティにおける防災体制の強化

目標

・地域防災サポーターによる講義等の受講者のうち、「防災意識の向上につながった」と回答した人の割合（%）

現状値	R9	R10
－		



県以外の主体に期待される行動

（県民）

・地域コミュニティ活動への参画

・地域の防災活動への参画

（企業等）

・地域社会の構成員として地域コミュニティ活動への参画

・地域コミュニティ活動への支援

・地域の防災活動への参画

（ＮＰＯ・地域づくり団体）

・住民意識の醸成

・地域課題の把握と課題解決に向けた取組

・自ら実施している地域コミュニティ活動の情報発信

・他地域の地域コミュニティ団体との連携・交流

・地域おこし協力隊の受入拡大、活動の充実及び起業・就業等による定着に向けた支援

・地域の防災活動への参画

（市町村）

・住民に対する意識啓発

・地域コミュニティの育成・活性化

・地域おこし協力隊の受入拡大、活動サポート及び定着に向けた支援

・地域住民と連携した地域課題の把握と課題解決に向けた取組

・区域内の関係団体、機関等との連絡調整

・自主防災組織の育成強化

Ⅳ　居住環境・コミュニティ

24　岩手で暮らす魅力を高め、移住・定住を促進します

（基本方向）

本県への新しい人の流れを生み出すため、市町村や関係団体と連携し、岩手で働き、暮らすイメージや魅力を、県外の若者・女性などへ効果的に発信していくとともに、移住相談窓口の連携強化により、岩手ファンの拡大とＵ・Ｉターンの促進を図ります。

また、本県に移住された方々が様々な経済活動や地域活動の担い手として活躍し、それぞれの多様な希望がかなえられるよう、地域全体で移住者を受け入れるサポート体制を整備するなど、安心して移住し、活躍できる環境の整備を図ります。

現状と課題

- 少子高齢化に伴う人口減少・地域の担い手不足の進行により、全国的に移住・定住の取組が強化されている中、新型コロナウイルス等の近年の社会情勢の変化により、ライフスタイルや希望する働き方など、移住希望者のニーズが多様化しています。
- 就学・就業の選択肢の豊富さや賃金水準の格差など、様々な要因により、東京圏と仙台圏を中心に、進学・就職を契機とした若者・女性の県外流出が続いています。
- 給与水準の高さや情報発信力の強さなど、東京圏のキャリア形成の場としての高いポテンシャルが注目を集めており、自然環境の豊かさや生活コストの相対的な低さ、県内企業の魅力や多様な働き方など、心身にゆとりを持ちながら働き、暮らすことができる場としての本県の強みが、県外の若者・女性に十分に認識されていない状況にあります。
- 地方に移住し、地域協力活動を行う地域おこし協力隊員が県内各地で増加している一方で、任期終了または退任した隊員の定住率は全国平均を下回っており、隊員活動終了後の地域への定住・定着に課題がみられます。
- 移住の検討に当たっては、仕事とともに住まいや暮らしのイメージの具体化も重要な要素であることから、移住前の現地訪問の促進や移住後の住まいへの支援に取り組む必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 岩手ファンの拡大とＵ・Ｉターンの促進

- 県外の若者・女性や移住希望者が岩手の魅力を知り、岩手で働き、暮らしたくなるよう、ホームページやＳＮＳ等の活用による訴求力の高い情報発信に取り組むとともに、市町村や企業等と連携して首都圏で移住フェアや相談会を開催するなど、移住やＵ・Ｉターン就職を希望する者との接点づくりを図ります。
- 首都圏に設置している移住相談窓口において、オンラインの活用等による移住と就職の一元的な相談機能の強化を図ります。
- 首都圏で活動している在京コミュニティと連携した交流イベント等の実施や、関係人口の優良事例の普及啓発により、岩手ファン・関係人口の拡大を図ります。
- 全国の「岩手Ｕ・Ｉターンクラブ」加盟大学などと連携した本県企業への就職相談やインターンシップ、市町村等におけるふるさとワーキングホリデーの推進等を図るとともに、農林水産業や医療・福祉等の各分野の人材確保の取組と連携したＵ・Ｉターン希望者への情報発信に取り組みます。
- 県内企業の特色や働きやすさ、キャリア形成など、岩手で働き、暮らすことの優位性を、国や市町村と連携した移住者に対する支援金制度などと併せて県外へ広くＰＲし、若者・女性や企業の即戦力となるミドル層のＵ・Ｉターンを促進します。
- 大学生をはじめ、県外の若者・女性によるＵ・Ｉターン就職マッチングサイトの利用の拡大や、移住相談窓口による伴走支援への接続の強化を図り、Ｕ・Ｉターン就職の増加につなげます。
- 移住やＵ・Ｉターン就職に関するデータの収集及び分析を強化し、移住施策をはじめ社会減対策の効果的な推進を図ります。
- 将来的な移住・定住の推進につなげるため、子どもの農山漁村体験や地域留学などの体験・交流プログラムの充実を図ります。

② 安心して移住し、活躍できる環境の整備

- 移住コーディネーターや県内外の移住相談窓口による相互連携を中心に、市町村や関係団体と連携した移住推進体制の強化を図るとともに、仕事・暮らし・住まい等の多様な側面から、地域で移住者を受け入れるため、移住コーディネーター等のスキル向上に向けた研修や交流等の場を設けるなど、サポート体制の整備に取り組みます。
- 仕事に関する情報発信の強化や、起業の促進などにより、若者や女性の県内への移住促進を図るとともに、（一社）いわて地域おこし協力隊ネットワークや、その他関係団体との連携によりキャリア形成支援の充実を図り、地域おこし協力隊員の地域への定着を促進します。
- 本県への移住・定住を促進するため、県営住宅のストックを活用し、移住希望者や若者などが安心して生活できる環境を提供するとともに、市町村と連携して、若者や移住者などの空き家住宅の取得等に対する支援に取り組みます。
- 専門人材の活用等により、特に小規模町村を中心として、移住・定住希望者の住宅確保に向けた施策の立案や実施を支援します。

<table>
<tr><th>県が取り組む具体的な推進方策</th><th colspan="3">工程表（２年間を中心とした取組）</th></tr>
<tr><th></th><th>～R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr>
<tr><td>① 岩手ファンの拡大とＵ・Ｉターンの促進
目標
・移住相談件数（件）
<table>
<tr><td>現状値</td><td>R9</td><td>R10</td></tr>
<tr><td>10,164</td><td></td><td></td></tr>
</table>
現状値は令和７年度の値

・Ｕ・Ｉターン就職者数（人）〔累計〕【再掲】
<table>
<tr><td>現状値</td><td>R9</td><td>R10</td></tr>
<tr><td>638</td><td></td><td></td></tr>
</table>
現状値は令和７年度単年の値、目標値は令和９年度からの累計</td><td colspan="3">ＨＰやＳＮＳ等による本県の魅力に関する積極的な情報発信
移住相談に関する一元的な相談対応の強化
県主催による移住相談会の開催、移住フェア等での情報発信
農林水産業や医療・福祉等の各分野への就業に関する情報発信
関係団体と連携したＵ・Ｉターンの促進
データの収集・分析の強化</td></tr>
<tr><td>② 安心して移住し、活躍できる環境の整備
目標
・移住コーディネーター、定住支援員等を配置している市町村数（市町村）
<table>
<tr><td>現状値</td><td>R9</td><td>R10</td></tr>
<tr><td>33</td><td></td><td></td></tr>
</table>
現状値は令和７年度の値</td><td colspan="3">移住コーディネーター等の配置、研修・交流の実施</td></tr>
</table>

県以外の主体に期待される行動

（県民等）
・移住者の受入れに対する理解
・移住者のサポート
・移住者との交流
（団体・企業等）
・就職、仕事に関する情報の発信
・移住者の経験や技術の活用
・働き方改革の推進などによる移住者の受入態勢の整備
・岩手県出身者をはじめとした移住者の雇用拡大
・県外学生のインターンシップの受入促進による新卒学生の雇用拡大
・地域おこし協力隊の受入拡大、活動の充実及び起業・就業等の定着に向けた支援
（市町村）
・移住者の受入窓口の設置など相談・支援体制の整備
・移住希望者への情報発信
・インターンシップの受入促進や移住体験施策の推進
・移住コーディネーターの積極的な活用による移住施策の推進
・他の市町村との連携・相互補完による、移住希望者に対する仕事・暮らし・住まい等の一体的支援
・移住者の支援やフォローアップ
・地域おこし協力隊の受入拡大、活動サポート及び定着に向けた支援
・空き家対策

Ⅳ 居住環境・コミュニティ

25 海外の多様な文化を理解し、共に生活できる地域づくりを進めます

（基本方向）

市町村や国際交流協会等と連携し、外国人県民等[9]と共に安心していきいきと生活できるよう、暮らしやすさの向上に取り組みます。

また、外国人県民等との交流を通じて相互理解を深めるため、多様性を理解・尊重する共通認識の醸成を図ります。

さらに、世界と岩手とのつながりを一層深めるため、多様な主体による海外との交流を促進します。

現状と課題

- 本県における在留外国人数は、東日本大震災津波やコロナ禍による入国制限等の影響を受け、一時的に減少しましたが、令和７年には 12,526 人と過去最高となりました。
- 在留資格別に見ると外国人労働者の44.4％（令和７年10月末時点、岩手労働局公表）を技能実習が占める中、育成就労制度[10]の施行に伴う大都市圏への人材流出が懸念されています。
- ＩＬＣの実現を見据えた取組の推進に加え、令和８年度に初の卒業生を輩出したハロウインターナショナルスクール安比ジャパンを核として、地域と世界を結ぶ新たな交流が生まれ、異文化に触れる機会の拡大により、国際理解の促進につながりました。
- 外国人県民等の増加や育成就労制度の施行による人材獲得競争の激化が見込まれる中、外国人にとっても暮らしやすく、居住先として選ばれるような環境づくりのため、外国人県民等の言葉の壁や生活上の不便の解消、互いの文化や習慣などの多様性の理解促進については、なお改善の余地があります。
- 地域の将来を担う若者が、海外に関心を向け、グローバルな視点で将来を考える機会が十分ではないほか、海外県人会においてはキーパーソンの高齢化等により活動の継続が難しくなっており、世界とのつながりを地域づくりに生かすための人的ネットワークの継承・活用が課題となっています。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 外国人県民等が暮らしやすい環境づくり

- 外国人県民等の支援拠点としての、国際交流センターの更なる機能強化に向け、外国人相談体制や情報提供体制等の充実を図ります。
- 地域における国際化や多文化共生を更に進めるため、市町村や国際交流協会等を対象とする研修や、地域づくり関係者を巻き込んだワークショップ等を実施します。

---

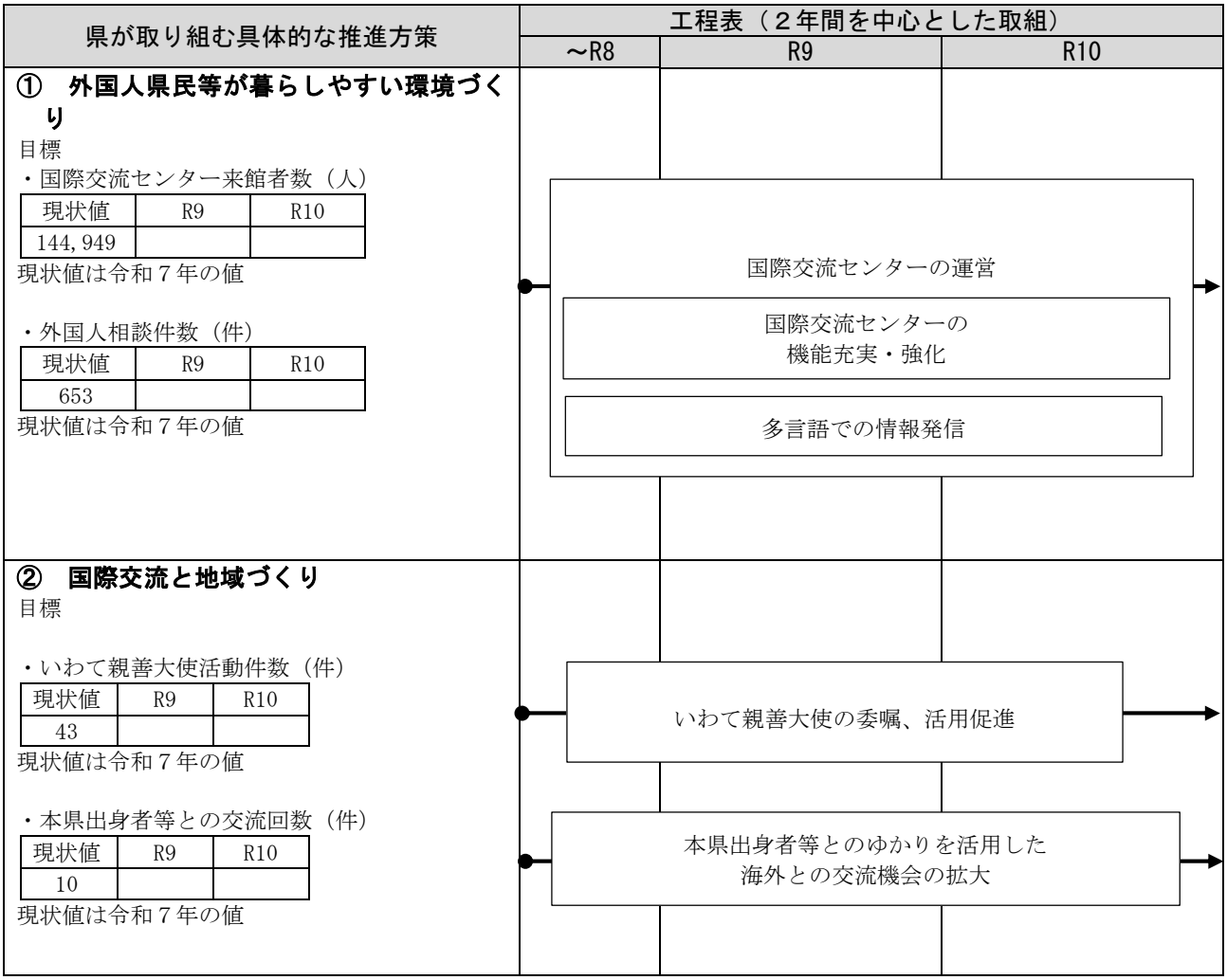
[9] 外国人県民等：外国籍を持つ県民や外国にルーツがある日本国籍を持つ県民。

[10] 育成就労制度：技能実習制度を発展的に解消し、国内の人手不足分野における人材の育成・確保を目的とした制度。（令和９年４月１日施行）

・　県民が互いの文化や習慣への理解を深めるため、国際交流員等による外国文化の紹介や、在住外国人との交流会を実施します。また、海外派遣研修生等による経験伝達の機会の拡大やホームページ・ＳＮＳを活用した情報発信を通じて、更なる相互理解の促進を図ります。
・　外国人県民等が地域で安心して暮らせるよう、日本語の習得支援の充実を図るほか、多言語による行政・生活情報の提供、やさしい日本語の普及及びＩＣＴ・翻訳アプリの活用を促進し、本県における日本語教育及び多言語対応の取組を推進します。

②　国際交流と地域づくり

・　世界各国・地域の海外県人会が活性化し、本県とのつながりが一層深まるよう、その活動の充実を図ります。
・　岩手と海外の次代を担う若者が、お互いの多様な文化への理解を深めるため、多様な交流機会を提供します。
・　情報発信を強化するため､海外で活躍する本県ゆかりの方々をいわて親善大使[11]として委嘱し、海外における岩手の情報発信を通じて海外とのネットワークの強化を図るとともに、海外で活躍する本県出身者等とのつながりを活用して、海外との交流の機会を拡大します。
・　ハロウインターナショナルスクール安比ジャパンとの地域振興に関する連携協定に基づく交流の促進や卒業生との持続的な関係構築を図り、地域の国際化や多文化共生等を推進します。



[11] いわて親善大使：岩手県のＰＲなど岩手と世界の交流の懸け橋として友好交流を推進することを目的として、県が、本県が受け入れた留学生等や本県出身のＪＩＣＡ海外協力隊など本県ゆかりの方を大使に委嘱するもの。

県以外の主体に期待される行動

（県民）
・交流機会や啓発機会への参加
・外国人県民等への協力
（外国人県民等）
・地域行事や日本語学習機会への参加
（企業等）
・外国人従業員等への生活支援、日本語学習への配慮
・地域活動、交流機会等への参加奨励
・外国人県民等の雇用機会の創出
（教育機関）
・外国人児童・生徒及び保護者への情報提供
・国際・多文化共生の視点を取り入れた学習等の実施
（市町村、市町村国際交流協会、国際理解関係団体）
・外国人等への生活支援、相談窓口の設置、相談対応
・多言語による生活情報等の提供
・国際理解事業の実施、交流機会の拡大、行事への参加奨励
・日本語教室の開催
・ボランティア情報の収集・登録
・草の根交流、姉妹都市交流の推進
・地域における外国人県民等のネットワークづくり支援
（県国際交流協会）
・外国人等の相談の実施、生活支援
・多言語による情報提供・普及啓発・活用支援
・多文化共生理解の普及・啓発
・交流機会の提供と住民の参加奨励
・日本語教室の開設等の支援
・外国人児童・生徒への日本語指導の支援
・ボランティアの育成や体制整備の支援
・海外との交流に意欲的な県民のネットワークづくり
・留学生への支援

Ⅳ　居住環境・コミュニティ

26　文化芸術・スポーツを生かした地域をつくります

（基本方向）

文化芸術を通じた地域活性化を図るため、復興支援のつながりを生かした文化芸術の取組や文化芸術活動の体験機会の提供などにより、人的・経済的な交流を推進します。

また、岩手県の多彩な魅力の発信とブランド力の向上を図るため、岩手ならではの文化資源について、観光分野をはじめ、まちづくりや国際交流など様々な分野との有機的な連携による活用を推進します。

スポーツを生かした地域活性化を図るため、本県等で開催された大規模スポーツ大会のレガシーを継承し、スポーツ大会や合宿の誘致、県内のトップ・プロスポーツチームと県民との一体感の醸成、本県の豊かな自然を生かしたスポーツアクティビティの普及等に取り組み、人的・経済的な交流を推進します。

現状と課題

- 文化芸術を通じた地域活性化を図るため、東日本大震災津波の復興支援を通じて深まった著名な芸術家との交流・つながりを生かした取組や、県立文化施設における企画展等を実施していますが、少子高齢化や人口減少により観客や参加者が減り、地域で公演や発表会を開くことが難しくなるなど、県民の身近な場所での文化芸術の鑑賞や、発表の機会の減少が懸念されます。
- 岩手をテーマにしたマンガの制作や、コンテストの開催など、メディア芸術が持つ発信力や訴求力を生かして本県の魅力を伝えてきましたが、その成果を本県への誘客や地域活性化に結び付けることが課題となっています。
- スポーツを生かした地域活性化を図るため、大規模大会のレガシーを生かしたスポーツ大会・合宿等の誘致促進や、本県の豊かな自然を生かしたスポーツアクティビティを活用した交流人口の拡大に取り組んでいますが、人的・経済的交流の更なる拡大に向けては、県民のスポーツへの関心や参画の広がりや、スポーツによる交流の地域経済への波及が課題となっています。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

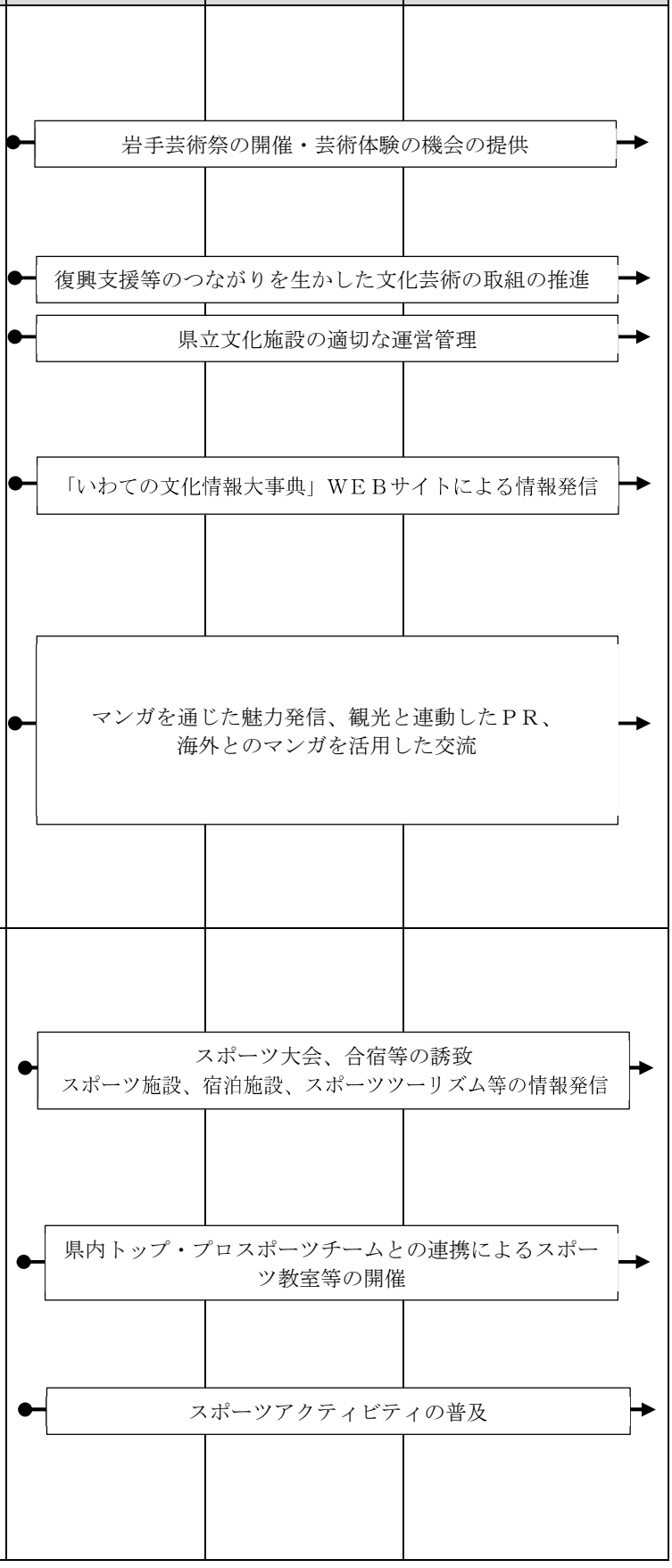
① 文化芸術を生かした人的・経済的な交流の推進

- 年齢、性別、障がいの有無、居住する地域に関わらず、県民が身近な場所で文化芸術活動を発表・鑑賞できる機会の充実を図ります。
- 文化芸術を生かした交流人口の拡大を図るため、復興支援の取組を通じて深まった著名な芸術家との交流やつながりを生かした取組を県北・沿岸地域など、全県で展開します。
- 文化芸術を生かした人的・経済的な交流を推進するため、本県の文化芸術の祭典である「岩手芸術祭」への参加者や鑑賞者の拡大に向けた取組を行うとともに、芸術体験の機会の提供や地域の文化催事との連携を推進し、県民が身近に交流できる機会を提供します。
- 県立文化施設における利便性の向上や安全の確保を図るため、計画的に文化芸術活動の拠点としての施設の整備や機能の拡充を進めます。
- 「いわての文化情報大事典」ＷＥＢサイトやＳＮＳなど多様な媒体を活用して、本県の文化芸術の発信力を強化し、文化芸術に関する情報やイベント情報を広く周知します。
- 文化芸術の力を生かした地域活性化に向け、有識者や芸術団体等の関係者による連携体制の構築を推進します。
- 岩手ならではの文化資源を活用した人的・経済的交流の拡大を図るため、多彩な魅力の発信に取り組むとともに、観光分野をはじめ、まちづくりや国際交流など様々な分野と有機的な連携を進めます。

② スポーツを生かした人的・経済的な交流の推進

- 「ラグビーワールドカップ 2019™」や「いわて八幡平雪ゆめ国スポ」等のレガシーを継承し、いわてスポーツコミッションを中心に様々なスポーツ大会・合宿等の誘致やスポーツアクティビティの普及に戦略的に取り組みます。
- スポーツによる交流を促進するため、県内トップ・プロスポーツチームと連携し、スポーツ教室の実施など、県民のスポーツに対する関心を高め、スポーツに参画する人口の拡大に取り組みます。
- スポーツによる交流人口の拡大、特色あるスポーツ拠点づくり、スポーツビジネス等の展開に向け、市町村等と連携しながら関係者間の情報共有や連携促進に取り組みます。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）



① 文化芸術を生かした人的・経済的な交流の推進

目標

・県主催文化芸術催事鑑賞者数（人）【再掲】

現状値	R9	R10
26,410		

現状値は令和７年の値

・県立文化施設（県民会館、県立博物館、県立美術館）利用者数（人）【再掲】

現状値	R9	R10
426,294		

現状値は令和７年の値

・「いわての文化情報大事典」ＷＥＢサイトページビュー数（千件）【再掲】

現状値	R9	R10
1,120		

現状値は令和７年の値

・観光客数（歴史・文化に関係する観光地点での入込客数）（千人）【再掲】

現状値	R9	R10
3,183		

現状値は令和７年の値

・コミックいわてＷＥＢサイトページビュー数（件）

現状値	R9	R10
1,165,977		

現状値は令和７年の値

② スポーツを生かした人的・経済的な交流の推進

目標

・スポーツ大会・合宿・イベントの参加者数（人）［累計］

現状値	R9	R10
868,836		

現状値は令和元年から令和７年までの累計、目標値は令和元年からの累計

・県内トップ・プロスポーツチームによるスポーツ教室等の参加者数（人）［累計］

現状値	R9	R10
26,898		

現状値は令和元年から令和７年までの累計、目標値は令和元年からの累計

県以外の主体に期待される行動

（県民）
・文化芸術・スポーツイベントへの参加
（企業・産業支援機関・県内トップ・プロスポーツチーム等）
・文化イベント開催への支援
・試合の観戦招待、スポーツ教室等の開催
（文化芸術活動団体）
・文化芸術イベントの開催、支援、情報発信
（スポーツ関係団体）
・スポーツ大会等の開催
（教育機関等）
・文化芸術・スポーツイベントの開催、支援、情報発信
（市町村）
・文化芸術イベント開催への支援、情報提供
・文化芸術を生かした地域づくりの取組
・スポーツ大会等の誘致・開催・場の提供
・スポーツツーリズムの推進
・スポーツ環境の提供

Ⅴ 安全

災害をはじめとした様々なリスクへの備えがあり、事故や犯罪が少なく、安全で、安心を実感することができる岩手

【これまでの成果と課題】

- 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震等に備えた津波避難対策や災害ケースマネジメント、防災ＤＸの推進、避難所環境の改善、自助・共助・公助一体となった防災体制の構築等に取り組み、「岩手県避難者把握システム」の構築や、避難所環境の向上につながる備蓄品の整備、自動車避難のあり方などのルールづくりが進みました。一方で、自然災害が激甚化・頻発化する中、普段から災害に備えている人の割合が５割に満たない状況（令和８年県民生活基本調査）になっており、災害を自分事と捉え、平時から備える意識が十分に定着していないことが課題となっています。避難行動要支援者の個別避難計画の作成については、一定の進捗は見られるものの、計画作成率の一層の向上が課題となっています。
- 令和７年大船渡市林野火災及び令和８年大槌町林野火災が発生しており、林野火災につながる火の取扱いに対する注意や、林野火災予防に関する県民意識の定着が課題となっています。
- 自主防災組織の組織率が目標水準に達していないほか、人口減少や高齢化の進行に伴い、消防団や自主防災組織の担い手が不足しており、持続可能な地域防災体制の維持・強化が課題となっています。また、東日本大震災津波の発災から 15 年が経過し、震災対応を経験した職員が減少しており、災害対応に関する知識や経験を備えた人材の育成が課題となっています。
- 県民の防犯意識の向上に向けた取組により、県内の犯罪率（人口 10 万人当たりの刑法犯認知件数）の低さは全国上位を維持していますが、刑法犯認知件数は増加傾向にあり、高齢者に限らず幅広い年代の特殊詐欺被害が増加しているほか、住宅対象侵入窃盗や乗物盗における無施錠被害率は依然として高い状況にあります。また、コーディネーターを配置したいわて被害者支援センターを核に犯罪被害者等への支援に取り組んでいますが、支援体制の更なる充実や、犯罪被害者等に対する県民理解の促進が課題となっています。
- 交通事故防止に向けた取組により、県内の交通事故発生件数及び負傷者数は減少し、死者数も減少傾向でしたが、令和７年にいずれも増加し、歩行者や高齢者の交通事故防止が課題となっています。また、令和８年４月１日からは自転車の交通反則通告制度が開始された中、自転車利用者の交通ルール遵守やヘルメット着用等の安全運転意識の定着が課題となっています。
- 食の安全・安心の確保については、リスクコミュニケーションなどの食の安全に関する普及啓発や食育の推進等の取組により、県民や事業者の理解が進んでいますが、食品営業施設における集団食中毒のほか、野草等の自然毒による食中毒も発生するなど、衛生管理の徹底や食の安全に関する理解の一層の向上が課題となっています。
- 感染症分野においては、感染症専門人材の育成や医療提供体制の確保、ワクチン接種体制の強化に加え、高病原性鳥インフルエンザ等の発生を踏まえた家畜防疫体制の強化が進められています。一方で、新たな感染症の発生や感染拡大に備えた平時からの体制整備、専門人材の育成が求められるほか、野鳥や野生イノシシを介したウイルス侵入リスクも高まっており、高病原性鳥イ

ンフルエンザや豚熱の発生への備えや発生時の的確な対処が求められています。

・　ツキノワグマの市街地等への出没が相次いでおり、県民の安全・安心の確保に向けた取組の一層の強化が求められています。令和７年度は 9,739 件の出没と 39 件の人身被害が発生していることから、人身被害の未然防止及び県民の安全・安心の確保が課題となっています。

【今後の方向性】

・　激甚化・頻発化する自然災害などの災害リスクに対応するため、東日本大震災津波や林野火災、台風災害等からの教訓・知見を生かし、「災害ケースマネジメント」の推進や市町村における「事前復興まちづくり」の取組支援、デジタル技術を活用した防災ＤＸを推進します。

・　大規模な林野火災の要因となる不用意な火の取扱いが抑制されるよう、林野火災警報・注意報の周知により県民の林野火災予防意識を醸成します。

・　県民の防災意識の向上、自主防災組織の活性化や個別避難計画の作成促進、消防団員の確保強化など持続可能な地域防災体制の構築、県と沿岸 12 市町村が一体となった地震・津波対策の推進、総合防災訓練や研修等の実施による県・市町村の防災体制・防災人材の充実・育成など、国・市町村・防災機関等あらゆる主体と連携しながら、自助・共助・公助に基づく総合的な防災・減災対策を推進します。

・　高齢者に限らず幅広い年代をターゲットとした特殊詐欺被害防止対策の更なる推進、鍵かけ意識の啓発活動や地域安全マップの作成支援等により、地域ぐるみでの防犯意識の高揚に取り組みます。また、犯罪被害者等が早期に平穏な生活を取り戻せるよう、切れ目のない支援体制や支援内容の充実を図るほか、県民理解の促進などにより犯罪被害者等を支える社会づくりに取り組みます。

・　関係機関・団体と連携した啓発や交通安全運動等の交通事故防止に向けた官民一体となった取組（県民運動）を展開し、歩行者や高齢者、子どもなどの事故防止を重点とした交通事故抑止に取り組むとともに、自転車についても、交通ルールの遵守やヘルメット着用の促進を図り、重大事故の防止に取り組みます。加えて、先端技術等を活用し、交通事故分析や交通安全教育を行うなど、効果的な交通事故抑止活動に取り組みます。

・　食の安全・安心の確保に向け、関係機関と連携した事業者への衛生管理の実践と定着に向けた指導及び県民への食の安全に関する情報発信等に取り組みます。

・　新たな感染症の発生に備え、市町村や災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）、いわて感染制御支援チーム（ＩＣＡＴ）等の関係機関と連携した訓練の実施、医療機関のネットワーク化による診療・検査体制等の整備、迅速かつ円滑なワクチン接種体制の構築、感染症に関する正しい知識等の情報発信や普及啓発等に取り組みます。

・　家畜衛生対策として、飼養衛生管理の実施状況の確認・指導、病原体の侵入防止対策、農場での鳥インフルエンザのモニタリング検査、豚熱ワクチンの接種等に取り組みます。また、防疫作業支援班員及び支援班長を対象とした防疫作業研修や、協定締結団体・企業等と連携した訓練等を実施し、迅速かつ適切な防疫活動のための体制強化に取り組みます。

・　市街地等へのツキノワグマの出没に備え、地域住民や捕獲従事者の安全に配慮した捕獲体制の充実に取り組みます。また、県民への注意喚起や人身被害防止に関する普及啓発、生活圏への侵入防止対策に取り組みます。

【特に強化すべき事項】

第２期政策推進プランの成果と課題、社会経済情勢の変化、市町村や各種団体等からの意見などを踏まえ、今後２年間で強化すべき事項は以下のとおり。

- **地域防災力及び行政の災害対応機能の強化**

  県民一人ひとりの防災意識の醸成や、地域のあらゆる主体が連携した災害への備え、災害時の避難支援に資する地域防災力を強化するとともに、防災ＤＸの充実や自治体職員の人材育成を図り、行政の災害対応機能を確保・強化します。

- **交通事故や犯罪の未然防止対策及び被害者支援の強化**

  高齢者を含む、あらゆる世代の交通事故や犯罪の被害リスクに応じた対策を強化するとともに、犯罪被害者等が早期に平穏な生活を取り戻せるよう、切れ目のない支援体制の構築を進めます。

【いわて幸福関連指標】

指　　標	単位	現状値	年度目標値	計画目標値
		R7	R9	R10
①　自主防災組織の組織率	%	88.7		
②　刑法犯認知件数	件	3,351		
③　交通事故発生件数〔千人当たり〕	件	1.39		
④　ツキノワグマの麻酔捕獲体制整備圏域数	圏域	1		
⑤　食中毒の発生人数〔10万人当たり〕	人	10.7		
⑥　新興感染症に対応可能な公立・公的医療機関等の数[注]	機関	63		

［注］　入院受入れ医療機関と外来診療医療機関の計

【政策項目一覧】

政策項目	具体的推進方策
27　自助、共助、公助による防災体制をつくります	①　自然災害に備えた総合的な災害対応力の向上
	②　日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に備えた地震・津波対策の推進
	③　県民への正しい防災知識の普及と防災意識の向上（自助）
	④　地域コミュニティにおける防災体制の強化（共助）
	⑤　実効的な防災・減災体制の整備（公助）
28　事故や犯罪が少なく、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます	①　地域ぐるみでの防犯意識の高揚に向けた取組の推進
	②　犯罪被害者等を支える社会づくりの推進
	③　少年の非行防止と保護対策の推進
	④　ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実
	⑤　交通事故抑止対策の推進
	⑥　消費者施策の推進
	⑦　治安基盤の強化
	⑧　ツキノワグマによる人身被害対策の推進
29　食の安全・安心を確保し、地域に根ざした食育を進めます	①　食の信頼向上の推進
	②　地域に根ざした食育と食を楽しむ環境づくりの推進
30　感染症による脅威から一人ひとりの暮らしを守ります	①　感染症の発生やまん延を防止する対策の推進
	②　家畜衛生対策の推進と危機事案発生時の体制強化

Ⅴ 安全

27 自助、共助、公助による防災体制をつくります

（基本方向）

東日本大震災津波や近年の各種災害における経験・教訓を踏まえ、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震など今後起こり得る大規模自然災害に備えた総合的な取組を推進します。

また、自助・共助・公助に基づく防災体制づくりに向けて、県民一人ひとりの防災意識の向上や、地域コミュニティにおける防災体制の強化、国・県・市町村・防災機関が連携した防災・減災体制などの取組を推進し、地域防災力及び行政の災害対応機能を強化します。

現状と課題

- 災害ケースマネジメントガイドラインの策定やアウトリーチ人材育成研修の実施など、災害ケースマネジメントの推進体制の構築に取り組んでいますが、市町村における災害ケースマネジメントの実施体制の整備やアウトリーチ人材の確保・育成に課題が見られます。
- デジタル技術の活用による災害対応力の強化を図るため、令和５年度に設置した「復興防災ＤＸ研究会」において市町村の課題を踏まえた検討を経て、避難者の情報を迅速かつ正確に把握し、適切な支援につなげる「岩手県避難者把握システム」を令和８年度に構築しました。15市町村を対象として試行導入を行っていますが、システムへの事前登録者が少ないことなどが課題となっています。
- 県と沿岸12市町村で構成する「巨大地震・津波対策連絡会議」において、犠牲者ゼロを目指し、沿岸市町村における地震・津波避難対策を進めています。一方で、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に備えた全国からの受援体制等の構築が必要であるとともに、避難時の暑さ・寒さ対策、自動車避難の運用のあり方などに課題が見られます。また、避難者のプライバシーに配慮した生活空間や食事の質、入浴機会の確保など、スフィア基準[1]に沿った良好な避難所環境の一層の確保が課題となっています。
- 震災伝承や防災教育、復興教育を一体的に推進し、防災意識の普及啓発に取り組んでいるものの、普段から災害に備えている人の割合が５割に満たない状況になっているほか、復興意識調査において、東日本大震災津波の風化を感じると回答した割合が５割を超えており、震災の経験や教訓の伝承と、災害を自分事として捉え、平時から災害に備える県民意識の醸成が十分に進んでいないことが課題となっています。
- 令和７年大船渡市林野火災及び令和８年大槌町林野火災の発生に加え、林野火災の多くが人為的な要因によるものであることから、火の取扱いに対する注意喚起や、林野火災予防に対する県民意識の一層の向上が課題となっています。
- 自主防災組織リーダー研修会の開催や地域防災サポーターによる活動支援、消防団員の確保に

[1]紛争や災害による被害者・被災者が尊厳のある生活を送ることを目的として、人道支援活動における最低限の基準を定めた国際的な指針。国際赤十字等による「スフィアプロジェクト」において策定され、正式名称は「人道憲章と人道対応に関する最低基準」。

向けた取組等に加え、「共助による防災のあり方に関する検討会」を設置し、持続可能な防災体制の構築に向けた検討を進めているものの、自主防災組織の組織率が目標水準に達していないほか、人口減少や高齢化の進行に伴い、消防団や自主防災組織の担い手が不足している状況にあり、あらゆる主体が連携した地域コミュニティにおける防災体制の維持・強化が課題となっています。また、避難行動要支援者の個別避難計画の作成については、一定の進捗は見られるものの、計画作成率の一層の向上に向けては、計画策定に必要となる、避難時に手助けを行う支援者の確保等が課題となっています。

・　総合防災訓練や防災対応研修の実施、関係機関との連携体制の強化に加え、協定に基づく県の枠を越えた広域的な防災体制の構築、孤立する可能性のある集落の状況把握の実施、ＡＩを活用した災害情報の収集や地域衛星通信ネットワークの次世代システムへの更新など、防災体制の強化が進められています。一方で、激甚化・頻発化する自然災害や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震への備えが求められる中、他県及び市町村と連携した更なる防災体制の強化とともに、東日本大震災津波の発災から16年が経過し、震災対応を経験した職員が減少していることから、訓練や研修の更なる充実・強化を通じた県・市町村職員の災害対応力の向上が課題となっています。

・　消防職団員が、消防に関する知識及び技能の習得・向上できる、より高度な教育訓練施設を備えた消防学校の整備が課題となっています。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

①　自然災害に備えた総合的な災害対応力の向上

・　災害時における被災者支援の取組を一層推進し、定着化を図るため、災害ケースマネジメント推進ネットワーク会議を開催し、市町村の体制整備や関係機関との平時からの連携強化を図るとともに、引き続き、人材育成研修を実施し、災害ケースマネジメントの実施に必要なアウトリーチ人材を確保・育成します。

・　「岩手県避難者把握システム」の全市町村への導入を働きかけるとともに、市町村と連携したシステムの周知や事前登録の促進に取り組みます。

・　福祉避難所を含む避難所について、スフィア基準に沿った避難所環境の改善を促進するため、市町村研修会等において、「市町村避難所運営マニュアル作成モデル」の一層の理解促進や県内外の取組事例の共有を図り、避難所の物資や設備の整備の促進など良好な避難所環境の確保を支援します。また、市町村の取組を補完するため、県として、食料や水、携帯トイレ、おむつ、段ボールベッドなど避難生活に最低限必要な物資の備蓄・充実に取り組みます。

・　市町村担当者向け研修会の開催などにより、市町村における「事前復興まちづくり」の取組を支援します。

②　日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に備えた地震・津波対策の推進

・　市町村における地震・津波防災体制の充実・強化を図るため、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく各種計画の作成や津波避難計画などの見直しを支援します。

・　日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震など今後起こり得る地震・津波に備え、迅速な避難行動や、避難時における暑さ・寒さに備えた冷却材や防寒着、カイロ等の携行など、いざという時に自らの身を自ら守れるよう、東日本大震災津波や近年の地震・津波の教訓を踏まえた防災教育や避難訓練、広報により、県民の避難意識・防災意識の向上に取り組みます。

・　県と沿岸 12 市町村で構成する「巨大地震・津波対策連絡会議」等において、暑さ・寒さ対策、自動車避難ルールの見直し・周知、県民の避難意識や防災意識の向上など、津波による犠牲者ゼロを目指した防災・減災対策が、より実効性の高いものとなるよう、県と沿岸市町村が一体となった取組を推進します。
・　日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に備え、全国からの応援派遣職員を円滑に受け入れられるよう、岩手県災害時受援応援計画の見直しや、県内市町村との定期的な意見交換、研修、訓練の実施など、沿岸市町村と連携した受援体制の構築を推進します。
・　日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に備え、沿岸市町村の避難所の物資や設備の整備の促進など良好な避難所環境の確保を支援するとともに、沿岸市町村の取組を補完するため、県として、食料や水、携帯トイレ、おむつ、段ボールベッドなど避難生活に最低限必要な物資の備蓄・充実に取り組みます。
・　自主防災組織等が主体となった避難訓練や、避難行動要支援者の個別避難計画、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成等の促進、避難場所、避難経路等の整備の促進など、あらゆる主体と連携しながら、自助・共助・公助の取組を組み合わせて、総合的な地震・津波防災対策を推進します。

③　県民への正しい防災知識の普及と防災意識の向上（自助）

・　各種広報媒体を活用し、気象庁の「キキクル」などによる防災情報の入手方法や災害リスクの把握方法等の周知を図るとともに、地域防災サポーター制度を活用した県民向けの出前講座、県立総合防災センターや防災指導車「防災そばっち号」の利用促進等により、避難意識の向上や家庭での備蓄の促進など、防災に対する県民意識の醸成に取り組みます。
・　教員を対象とした研修会の実施や、学校・地域・家庭が一体となった避難経路の確認や避難所運営訓練等の実施など、地域全体での防災教育に継続して取り組みます。
・　東日本大震災津波の語り部等による伝承活動を通じて震災の教訓を伝え、県民一人ひとりが災害リスクを自らの課題として認識できる意識の醸成を図るとともに、迅速な避難行動につながる実践的な防災教育を推進し、地域の防災力向上に取り組みます。
・　林野火災の発生防止に向け、林野火災警報・注意報の発令時における禁止行為等を周知し、不用意な火の取扱いの抑制を図るとともに、岩手県山火事防止対策推進協議会と連携し、県民一人ひとりが山火事を起こさないという意識の向上と実践、民間企業等と連携した取組強化等による「山火事防止県民運動」を展開します。

④　地域コミュニティにおける防災体制の強化（共助）

・　自主防災組織リーダー研修会、防災士養成研修、スキルアップ研修の開催等による防災人材の育成や、地区防災計画の策定支援など自主防災組織への活動支援により、自主防災組織の組織率の向上・活性化を図るとともに、ＮＰＯや地域の事業者など新たな担い手と連携した、持続可能な地域コミュニティにおける防災体制の構築に取り組みます。
・　消防団員の加入促進などに係る全国の先進的な取組事例等を学ぶ市町村職員研修会の実施や、機能別消防団員制度の未導入市町村への働きかけの強化などにより、市町村による消防団員確保を支援するとともに、女性や若者を対象とした消防団入団促進広報に継続して取り組みます。
・　女性消防職員・団員の採用・入団の促進や、女性が活動しやすい環境づくりに向けて、消防本部等と意見交換を行うなど、消防・防災活動における男女共同参画を推進します。
・　災害発生時に高齢者や障がい者などの避難行動要支援者への避難支援が迅速かつ的確に行われ

るよう、市町村における個別避難計画や、社会福祉施設、医療施設、学校などの要配慮者利用施設における避難確保計画の作成を促進します。

・　火山噴火に備え、周辺の宿泊施設をはじめとする集客施設等の避難確保計画の作成を促進します。

⑤　実効的な防災・減災体制の整備（公助）

・　災害対応力を強化するための研修の実施・充実に加え、防災関係機関やＮＰＯなどあらゆる主体との連携を強化・充実することにより、県・市町村における防災担当職員等の資質向上や体制強化に取り組みます。

・　広域防災拠点に指定する公共施設等管理者による連絡会議や「岩手県広域防災拠点運用マニュアル」に基づく実働訓練の実施等により、広域災害時の災害対応力の強化を推進します。

・　総合防災訓練の実施や市町村職員向け研修、県・市町村の地域防災計画の見直し等により、県や市町村の防災体制の充実・強化を推進します。

・　「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」や「大規模災害時等の北海道・東北８道県相互応援に関する協定」に基づき、県の枠を越えた広域的な防災体制の充実・強化を推進します。

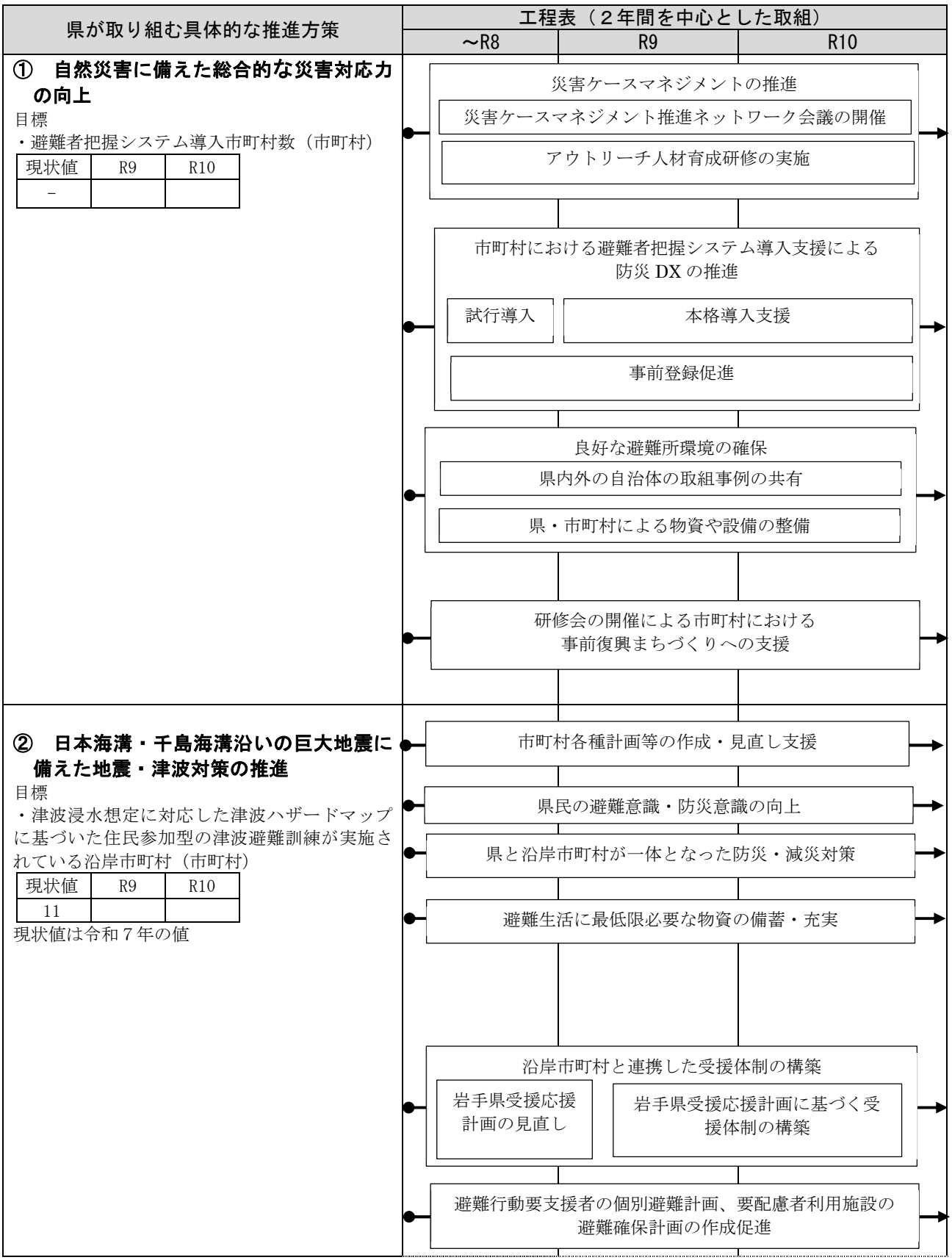
・　「災害時孤立化地域カルテ」を市町村と共有し、孤立の可能性のある集落での防災資機材の整備や備蓄を推進するなど、災害により孤立する可能性のある集落での災害発生に備えた対策を推進します。

・　新しい災害情報システムを活用し、国の新総合防災情報システム（SOBO-WEB）など国の災害関連システムとの連携により、災害情報の一元化・可視化を図り、国や他の都道府県、防災関係機関との情報共有の一層の充実を図るなど、国等と連携した災害対応力の強化を推進します。

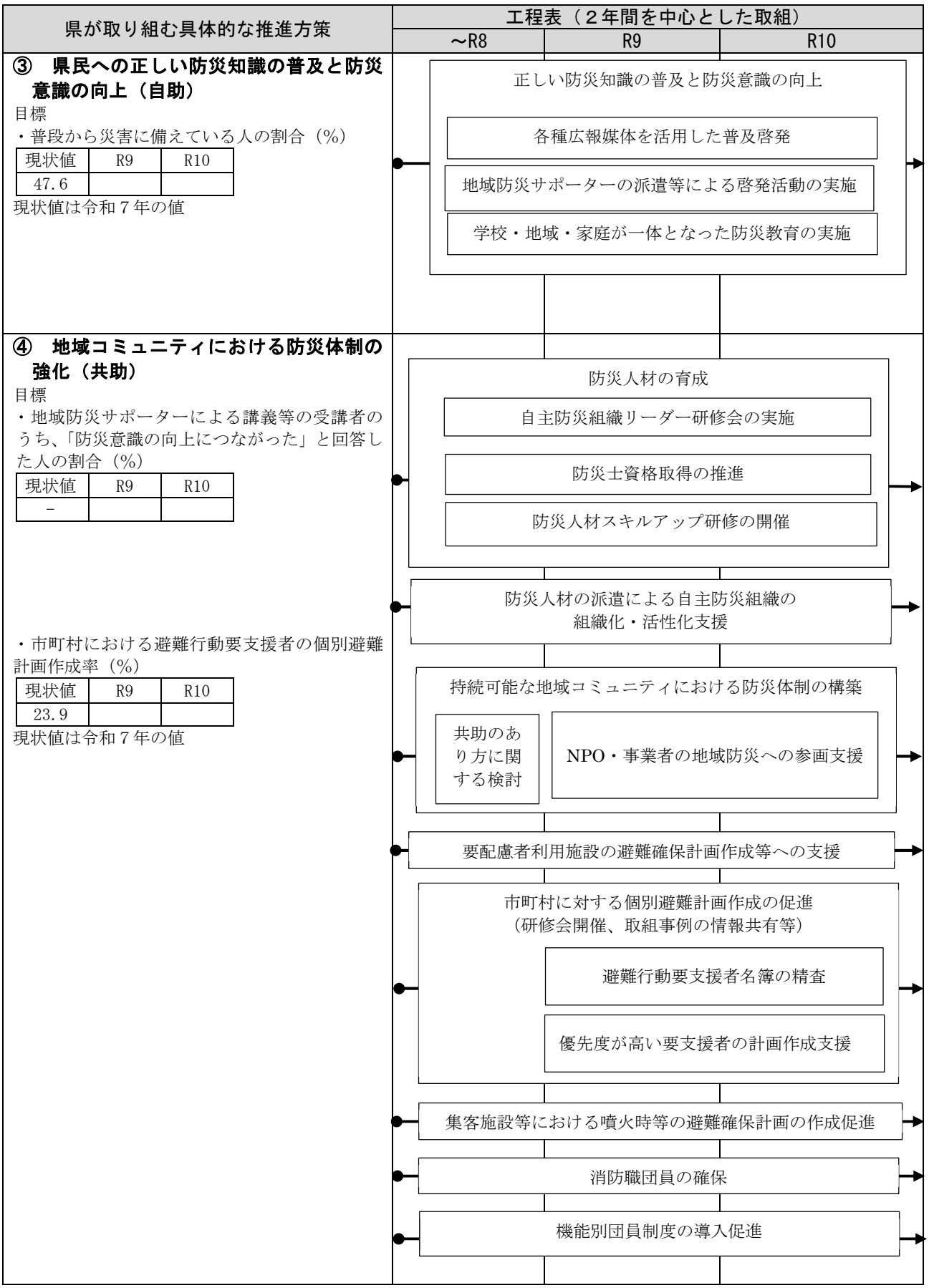
・　老朽化が進む消防学校の整備基本計画の作成を進めるなど、消防職員及び消防団員の教育訓練環境の充実と地域防災力の強化を図ります。

・　武力攻撃事態等に対し、市町村や関係機関と調整を図りながら、訓練の実施や緊急一時避難施設の更なる指定を進めるなど、県民の保護に必要な取組を推進します。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）



県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）



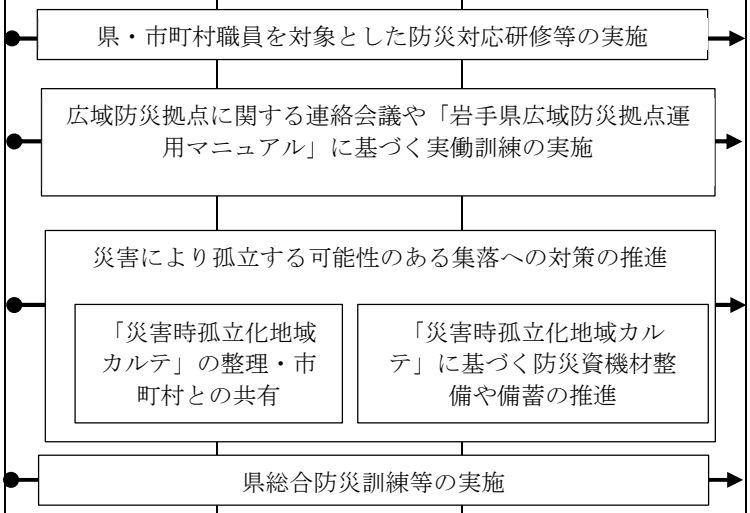
県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）		
	～R8	R9	R10

⑤　実効的な防災・減災体制の整備（公助）

目標

・防災対応研修を受講した市町村職員のうち、「防災能力の向上につながった」と回答した人の割合（%）

現状値	R9	R10
－		



県以外の主体に期待される行動

（県民）
・防災知識の習得
・備蓄や避難方法の確認、災害への備えの徹底、避難者把握システムへの事前登録
・地域の防災活動への参画
・消防団活動への理解・参画
（企業等）
・防災体制の整備
・地域の防災活動への参画
・施設利用者に係る避難確保計画の作成
（ＮＰＯ等）
・防災意識の普及啓発
・地域の防災活動への参画
（市町村、消防機関）
・防災意識の普及啓発
・避難者把握システムへの事前登録促進
・自主防災組織の育成強化
・組織の防災体制の整備
・関係機関との連携強化
・災害に備えた取組促進と災害時の避難行動要支援者等への的確な避難支援
・林野火災警報・注意報の発令と運用を通じた火災予防啓発活動

Ⅴ 安全

28 事故や犯罪が少なく、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます

（基本方向）

犯罪が起こりにくい環境づくりや犯罪被害者を支える社会づくりとともに、高齢者と子どもの交通事故防止を重点とした交通安全対策や治安基盤の強化に取り組みます。

消費者トラブルの未然防止と早期解決のため、消費者教育の推進や相談機能の充実に取り組みます。

ツキノワグマによる人身被害を防止するための対策を推進します。

現状と課題

- 本県の刑法犯認知件数は令和４年から令和７年まで増加が続き（令和７年3,351件、令和４年比＋696件）、乗物盗の無施錠被害率は依然として全国と比較して高い水準にあり、県民の鍵かけ意識が不十分であることが課題となっています。また、令和７年には特殊詐欺の被害件数が増加し、高齢者に限らず幅広い世代が被害に遭っており、多様化する特殊詐欺の手口やその対策方法が県民へ十分浸透していないことが課題となっています。
- 犯罪被害者等支援に係る取組が進められているものの、多くの犯罪被害者等が犯罪による直接的な被害だけでなく、精神的・身体的不調、被害に起因する経済的負担等、困難な状況に置かれることから、更なる支援の改善や拡充、県民の理解促進等が課題です。
- 令和５年以降、刑法犯少年数は増加傾向にあり、犯罪少年（14歳以上）の再犯者率は横ばいの状態が続いていることから、少年の規範意識の向上が課題となっています。また、少年がＳＮＳ等で知り合った相手から福祉犯[2]被害に遭うケースが後を絶たず、ＳＮＳ等の利用に伴う危険性への理解が十分でないことが課題となっています。
- ＤＶ相談員研修会や連絡会議の実施等により、相談員の資質向上や各市町村におけるＤＶセンター・支援調整会議の設置促進に努めていますが、市町村による設置は盛岡市のみとなっているなど、市町村ごとの相談・支援体制の整備に十分結び付いていない状況が見られます。
- 令和７年度の配偶者暴力相談支援センター12箇所における相談件数は2,519件と、ここ数年は概ね横ばいで推移しています。配偶者等からの暴力は家庭内で発生することが多いため、被害が潜在化・深刻化しやすく、加害者が被害者を支配している場合は、被害を訴えることが困難なケースがあります。
- ＤＶや性犯罪等を未然に防ぐため、若年層の段階から、相手を尊重する意識や暴力に関する正しい知識の理解を深めることが必要です。
- 交通事故死者数は、令和６年に28人と昭和23年以降で最少となりましたが、令和７年は39人となり、交通事故発生件数及び負傷者数とともに増加しました。歩行者事故や出会い頭事故、高齢

[2] 福祉犯：少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪。一例として、二十歳未満ノ者ノ喫煙禁止法違反、二十歳未満ノ者ノ飲酒禁止法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年環境浄化条例違反、性的姿態等撮影等の犯罪がこれに当たる。

ドライバーによる事故の発生が多いことが課題となっているほか、令和８年４月１日からは自転車の交通反則通告制度が開始され、自転車の安全利用に対する関心がより一層高まっている中、自転車利用者の交通ルール遵守やヘルメット着用等、安全運転意識の定着が課題となっています。

- 消費生活相談員による相談体制の充実に努め、消費生活相談解決割合は高い水準を維持していますが、デジタル化の進展に伴い、インターネット通信販売など電子商取引に関する相談やＳＮＳをきっかけとした消費者トラブルの相談が増加しています。
- 老朽化により十分な機能・利便性を有していない交番・駐在所があることから、地域の治安を支えるために必要な施設機能の確保が課題となっています。
- ツキノワグマの市街地等への出没が相次いでおり、令和７年度は9,739件の出没と39件の人身被害が発生していることから、人身被害の未然防止及び県民の安全・安心の確保が課題となっています。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 地域ぐるみでの防犯意識の高揚に向けた取組の推進

- 鍵かけモデル地区の指定や自治体・関係機関と協働した啓発活動により鍵かけの徹底を図るとともに、ＷＥＢ広告等による特殊詐欺被害防止の広報啓発、特殊詐欺対策アプリの導入支援等により、防犯意識の高揚に取り組みます。
- 地域が取り組む地域安全マップ作成活動等への地域安全アドバイザーの派遣や、自治会等が開催する防犯をテーマとした研修会等への講師派遣などにより、地域の関係者等が連携して地域ぐるみで犯罪を防止する地域安全活動を推進します。
- 犯罪をした者等のうち、高齢又は障がいにより、自立した生活を営むことが困難と認められる者に対し、更生保護や福祉等の関係機関・団体と連携して、社会復帰及び地域への定着支援に取り組みます。

② 犯罪被害者等を支える社会づくりの推進

- 犯罪被害者やその御家族から自身の体験を講演いただく「いのちの尊さ、大切さ教室」の開催や県広報等を通じて、犯罪被害者等支援制度に係る県民理解の増進と相談窓口の周知に引き続き取り組みます。
- 「犯罪被害者等支援コーディネーター」を中心とした切れ目のない支援を提供する「多機関ワンストップサービス」体制と支援内容の充実により、犯罪被害者等の日常生活の早期回復を支援します。
- 市町村犯罪被害者等支援条例の制定支援、市町村担当者や関係機関等の支援従事者を対象とした研修の実施等により、市町村における体制構築や人材育成を支援します。
- 性犯罪被害者等の相談窓口である「はまなすサポートセンター」の 365 日 24 時間のオンコール対応や医療費公費負担の継続、支援者等の人材育成、関係機関の連携強化などにより、性犯罪被害者等の心身の負担軽減等に取り組みます。

③ 少年の非行防止と保護対策の推進

- 児童・生徒を対象とした非行防止教室の開催、広報啓発活動による非行防止・福祉犯被害防止対策を実施するとともに、少年の立ち直り支援を行う大学生ボランティア「少年サポート隊」の活動を推進します。また、犯罪少年に対しては、個々の特性を踏まえた対策を行い、少年の再非行防止に取り組みます。

④　ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実

・　国や市町村等と連携した教育・啓発、相談・安全確保体制の充実などによる暴力を容認しない環境づくりや被害者の自立支援などの充実を図ります。

・　配偶者間だけでなく、交際している相手からの暴力、いわゆるデートＤＶ問題についても、出前講座の開催等による啓発や相談窓口の周知を図るなど、若年層の理解促進と被害の未然防止に取り組みます。

⑤　交通事故抑止対策の推進

・　高齢者への在宅訪問活動や街頭における直接的な交通安全指導の強化、学校等と連携した子どもに対する交通安全教育、ドライバーの歩行者保護意識を高めるための「目立つ街頭活動」の実施、先端技術等を活用した交通事故分析や交通安全教育による効果的な交通事故抑止活動に取り組みます。

・　関係機関・団体等が連携し、交通事故防止に向けて官民が一体となって取り組む「正しい交通ルールを守る県民運動」を推進します。

・　自転車の安全利用に係るルールの理解促進や点検・整備の実施、ヘルメット着用の促進、自転車損害賠償責任保険等への加入など自転車の安全・適正利用に関する啓発に取り組みます。

⑥　消費者施策の推進

・　消費者トラブルの未然防止のため、テレビＣＭやインターネット、ＳＮＳなどの広報媒体の活用や講座・セミナー等の実施により、社会経済情勢の変化に対応した消費生活に係る情報提供と啓発に取り組みます。また、多様な主体との連携・協働により、消費者のライフステージや特性に応じた消費者教育に取り組みます。

・　成年年齢引き下げに対応し、学校や企業、団体における消費者教育の取組を推進するとともに、若年者に向けた啓発や相談機能の充実に取り組みます。

・　多様化・複雑化した消費者トラブルの早期解決のため、相談員を対象とした研修や弁護士による無料相談の実施など相談機能の充実を図ります。

・　「岩手県福祉・消費生活関連相談拠点施設（仮称）」の整備により、消費生活部門と福祉相談部門が連携して、複数分野の相談機能のワンストップ化、相談支援機能の充実を図ります。

⑦　治安基盤の強化

・　治安基盤を強化するため、地域環境や社会情勢の変化を的確に捉え、交番・駐在所の統合等を含めて計画的に整備し、庁舎面積を含めた整備方法を見直すなど、警察施設の機能及び利便性の充実に取り組みます。

⑧　ツキノワグマ被害防止対策の推進

・　市街地等へのツキノワグマの出没に備え、地域住民や捕獲従事者の安全を確保した上で捕獲できる体制の充実に取り組みます。

・　ツキノワグマの出没が相次ぎ、人身被害の発生リスクが高まっているため、県民に対する迅速かつ的確な注意喚起や人身被害の未然防止に向けた知識の普及啓発に取り組みます。

・　ツキノワグマによる人身被害や農林業被害の抑制と生息数の適切な管理を図るため、捕獲の実施やモニタリング調査による生息状況の把握に取り組むとともに、ツキノワグマの生息域と人の生活圏の棲み分け（ゾーニング）等の環境整備をはじめとした被害防止対策などに取り組みます。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）



県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）		
	～R8	R9	R10
④　ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実 目標 ・デートＤＶ出前講座受講者数（人）〔累計〕 現状値：1,865（R9：　R10：） 現状値は令和７年年の値、目標値は令和５年からの累計	学校等への出前講座やセミナーの実施		
⑤　交通事故抑止対策の推進 目標 ・交通事故死傷者数（人） 現状値：1,973（R9：　R10：） 現状値は令和７年の値 ・高齢ドライバーによる交通事故発生件数（高齢者人口千人当たり）（件） 現状値：1.33（R9：　R10：） 現状値は令和７年の値	第 12 次岩手県交通安全計画に基づく 高齢者と子どもの交通事故防止対策等の推進 正しい交通ルールを守る県民運動の実施 自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の 普及啓発		
⑥　消費者施策の推進 目標 ・消費者教育関連セミナー受講者数（人）〔累計〕 現状値：20,269（R9：　R10：） 現状値は令和７年の値、目標値は令和５年からの累計 ・消費生活相談解決割合（%） 現状値：94.9（R9：　R10：） 現状値は令和７年の値	消費生活に係る情報の提供と消費者教育の実施 成年年齢引下げに対応した消費者教育の実施 相談員の研修や弁護士無料相談の 実施などによる相談機能の充実		
⑦　治安基盤の強化 目標 ・機能・利便性が向上する交番・駐在所の箇所数（箇所）〔累計〕 現状値：9（R9：　R10：） 現状値は令和７年の値	機能・利便性が向上する警察施設の整備		
⑧　ツキノワグマ被害防止対策の推進 目標 ・県による市街地出没対応訓練参加者数（人） 現状値：18（R9：　R10：） 現状値は令和７年の値、目標値は令和９年からの累計	市街地等出没時の県及び市町 村等の連携体制の構築	市街地出没時の連携体制の 実効性の維持・向上	迅速かつ的確な注意喚起や被害防止対策の普及啓発

県以外の主体に期待される行動

（県民・企業等）
・地域における見守り活動など、防犯及び少年非行防止活動への参加
・鍵かけの励行など、自ら安全を確保するための活動への取組
・犯罪被害者等支援への理解
・交通安全活動への参加
・運転者教育の実施
・従業者向け研修等での消費者教育
（地域団体）
・地域における見守り活動など、防犯及び少年非行防止活動への参加
・鍵かけの励行など、自ら安全を確保するための活動への取組
・地域住民等との協働による指導啓発
・交通安全活動への取組
（教育機関等）
・消費者教育の実施
（市町村）
・地域における見守り活動など、防犯及び少年非行防止活動への支援
・鍵かけの励行など、自ら安全を確保するための活動を推進するための広報啓発
・犯罪被害者等支援の体制充実
・配偶者等からの暴力被害者への相談対応と防止に向けた意識啓発
・交通事故抑止のための広報啓発
・消費生活に関する情報提供と消費生活相談への対応
・ツキノワグマ市街地出没対応訓練への参加

Ⅴ 安全

29 食の安全・安心を確保し、地域に根ざした食育を進めます

（基本方向）

県民の食品に対する信頼の向上と理解増進のため、リスクコミュニケーション[3]の手法などにより、食品の安全性の理解促進や安心感の醸成を推進します。

また、県民が広く食育の意義や必要性を理解できるよう、食に関わるイベントの開催などにより、地域に根ざした食育と食を楽しむ環境づくりを推進します。

現状と課題

- 令和８年県民意識調査によると、「購入する食品の安全性に不安を感じない社会」の重要度は57項目中10位と高く、県民の高い関心に対応した食の安全・安心に関する適切な情報の提供が課題となっています。
- 食品衛生法により食品関係事業者に義務化されたＨＡＣＣＰ[4]に沿った衛生管理の実践及び定着に向けた取組が進んでいますが、小規模事業者におけるＨＡＣＣＰの導入と定着が課題となっています。
- アジア各国や米国等への本県の牛肉の輸出量が令和７年度で約700トンに増加するなど県産食品の輸出が拡大しており、各国の衛生管理水準及び輸出規模に対応した検査体制の確保が課題となっています。
- 食育については、全市町村で食育推進計画が策定され、また、岩手県食育推進ネットワーク会議など関係団体との連携協力により取組を進めており、県民運動として展開しています。一方で、近年の家庭環境やライフスタイルの変化などを背景とした、栄養の偏りや食習慣の乱れを踏まえた「大人の食育」の必要性の理解の促進や、生産者と消費者の関係の希薄化への対応などの課題が見られます。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 食の信頼向上の推進

- 食の安全・安心に関する講座の開催等のリスクコミュニケーションの推進により、食品の安全性に対する県民の理解を促進し、安心感の醸成を図り、食の信頼向上につなげます。
- 食品関係事業者におけるＨＡＣＣＰに沿った衛生管理の実践と定着に向け、食品衛生推進員による現場指導などに取り組みます。
- 「岩手県食品衛生監視指導計画」に基づいて、食品等事業者に対する監視・指導や輸入食品を

[3] リスクコミュニケーション：あるリスクについて関係者間（ステークホルダー）で情報を共有し、対話や意見交換を通じて意思の疎通をすることにより、リスクに関する相互理解を深め、信頼関係を構築していくもの。

[4] ＨＡＣＣＰ：食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因（ハザード）を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法。

含む県内流通食品の検査を実施し、その結果を公表することにより、食の安全・安心の確保に取り組みます。

・　県産食品の信頼向上に向け、輸出食品事業者の衛生管理に係る指導助言や食肉検査体制の充実などに取り組みます。

・　生活衛生関係営業施設の衛生水準の維持向上を図るため、関係団体と連携して衛生管理セミナーなどを実施します。

②　地域に根ざした食育と食を楽しむ環境づくりの推進

・　乳幼児期に食育の重要性を学ぶ場として、県内各地の保育園や子ども食堂等を対象とした食育普及啓発キャラバンを実施します。

・　食育推進県民大会の開催等により、食育の意義や必要性について、県民の理解の促進を図ります。

・　市町村職員を対象とする研修会の開催等を通じて、地域の特性に応じた食育の実践を支援します。

・　食を楽しむ環境づくりを推進するため、調理師会等関係団体と連携して食に関わるイベントを開催するなど、「食によるおもてなし」の機運の醸成を図ります。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）
	～R8 / R9 / R10
①　食の信頼向上の推進 目標 ・食の安全安心に関するリスクコミュニケーションの延べ参加者数（人）〔累計〕 現状値：390（R9：　R10：　） 現状値は令和７年の値、目標値は令和５年からの累計 ・食品衛生推進員（食品安全サポーター）によるＨＡＣＣＰシステムの考え方に基づく衛生管理導入の現場指導立入施設数（件）〔累計〕 現状値：6,083（R9：　R10：　） 現状値は令和７年の値、目標値は令和９年からの累計 ・流通食品検査等の基準適合割合（%） 現状値：99.9（R9：　R10：　） 現状値は令和７年の値	食の信頼向上、安全・安心確保に係る取組の強化・推進 リスクコミュニケーションや出前講座等の実施 食品の安全安心に関する情報の発信 ＨＡＣＣＰに沿った自主衛生管理の実践及び定着の促進 農水産食品等の輸出促進に向けた衛生管理指導等の実施 生活衛生関係営業施設の衛生管理セミナーの実施
②　地域に根ざした食育と食を楽しむ環境づくりの推進 目標 ・食育普及啓発行事の参加者数（件）〔累計〕 現状値：2,784（R9：　R10：　） 現状値は令和７年の値、目標値は令和５年からの累計	食育推進県民大会の開催等による食育推進運動の展開 食育月間における食育普及啓発キャラバンの実施 市町村の食育推進計画の策定及び取組の支援 調理師会等と連携した食に関わるイベントの開催

県以外の主体に期待される行動

（県民）
・食に関する知識と食を選択する力の習得
・県が実施する施策への意見表明
（食品関連事業者）
・関係法令を遵守した、安全な食品等の提供
・食の安全・安心の確保のための取組の推進
・食品の供給に関する情報の提供
（関係団体）
・食育活動の実践と県民への情報提供
・営業施設の衛生水準の維持向上に向けた取組
（市町村）
・市町村食育推進計画の策定、改正、実施
・地域に根ざした食育推進、取組支援

Ⅴ 安全

30 感染症による脅威から一人ひとりの暮らしを守ります

（基本方向）

感染症による脅威から県民の暮らしを守るため、感染症に関する正しい知識の普及を推進するとともに、国や県、市町村、関係機関、団体等と連携した感染症の発生やまん延を防止する対策を推進します。

また、暮らしに大きな影響を及ぼす家畜伝染病の発生を防ぐため、家畜衛生対策や、危機事案発生時の体制強化に向けた取組を推進します。

現状と課題

- 県や医療機関等において、抗インフルエンザウイルス薬や個人防護具の備蓄などの取組が行われるとともに、県と医療機関との協定締結による診療・検査体制の整備、岩手県感染症連携協議会等を通じた関係機関との連携体制の構築、ＩＣＴを活用した情報共有の推進など、感染症発生時に対応するための取組が進められています。
- 重症化リスクの高い高齢者が入所する施設等において、適切な感染防止対策が講じられるよう、感染症対応力の向上に向けた研修会を継続的に実施しています。
- 感染症発生を想定した訓練や研修の実施、感染症対応を担う専門人材の育成など、医療従事者や保健所職員等の感染症への対応能力の強化に向けた取組が進められています。
- 肝炎については、多数のウイルス性肝炎の持続感染者が存在すると推定されている中で、肝炎ウイルス検査の未受検者や、陽性判定後も受診や受療につながっていない方が存在しており、本人が気づかないまま病態が進行するおそれがあることが課題となっています。
- 新興感染症の発生に備え、ワクチン接種従事者の育成等の取組が進められています。また、ワクチン接種の有効性や安全性に関する真偽が不確かな情報が流通していることから、正確かつ分かりやすい情報発信が課題となっています。
- 家畜衛生対策については、農場への立入りによる飼養衛生管理基準の遵守状況の確認・指導や、飼養衛生管理の強化に必要な資機材整備への支援等により、農場における基本的な衛生管理体制は確立されています。一方、野鳥や野生イノシシを介した病原体の侵入リスクが依然として高い状況にあり、発生予防対策の徹底と危機事案発生時に迅速かつ的確に対応できる防疫体制の確保が課題となっています。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 感染症の発生やまん延を防止する対策の推進

- 新型インフルエンザ等のまん延による健康被害や社会・経済の混乱を防ぐため、ウイルス薬等の備蓄を進めます。
- 感染症発生時の対応について、国や感染症指定医療機関と連携した体制を整えるとともに、市

町村や災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）、いわて感染制御支援チーム（ＩＣＡＴ）[5]等の関係機関と連携した訓練等の実施に取り組みます。

- 高齢者施設における感染防止に向けて、平時から、ＩＣＡＴや保健所、広域振興局及び県内の医療機関が連携し、高齢者施設等に対する感染対策指導等を推進します。
- 新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた新興・再興感染症への対応として、地域において平時から必要な病床や診療・検査体制等が確保できる体制の整備に取り組みます。
- 県、市町村、関係団体による連携協議会を活用し、平時からの意思疎通・情報共有・連携を推進します。
- 保健師や行政職員などについて、感染症に特化した専門研修機関等への計画的な派遣を行い、専門人材を育成するとともに、感染拡大時には都道府県間の応援派遣や、外部の専門職による支援体制（ＩＨＥＡＴ）[6]の活用など、保健所体制の強化に取り組みます。
- 手洗いや場面に応じたマスクの着用など、平時から感染症の特性に応じた基本的な感染対策の実施や感染症に係る正しい知識に関する情報発信に取り組みます。
- 医療機関等の関係機関との迅速かつ円滑な情報共有や連絡調整にＩＣＴを活用することで、効率的な感染状況の把握と適切な診療・検査体制の確保に取り組みます。
- ウイルス性肝炎の早期発見と確実な治療のため、住民健診や保健指導を行う市町村、定期健診を行う事業所、医療機関などとの連携を図るとともに、肝炎医療コーディネーター[7]の活動を通じて、検査未受検者に対する受検勧奨、医療費助成、正しい知識の普及啓発などを推進します。
- 新たな感染症の発生に備え、迅速かつ円滑にワクチン接種に対応する医療従事者等の確保や接種体制の構築ができるよう、県予防接種センターが中核となって、ワクチン接種従事者の育成や関係機関の連携強化に取り組みます。
- 新型コロナワクチン接種では、特に若い世代において接種に対する理解の促進が必要であったことを踏まえ、平時から若い世代を中心にワクチン接種に関する正しい知識の普及啓発に取り組みます。

② 家畜衛生対策の推進と危機事案発生時の体制強化

- 高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の発生防止に向け、農場への立入りによる飼養衛生管理の実施状況の確認・指導や飼養衛生管理の強化に必要な資機材の整備への支援による病原体の侵入防止対策の徹底のほか、農場での鳥インフルエンザのモニタリング検査や豚熱ワクチンの適期接種に取り組みます。
- 県、関係団体等との連絡会議の開催等により、平時から、発生防止対策の強化事例等の情報共有に取り組みます。
- 高病原性鳥インフルエンザについて、大規模農場における分割管理[8]の導入に向けた検討を促進するとともに、豚熱について、農場での発生に備えて導入された、選択的殺処分[9]に対応した防疫計画の見直しに取り組みます。
- 防疫作業支援班員、支援班長、市町村職員及び民間事業者を対象とした防疫作業研修や、危機

---

5 大規模災害や新型インフルエンザ等の発生時に避難所や医療福祉施設等の感染制御を支援するチーム。

6 健康危機発生時に地域における保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組み。

7 肝炎患者等が適切な医療や支援を受けられるよう、地域や職域等で相談支援や受診勧奨等を行う人材。

8 １つの農場を複数の衛生管理区域に分け、分割した後の衛生管理区分をそれぞれ別の独立した農場として扱う管理方法。

9 豚熱が発生した農場で、感染の可能性がある豚だけを殺処分する制度。

事案の発生を想定した市町村・協定締結団体・企業等と連携した訓練等を実施し、迅速かつ適切な防疫活動のための体制強化に取り組みます。

<table>
<tr><th>県が取り組む具体的な推進方策</th><th>工程表（２年間を中心とした取組）
～R8 ／ R9 ／ R10</th></tr>
<tr><td>

①　感染症の発生やまん延を防止する対策の推進

目標

・抗インフルエンザウイルス薬の備蓄目標達成率（%）

現状値	R9	R10
100		

現状値は令和７年の値

・感染症専門人材育成研修会参加人数（人）〔累計〕

現状値	R9	R10
155		

現状値は令和７年の値、目標値は令和５年からの累計

・肝炎医療コーディネーターの認定者数（人）〔累計〕

現状値	R9	R10
55		

現状値は令和７年の値、目標値は現状値からの累計

・２か月以上分の個人防護具を備蓄する医療機関の割合（%）

現状値	R9	R10
86.5		

現状値は令和７年の値

・ワクチン接種従事者等の育成研修受講者数（人）〔累計〕

現状値	R9	R10
281		

目標値は令和７年の値、目標値は令和５年からの累計

</td><td>

岩手県感染症連携協議会による連携体制の確保

抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・保管管理

感染症に特化した専門研修機関等への計画的な人材派遣

肝炎医療コーディネーターの養成

医療機関との協定の締結及び実施状況等の確認

新たな感染症に備えたワクチン接種従事者等の育成に係る研修の実施

若い世代を中心としたワクチン接種に関する正しい知識の普及啓発

</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>県が取り組む具体的な推進方策</th><th colspan="3">工程表（２年間を中心とした取組）</th></tr>
<tr><th></th><th>～R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr>
<tr><td>② 家畜衛生対策の推進と危機事案発生時の体制強化
目標
・家畜防疫作業支援班研修会の参加者数（人）
〔累計〕
<table>
<tr><td>現状値</td><td>R9</td><td>R10</td></tr>
<tr><td>627</td><td></td><td></td></tr>
</table>
現状値は令和７年の値、目標値は令和９年からの累計

・養鶏農場、養豚農場における飼養衛生管理の評価基準達成割合（%）
<table>
<tr><td>現状値</td><td>R9</td><td>R10</td></tr>
<tr><td>100</td><td></td><td></td></tr>
</table>
現状値は令和７年の値

・豚熱ワクチンの接種率（%）
<table>
<tr><td>現状値</td><td>R9</td><td>R10</td></tr>
<tr><td>100</td><td></td><td></td></tr>
</table>
現状値は令和７年の値</td><td colspan="3">家畜防疫作業支援班研修会の開催

農場巡回による飼養衛生管理基準順守状況の確認・指導
モニタリング検査及び病性鑑定の実施
診断技術指導研修会の開催及び精度管理の実施
危機事案を想定した実動型研修の実施

【鳥インフルエンザ】
連絡体制の強化・分割管理の検討

【豚熱】
豚熱ワクチンの適期接種
選択的殺処分に対応した防疫計画の見直し</td></tr>
</table>

県以外の主体に期待される行動

（県民・ＮＰＯ等）
・感染症予防等に係る正しい知識の習得と励行等
・ワクチン接種の安全性や有効性、副反応等の正しい知識の習得
（団体・企業等）
・県、市町村等と連携した感染症対策の推進
・感染症の予防や治療、ワクチン接種等の正しい知識の普及啓発の取組への協力
・飼養衛生管理等の徹底
（医療機関、高等教育機関等）
・専門知識を有する医療人材の育成
・県との協定に基づく感染症発生時における医療提供体制の確保
・感染症発生時に備えた個人防護具の備蓄及び訓練・研修等の実施
・感染症の予防や治療、ワクチン接種等の正しい知識の普及啓発の取組の推進
（学校）
・児童・生徒の感染症予防対策
（市町村）
・感染症対策に係る地域住民への情報提供、きめ細かな相談指導及び予防接種の実施等
・発生地及び隣接市町村の防疫作業への協力

Ⅵ 仕事・収入

農林水産業やものづくり産業などの活力ある産業のもとで、
安定した雇用が確保され、また、やりがいと生活を支える所得が得られる
仕事につくことができる岩手

【これまでの成果と課題】

- 働き方改革の推進や企業の生産性向上、起業・スタートアップ創出に向けた環境整備、観光需要の回復、農林水産業における収益力向上など、仕事・収入を支える各分野で取組が進展しています。一方で、全国と比較した一人当たり県民所得の差は拡大傾向にあり、エネルギー・原材料価格の高止まりや物価高騰、人手不足の深刻化等により、県内産業や地域経済を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。
- 「いわて働き方改革推進運動」のもと、県内事業所におけるデジタル技術や柔軟な勤務制度の導入など職場環境の改善が進み、総実労働時間は着実に減少するなど、若者や女性をはじめ、誰もが働きやすい雇用・労働環境づくりが進展しています。一方で、高卒者の県内就職率は低下傾向にあり、女性の賃金水準にも全国との差が見られるなど、若者や女性の県内定着や所得向上が課題となっています。
- 自動車・半導体関連産業等の産業集積や、地場企業の生産性や付加価値の向上が進み、従業者一人当たりの製造品出荷額が増加するなどものづくり産業の競争力が高まっています。一方で、コスト上昇分の十分な価格転嫁が進まず、賃上げや設備投資の原資を確保しにくい企業があるほか、人材不足により生産体制の維持や技術の継承が難しくなるなど、県内企業の持続的な成長に向けた経営基盤の強化が課題となっています。
- 「いわてスタートアップ推進プラットフォーム」を中心に、起業意識の醸成や創業支援の取組が進められるなど、起業・スタートアップ創出に向けた環境整備が進んでいます。一方で、開業率は目標を下回って推移しているほか、経営者の高齢化や後継者不足が進むなど、新たな事業の担い手や地域経済を支える経営人材の不足が課題となっています。
- 観光産業については、高付加価値な旅行商品の開発や観光需要の回復により、観光消費額はコロナ禍前を上回る水準まで回復しています。また、外国人延べ宿泊者数は２年連続で過去最高を更新し、欧米豪や東南アジア市場からの来訪拡大など市場の多様化も進んでいます。一方で、人口減少・少子高齢化が進む中、日本人宿泊者数は物価高騰による旅行費用の増大等を背景として全国的に伸び悩んでおり、国内需要のみを基盤とした観光消費額の拡大が難しくなっています。
- 農林水産業の生産・経営面では、市場ニーズに対応した生産やスマート技術の導入、生産基盤の整備等により、農業分野をはじめとして一経営体当たりの産出額が増加し、収益力の向上に向けた取組の成果が見られています。一方で、従事者の減少・高齢化の進行に加え、気候変動や燃料・生産資材の価格高騰など、取り巻く環境が大きく変化しており、農林水産業の持続的な発展を支える生産・経営基盤の強化が課題となっています。
- 販売面では、首都圏における実需者へのトップセールスや、飲食店や量販店等と連携したフェアの開催等により、県オリジナル水稲品種の販売数量やいわて牛の取扱推奨店が増加するなど、

県産農林水産物の評価・信頼は向上しています。また、輸出については、農林産物の輸出額が増加したものの、水産物についてはＡＬＰＳ処理水の海洋放出に伴う影響等により減少しています。人口減少に伴い国内市場の縮小が見込まれ、産地間競争も激化する中、海外市場を含めた安定的な販売先の確保が課題となっています。

・　農山漁村地域においては、新型コロナウイルス感染症の５類感染症への移行等に伴い、交流人口が拡大傾向にあります。一方で、受入農林漁家の高齢化・担い手不足に加え、農地や森林、漁場の保全等の地域活動をけん引する人材の不足が進行しており、グリーン・ツーリズム等の受入体制の強化や地域活動を担う人材の確保が課題となっています。

【今後の方向性】

・　企業の「稼ぐ力」を高めて持続的な賃上げや成長投資につなげるため、経営力の強化やＡＩ・デジタル技術の活用等による生産性の向上、新たな事業活動等の取組の促進に加え、中小企業者が行う適切な価格転嫁に向けた取組を支援します。

・　「いわてで働こう推進協議会」を核として、県内企業の魅力や県内就職に関する情報発信、若者と県内企業との接点の拡大等に取り組み、若者の県内就職・定着を促進します。また、「いわて働き方改革推進運動」の展開により、長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進、柔軟で多様な働き方の導入など働き方改革を推進するとともに、性別を問わず誰もがライフステージやライフスタイルに応じた柔軟で多様な働き方を実現できるよう、企業等における雇用・労働環境の整備を支援し、魅力ある職場づくりを促進します。

・　国際競争力が高く、地域の産業・雇用に好循環をもたらすものづくり産業の振興に向け、ＤＸやＧＸの進展、社会経済環境の変化を踏まえて、国内有数の自動車・半導体関連産業の集積と高度化を図る取組や、企業間・産学官連携を通じた医療機器等に関連する新産業創出の取組、ロボットやＡＩを活用したものづくり産業の付加価値向上の取組、県北・沿岸地域を含む全県への波及効果が期待される企業誘致などの取組を推進します。

・　「いわて女性起業家ネットワーク」の活動など、若者・女性の起業マインドの醸成や経営能力の向上を図るための取組を大学や商工指導団体、金融機関等と連携して行うとともに、県内をはじめ国内、海外の金融機関、ベンチャーキャピタル、企業等との連携により、海外展開や高い成長を目指すスタートアップの育成や創出を促進します。また、事業承継や再チャレンジを図るため、商工指導団体や、岩手県事業承継・引継ぎ支援センター、金融機関等と連携して、県内経済を支える経営人材の育成を促進します。

・　観光振興が地域社会・経済に好循環を生む仕組みづくりを進めるため、ＤＭＯをはじめとする地域の多様な主体が連携し、マーケットインの視点による受入環境の整備や旅行商品の造成、コンテンツの開発を促進するとともに、効果的な本県の魅力発信に取り組みます。また、インバウンドによる観光消費額の拡大を図るため、消費意欲の旺盛な旅行者等の誘客を通じて、広域周遊や滞在期間の長期化を推進し、観光消費機会の創出・拡充を促進します。

・　地域農林水産業の核となる担い手の確保・育成を進めるほか、気候変動や燃料・資材価格の高騰に的確に対応するとともに、各産地が持つ強みや地域資源を生かし、市場ニーズに適応した産地づくりを推進します。また、スマート技術の導入や当該技術に対応した生産基盤の整備を一層推進し、効率化を通じた持続的な生産・経営体制の構築を進めます。

・　県産農林水産物の高付加価値化や販路の開拓・拡大、評価・信頼の向上に取り組むとともに、

輸出拡大による稼ぐ力の強化に向け、海外市場の需要に対応した産地形成や新たな市場開拓を推進します。

・　インバウンドを含めた交流人口の拡大を図るため、受入農林漁家やその活動を支える人材の確保・育成等を通じ、受入体制の整備を推進します。また、地域活動をけん引する人材の確保・育成や、多様な主体が地域に関わる仕組みづくりを進め、農山漁村の活性化を図ります。

【特に強化すべき事項】

第２期政策推進プランの成果と課題、社会経済情勢の変化、市町村や各種団体等からの意見などを踏まえ、今後２年間で強化すべき事項は以下のとおり。

・　**起業の底上げとスタートアップ創出、事業承継の促進**

起業の裾野拡大や成長企業・スタートアップの創出に加え、事業承継や第二創業による既存企業の継続・発展を一体的に進め、地域経済の新陳代謝と新たな価値創出につなげます。

・　**成長分野への適応を通じた高付加価値化の推進**

成長分野への対応やデジタル・ＡＩの活用による技術高度化を進め、高付加価値な製品・サービスの創出を通じて、限られた人材の下でも持続的に競争力を高める取組を重点的に進めます。

・　**輸出拡大による稼ぐ力の強化**

輸出先国の規制や市場ニーズに対応しながら海外市場への展開を進め、地域内の生産拡大や販路拡大を所得として取り込む取組を重点的に進めます。

・　**インバウンド観光による消費拡大**

インバウンド観光を来訪者数の拡大そのものを目的とするのではなく、観光消費額の向上と地域への収益波及につなげる取組として推進し、観光を通じた地域の稼ぐ力の強化を図ります。

・　**効率化を通じた持続的な生産・経営体制の構築**

限られた労働力の下でも持続的に生産活動や事業運営を行える体制への転換を図り、省力化や効率化による生産性向上を進めます。

・　**市場ニーズに適応した産地づくりの推進**

各産地が有する強みや地域資源を生かし、それぞれの産地特性に応じた生産・供給体制への転換を図ります。

【いわて幸福関連指標】

指　　標	単位	現状値 R7	年度目標値 R9	計画目標値 R10
①　一人当たり県民所得の水準	%	80.5 (R5)		
②　正社員の有効求人倍率	倍	0.91		
③　総実労働時間〔年間〕【再掲】	時間	1,699.2		
④　完全失業率	%	2.3		
⑤　高卒者の県内就職率【再掲】	%	69.5		
⑥　県内大学等卒業者の県内就職率【再掲】	%	41.4		
⑦　女性の全国との賃金格差	%	84.6		
⑧　従業者一人当たりの付加価値額	千円	6,617 (R6)		
⑨　開業率	%	2.6 (R6)		
⑩　従業者一人当たりの製造品出荷額	百万円	36.3 (R6)		
⑪　観光消費額	億円	2,219.4		
⑫　農業経営体一経営体当たりの農業総産出額	千円	7,689 (R6)		
⑬　林業就業者一人当たりの木材生産産出額	千円	5,132 (R6)		
⑭　漁業経営体一経営体当たりの海面漁業・養殖業産出額	千円	5,908 (R6)		
⑮　農林水産物の輸出額	億円	未確定		
⑯　グリーン・ツーリズム交流人口	千人回	1,351		

【参考指標（実績値）】

非正規職員・従業員率（平成 29 年：35.7%）［就業構造基本調査(総務省)］、
雇用者一人当たり雇用者報酬（令和５年：4,227 千円）［県民経済計算(総務省)］、
現金給与総額［５人以上、毎月］（令和７年：305,766 円)［毎月勤労統計調査(厚生労働省)］、
農業産出額（令和６年：3,269 億円）［生産農業所得統計等(農林水産省)］、
林業産出額（令和６年：1,853 千万円)、**漁業産出額**（令和６年：3,786 千万円）［農林水産統計(農林水産省)］、**製造品出荷額**（令和６年：34,231 億円)、**ものづくり関連分野の製造出荷額**（令和６年：24,923 億円)、**食料品製造出荷額**（令和６年：4,475 億円)、**水産加工品製造出荷額**（令和６年：598 億円）［以上、工業統計調査（経済産業省）］、**事業所新設率**（平成 28～令和元年：11.7%）［経済センサス（総務省）］

※1　上記の表中、右上に（　）を付した数値は、表頭の年度以外の年度の実績値又は目標値を示しています。

【政策項目一覧】

政策項目	具体的推進方策
31　ライフスタイルに応じた新しい働き方を通じて、一人ひとりの能力を発揮できる環境をつくります	①　県内就業及びU・Ｉターンの促進
	②　若者や女性などに魅力ある雇用・労働環境の構築
	③　社会環境の変化に対応した職業能力開発の支援
	④　子育てと仕事の両立を図る家庭への支援
	⑤　障がいなどに応じた多様な就労の場の確保や、就労に向けた支援
32　地域経済を支える中小企業の振興を図ります	①　中小企業者の経営力の強化や新たな事業活動などの取組の促進
	②　企業の状況や地域の課題に応じた伴走支援の強化
	③　企業のライフステージに対応した切れ目のない金融支援
	④　自然災害等への対応と事業継続力の強化
	⑤　若者をはじめとする起業者の育成、起業・スタートアップの支援
	⑥　事業承継・再チャレンジの円滑化や人材育成に向けた取組の促進
	⑦　多様な主体の連携によるまちのにぎわい創出
	⑧　建設業における職場環境の整備、技術力・生産性の向上、経営基盤の強化
33　国際競争力が高く、地域の産業・雇用に好循環をもたらすものづくり産業を盛んにします	①　社会経済環境の変化に対応したものづくり産業の一層の集積と高度化の推進
	②　地域経済に好循環をもたらす多様な企業間連携の強化拡大
	③　企業間・産学官連携を通じた関連技術の開発などによる新産業の創出
	④　ものづくり産業の生産性･付加価値向上の加速化
	⑤　企業誘致等による地域産業の拠点化・高度化の推進
	⑥　多様なものづくりの風土の醸成
34　地域資源を生かした魅力ある産業を盛んにします	①　食産業の更なる発展に向けた事業活動・販路開拓への支援
	②　水産加工業の魚種変化に対応した商品力向上や販路開拓への支援
	③　伝統工芸産業・漆産業・アパレル産業等の経営力向上への支援
	④　県産品の販路の拡大への支援
	⑤　県内事業者の海外展開への支援
35　地域経済に好循環をもたらす観光産業を盛んにします	①　魅力的な観光地域づくりの推進
	②　周遊・滞在型観光の推進
	③　インバウンドによる観光消費拡大
	④　地域が主体となった観光推進体制の強化
	⑤　いわて花巻空港を核とした交流人口の拡大
36　意欲と能力のある経営体を育成し、農林水産業の振興を図ります	①　地域農林水産業の核となる経営体の育成
	②　農林水産業の次代を担う意欲ある新規就業者の確保・育成
	③　女性農林漁業者の活躍促進
37　収益力の高い「食料・木材供給基地」をつくります	①　生産性・市場性の高い産地づくりの推進
	②　革新的な技術の開発と導入促進
	③　安全・安心な産地づくりの推進
	④　生産基盤の着実な整備
	⑤　野生鳥獣被害や松くい虫・ナラ枯れ被害の防止対策の推進
38　農林水産物の付加価値を高め、販路を広げます	①　県産農林水産物の高付加価値化と販路の開拓・拡大の推進
	②　県産農林水産物の評価・信頼の向上
	③　戦略的な県産農林水産物の輸出促進と外国人観光客等への対応
	④　生産者と消費者の結び付きを深め、地域経済の好循環を創出する取組の推進
39　一人ひとりに合った暮らし方ができる農山漁村をつくります	①　農山漁村を支える人材の育成と地域活動等の支援
	②　魅力あふれる農山漁村づくりの推進
	③　自然災害に強い農山漁村づくりの推進

Ⅵ 仕事・収入

31 ライフスタイルに応じた新しい働き方を通じて、一人ひとりの能力を発揮できる環境をつくります

（基本方向）

県民一人ひとりが能力を発揮し、ライフステージやライフスタイルに応じた多様な働き方ができる環境づくりに向け、長時間労働の是正やデジタル技術等を活用した企業の生産性の向上等の働き方改革を推進するとともに、働く人のエンゲージメント[1]を高め、若者や女性にも魅力ある雇用・労働環境の整備を促進します。

また、人口減少が進む中においても多様な人材が県内で活躍できるよう、関係機関・団体が連携し、キャリア教育や県内企業の採用力向上等の取組により県内就業を促進するとともに、様々なニーズに応じた効果的な取組によりＵ・Ｉターンを促進します。

さらに、岩手の将来を担う若者をはじめ、女性・中高年齢者・障がい者など、誰もが活躍できる「全員参加型社会」の実現のため、個々の特性や希望に応じて持てる能力を最大限に発揮できる職業能力の開発などに取り組みます。

現状と課題

- 令和８年９月の有効求人倍率が 1.21 倍と、161 か月連続１倍超となっており、人口減少や産業集積の進展等に伴い、県内企業の人手不足が続いています。特に、自動車・半導体関連産業を中心に、ものづくり人材のニーズが依然として高い一方、少子化や進学率の向上等により高卒就職者数が年々減少するとともに、大学生の県内就職率も４割程度にとどまるなど、県内企業の人材需要に対して、県内で就業する若者が不足しています。
- 「いわてで働こう推進協議会」を核として、若者や女性に魅力的な職場環境の整備に向け、関係機関・団体等と一体となった取組を推進していますが、全国的な人手不足の中、首都圏の企業における採用活動の早期化や初任給の大幅な引上げ等の影響により、高校生の県内就職率はコロナ禍を経て低下傾向にあります。
- 新卒者の３年以内離職率は、高卒者及び大卒者ともに３割から４割の状況が続き、特に大卒者では全国平均を上回っているなど、県内企業に就職した若者の職場定着に課題があります。
- 「いわて働き方改革推進運動」の展開のもと、県内事業所におけるデジタル技術や柔軟な勤務制度の導入などの職場環境改善の取組が進み、総実労働時間は着実に減少するなど働きやすい雇用・労働環境づくりが進展しています。一方、女性の賃金水準は上昇傾向にあるものの、全国との差が依然として見られるなど、若者や女性が県内で働き続けられる魅力ある雇用・労働環境にするためには課題が残っています。
- デジタル技術の進展により、テレワークや兼業・副業など多様な働き方が定着しつつある一方で、働く人がそれぞれの状況に合わせて柔軟に働き方を選択し、仕事を継続できる雇用・労働環境の整備は十分といえない状況にあります。

[1] 働く人のエンゲージメント：働き手にとって、組織目標の達成と自らの成長の方向が一致し、仕事へのやりがい・働きがいを感じる中で、組織や仕事に主体的に貢献する意欲や姿勢を示す概念。

・　仕事と生活の両立や働きやすい職場環境の整備に関する法改正等が進む中、休暇制度やハラスメント防止対策などを含む労働関係法令について、県内企業や労働者に十分に浸透しているとは言い難いことから、その内容を適切に周知していくことが課題となっています。
・　ＤＸやＡＩの進展、働き方の多様化、職業人生の長期化等の社会環境の変化により、労働者に求められる知識や技能が変化していることから、デジタル分野における人材育成や学び直し機会の確保等が課題となっています。
・　人手不足分野と求職者ニーズとの間にミスマッチが生じているほか、職業に関する理解不足等により就業につながっていない状況も見られることから、人手不足分野への就業促進に向けた職業能力開発が課題となっています。
・　地域産業を支える技能人材の確保や技能の継承が必要となる中、若年層の技能への関心を高め、技能者の育成や技能向上を進めていくことが課題となっています。また、県立職業能力開発施設の修了生の県内就職率は高い水準で推移している一方、入校者数は定員を下回る状況が続いており、地域産業を支える技能人材を十分に輩出できていない状況にあります。
・　保育所等における待機児童は解消に向かっている一方、少子化の進行による定員充足率の低下や保育人材の確保、多様な保育ニーズへの対応など、保育基盤の維持・確保が課題となっています。また、放課後児童クラブにおいては利用ニーズの増加に対し受入体制の確保が十分とはいえない地域も見られるなど、仕事と子育ての両立に必要な受入基盤に地域差が生じています。
・　子育て中の従業員が働き続けられる職場環境づくりに向けた企業等の認証制度の活用や一般事業主行動計画の策定が、県内企業等に十分に広がっていない状況が見られます。
・　障がい者委託訓練の実施や事業所向けセミナー等の普及啓発などの取組により、県内企業の障がい者雇用率は上昇傾向にありますが、法定雇用率が令和８年７月に2.5%から2.7%に引き上げられているほか、新たに雇用義務の対象となった中小企業を中心に、業務の切り出しや合理的配慮の提供方法など、障がい者雇用に関する知見が不足していることから、引き続き障がい者一人ひとりに応じた多様な就労の実現が課題となっています。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 県内就業及びU・Ｉターンの促進

・ 「いわてで働こう推進協議会」を核とした取組により、高校生や大学生等の若者、女性等の県内就業及びU・Ｉターンを促進します。

・ 様々な機会を捉えて、高校生や大学生等と若手社員等との意見交換会を実施することや県内大学等と連携した県内企業の魅力等を伝える授業等の実施により、学生・生徒や就職活動前の大学生等への県内企業に対する理解促進に取り組みます。

・ 市町村教育委員会などの関係機関や、農林水産業や建設業、医療・福祉などの担い手確保の取組と連携し、小学校から大学まで切れ目のないキャリア教育に取り組むとともに、県内の高校生を対象とした企業紹介を行う合同説明会の開催や、県内就業・キャリア教育コーディネーターの活動等により、進学希望の高校生等に対する県内企業の認知度向上に取り組みます。

・ 企業向けセミナーの開催により、県内企業におけるインターンシップの受入れを促進するとともに、学校や保護者等に対してその活用を働きかけることにより、大学生等が県内企業の仕事や職場を体験する機会の充実を図ります。

・ 自社の魅力の効果的なＰＲ方法等の勉強会の開催等により、県内企業の大卒者等若者人材の採用力向上に向けた取組を促進します。

・ 就職氷河期世代等を含む中高年層の県内就業を促進するため、企業向けに中高年層の採用に関するセミナーを実施するほか、求職者向けにｅ-ラーニング講座や職場見学会等の実施や、伴走支援による企業とのマッチングを行うことで非正規雇用労働者等の正社員就職等を促進します。

・ 県内企業の若手社員や育成担当者等を対象とした定着支援・人材育成のためのセミナーや個別相談、ジョブカフェいわてによるキャリアカウンセリングや研修等の実施、就業支援員による企業訪問等により、早期離職防止に取り組むとともに、離職後の再就職支援に取り組みます。

・ 岩手県プロフェッショナル人材戦略拠点の設置・運営により、県内企業と県外のプロフェッショナル人材のマッチングを図り県内就業及びU・Ｉターンを促進します。

・ 県外大学等進学者の県内就職を促進するため、子どもが県外大学等に進学した保護者に対して、大学主催の保護者説明会等を活用して県内企業の情報提供等に取り組みます。

・ 首都圏に設置している移住相談窓口において、オンラインの活用等による移住と就職の一元的な相談機能の強化を図ります。

・ 全国の「岩手U・Ｉターンクラブ」加盟大学などと連携した本県企業への就職相談やインターンシップ、市町村等におけるふるさとワーキングホリデーの推進等を図るとともに、農林水産業や医療・福祉等の各分野の人材確保の取組と連携したU・Ｉターン希望者への情報発信に取り組みます。

・ （公財）ふるさといわて定住財団によるいわて就職マッチングフェアや岩手県U・Ｉターンフェア等と連携しながら、県内企業の若者や女性等の採用を促進します。

② 若者や女性などに魅力ある雇用・労働環境の構築

・ 「いわてで働こう推進協議会」を核とした「いわて働き方改革推進運動」の展開により、デジタル技術等を活用した労働生産性の向上、長時間労働の是正、休暇制度の整備などを促進します。また、従業員エンゲージメント調査を実施し、調査結果に基づき、企業における働き方改革の取組のフォローアップを行うとともに、人材の採用・定着、業績の向上につなげている優れた企業の取組を「いわて働き方改革ＡＷＡＲＤ」により表彰するなど優良事例を広く情報発信すること

で、魅力ある労働環境の構築を進めます。

- ライフステージやライフスタイルに応じた柔軟で多様な働き方の普及を図るため、企業のテレワークや副業・兼業などの取組を促進します。
- 健康経営の取組の促進などにより、働き盛り世代における生活習慣改善に向けた取組の定着・充実を図り、いきいきと働き続けるための健康づくりに取り組みます。
- アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）への理解を深め、性別にかかわらず誰もが助け合える企業風土づくりに向け、セミナーや企業見学会の開催を通じて、経営者の意識醸成や企業文化の醸成の取組を促進します。
- 若者、女性、高齢者、障がい者、外国人等働く意欲のある全ての人の安定的な雇用の確保等の促進に向けて、企業や経済団体等に対する要請を行うなど、岩手労働局や市町村等と連携して取り組みます。
- 誰もが働きやすい労働環境の整備の促進に向け、セミナーの開催などを通じて、休暇制度やハラスメント防止対策など労働関係法令に関する知識の普及を図ります。

③　社会環境の変化に対応した職業能力開発の支援

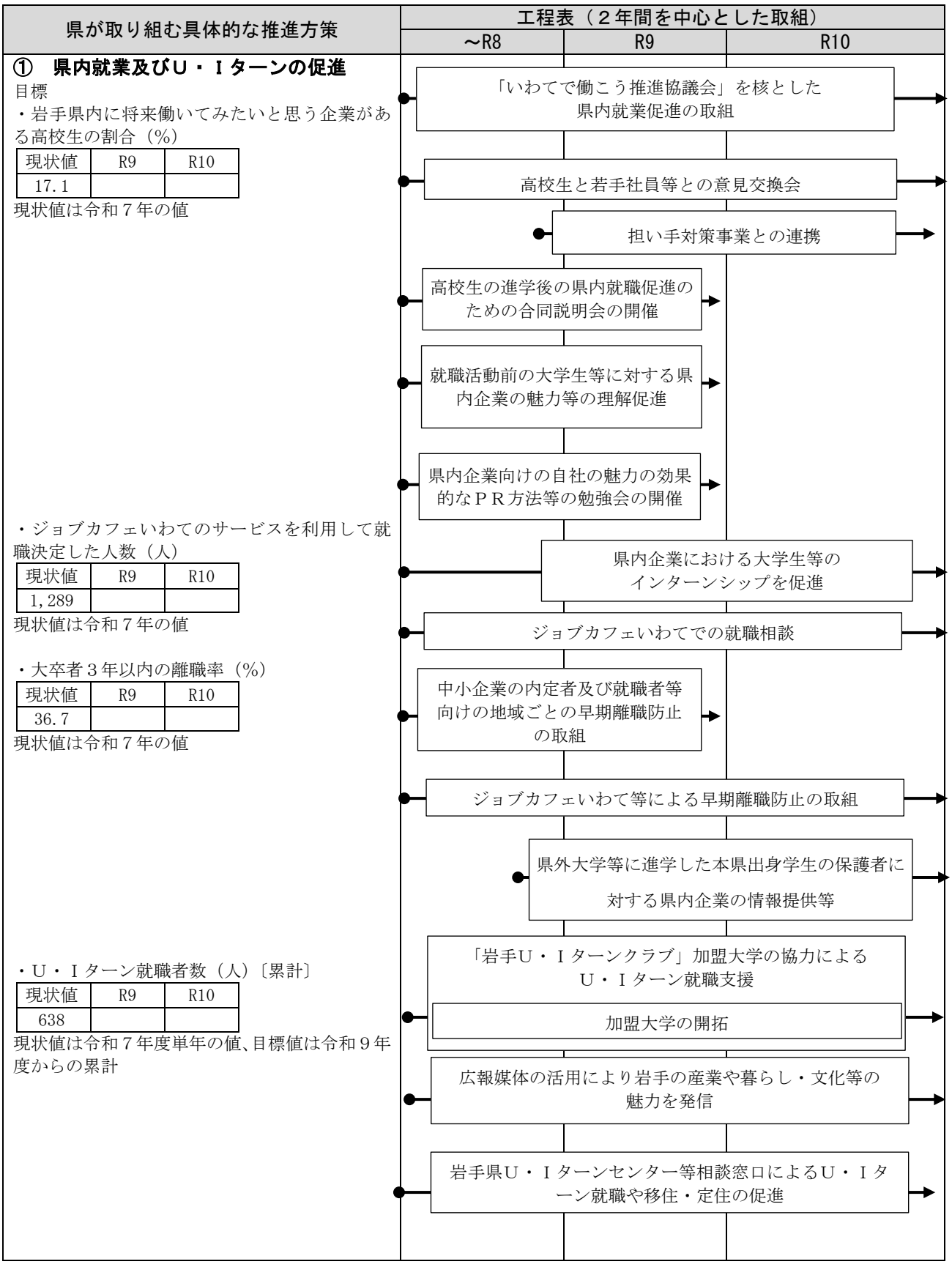
- 今後求められるスキルの変化に対応するため、ＤＸ・ＡＩ等の技術革新を踏まえたリスキリング等の職業能力開発により、デジタル技術を活用できる人材の育成を推進します。
- 地域産業における人手不足や職種間のミスマッチに対応するため、地域産業の人材ニーズを踏まえた職業能力開発を推進するとともに、人手不足分野を中心とした人材育成や就業支援を促進します。
- 地域産業を支える技能人材の確保や技能の継承を図るため、若年層の技能への関心を高めるとともに、技能検定制度や技能競技大会等を活用した技能者の育成や技能水準の向上を促進します。
- 産業構造や人材ニーズの変化に対応するため、職業能力開発施設における訓練内容や訓練環境の充実を図るとともに、就職への道筋を提示するなど、職業能力開発への関心の喚起に取り組みます。

④　子育てと仕事の両立を図る家庭への支援

- 安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりに向け、引き続き、市町村と連携しながら、保育所等や放課後児童クラブにおける、保育人材の確保や利用ニーズの多様化への対応を進めるとともに、地域ごとの需給のミスマッチ等への対応など、子ども・子育て支援の充実を図ります。
- 仕事と子育てを両立できる職場環境づくりを推進するため、条例に基づき、企業等に対して、従業員の仕事と子育ての両立に向けた取組を定める一般事業主行動計画の策定を求めるとともに、社会保険労務士の派遣による専門的な助言・支援を行い、計画に基づく取組の着実な実施を促進します。

⑤　障がいなどに応じた多様な就労の場の確保や、就労に向けた支援

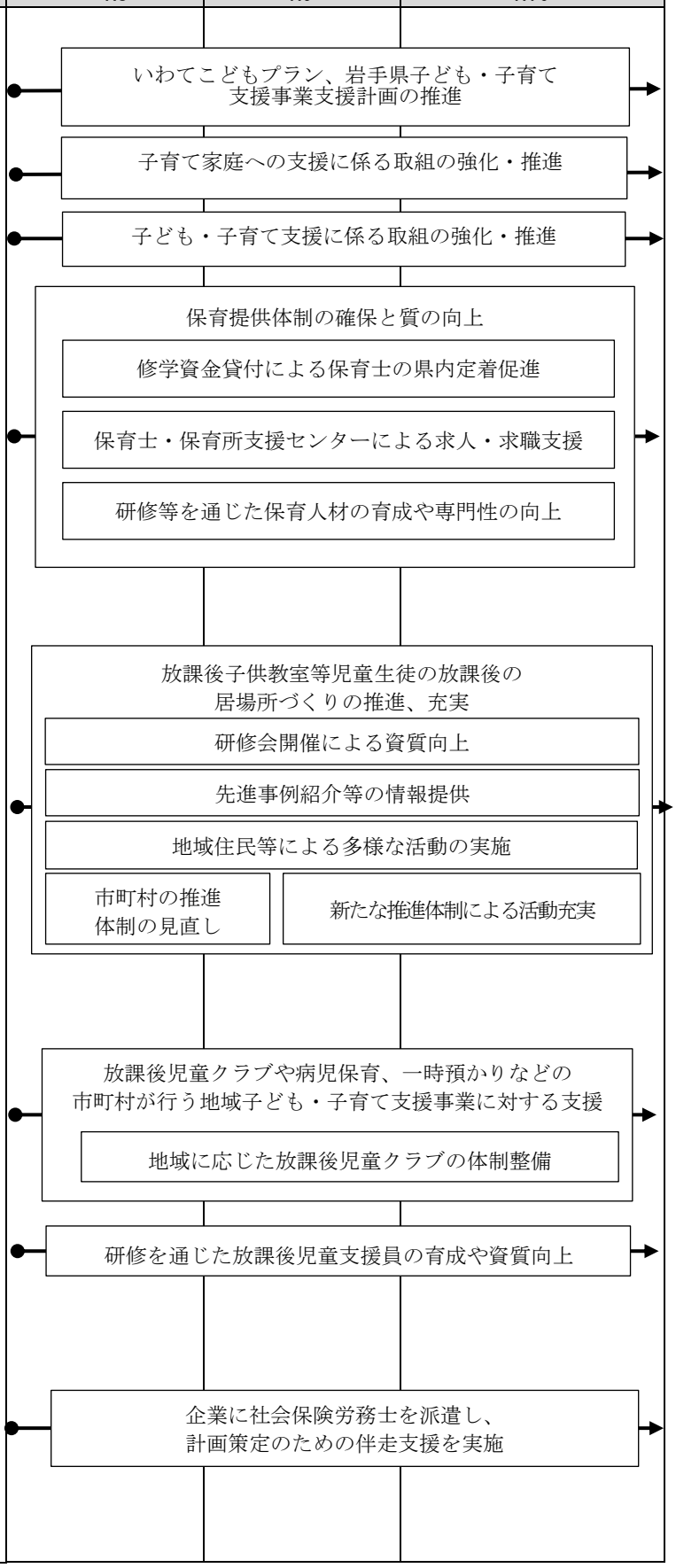
- 企業の採用担当者を対象とした障がい者雇用の理解促進に係るセミナーの実施等により、就労を希望する障がい者一人ひとりの障がいなどに応じた就労の実現を支援します。
- 就労を希望する障がい者一人ひとりの多様なニーズに対応した委託訓練の実施により、障がい者の就労支援に取り組みます。
- 障がい者が地域において能力を発揮し、自立した生活ができるよう、障害者就業・生活支援センターや就労移行支援事業所等を通じて就労先の確保や一般就労への移行及び就労後の職場定着を支援します。
- 商工・農林水産事業者等と就労継続支援事業所の連携創出を支援し、各分野における障がい者の就労を促進します。


県が取り組む具体的な推進方策
工程表（２年間を中心とした取組）
～R8
R9
R10
① 県内就業及びＵ・Ｉターンの促進
目標
・岩手県内に将来働いてみたいと思う企業がある高校生の割合（%）
現状値 R9 R10
17.1
現状値は令和７年の値
・ジョブカフェいわてのサービスを利用して就職決定した人数（人）
現状値 R9 R10
1,289
現状値は令和７年の値
・大卒者３年以内の離職率（%）
現状値 R9 R10
36.7
現状値は令和７年の値
・Ｕ・Ｉターン就職者数（人）〔累計〕
現状値 R9 R10
638
現状値は令和７年度単年の値、目標値は令和９年度からの累計
「いわてで働こう推進協議会」を核とした県内就業促進の取組
高校生と若手社員等との意見交換会
担い手対策事業との連携
高校生の進学後の県内就職促進のための合同説明会の開催
就職活動前の大学生等に対する県内企業の魅力等の理解促進
県内企業向けの自社の魅力の効果的なＰＲ方法等の勉強会の開催
県内企業における大学生等のインターンシップを促進
ジョブカフェいわてでの就職相談
中小企業の内定者及び就職者等向けの地域ごとの早期離職防止の取組
ジョブカフェいわて等による早期離職防止の取組
県外大学等に進学した本県出身学生の保護者に対する県内企業の情報提供等
「岩手Ｕ・Ｉターンクラブ」加盟大学の協力によるＵ・Ｉターン就職支援
加盟大学の開拓
広報媒体の活用により岩手の産業や暮らし・文化等の魅力を発信
岩手県Ｕ・Ｉターンセンター等相談窓口によるＵ・Ｉターン就職や移住・定住の促進

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）		
	～R8	R9	R10
② 若者や女性などに魅力ある雇用・労働環境の構築 目標 ・いわて働き方改革推進運動参加事業者数（事業者）〔累計〕 現状値 1,231 / R9 / R10 現状値は令和７年の値 ・いわて健康経営認定事業所数（事業所）【再掲】 現状値 653 / R9 / R10 現状値は令和７年の値 ・正社員就職・正社員転換数（人） 現状値 8,038 / R9 / R10 現状値は令和７年の値	「いわて働き方改革推進運動」の全県的な展開 健康経営事業所の募集機会拡大 いわて健康経営事業所認定制度の普及 いわて健康経営アワードの実施 安定的な雇用の確保等についての要請活動 新規学卒者の採用枠の確保 多様な人材の雇用の場の確保 安定的な雇用の確保 女性の活躍促進に向けた雇用環境の確保 働き方改革に向けた取組の推進		
③ 社会環境の変化に対応した職業能力開発の支援 目標 ・在職者訓練のデジタル分野修了者数（県実施分）（人） 現状値 171 / R9 / R10 現状値は令和７年度の値 ・離職者等を対象とした職業訓練の受講者の就職率（%） 現状値 73.6 / R9 / R10 現状値は令和７年の値 ・障がい者委託訓練の修了者の就職率（%） 現状値 57.1 / R9 / R10 現状値は令和７年の値 ・技能検定合格者率（%） 現状値 58.1 / R9 / R10 現状値は令和７年の値 ・県立職業能力開発施設における県内に事業所がある企業への就職率（%） 現状値 86.2 / R9 / R10 現状値は令和７年の値	企業ニーズを踏まえた在職者訓練の充実 労働局・ハローワーク、高齢・障害・求職者雇用支援機構と連携した職業訓練修了者に対する就職支援 介護・医療・ＩＴ系コースや資格取得関連コースの設定 障がい者の多様なニーズに対応した委託訓練の実施 技能検定の実施・立会、職業能力開発協会への指導、技能士の活用・受検料の減免措置について周知 将来の本県産業を担う人材の育成、学生の県内就職の促進（職員による県内企業訪問、学生への県内企業紹介等）		

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）		
	～R8	R9	R10

④　子育てと仕事の両立を図る家庭への支援



目標

・県内保育士養成施設卒業生（保育士資格取得者に限る）の県内保育所等への就業率（%）【再掲】

現状値	R9	R10
48.9		

現状値は令和７年の値

・放課後子供教室において指導者を配置して「体験活動」を実施している教室の割合（%）

現状値	R9	R10
89.0		

現状値は令和７年の値

・放課後児童クラブの待機児童数（５月時点）（人）【再掲】

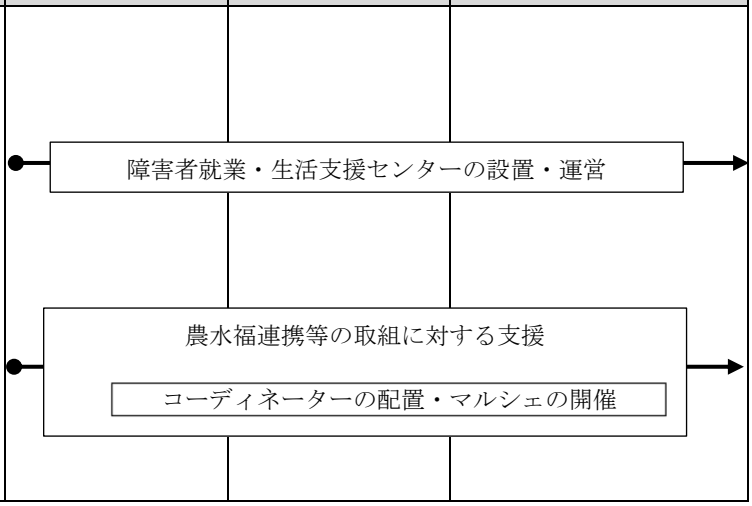
現状値	R9	R10
189		

現状値は令和７年の値

・社会保険労務士派遣により一般事業主行動計画を策定した企業数（事業者）〔累計〕【再掲】

現状値	R9	R10
－		

<table>
<tr><th rowspan="2">県が取り組む具体的な推進方策</th><th colspan="3">工程表（２年間を中心とした取組）</th></tr>
<tr><th>～R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr>
<tr><td>⑤　障がいなどに応じた多様な就労の場の確保や、就労に向けた支援
目標
・障害者就業・生活支援センターにおける一般就労移行者数（人）
<table><tr><td>現状値</td><td>R9</td><td>R10</td></tr><tr><td>171</td><td></td><td></td></tr></table>現状値は令和７年の値

・農業や水産業に取り組んでいる就労継続支援事業所数（事業所）【再掲】
<table><tr><td>現状値</td><td>R9</td><td>R10</td></tr><tr><td>118</td><td></td><td></td></tr></table>現状値は令和７年の値</td><td colspan="3">
</td></tr>
</table>

県以外の主体に期待される行動

（労働者・求職者）
・主体的な能力開発の実施
（企業等）
・持続的な働き方改革の取組
・従業員のエンゲージメントを高める取組
・柔軟で多様な働き方ができる職場環境づくり
・アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消に向けた取組
・社内教育の充実、労働者の能力開発機会の確保
・安定的な雇用の確保
・仕事と子育てが両立できる職場環境の整備
・健康経営の取組の推進
・障がいについての理解促進
（教育機関・産業支援機関等）
・離職者等への職業訓練の実施
・若年技能者への技能向上の支援
・学生・生徒への県内就職・定着支援
・障がいについての理解促進
（市町村）
・各分野における雇用創出
・企業への要請、意識啓発
・離職者等への就業支援、生活支援
・若者等への就職・定着支援
・企業の人材確保への支援
・働き方改革の取組への支援

32 地域経済を支える中小企業の振興を図ります

（基本方向）

地域経済を支える中小企業は、原油・原材料等の高騰や、賃上げへの対応などにより経営に大きな影響を受けていることから、経営力の向上や適切な価格転嫁に向けた取組の支援や、伴走支援の強化等により、事業継続に向けた課題解決を促進します。

また、社会経済環境の急速な変化に対応するため、ＡＩやデジタル技術を活用した生産性の向上やカーボンニュートラルの取組、新事業分野の開拓等を支援するとともに、起業・スタートアップや事業承継の取組を促進します。

さらに、社会資本の整備や維持管理、災害対応など、地域を支える建設企業の持続的かつ安定的な経営に向けた基盤強化の取組などを推進します。

現状と課題

- 本県の企業数は33,295者（令和３年６月現在）であり、このうち中小企業は33,245者と全体の99.8%を占めており、事業活動を通じて、県民の暮らしや地域の経済を支えています。
- 物価や原油・原材料等の高騰に加え、金利の上昇傾向など、県内企業を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況が続いており、多くの中小企業において売上の減少、利益率の低下が経営課題となっているほか、企業の倒産や休廃業件数も増加傾向にあります。
- これらの状況に加え、人口減少や深刻化する人手不足、近年頻発化する自然災害やカーボンニュートラルへの対応など、中小企業者は、自らを取り巻く社会経済環境の変化に対応し、経営力の向上に向けた取組を進めていくことが求められており、そのためには経営者自身の意識改革や、事業の持続的発展に必要なリテラシー（経営戦略・会計・知的財産等）の向上が不可欠です。
- 商工指導団体等の巡回指導を通じた経営革新計画の策定・承認や、関係機関との連携によるデジタル化のモデル事例創出は順調に進展しています。一方で、経営者の高齢化や人手不足等により、デジタルリテラシーの二極化が進行しており、ＡＩの急速な普及も相まって、デジタル技術の活用に向けた企業間の格差拡大が新たな課題となっています。
- 県内事業者において価格転嫁に向けた一定の取組は行われているものの、多くの事業者の価格転嫁率は３割未満にとどまっており、全国的にも下位の水準となっています。
- 急速に変化する事業環境を踏まえながら様々な経営課題に単独で対応していくことは、特に経営資源に乏しい小規模事業者にとっては負担が大きいことから、企業の状況や地域の課題に応じた支援機関による伴走支援は一層その重要性を増しています。
- 商工指導団体による創業指導や起業支援推進事業等により、いわて起業家育成資金の利用実績が伸び、起業・創業の機運が高まっているところですが、開業率は目標を下回っています。
- スケールアップにつながる資金調達額の約８割は依然として首都圏に集中しているなどスタートアップの成長機会の地域間格差が存在しており、県内においても、イノベーションの創出や地

域課題の解決に向けて、本県経済を牽引していくスタートアップの創出や成長を促進していくための人的ネットワークや資金供給機会が不足しています。

- 岩手県事業承継・引継ぎ支援センターや商工指導団体による事業承継診断により、事業承継の支援を受けた企業数は順調に推移していますが、県内企業の経営者の高齢化や後継者不足が深刻な課題となっています。
- このような状況の中、企業の設備資金や事業拡大、事業承継等に伴う資金需要に対応した金融支援を実施し、多くの県内企業に利用されています。
- 近年、自然災害が頻発化・激甚化しており、被災した際の被害の軽減や、早期復旧を図るためには、自然災害はもとより、感染症やサイバー攻撃等も含め、様々なリスクを認識した上で、平時から事業継続のための取組を講じる重要性が高まっています。
- 商工指導団体や商店街組織等による連携した取組が行われていますが、高齢化による人手不足や物価高騰の影響により、一部の商店街においては連携した活動を維持することが困難になっている状況もみられます。
- 県内の建設企業は、地域における社会資本の整備や維持管理を行うとともに、災害対応等における「地域の守り手」として重要な役割を担っていますが、建設業従事者の高齢化や新規就業者数の減少により、担い手不足が課題となっています。また、東日本大震災津波に伴う復興事業の進捗により公共事業が減少するなど、取り巻く経営環境は厳しさを増しており、引き続き、生産性の向上等を通じた持続的・安定的な経営基盤の強化が課題となっています。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 中小企業者の経営力の強化や新たな事業活動などの取組の促進

- 急激な事業環境変化が自社の経営に与える影響等を的確に把握した上で、多様なニーズに対応した付加価値を提供できるよう経営力を強化し、事業の拡大や持続的な発展に向けて経営者自らが将来の経営計画を策定することができるよう、経営に必要なリテラシーの向上を支援します。
- 人口減少や深刻化する人手不足、物価高騰などの構造的な環境変化に的確に対応し、企業の「稼ぐ力」を高めて持続的な賃上げや成長投資につなげるため、生産性の向上や新商品の開発など新たな事業活動に取り組む「経営革新計画」の策定段階から、新分野への進出や省力化・デジタル化などの取組の実行、さらには目標達成までを一貫して支援します。
- 技術の高度化や新技術開発、販路開拓、資金調達、生産性向上、カーボンニュートラルへの対応など企業ニーズに応じた重層的な支援を行います。
- ＡＩやデジタル技術による自動化・省力化等の業務効率化や、データ利活用に挑む企業を支援するとともに、商工指導団体や産業支援機関と連携した伴走支援やモデル事例の創出を通じ、デジタル化に課題がある経営者に対してもきめ細かな支援を展開することで、県内企業全体の競争力強化を図ります。
- 地域や業界が抱える課題の解決を図るため、中小企業者が相互の連携により共同して行う事業活動を促進します。
- 商工指導団体や金融機関等と連携し、中小企業者が行う適切な価格転嫁に向けた取組を支援します。

② 企業の状況や地域の課題に応じた伴走支援の強化

- 企業の経営状況や成長段階、地域が抱える課題に応じて、商工指導団体や産業支援機関が緊密に連携し、適時適切な体制による経営力再構築型の伴走支援を展開することで、経営者に寄り添い、自己変革を妨げる課題を共に克服するとともに、最終的に企業が自立・自走できる状態を目指した支援を行います。
- 複数地域にまたがる高度・専門的な経営課題への対応や、支援水準の平準化及び関係機関の連携強化を図るため、広域的な支援体制の構築を推進します。
- 住民の生活維持に必要なサービスを提供する地域の小規模事業者等に対し、省力化やデジタル化などのきめ細かな支援を行うとともに、国や市町村等の多様な主体と連携し、人口減少下における地域生活基盤の持続性確保を支援します。

③ 企業のライフステージに対応した切れ目のない金融支援

- 中小企業者の経営の安定及び事業の成長を図るため、制度融資や設備貸与等の各種金融支援を行います。
- 事業再生や再チャレンジ等を含め、個々の中小企業者の実情及びライフステージに応じた金融面の課題解決を支援するため、支援機関等で構成するいわて中小企業事業継続支援センター会議の活動等を通じて、参加機関相互の連携を図ります。

④ 自然災害等への対応と事業継続力の強化

- 商工指導団体や民間企業と連携し、企業の事業継続力の強化に係る取組を促進するとともに、商工指導団体及び市町村による事業継続力強化に係る企業への支援体制の構築を図ります。
- 災害等からの復旧・復興に当たっては、小規模事業者ほど事業の再建が困難となることから、早期の復旧・復興に向けて、国・市町村及び関係団体と一体となった支援を行います。

⑤　若者をはじめとする起業者の育成、起業・スタートアップの支援

・　県、市町村、商工指導団体、金融機関、大学、研究機関等で構成する「いわてスタートアップ推進プラットフォーム」の活動や岩手イノベーションベースとの連携により、起業のステージやパターンに適したプログラムの提供等を通して起業支援を強化します。

・　「いわて女性起業家ネットワーク」の活動など、若者・女性の起業マインドの醸成や経営能力の向上を図るための取組を大学や商工指導団体、金融機関等と連携して行います。

・　創業計画の策定段階から創業した後も継続して、資金面をはじめとした支援を行います。

・　県内をはじめ国内、海外の金融機関、ベンチャーキャピタル、企業等との連携により、海外展開や高い成長を目指すスタートアップの育成や創出を促進します。

⑥　事業承継・再チャレンジの円滑化や人材育成に向けた取組の促進

・　中小企業者が行う事業承継・再チャレンジに向けた準備を早期かつ計画的に進めるため、商工会、商工会議所などの商工指導団体が、岩手県事業承継・引継ぎ支援センター、金融機関、岩手県中小企業活性化協議会等と連携して実施する事業承継診断や、経営者との対話・相談を促進します。

・　中小企業者における親族や従業員等への事業承継を円滑に進めるため、商工会、商工会議所が中小企業者に密着し、事業承継計画の策定から事業承継後のフォローアップまで実施する継続的な取組を支援します。また、後継候補者がいない中小企業者に対しては、岩手県事業承継・引継ぎ支援センターや「つぐべ岩手」等関係機関とのネットワークによる相談対応や事業引受希望者とのマッチングなどの取組を促進します。

・　事業承継に向けた事業計画の策定段階から承継後も継続して、資金面をはじめとした支援を行います。

・　商工指導団体や産業支援機関と連携して地域経済の中核を担う人材を育成するための施策を展開します。

⑦　多様な主体の連携によるまちのにぎわい創出

・　医療・福祉、教育、都市計画、地域交通など、商業以外の分野との協調・連携による新たなまちづくりの方向性を提案し、商店街の再生及び商店街に立地する商業・サービス業者のビジネスチャンス拡大につなげます。

・　付加価値の高い商品・サービスの開発や労働生産性の向上を実現するため、デジタル技術の積極的な活用を図る商業・サービス業者の取組を支援します。

⑧　建設業における職場環境の整備、技術力・生産性の向上、経営基盤の強化

・　社会資本の整備や維持管理、災害対応を担うなど地域を支える建設業の人材の確保・定着に向け、建設業の魅力発信や処遇環境の改善を図り、若者や女性など誰もが働きやすい職場環境の整備を推進します。

・　「いわて建設業振興中期プラン」に基づき、ＩＣＴ活用等による生産性の向上や建設企業の経営基盤の強化、経営改善に対する支援等を推進します。

・　建設ＤＸによる生産性の向上を通じた持続的な建設業の発展に向けて、建設分野へのＩＣＴの普及・拡大を推進します。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）		
	～R8	R9	R10
① 中小企業者の経営力の強化や新たな事業活動などの取組の促進 目標 ・経営革新計画承認件数（件）〔累計〕 現状値：1,072 現状値は令和元年から令和７年までの累計、目標値は令和元年からの累計 ・ＡＩやデータ利活用による経営力強化を図る企業のモデル事例創出件数（件）〔累計〕 現状値：13 現状値は令和５年から令和７年までの累計、目標値は令和５年からの累計 ・パートナーシップ構築宣言企業数(企業)〔累計〕 現状値：489 現状値は令和２年から令和７年までの累計、目標値は令和２年からの累計	「経営革新計画」の策定段階から目標達成までの一貫した支援 モデル事例創出を通じた経営力強化につながるＡＩ・デジタル技術活用の支援 商工指導団体や金融機関等と連携し、企業に対する適切な価格転嫁に向けた取組を支援		
② 企業の状況や地域の課題に応じた伴走支援の強化 目標 ・商工指導団体による指導を受けた企業・組合数（企業・組合）〔累計〕 現状値：236,327 現状値は令和元年から令和７年までの累計、目標値は令和元年からの累計	商工指導団体や産業支援機関が連携して伴走型の支援を行うための体制強化 広域経営指導員による企業への指導及び OJT の実施		
③ 企業のライフステージに対応した切れ目のない金融支援 目標 ・商工観光振興資金及び中小企業成長応援資金の貸付件数（件）〔累計〕 現状値：6,575 現状値は令和元年から令和７年までの累計、目標値は令和元年からの累計 ・設備貸与制度の利用実績（件）〔累計〕 現状値：289 現状値は令和元年から令和７年までの累計、目標値は令和元年からの累計	事業活動に応じた制度融資や設備貸与等の各種金融支援の実施 いわて中小企業事業継続支援センター会議の活動等を通じた支援環境の整備		
④ 自然災害等への対応と事業継続力の強化 目標 ・事業継続力強化計画策定企業数（企業）〔累計〕 現状値：574 現状値は令和元年から令和７年までの累計、目標値は令和元年からの累計	商工指導団体、民間企業等と連携した事業継続力強化計画の制度周知及び策定支援		

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）		
	～R8	R9	R10
⑤　若者をはじめとする起業者の育成、起業・スタートアップの支援 目標 ・商工指導団体による創業指導回数（回）〔累計〕 現状値 4,550 / R9 / R10 現状値は令和元年から令和７年までの累計、目標値は令和元年からの累計 ・いわて起業家育成資金の利用実績（件）〔累計〕 現状値 1,058 / R9 / R10 現状値は令和元年から令和７年までの累計、目標値は令和元年からの累計 ・ベンチャーキャピタルによる投資実績件数（件）〔累計〕 現状値 3 / R9 / R10 現状値は令和７年の値、目標値は令和７年からの累計	「いわてスタートアップ推進プラットフォーム」における連携、各構成機関による支援		
	企業の成長段階に応じた資金面の支援等の展開		
	国内外の起業家・投資家・企業との人的ネットワーク構築や資金提供機会の創出に向けた施策の展開		
⑥　事業承継・再チャレンジの円滑化や人材育成に向けた取組の促進 目標 ・商工指導団体による事業承継診断を受けた企業数（企業）〔累計〕 現状値 5,508 / R9 / R10 現状値は令和元年から令和７年までの累計、目標値は令和元年からの累計 ・事業承継の支援を受けた企業数（企業）〔累計〕 現状値 7,392 / R9 / R10 現状値は令和元年から令和７年までの累計、目標値は令和元年からの累計	商工指導団体が岩手県事業承継・引継ぎ支援センター、金融機関等と連携して実施する事業承継診断や経営者との対話・相談の支援		
	商工指導団体が計画の策定からフォローアップまで実施する継続的な取組の支援及び関係機関とのネットワークによる相談対応等の支援		
⑦　多様な主体の連携によるまちのにぎわい創出 目標 ・商業・サービス業者に対する専門家利用企業数（企業）〔累計〕 現状値 1,892 / R9 / R10 現状値は令和元年から令和７年までの累計、目標値は令和元年からの累計 ・にぎわいや魅力づくりにつながる活動に取り組む商店街の割合（%） 現状値 71.4 / R9 / R10 現状値は令和７年の値	商店街のにぎわい創出や魅力創造等の取組に対する商工指導団体と連携した各種専門家派遣による支援		
	付加価値の高い商品やサービスの創出、生産性の向上の取組の支援		

<table>
<tr><th rowspan="2">県が取り組む具体的な推進方策</th><th colspan="3">工程表（２年間を中心とした取組）</th></tr>
<tr><th>～R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr>
<tr><td>⑧　建設業における職場環境の整備、技術力・生産性の向上、経営基盤の強化
目標
・県営建設工事における建設キャリアアップシステム活用工事の実施件数（件）〔累計〕
<table><tr><td>現状値</td><td>R9</td><td>R10</td></tr><tr><td>未確定</td><td></td><td></td></tr></table>現状値は令和３年の値

・県営建設工事におけるＩＣＴ活用工事の実施件数（件）〔累計〕
<table><tr><td>現状値</td><td>R9</td><td>R10</td></tr><tr><td>未確定</td><td></td><td></td></tr></table>現状値は令和３年の値</td><td colspan="3">建設業の担い手確保を支援

建設企業の技術力・生産性向上、経営基盤強化、
経営革新への取組を支援

ＩＣＴ活用工事の発注、
ＩＣＴ現場見学会･技術講習会の開催</td></tr>
</table>

県以外の主体に期待される行動

（企業等）
・経営に必要なリテラシーの向上
・新事業展開や経営革新への取組
・自然災害等への対応と事業継続力の強化
・計画的な事業承継の実施
・働きやすい環境の整備
・商店街のにぎわい創出や魅力創造に向けた取組
（商工指導団体、産業支援機関等）
・中小企業者の経営力強化や円滑な事業承継・再チャレンジなどへの伴走型支援
・国、県、市町村等との更なる連携による取組
（金融機関、信用保証協会）
・県、市町村、商工指導団体等と連携した融資、信用保証、経営指導等
・商店街や中小企業者の経営力向上等を図るための取組への支援
・起業家やスタートアップに対する投資・資金供給
（市町村）
・市町村の特色ある産業の振興
・地域の商店街の振興
・起業・創業支援や設備投資支援

Ⅵ　仕事・収入

33　国際競争力が高く、地域の産業・雇用に好循環をもたらすものづくり産業を盛んにします

（基本方向）

国際競争力が高く、地域の産業・雇用に好循環をもたらすものづくり産業の振興に向け、ＤＸやＧＸの進展、社会経済環境の変化を踏まえて、国内有数の自動車・半導体関連産業の集積と高度化を図る取組や、企業間・産学官連携を通じた医療機器等に関連する新産業創出の取組、ロボットやＡＩを活用したものづくり産業の付加価値向上の取組、県北・沿岸地域を含む全県への波及効果が期待される企業誘致などの取組を推進します。

現状と課題

- 本県の製造品出荷額は、2022年に初めて３兆円を突破し、2024年に３兆4,231億円と順調に増加しており、ものづくり関連分野における従業員１人当たりの製造品出荷額と付加価値額は年々増加する等、自動車・半導体をはじめとするものづくり産業は本県の経済を牽引しています。
- 自動車関連産業は、電動化やカーボンニュートラルへの対応など、事業環境の変化に対応した中小企業の競争力強化の取組により、サプライチェーンの体質強化が図られており、半導体関連産業は、フラッシュメモリや半導体製造装置などの生産基盤となる企業・技術・人材の一層の集積と高度化が進んでいます。一方で、本県ものづくり産業の競争力をさらに高めるためには、生産性や付加価値の向上のほか、その担い手となる人材の育成・確保が課題となっています。
- 優れた技術を持つ地場企業群の技術の高度化や高付加価値化の取組により、多様な企業間連携の強化・拡大が進んでいるほか、産学官金の連携による技術開発や新製品開発、新事業・新産業の創出に向けた取組も進んでいますが、地域経済への波及効果をさらに高めるためには、企業間連携の強化や新たな成長分野の創出に向けた取組を一層進めていくことが課題となっています。
- 県や国の支援を活用し、デジタル化やＩＴ活用に取り組む企業の裾野拡大が図られていますが、生産性や付加価値の向上に取り組む企業をさらに増やすため、ＡＩやロボット等の活用や、それを支える人材の育成・確保を進めていくことが必要です。
- 企業誘致や既立地企業の業容拡大などにより、雇用の創出や地域経済の活性化が図られるとともに、ものづくり体験の機会の提供を通じて次世代を担う人材の育成が進んでいますが、人口減少に伴う将来のものづくり産業を支える人材の確保や若者・女性の定着、Ｕ・Ｉターンの拡大につながる多様な就業機会の確保に向けた取組を進めていくことが必要です。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 社会経済環境の変化に対応したものづくり産業の一層の集積と高度化の推進

- 自動車関連産業については、電動化や将来の生産移管・モデルチェンジを見据えた中核的企業との取引拡大に向けて、ＡＩの活用等による生産性向上等を支援します。
- モータースポーツを通じたクルマファンの拡大に取り組むとともに、サプライチェーンの体質強化、中小企業の競争力強化、事業環境の整備等を重点的に推進します。
- 半導体関連産業については、我が国を代表する国際競争力の高い産業の集積地を目指して、戦略産業クラスター計画等を踏まえ、フラッシュメモリやパワー半導体などの先端半導体、車載半導体、製造装置などの多種多様な製品の生産基盤となる企業・技術の一層の集積を図ります。
- 「I-SPARK」を核とした実践的な製造装置エンジニアの育成に加え、新たな人材育成施設の整備等により、ロボットやＡＩを活用して企業の生産性向上を実現する人材の育成など、ものづくり産業を支える多様な人材の確保等を促進します。

② 地域経済に好循環をもたらす多様な企業間連携の強化拡大

これまで構築してきた連携の基盤をさらに強固なものとするとともに、国内外に一定のシェアを持つ様々な分野の中核企業との取引拡大やサプライチェーンへの新規参入等、地域経済に好循環を生み出す多様な企業間連携の強化・拡大を促進します。

③ 企業間・産学官連携を通じた関連技術の開発などによる新産業の創出

- 医療機器等関連産業については、産学官金や県内企業間の連携により、企業の新規参入や県内外企業との取引拡大を一層促進するとともに、医工連携の強化や新たなイノベーション拠点機能の整備等により、さらなる集積拡大と高度化を図ります。
- ＤＸ・ＧＸやＩＬＣなど、新たな技術や市場の動向を見据え、産学官金連携による技術開発、製品開発、事業化などを通じて、地場企業の強みである高度な基盤技術を活用した新事業・新産業の創出を促進します。
- 多様なＩＴ企業の集積を図りながら、企業、大学等の連携による新たな技術や製品の開発、事業化を促進します。

④ ものづくり産業の生産性･付加価値向上の加速化

- ものづくり産業の生産性･付加価値向上のさらなる加速化に向けて、ＩＴ企業と連携しながら、生産現場におけるＡＩ、ロボット等のデジタル技術の活用、ＡＩトランスフォーメーション（ＡＸ）を促進するとともに、デジタル人材及び高度専門人材の育成・確保を支援します。
- 企業版ふるさと納税等を活用し、産業支援機関等の機能強化を進め、ものづくり企業の技術開発や人材育成を支える支援基盤の充実を図ります。

⑤ 企業誘致等による地域産業の拠点化・高度化の推進

- 製造業や情報通信業などの製造・技術部門に加え、物流などの関連部門、さらには研究開発部門・企画総務部門などの本社機能移転も視野に入れた企業の誘致や、既立地企業の関連企業の誘致に取り組み、県内における一貫体制の構築と地域中核企業の一層の拠点化・高度化を推進します。
- 県北・沿岸地域においては、多様な就業の場を確保するための新規誘致や既立地企業の業容拡大に加え、地場企業を含めた生産性・技術力の向上などを支援しながら、地域産業の高度化に取り組みます。
- ＤＸやＧＸを推進する企業をはじめ、先端技術や再エネ電力を活用する企業など、様々な産業

を対象とした企業誘致を通じて、若者や女性の定着、Ｕ・Ｉターンの拡大につながる多様な人材が活躍できる場を創出します。

・　市町村等と連携し、企業立地の受け皿となるＧＸ産業団地等の産業立地基盤・ビジネス環境・生活環境の整備を促進します。

⑥　多様なものづくりの風土の醸成

ファブ施設等において、デジタル技術等を活用したものづくり体験の機会を拡充するとともに、教育機関・企業と連携した学習・交流の場の充実により、幅広い世代の創造性を育み、将来のものづくり人材を育成します。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）		
	～R8	R9	R10
① 社会経済環境の変化に対応したものづくり産業の一層の集積と高度化の推進 目標 ・地場企業の自動車関連取引成約件数（件）〔累計〕 現状値：108（R9：　R10：　） 現状値は令和７年単年の値、目標値は令和５年からの累計 ・地場企業の半導体関連取引成約件数（件）〔累計〕 現状値：84（R9：　R10：　） 現状値は令和７年単年の値、目標値は令和５年からの累計	研究開発、設備投資への支援 専門アドバイザーによる改善指導 取引あっせん、商談会等による取引拡大の支援 人材育成・確保の支援 ＡＩの活用による生産性向上の支援 モータースポーツを通じたクルマファン拡大の取組		
② 地域経済に好循環をもたらす多様な企業間連携の強化拡大 目標 ・新規又は拡大した企業間連携数（件）〔累計〕 現状値：10（R9：　R10：　） 現状値は令和７年単年の値、目標値は令和５年からの累計	地場企業群の技術の高度化や高付加価値化の取組を支援 地場企業群の中核的企業との取引拡大や サプライチェーンの新規参入を促進		
③ 企業間・産学官連携を通じた関連技術の開発などによる新産業の創出 目標 ・医療機器関連取引成約件数（件）〔累計〕 現状値：33（R9：　R10：　） 現状値は令和７年単年の値、目標値は令和５年からの累計 ・新産業分野における産学官連携による新規研究開発件数（件）〔累計〕 現状値：20（R9：　R10：　） 現状値は令和７年単年の値、目標値は令和５年からの累計	企業の新規参入や県内主要企業との取引拡大を支援 県内大学等との医工連携による技術開発、新製品開発に係る取組を推進 新産業分野の技術開発、製品開発、事業化を支援		
④ ものづくり産業の生産性･付加価値向上の加速化 目標 ・県･国の支援によりデジタル化に取り組むものづくり企業数（社）〔累計〕 現状値：36（R9：　R10：　） 現状値は令和７年単年の値、目標値は令和５年からの累計	生産現場におけるデジタル技術の活用、ＡＸの推進 デジタル人材・高度専門人材の育成・確保に向けた支援 産業支援機関等の機能強化によるものづくり企業の基盤強化		

<table>
<tr><th rowspan="2">県が取り組む具体的な推進方策</th><th colspan="3">工程表（２年間を中心とした取組）</th></tr>
<tr><th>～R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr>
<tr><td>⑤　企業誘致等による地域産業の拠点化・高度化の推進
目標
・新規立地・増設件数（件）〔累計〕
<table><tr><td>現状値</td><td>R9</td><td>R10</td></tr><tr><td>113</td><td></td><td></td></tr></table>現状値は令和７年単年の値、目標値は令和５年からの累計

・県北・沿岸地域における新規立地･増設件数（件）〔累計〕（上記指標の内数）
<table><tr><td>現状値</td><td>R9</td><td>R10</td></tr><tr><td>18</td><td></td><td></td></tr></table>現状値は令和７年単年の値、目標値は令和５年からの累計</td><td colspan="3">既立地企業のフォローアップによる業容拡大の支援
地域の中核企業の拠点化に向けた支援
本社機能等の移転・拡充の促進
企業ネットワークの開催による新規折衝企業の掘り起こし
関係機関との連携による新規立地企業への折衝
県北・沿岸地域の企業の生産性・技術力の向上等の支援</td></tr>
<tr><td>⑥　多様なものづくりの風土の醸成
目標
・ファブテラスいわての利用者数（人）〔累計〕
<table><tr><td>現状値</td><td>R9</td><td>R10</td></tr><tr><td>4,296</td><td></td><td></td></tr></table>現状値は令和７年の値、目標値は令和５年からの累計</td><td colspan="3">ファブテラスいわてを通じた次世代メイカー人材育成の促進</td></tr>
</table>

県以外の主体に期待される行動

（企業等）
・技術力や生産性の向上
・取引拡大
・産学官金ネットワークへの参画
・人材の育成・定着
（教育機関・産業支援機関等）
・技術力、経営力の向上支援
・技術開発・取引拡大支援
・産学官金ネットワークの構築・参画
・産学官連携による人材育成
（市町村）
・地域内の産業振興施策の企画・調整
・企業誘致
・産学官金ネットワークの構築・参画
・県等と連携した産業立地基盤の整備や住環境の整備
・県及び関係機関と連携した人材育成・定着支援

Ⅵ 仕事・収入

34 地域資源を生かした魅力ある産業を盛んにします

（基本方向）

食産業や伝統工芸、漆、アパレルなどの産業が、物価高騰をはじめとした市場環境等の変化に対応し、付加価値の高い、働きがいのある産業として持続的に成長していくため、商品開発等による高付加価値化や、人口減少に伴う担い手不足等の課題に対応した経営力・生産性の向上、販路開拓等の取組を推進します。

「食」や「伝統的工芸品」をはじめ特色ある県産品の販路拡大を図るため、アンテナショップや物産展、オンライン等を活用した販売促進や県産品の魅力発信に取り組みます。

意欲ある県内事業者の海外展開を進めるため、バイヤー招へいや海外展示会への出展等を通じた商談機会の充実を図るとともに、販路拡大に向けて新たな現地ネットワークの構築に取り組みます。

現状と課題

- 食産業や伝統工芸、漆、アパレルなどの産業は、本県の豊かな地域資源や歴史・文化、高度な技術に支えられながら発展してきた産業であり、令和６年の製造品出荷額は約 6,469 億円と県全体の製造品出荷額３兆 4,231 億円の約２割を占めるなど、地域経済や雇用を支える重要な役割を担っています。
- 伝統的工芸品産業の出荷額は平成 23 年の約 18 億円から令和７年には約 29 億円まで回復しているほか、食品製造業においても食料品製造出荷額が令和２年の 3,769 億円から令和６年には 4,475 億円まで増加しており、県産酒では地理的表示「GI 岩手」の指定を契機として国内外での認知度向上が進んでいます。
- 人口減少に伴う国内市場の縮小や担い手不足、物価高騰、原材料価格及び人件費の上昇に加え、消費者ニーズや販売手法の多様化が進む中、収益力や競争力の維持・向上が課題となっています。
- 食料品製造業は、本県製造品出荷額の中でも第３位と大きな割合を占める基幹産業ですが、水産加工業においては、サケやサンマ、スルメイカ等これまでの主要魚種の不漁により事業環境に変化が生じており、環境変化に対応した商品開発や高付加価値化、販路開拓が課題となっています。
- 伝統工芸品産業は、出荷額が回復傾向にある一方、事業者の約７割を従事者４人以下の小規模事業者が占めるとともに、従事者の高齢化が進んでいることから、産業基盤の維持・強化が課題となっています。
- 繊維・アパレル製造業は、従業者数が減少傾向にあるなど、人材確保や技能継承が課題となっているほか、限られた人材の中で収益力や競争力を維持・向上していくことが課題となっています。
- 人口減少に伴う国内市場の縮小が見込まれる中、県産品の販路拡大に向けては、海外市場への展開がますます重要となっていますが、海外市場における認知度や現地ネットワークが十分ではなく、認知度向上や販路の開拓・拡大が課題となっています。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 食産業の更なる発展に向けた事業活動・販路開拓への支援

- 経営者等を対象とした他地域・他業種との交流・マッチング機会の創出や、「ＦＣＰ岩手ブランチ」の活動を通じた事業者間連携の促進に取り組みます。
- 産業創造アドバイザー等の専門家による助言やファンド等の支援制度を通じて、商品開発や高付加価値化、生産性向上の取組を支援します。
- 県内外での食の商談会や大手量販店等と連携したフェアの開催、ＥＣを活用した販売促進により、販路開拓や販売機会の拡大を支援します。

② 水産加工業の魚種変化に対応した商品力向上や販路開拓への支援

- 主要魚種の不漁に対応するため、環境変化を受けて漁獲可能となった魚種や養殖魚を活用した商品開発を支援するとともに、専門家派遣による新商品開発やマーケティングの取組への助言、ファンドなどの支援制度等の活用を通じ、商品力向上に向けた取組を総合的に支援します。
- 県内外での食の商談会の開催や大手量販店等と連携したフェアの開催に加え、ＤＸの推進や人材確保に向けた取組を促進し、水産加工事業者の生産性向上を図りながら、販路拡大を支援します。

③ 伝統工芸産業・漆産業・アパレル産業等の経営力向上への支援

- ライフスタイルや消費行動の変化を捉え、伝統工芸産業、漆産業及びアパレル産業等の商品価値向上を図るため、専門家派遣による新商品開発や高付加価値化に向けた取組を支援するとともに、展示販売会や商談会等を活用した販路開拓を促進します。
- 展示販売会や商談会等の機会を活用しながら、伝統工芸産業、漆産業及びアパレル産業等の魅力や技術力を広く発信し、認知度向上や需要拡大に向けた取組を推進します。
- 伝統工芸・漆関連産業の持続的な発展を図るため、産業基盤の維持・強化に向け、担い手の確保・育成や技術継承等を支援するとともに、関係団体や事業者等との連携による体験型コンテンツの充実に取り組みます。
- アパレル産業の収益力向上を図るため、人材確保や育成による担い手の確保を進めるとともに、専門家派遣等を通じた工程改善やＤＸ導入等による生産性向上及び高付加価値化に向けた取組を支援し、商談会や展示会等への参加支援による販路開拓を促進します。

④ 県産品の販路の拡大への支援

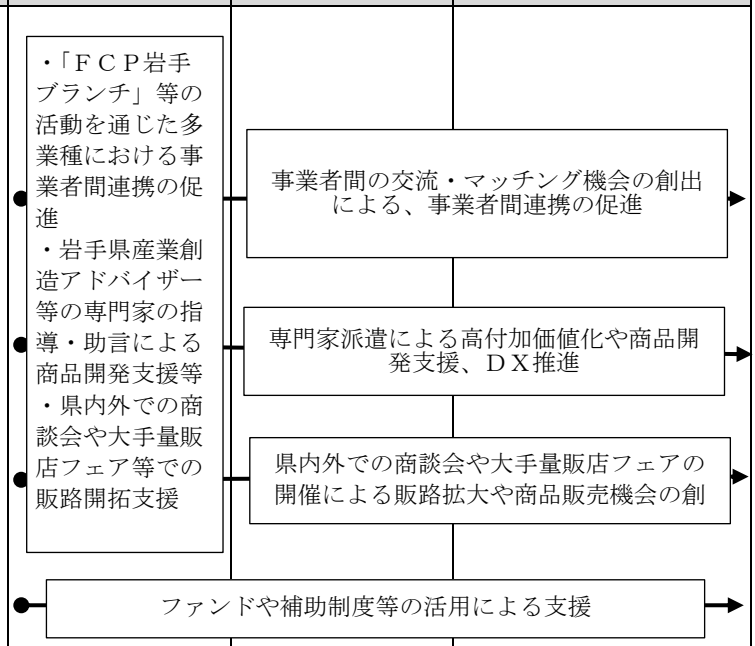
- 特色ある県産品の販路拡大を図るため、アンテナショップや物産展、展示販売会等を活用し、新商品の販売促進や新たな販路の開拓に取り組みます。
- オンラインを活用した販売促進を支援するとともに、消費者ニーズや販売環境の変化に対応した県産品の販売力強化に取り組みます。
- 民間企業等との連携により、社内販売会や県産品フェアの開催、地域資源を活用した体験型コンテンツの充実を通じた国内外への県産品の魅力発信及び需要拡大を図ります。

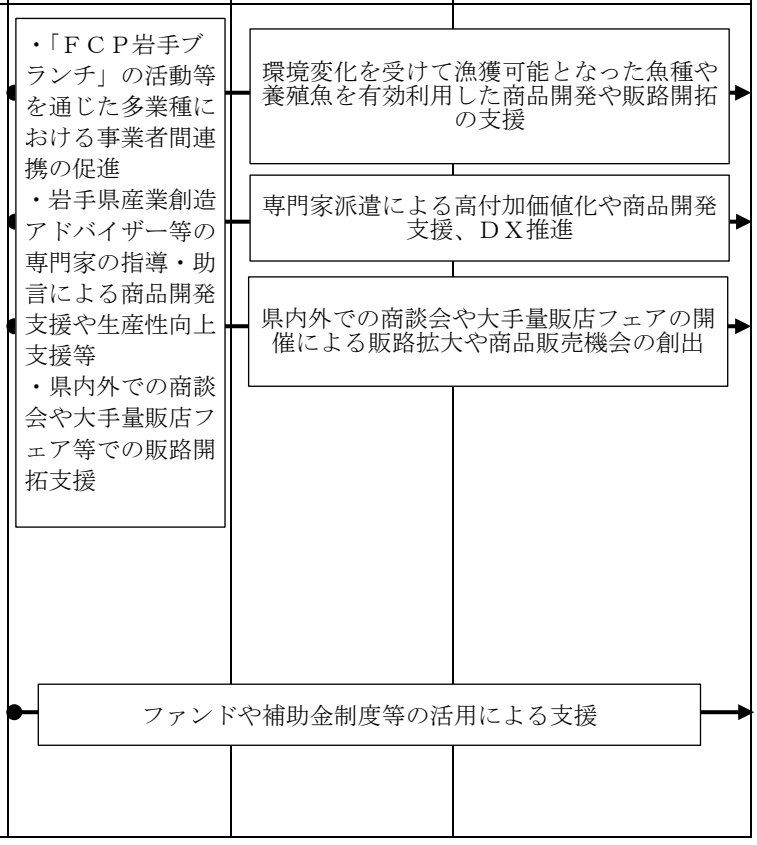
⑤ 県内事業者の海外展開への支援

- 県内事業者の海外展開を促進するため、関係機関や海外事務所と連携しながら、貿易実務相談やセミナーの開催等を通じ、海外展開に意欲的な事業者を総合的に支援します。
- 海外商談会や見本市への出展支援、海外バイヤーの招へい等による商談機会の創出を図るとともに、海外ネットワークの活用・構築等により、県内事業者の販路開拓・拡大を図ります。
- 海外市場における県産品の認知度向上と輸出拡大を図るため、海外フェアやプロモーション等

による情報発信に取り組みます。

<table>
<tr><th rowspan="2">県が取り組む具体的な推進方策</th><th colspan="3">工程表（２年間を中心とした取組）</th></tr>
<tr><th>～R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr>
<tr><td>①　食産業の更なる発展に向けた事業活動・販路開拓への支援
目標
・国内の食の商談会等出展者数（者）〔累計〕
<table><tr><td>現状値</td><td>R9</td><td>R10</td></tr><tr><td>702</td><td></td><td></td></tr></table>現状値は令和７年単年の値、目標値は令和９年からの累計

・国内の食の商談会有望取引件数（件）〔累計〕
<table><tr><td>現状値</td><td>R9</td><td>R10</td></tr><tr><td>353</td><td></td><td></td></tr></table>現状値は令和７年単年の値、目標値は令和９年からの累計</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>②　水産加工業の魚種変化に対応した商品力向上や販路開拓への支援
目標
・水産加工業者における商品開発等の支援件数（件）〔累計〕
<table><tr><td>現状値</td><td>R9</td><td>R10</td></tr><tr><td>44</td><td></td><td></td></tr></table>現状値は令和７年単年の値、目標値は令和９年からの累計

・国内の食の商談会等出展者（水産加工業）数（者）〔累計〕
<table><tr><td>現状値</td><td>R9</td><td>R10</td></tr><tr><td>106</td><td></td><td></td></tr></table>現状値は令和７年単年の値、目標値は令和９年からの累計</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）		
	～R8	R9	R10
③　伝統工芸産業・漆産業・アパレル産業等の経営力向上への支援 目標 ・伝統的工芸品の製造品出荷額（百万円） 現状値：2,913 現状値は令和７年の値 ・県内工芸品事業者における新商品開発や高付加価値化に向けた取組事業者数（者）〔累計〕 現状値：1 現状値は令和７年単年の値、目標値は令和９年からの累計	・専門家による個別訪問指導、新商品開発や販路開拓など事業者の経営力向上の支援 ・物産展・展示販売会等の対面販売の機会の確保 ・伝統工芸産業の人材確保・育成支援 ・伝統的工芸品の魅力や認知度向上に向けた情報発信 ・縫製技術やマネジメント力向上を目的とした人材育成支援	専門家による新商品開発や高付加価値化、販路開拓など事業者の経営力・生産性向上の支援 展示販売会や商談会等を活用した販路開拓 伝統工芸産業における担い手の確保・育成、技術継承、体験型コンテンツの充実 伝統的工芸品の認知度向上や需要拡大に向けた情報発信 アパレル産業の担い手確保に向けた人材確保・育成支援、生産性向上及び高付加価値化に向けた取組支援、商談機会の創出	
④　県産品の販路の拡大への支援 目標 ・アンテナショップ（東京）の新規成約件数（件）〔累計〕 現状値：26 現状値は令和７年の値、目標値は令和９年からの累計 ・アンテナショップ（東京、大阪、福岡）における県産品販売額（百万円） 現状値：678 現状値は令和７年の値	・アンテナショップでの県産品の販売促進 ・新規県産品の販路拡大 ・物産展等の対面販売の機会の確保 ・包括連携協定企業等と連携した県産品の販路及び普及の拡大	アンテナショップや物産展、展示販売会等を活用した新たな販路開拓 オンラインストアやＥＣサイト等を活用した販売促進及び販売力強化 民間企業等と連携したフェアの開催、体験型コンテンツの充実	
⑤　県内事業者の海外展開への支援 目標 ・県産品輸出額（加工食品・工芸品）（百万円） 現状値：未確定 現状値は令和７年の値 ・海外商談会等における出展企業数（者）〔累計〕 現状値：78 現状値は令和７年単年の値、目標値は令和９年からの累計 ・海外商談会等における商談成約等件数（件）〔累計〕 現状値：29 現状値は令和７年単年の値、目標値は令和９年からの累計	関係機関や海外事務所との連携による貿易実務相談やセミナーの開催等を通じた海外展開に向けての総合的な支援 海外商談会や見本市への出展支援、海外バイヤーの招へい等による商談機会の創出や、海外ネットワークの活用・構築等による県内事業者の販路開拓・拡大支援 海外市場における県産品の認知度向上・輸出拡大に向けた海外フェアやプロモーション等の実施による情報発信		

県以外の主体に期待される行動

（企業等）
・消費者ニーズを捉えた新商品や新サービスの開発、高付加価値化及び販路の開拓
・本県の食産業の協働体制である「ＦＣＰ岩手ブランチ[2]」等の取組への積極的な参画及び情報の共有
・新たな担い手の確保・育成及び技能・技術の継承
・ＤＸ推進等による生産性向上の取組
・事業者間・異業種間連携による商品開発等の取組
・海外市場進出への積極的対応
・貿易ノウハウの習得・実践
・海外向け製品の研究・開発
（産業支援機関等）
・商品開発、加工技術開発、販路開拓等の支援
・「ＦＣＰ岩手ブランチ」等の協働の取組への積極的な参画及び情報の共有
・セミナー等による人材育成
・専門家の派遣等による新商品開発や高付加価値化、ＤＸ推進等による生産性向上、経営力向上等に関する支援
・大連経済事務所及び雲南事務所の運営並びに企業支援
・貿易相談への対応、貿易情報の提供など
・海外との学術・技術交流
（いわて海外展開支援コンソーシアム）
・支援機関相互の情報共有
・海外展開支援施策の調整、ＰＲ、あっせん
・海外展開支援施策の協働実施
（市町村）
・地域内の産業振興施策の企画調整
・県及び産業支援機関等と連携した支援
・販売機会の創出、販路開拓の支援、新商品開発等の促進、情報発信
・「ＦＣＰ岩手ブランチ」等の協働の取組への積極的な参画及び情報の共有
・後継者の確保、育成等の担い手対策
・事業者の海外展開等意欲の喚起
・住民等に対する啓発活動

[2] ＦＣＰ岩手ブランチ：ＦＣＰ（フード・コミュニケーション・プロジェクト）は、農林水産省が提唱する、食品事業者が主体的に行う「食の安全・安心」の活動を“見える化”することにより、食に対する消費者の信頼向上や企業業績の向上につなげようとする取組で、岩手県では、行政機関、金融機関、民間企業等で構成する研究会（岩手ブランチ）を設立し活動を行っているもの。

Ⅵ 仕事・収入

35 地域経済に好循環をもたらす観光産業を盛んにします

（基本方向）

観光振興が地域社会・経済に好循環を生む仕組みづくりを進めるため、地域の多様な主体が連携し、旅行者ニーズを踏まえた魅力向上と情報発信等に取り組み、国内外から選ばれる観光地域づくりを推進します。

滞在期間の長期化による観光消費と交流人口の拡大を図るため、本県の多様な地域資源を生かした周遊・滞在型観光を促進します。

インバウンドによる観光消費の拡大を図るため、本県の特色ある観光資源を活用した旅行商品の造成支援や誘客促進を通じ、広域周遊や滞在期間の長期化を推進します。

持続可能な観光推進体制の強化を図るため、ＤＭＯをはじめ、地域が主体となった体制づくりを支援するとともに、デジタル技術や観光データを活用した観光産業の高度化を促進します。

ＤＭＯや市町村、観光事業者等と連携し、東日本大震災津波からの復興の伝承や、みちのく潮風トレイルをはじめとした三陸沿岸地域の特色を生かした観光振興を展開します。

国内外とつながるいわて花巻空港の各路線の利用促進を図り、観光客を含めた交流人口の拡大を推進します。

現状と課題

- スマートフォンやＳＮＳ等の普及により、旅行者の情報収集・予約手段は多様化しているほか、旅行ニーズの変化に伴い、従来の団体旅行中心から個人旅行・少人数旅行中心に変化するなど、観光を取り巻く環境は大きく変わっています。
- 日本人の延べ宿泊者数は、人口減少や物価高騰による旅行支出の上昇等を背景として、本県を含め、全国的に伸び悩んでいます。一方、本県の外国人延べ宿泊者数は増加基調にありますが、その観光消費の拡大に向けた取組が課題となっています。
- 本県は東北新幹線や花巻空港、復興道路等の交通インフラを有するとともに、豊かな自然、歴史・文化、食など多様な観光資源に恵まれていますが、観光拠点へのアクセスや二次交通に課題を抱えており、観光客が内陸の特定地域に集中する傾向があるなど、観光資源を県内周遊に十分に生かしきれていない状況にあります。
- 物価高騰による旅行支出の増加等を要因として、遠隔地からの旅行者ほど早期の再来訪意向が低くなる傾向が見られることから、観光ＤＸの推進による旅行者ニーズの把握等により、持続的に誘客を図る観光地域づくり体制の構築が課題となっています。
- いわて花巻空港の利用者数等は以前の水準まで回復したものの、人口減少の進行や移動ニーズの多様化等により航空需要を取り巻く環境が変化する中、国内線では、航空ネットワークの維持・拡充に向けた航空需要の創出・拡大が課題となっています。また、国際線では、安定的な運航や新規路線の誘致に向けたインバウンド・アウトバウンド双方の利用需要の確保が課題となっています。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 魅力的な観光地域づくりの推進

- データの収集・分析を通じて、旅行者ニーズや観光を取り巻く環境の変化を的確に把握するとともに、ターゲットに応じた効果的な情報発信や戦略的なプロモーションを展開し、本県への誘客拡大を推進します。
- 市町村、観光事業者、関係団体等と連携し、本県の魅力を効果的に発信する観光キャンペーンや誘客プロモーションを展開します。
- 世界遺産、自然、食、温泉、震災伝承、郷土芸能など、本県ならではの観光資源の活用を進めるとともに、みちのく潮風トレイルやサイクリングを含むアドベンチャーツーリズムをはじめ、マンガやアニメ等を活用したコンテンツツーリズムなど、付加価値の高い体験型・滞在型コンテンツの充実を図り、国内外の旅行者から選ばれる観光地づくりを推進します。
- 障がいの有無や年齢等にかかわらず、全ての人が、安心して快適に観光を楽しむことができるよう観光施設や宿泊施設等のユニバーサルデザイン対応を促進します。
- 三陸沿岸地域の震災伝承施設や三陸鉄道、三陸復興国立公園、三陸ジオパーク、みちのく潮風トレイル等の魅力を効果的に発信し、これらを活用した復興ツーリズムを促進します。
- 関係機関と連携し、自然災害や感染症、ツキノワグマ等の野生鳥獣に関する情報をはじめ、旅行者に必要な情報を適時適切に発信し、旅行者が安心して滞在・周遊できる観光地域づくりを推進します。

② 周遊・滞在型観光の推進

- 世界遺産、国立公園、みちのく潮風トレイル、震災伝承施設など、本県ならではの観光資源と食、宿泊、体験コンテンツを組み合わせた付加価値の高い旅行商品の造成を促進します。
- 鉄道、バス、タクシー、レンタカーなどの二次交通の充実を図り、旅行者が県内各地を快適に周遊できる受入体制整備を促進します。
- ワーケーションやラーケーション等の多様なニーズに対応した滞在型観光を促進します。
- 県北・沿岸地域の観光需要を創出するため、御所野遺跡やみちのく潮風トレイルをはじめ、食文化や伝統工芸等の特色ある地域資源を生かした旅行商品の造成支援や誘客を促進します。
- 震災学習をはじめ、防災、自然体験、歴史文化等、本県の特色を生かした学びと体験の機会を提供することで、教育旅行の誘致を促進します。

③ インバウンドによる観光消費拡大

- （一社）東北観光推進機構及び東北各県との連携を強化し、東北一体となった海外市場への情報発信やプロモーション等を展開することで、外国人観光客の誘客促進と広域周遊・滞在日数の延伸による観光消費の拡大を図ります。
- 冬季の長期滞在型旅行需要が旺盛な豪州市場等をターゲットに、優れた雪質や広々とした快適な滑走環境など、本県のスキー場の優位性を生かした付加価値の高い旅行商品の造成を促進します。
- いわて花巻空港及び隣県空港を活用した戦略的な広域周遊プロモーションを推進するとともに、本県を組み込んだ周遊型旅行商品の造成を重点的に支援することで、隣県空港に形成されている豊富な国際航空路線網を活用し、台湾、韓国等からのさらなる誘客拡大と観光消費の拡大を図ります。
- 関係機関と連携し、外国からのクルーズ船で来県する外国人観光客を対象に、県内各地を周遊する旅行商品の造成を促進し、県内の滞在時間を延伸することにより、観光消費の拡大を図ります。
- 増加する外国人個人旅行者（ＦＩＴ）の需要に対応するため、県内観光事業者の海外販路の拡大と誘客力の向上に向けた丁寧かつ実践的な伴走支援を実施し、海外ＯＴＡへの商品掲載を促進

します。

・　インバウンドの受入れに積極的に取り組む事業者の増加を通じて観光消費の拡大を図るため、宿泊施設等の多言語対応を支援します。また、みちのく潮風トレイルについては、ガイド人材の育成等を促進し、受入態勢の強化を図ります。

・　観光土産の購入を契機として、家族・友人への紹介やＳＮＳ等を通じた情報発信、さらには再来訪につながる連鎖消費を促進するとともに、アンテナショップや宿泊施設等との連携による観光土産のインバウンド向け販売を推進し、観光消費の拡大と継続的な誘客の促進を図ります。

④　地域が主体となった観光推進体制の強化

・　（公財）岩手県観光協会と連携し、地域の多様な事業者が参画する、持続的な誘客に向けた観光地域づくり体制の構築を支援します。

・　（公財）岩手県観光協会と連携し、観光データを一元化するプラットフォーム（いわて観光ＤＭＰ）の活用を通じた観光データの収集・分析や旅行者のニーズの把握等を促進するとともに、その分析結果を活用した戦略的な情報発信や受入態勢の整備を推進します。

・　地域の観光産業を持続的に発展させていくため、ホスピタリティ（おもてなしや接客スキルなど）や観光マーケティングの知識等を有する、観光産業をけん引する人材の育成を支援します。

・　宿泊施設や商工指導団体等と連携した付加価値の高い旅行商品の造成、情報収集手段の多様化やＡＩ技術の進展等に対応したデジタルマーケティング等の推進により、観光産業の高度化を促進します。

・　三陸ＤＭＯセンターを中核として、多様な主体と連携し、観光をはじめとする三陸地域の振興を総合的に推進する体制整備を進めます。

⑤　いわて花巻空港を核とした交流人口の拡大

・　持続可能な国内航空ネットワークの確保に向け、空港利用者のニーズを踏まえながら、航空会社等と連携し、国内旅行商品の造成支援をはじめ、就航先でのイベントを通じた路線プロモーションなど、利用促進策の強化に取り組みます。

・　国内線の新たな需要の掘り起こしに向け、三陸鉄道などと連動した県内周遊商品による誘客促進や、企業・団体等の利用による交流人口の拡大に取り組みます。

・　国際線の運航再開、安定的な運航の維持、更には新規路線誘致を含めた運航拡大に向けて、就航先及び送客実績のある東南アジアを中心とした地域の航空会社や旅行会社へ、エアポートセールスに取り組みます。

・　国際線の需要の拡大に向け、官民一体となったプロモーションなどインバウンドの利用促進に取り組むとともに、いわて花巻空港の利便性などをＰＲし、アウトバウンド利用拡大に取り組みます。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）		
	～R8	R9	R10
① 魅力的な観光地域づくりの推進 目標 ・観光消費額単価（日本人・県外・宿泊）（千円） 現状値 46.4 / R9 / R10 現状値は令和７年の値 ・観光消費額単価（外国人・宿泊）（千円） 現状値 85.0 / R9 / R10 現状値は令和７年の値	旅行者ニーズに対応した情報発信とデータ分析に基づく戦略的プロモーションによる誘客の拡大 本県の魅力を効果的に発信する観光キャンペーンや誘客プロモーションの展開 地域資源を生かした体験型・滞在型コンテンツの充実と選ばれる観光地づくりの推進 三陸沿岸地域の観光資源を活用した復興ツーリズムの促進 旅行者に必要な情報発信と安心して滞在・周遊できる観光地域づくりの推進		
② 周遊・滞在型観光の推進 目標 ・宿泊者数（延べ人数・全施設）（万人泊） 現状値 555.2 / R9 / R10 現状値は令和７年の値	本県ならではの観光資源と食、宿泊などを組み合わせた付加価値の高い旅行商品造成の促進 地域の二次交通の充実により広く周遊できる受入態勢整備を促進 ワーケーション等の多様なニーズに対応した滞在型観光の促進 県北・沿岸地域への誘客と特色ある地域資源を生かした旅行商品造成の促進 防災、自然体験、歴史文化等、本県の特色を生かした教育旅行の推進		

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）		
	～R8	R9	R10
③　インバウンドによる観光消費拡大 目標 ・外国人宿泊者数（延べ人数　全施設）（万人泊） 現状値 R9 R10 45.0 現状値は令和７年の値	東北観光推進機構等と連携した東北広域プロモーションの展開 豪州市場をターゲットにした付加価値の高い旅行商品の造成による、観光消費の拡大 花巻空港及び隣県空港を活用した戦略的な広域周遊プロモーションの推進 クルーズ船寄港を活用した誘客・観光消費の促進 外国人受入態勢整備促進と情報発信 関係施設と連携した「観光土産」の連鎖消費・インバウンド向け販売の推進		
④　地域が主体となった観光推進体制の強化 目標 ・「持続可能な観光地域づくり」を計画に定めている市町村数（市町村） 現状値 R9 R10 12 現状値は令和７年の値	持続的に誘客を図る観光地域づくり体制の構築支援 観光データの収集・分析や旅行者ニーズの把握等の促進及び分析結果を活用した戦略的な情報発信や受入態勢の整備 ホスピタリティや観光マーケティングの知識等を有する観光産業をけん引する人材の育成 宿泊施設や商工指導団体と連携した付加価値の高い旅行商品の造成とデジタルマーケティングの推進による観光産業の高度化		
⑤　いわて花巻空港を核とした交流人口の拡大 目標 ・いわて花巻空港の航空旅客数（千人） 現状値 R9 R10 485 現状値は令和７年の値 ・国内定期便の利用率（%） 現状値 R9 R10 74.3 現状値は令和７年の値 ・国際定期便の利用率（%） 現状値 R9 R10 87.9 現状値は令和７年の値	航空旅客数の増加に向けた取組 航空会社等との連携による利用促進 インバウンド・アウトバウンドの利用促進		

県以外の主体に期待される行動

（ＤＭＯ）
・観光産業を支える人材の育成
・マーケティング分析を活用した商品開発、受入態勢整備、情報発信
・稼ぐ観光地をつくる体制強化を図り、観光で稼ぎ、観光で潤う地域づくり
・地域と連携した観光地域づくりの推進
・地域資源を生かした魅力ある観光コンテンツづくり
・体験型・滞在型コンテンツの開発、磨き上げ
・ワーケーション等を活用した交流人口・関係人口の拡大
・観光ＤＸを活用した周遊促進
・地域の民間事業者・団体との連携の仕組みづくり
・関連産業と連携したテーマ性やストーリー性を持った商品の開発
・地域住民との共同による持続可能な観光地域づくりの推進
・国内外からの誘客に向けた情報発信
（企業・関係団体等）
・観光産業を支える人材の育成
・旅行者ニーズを踏まえた付加価値の高い旅行商品の造成と情報発信
・稼ぐ観光地をつくる体制強化を図り、観光で稼ぎ、観光で潤う地域づくり
・観光地へのアクセス向上のための二次交通や受入環境の整備
・マーケティング分析やデジタル技術を活用した戦略的な商品販売
・旅行者が快適に過ごすための受入態勢の整備
・体験型・滞在型コンテンツの開発、磨き上げ
・分野を超えた、観光ビジネスへの積極的な参画
・地域資源を生かした魅力ある観光コンテンツづくり
・広域連携による周遊ルートの構築と広域周遊の促進
・ワーケーション等を活用した交流人口・関係人口の拡大
・観光ＤＸを活用した周遊促進
・世界中の旅行者に質の高い旅行を提供する宿泊施設のサクラクオリティ認証取得
・おもてなしの向上と安心・安全な観光地づくりの推進
・国内外からの誘客に向けた情報発信
・事業者間の連携による新たな魅力の創出
・多言語対応やキャッシュレス決済の導入等による受入環境の整備
・いわて花巻空港の積極的な利用
（市町村）
・観光産業を支える人材の育成
・登録ＤＭＯの設立・活動支援
・稼ぐ観光地をつくる体制強化を図り、観光で稼ぎ、観光で潤う地域づくり
・地域と連携した観光地域づくりの推進
・地域内の二次交通の整備促進
・地域ぐるみでのおもてなしの向上と安心・安全な観光地づくりの推進
・地域資源を生かした魅力ある観光コンテンツづくり
・地域の民間事業者・団体との連携の仕組みづくり
・国内外からの誘客に向けた情報発信
・地域住民との共同による持続可能な観光地域づくりの推進
・自然、温泉、歴史的建造物、伝統芸能等の観光資源の維持・保存

・震災からの復興の記憶と教訓の伝承
・いわて花巻空港の積極的な利用
（教育機関等）
・観光産業を支える人材の育成
・教育旅行や企業研修旅行における県内観光施設の活用
・いわて花巻空港の積極的な利用
・留学生など在留外国人を活用した情報発信
・伝統文化の発信によるコンテンツの提供
・スポーツツーリズムにかかる連携強化
・震災からの復興の記憶と教訓の伝承

Ⅵ 仕事・収入

36 意欲と能力のある経営体を育成し、農林水産業の振興を図ります

（基本方向）

従事者の減少や高齢化が進行する中にあって、地域農林水産業の核となる経営体の育成が重要であることから、経営体の法人化や経営規模の拡大、スマート技術等による生産活動の効率化、小規模・家族経営を中心とする集落営農の組織体制強化、農地の集積・集約化等による経営基盤の強化などに取り組みます。

また、農林水産業の次代を担う新規就業者の確保・育成や多様な担い手の確保、意欲ある女性農林漁業者の活躍に向けた機運醸成などに取り組みます。

現状と課題

- 令和７年の基幹的農業従事者数は約３万２千人と５年前に比べ約27%減少する中、「岩手県農業経営・就農支援センター」や「いわてアグリフロンティアスクール」等による経営力向上への支援や農地の集積・集約化等の取組により、販売額３千万円以上のリーディング経営体は着実に増加しています。また、令和７年３月までに県内全市町村で410の地域計画[1]が策定され、地域農業を担う者や10年後の経営・受託面積等が明示されるなど、将来の農地利用の姿が明確化されています。一方、地域計画に位置付けられた担い手等である認定農業者や集落営農組織は減少傾向にあり、地域農業の中核となる担い手の育成と経営基盤の強化が課題となっています。
- 令和７年の林業従事者数は1,628人と５年前に比べ約６％減少する中、先進的な林業機械を活用した作業技術の普及や経営セミナーの開催など、林業経営体の技術力・経営力の向上に向けた取組により、意欲と能力のある林業経営体の育成が着実に進んでいます。一方、多くの林業経営体が小規模であり、施業の集約化や事業規模の拡大等による経営基盤の強化が課題となっています。
- 令和５年の漁業就業者数は4,998人と５年前に比べ約20%減少する中、規模拡大や法人化に関するセミナー開催など、漁業経営体の経営力の向上に向けた取組により、販売額１千万円以上の中核的漁業経営体は着実に増加しています。一方、多くの漁業経営体が小規模であり、規模拡大や多角化、法人化等による経営体質の強化が課題となっています。
- 新規就業者については、メタバースを活用した就業相談会や、「いわて林業アカデミー」、「いわて水産アカデミー」の開講など体系的な人材確保の取組により、農業及び林業では目標数を上回っている一方、水産業では、主要魚種の不漁等により伸び悩んでいます。今後も、担い手の減少・高齢化が見込まれる中、本県農林水産業の持続的な発展に向け、新規就業者の更なる確保が課題となっています。
- 女性農林漁業者については、グループ活動の取組拡大や、家族経営協定の締結による経営への参画など活躍の場が着実に広がっています。一方、女性の就業者数や就業割合は減少傾向にある

[1] 地域計画：農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したもの。

ことから、女性農林漁業者の確保・定着と更なる活躍促進が課題となっています。

・　自然災害の頻発化・激甚化や燃料・資材価格の変動などにより農林漁業経営を取り巻く環境の不確実性が高まっており、経営リスクへの対応力の強化が課題となっています。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

①　地域農林水産業の核となる経営体の育成

（農業）

(ｱ)　地域農業の中核となる経営体の経営力向上

・　市町村が策定した地域計画について、国、農地中間管理機構、岩手県農業会議、岩手県農業協同組合中央会等と連携し、実現に向けた取組を支援します。また、地域計画のブラッシュアップに向け、10 年後の農地利用を担う者が定まっていない農地（白地農地）の解消に取り組むモデル地区を支援します。

・　地域計画に位置付けられた新規就農者や経営規模の拡大を志向する農業者等について、市町村と連携した農業経営改善計画の策定支援により、認定農業者への誘導を図り、経営改善の取組を促進します。

・　地域農業を先導し、雇用の受け皿となるリーディング経営体を育成するため、「岩手県農業経営・就農支援センター」からの税理士や中小企業診断士などの専門家派遣や、現地支援チームによるきめ細かなサポート活動により、法人化や経営規模の拡大、効率化、多角化の取組を推進します。

・　岩手大学及び生産者団体と連携して開講する「いわてアグリフロンティアスクール」を通じて、財務・労務管理・マーケティングなどの経営に関する知識の習得を支援するとともに、農業ＤＸを活用した先進的な農業経営を実践できる農業経営者等の育成に取り組みます。

・　小規模・家族経営を中心とする集落営農組織について、目指す農業の姿と具体的な戦略などを示すビジョンづくりや、組織間の連携や合併など、持続的な地域農業の確立に向けた組織体制の強化の取組を支援します。

(ｲ)　地域農業の中核となる経営体の経営基盤の強化

・　ほ場整備事業の実施や、地域計画に基づく農地中間管理事業の推進、農地交換アプリ等デジタルツールの活用により、県、市町村、農業委員会等が一体となって農用地の利用調整に取り組み、担い手の経営規模の拡大、農地の集積・集約化など、経営基盤の強化の取組を推進します。

・　法人化した集落営農組織等の農業機械や施設の共同利用など、経営の効率化に向けた取組を支援します。

(ｳ)　農業経営を支える人材の安定的な確保

・　生産現場の人手不足等に対応するため、農作業の受託や機械等のリース・レンタル、人材派遣などにより労働力確保等をサポートする農業支援サービス事業体の育成や活用を推進します。

・　地域の中核となる経営体の安定的な雇用を確保するため、雇用経営体の就業環境の整備や労務管理の改善などの取組を促進します。

・　副業希望者や外国人材など、多様な働き手の確保に向け、バイトアプリ等を活用した農業経営体とのマッチングを促進します。

・　農福連携に取り組む農業法人等に対して、関係機関・団体と連携し、農福連携のマッチング等を支援します。
・　「令和９年度全国農業担い手サミット in いわて」の開催を契機とした若手農業者グループの新たなネットワークを構築し、相互研鑽や連携強化を支援します。

（林業）

・　地域の森林経営管理の主体となる意欲と能力のある林業経営体等の育成に向け、体系的かつ実践的な人材育成研修や組織マネジメントに関する研修の開催等により、技術力・経営力の向上を促進します。
・　技能検定（林業職種）に対応した伐木技術の指導や作業現場の安全パトロール等により、林業経営体及び現場技術者の安全意識の向上や安全対策の強化を促進します。
・　森林経営計画の作成や森林経営管理制度の円滑な運用、意欲と能力のある林業経営体を核とした地域内林業事業体との連携グループの創出支援により、意欲と能力のある林業経営体等への森林の経営管理の集積・集約化を促進します。

（水産業）

・　中核的漁業経営体の育成に向け、空き漁場の活用による養殖経営体の規模拡大や、生産の効率化・省力化に係る機器等の導入の支援、漁業カイゼン指導などによるモデル経営体の創出に取り組みます。
・　新しい生産技術の導入に向け、漁業者グループ等による新たな漁業・養殖業の試験を支援するほか、漁業経営体の経営能力の向上や多角化・法人化等の取組を促進します。

（農林水産業共通）

・　ロボットやＡＩ、ＩｏＴ等の最先端のスマート技術や高性能機械等を活用できる人材を育成するとともに、技術等の積極的な活用による、作業の省力化・効率化と経営の高度化を促進します。
・　共済制度や収入保険制度の更なる加入促進、制度資金の円滑な運用により、セーフティネットの充実を図り、農林漁業経営の安定化を支援します。
・　地域の農林漁業者を支える協同組合が、経営体の経営や技術の向上等を持続的に支援していけるよう、経営基盤や執行体制の強化を促進します。

②　農林水産業の次代を担う意欲ある新規就業者の確保・育成

（農業）

・　「岩手県農業経営・就農支援センター」等での就農希望者への個別相談や、県内外での就農相談会、リモート就農体験や現地見学ツアーの開催など、県内外からの新規就農者の確保に取り組みます。
・　市町村や農業関係団体と連携し、広報誌やＳＮＳ等のメディア、位置情報ターゲティング広告[2]を活用した総合的な就農支援情報の発信の強化に取り組みます。
・　若い世代の就農意欲の喚起に向け、県立農業大学校における小中学生の農業体験の受入れのほか、高校生等を対象とした農業法人の出前講座や農業法人への就職説明会、インターンシップ等の取組を推進します。
・　「新規就農者確保・育成アクションプラン[3]」に基づく、ワンストップ就農相談や青年等就農

[2] 位置情報ターゲティング広告：スマートフォンの位置情報を解析し、特定のエリアにいる人々に対して広告を配信する手法。
[3] 新規就農者確保・育成アクションプラン：県、市町村、関係団体等で構成する協議会が、新規就農者の確保目標や、就農の受入れから

計画[4]の作成支援、地域への早期定着に向けたフォローアップ、雇用就農希望者に対する就業体験など、地域が主体となった新規就農者の確保・育成の取組を促進します。

- 地域おこし協力隊やセカンドキャリアとして就農を希望する現役世代・退職予定自衛官等の円滑な就農に向けた受入態勢の整備に取り組みます。
- 新規就農者の経営の安定を図るため、就農から青年等就農計画の達成までの経営発展段階に応じた、生産技術や経営ノウハウの習得、機械・施設の整備等の取組を推進します。
- 親元就農者や第三者継承希望者への円滑な経営継承を推進するため、移譲希望者に関する情報を把握・共有しながらマッチング支援を行うとともに、「岩手県農業経営・就農支援センター」から税理士などの専門家を派遣するほか、栽培技術や経営ノウハウの習得に向けたきめ細かなサポートを実施します。
- 県立農業大学校の施設整備を進めるとともに、学生や進路先のニーズに対応したカリキュラムの充実、農業者の経営発展段階に対応した研修内容の高度化など、更なる機能強化を図り、地域農業の次代を担う人材の育成に取り組みます。

（林業）

- 本県林業の魅力を広く発信し、担い手の確保につなげるため、ターゲティング広告やプロモーション動画による情報発信や、高校生等の就業体験に取り組みます。
- 「いわて林業アカデミー」による、林業への就業を希望する若者への森林・林業の知識や技術の体系的な習得支援等により、将来的に林業経営体の中核となり得る現場技術者の育成に取り組みます。
- （公財）岩手県林業労働対策基金[5]が行う新規林業就業者の確保に向けた就業相談会の開催や森林施業に必要な技術研修等を促進します。
- 林業就業希望者の裾野拡大に向け、里山整備に自ら取り組む個人や組織、地域おこし協力隊、移住・定住希望者等を対象とした林業への参入促進など、多様な担い手の確保に取り組みます。

（水産業）

- 本県漁業の魅力を広く発信するため、ターゲティング広告等による情報発信や、リモート就業体験に取り組みます。
- 新規漁業就業者の確保に向け、経営規模の拡大やワークシェアリング等によるニーズの高い雇用型就業環境の整備に取り組みます。
- 新規就業に係る相談や受入れ漁業者とのマッチングの一元的な実施に向けた相談窓口を開設するほか、市町村や漁業団体等と連携し、住居等も含めた就業支援に取り組みます。
- 「いわて水産アカデミー」による、漁業就業に必要な基礎的な漁業知識や技術、経営手法の習得支援等により、地域漁業の次代を担う人材の育成に取り組むとともに、開講 10 周年を契機として、研修生や漁業現場のニーズを踏まえたカリキュラムの充実を図ります。
- 新規就業者の不安等を解消し、定着率の向上を図るため、新規就業者同士や他地区の漁業者との交流会を開催します。

定着までの支援策、役割分野を明文化したもの。

[4] 青年等就農計画：農業経営基盤強化促進法に基づく市町村の基本構想に照らし、新たに農業経営を営もうとする青年等が作成する計画。

[5] (公財)岩手県林業労働対策基金：平成３年 10 月に県、市町村及び林業関係団体の出捐により設立され、基金の運用益により林業従事者の参入促進や育成確保を目的とした各般の事業を実施する公益法人。

③ 女性農林漁業者の活躍促進

- 地域の農林水産業や農山漁村の活性化に意欲的に取り組む女性の表彰・情報発信等を通じて、女性農林漁業者のロールモデルに触れる機会を創出するなど、女性の活躍に向けた機運の醸成を図ります。
- 女性が働きやすい就業環境の整備に向け、農林漁業への就業・定着に係る優良事例の情報発信に取り組むとともに、多様で柔軟な働き方の意識醸成や取組を推進します。
- 女性が経営に主体的に参画し、その能力を十分に発揮できるよう、経営計画や就業条件等を家族間で共有する「家族経営協定」の締結を促進します。
- 女性の経営力向上やリーダー育成に向けた研修会の開催、女性組織・グループの活動支援と相互研さんのほか、民間企業や大学等と連携した女性の発想や視点を生かした新たな取組への支援を通じて、地域で活躍する女性農林漁業者の育成に取り組みます。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）

① 地域農林水産業の核となる経営体の育成

目標

（農業）

・リーディング経営体の育成数（経営体）〔累計〕

現状値	R9	R10
177		

現状値は令和７年の値

（林業）

・意欲と能力のある林業経営体数（経営体）

現状値	R9	R10
98		

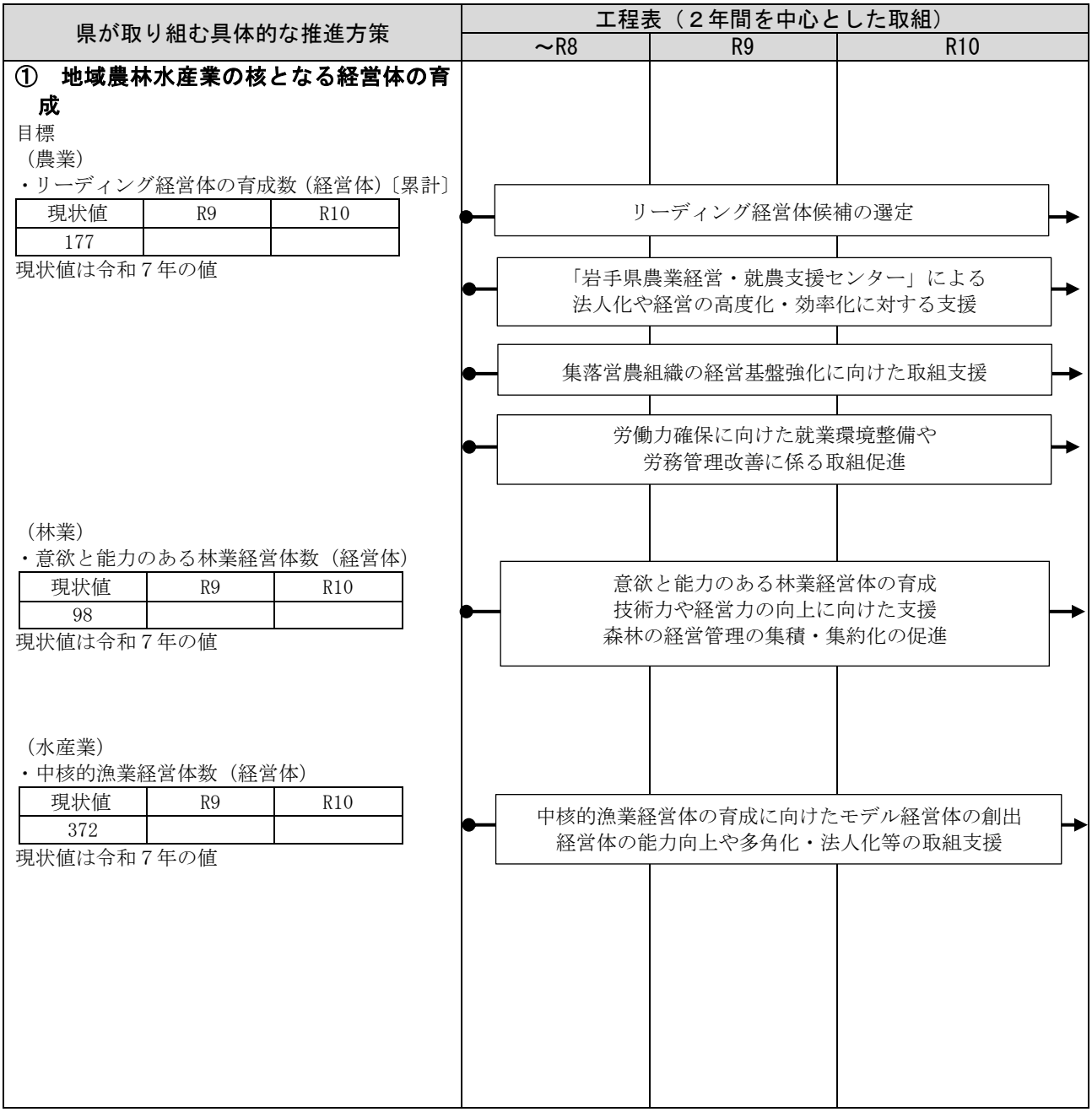
現状値は令和７年の値

（水産業）

・中核的漁業経営体数（経営体）

現状値	R9	R10
372		

現状値は令和７年の値



県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）		
	～R8	R9	R10

② 農林水産業の次代を担う意欲ある新規就業者の確保・育成

目標

（農業）

・新規就農者数（人）

現状値	R9	R10
298		

現状値は令和７年の値

（林業）

・新規林業就業者数（人）

現状値	R9	R10
118		

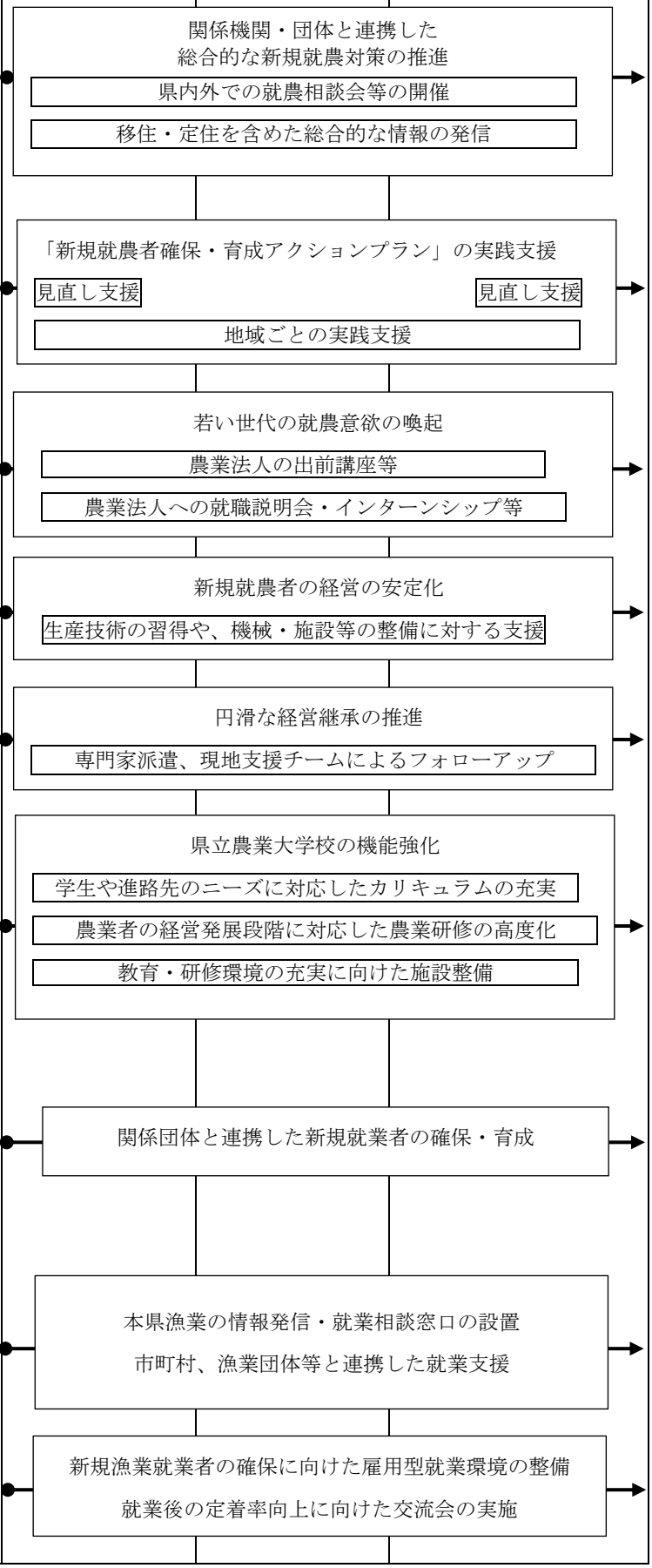
現状値は令和７年の値

（水産業）

・新規漁業就業者数（人）

現状値	R9	R10
27		

現状値は令和７年の値



県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）		
	～R8	R9	R10
③　女性農林漁業者の活躍促進 ・女性農業者の経営参画割合（%） 現状値：38.4　R9：　R10： 現状値は令和７年の値	活躍する女性の表彰・情報発信 「家族経営協定」の締結促進 地域で活躍する女性農林漁業者の育成 女性の就業・定着に係る優良事例の情報発信 女性リーダーの育成に向けた研修会の開催 女性の発想や視点を生かした新たな取組への支援		

県以外の主体に期待される行動

①農業 （生産者・団体等） ・「地域計画」の策定・見直しと達成に向けた取組 ・担い手等の相談窓口の設置 ・担い手の発展段階に応じた経営、生産技術等の指導 ・農地中間管理事業の活用による農地の集積・集約化 （市町村） ・「地域計画」の策定・見直しと達成に向けた取組支援 ・担い手等の相談窓口の設置 ・農業経営改善計画等の達成に向けた支援 ・リーディング経営体の育成支援 ・農地中間管理機構の活動支援	②林業 （林業経営体・団体等） ・森林経営計画や森林経営管理制度等に基づく森林施業の集約化 ・面的な森林整備の推進に向けた地域内の林業経営体間の連携 ・新規林業就業者の受入態勢の整備 ・経験や技術のレベルに応じた林業就業者の育成 ・再造林や間伐等の森林整備の実施 （市町村） ・市町村森林整備計画の策定 ・森林経営計画の認定 ・森林経営管理制度に基づく森林の経営管理 ・担い手の育成支援 ・森林所有者に対する補助事業等の普及 ・再造林や間伐等の森林整備の支援	③水産業 （生産者・団体等） ・中核的漁業経営体の育成（漁業・養殖業経営の規模拡大） ・地域における後継者の育成、新規就業者の受入の実行 ・養殖業の漁協自営、法人化 （市町村） ・中核的漁業経営体の育成支援 ・新規就業者の受入体制の整備 ・新規就業者に対する生活支援の実行

Ⅵ 仕事・収入

37 収益力の高い「食料・木材供給基地」をつくります

（基本方向）

経済のグローバル化、食料安全保障への意識の高まり、燃油・資材等の価格高騰、米価の変動、主要魚種の極端な不漁等を踏まえ、気候変動への適応や環境負荷の低減を図りながら、生産性・市場性が高く、安全・安心で高品質な農林水産物を安定的に生産する産地づくりの取組を進めます。

また、農林水産業の従事者が減少する中、市場ニーズに的確に対応した農林水産物の生産と、効率的で収益力の高い農林水産業を実現するため、ＤＸなど革新的な技術の開発・導入や、生産基盤の着実な整備等の取組を進めるとともに、野生鳥獣被害や松くい虫・ナラ枯れ被害の防止対策を推進します。

現状と課題

- 農業については、県オリジナル水稲品種の作付面積が増加するとともに、沿岸市町村において、大規模施設園芸企業の誘致の取組が進展しています。一方、農業従事者の減少・高齢化の進行に加え、高温等の気候変動による品質や収量への影響が顕在化しており、ＤＸの推進や生産基盤の着実な整備等による生産性の向上とともに、気候変動に対応した安定生産体制の確立が課題となっています。
- 主食用米については、全国的な需給バランスの悪化により、令和８年６月末時点の民間流通在庫が過去最高水準に達するなど、今後の米の需給及び価格形成の先行きに対する生産者の不安が高まっており、国内外の需要に応じた生産が課題となっています。
- 畜産については、経営の規模拡大が進んでいるものの、酪農・肉用牛経営は、全国に比べ経営規模が小さく、生産コストが高い状況にあります。また、飼料価格の高止まりに加え、夏季高温による乳量の低下や牧草の枯死など気候変動の影響が見られており、生産コストの低減や暑熱対策の強化とともに、自給飼料基盤を活用した粗飼料の増産が課題となっています。
- 林業については、輸入材調達リスクの顕在化や、脱炭素社会の実現に向けた木材利用への期待の高まりにより、国産材利用の機運が高まっていますが、住宅着工戸数の落ち込みにより素材生産量は伸び悩んでおり、路網整備と先進的な林業機械の組み合わせ等による更なる低コスト生産に加え、大規模林野火災からの早期復旧に向けた被災木の利用促進が課題となっています。
- 山村地域における重要な収入源であるしいたけや木炭等の特用林産物については、原発事故の影響等による原木価格の上昇に加え、生産資材価格の高騰により生産コストが増加しており、生産者の収益性の向上が課題となっています。
- 水産業については、海洋環境の変化に伴うサケ、サンマ、スルメイカ等の主要魚種の極端な不漁、磯焼けの進行によるアワビ資源の減少やウニの身入りの低下が進んでいます。一方、サケ・マス類の海面養殖やウニ蓄養の取組が着実に進展しており、本県水産業の再生に向け、水産資源の回復に加え、増加している資源の有効利用や新たな漁業・養殖業の導入等による収益力の向上

が課題となっています。

- 従事者の減少・高齢化や労働力の不足が深刻化する中、国際情勢の変化や世界的な人口増加による食料需要の増加、気候変動による生産量の減少など、安定供給に対するリスクの顕在化により食料安全保障の重要性が一層高まっており、スマート技術等の活用による生産性の向上や気候変動に対応した安定生産、麦・大豆・とうもろこしなどの輸入依存度の高い穀物の生産拡大が課題となっています。
- ＥＰＡ[6]（経済連携協定）やＴＰＰ[7]（環太平洋連携協定）、日米貿易協定、ＲＣＥＰ協定[8]（地域的な包括経済連携協定）等、経済のグローバル化の流れが一段と加速しており、本県の農林水産業に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。
- 国際情勢の変化に伴う燃油や生産資材の価格高騰により、農林漁業者の経営に影響が生じていることから、燃油・資材価格高騰の影響緩和対策や経営体質の強化が課題となっています。
- 地球温暖化の進行や生物多様性の損失が進む中、みどり認定者数[9]が令和７年度末で全国第２位となるほか、有機農業の取組がオーガニックビレッジ宣言市町村を中心に増加するなど、環境負荷の低減に向けた取組が進展しています。一方、みどり認定の取得は水稲が中心となっており、環境負荷の一層の低減に向け、みどり認定の他品目への拡大や有機農業の更なる推進が課題となっています。
- 生産基盤については、水田整備率が東北他県に比べて低いほか、農業水利施設や農業共同利用施設の老朽化、林道整備の遅れ、藻場面積の減少等が見られており、生産性の向上に向けた着実な基盤整備と計画的な保全対策が課題となっています。
- シカ、ツキノワグマ、イノシシ等の個体数の増加や生息域の拡大などに伴い、本県の野生鳥獣による農作物被害額は、高い水準で推移しています。また、生息域が拡大しているカワウによるアユ等の水産資源への被害が見られており、野生鳥獣による被害の低減が課題となっています。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 生産性・市場性の高い産地づくりの推進

(ｱ) 農産物の戦略的な産地形成と生産性の向上

（水稲）

- 水稲について、需要動向や消費者ニーズを的確に捉えながら、高品質・良食味米生産を進めるとともに、輸出用米や米粉用米等の生産拡大に取り組むほか、経営規模の拡大による生産コストの低減や、省力技術の導入による労働生産性の向上に取り組むなど、持続可能な米生産を推進します。
- 県オリジナル品種について、「金色の風」の特別栽培など特徴ある生産や、「銀河のしずく」、「白銀のひかり」への品種転換を進め、収量向上による安定生産を推進します。
- 二期作が可能な沖縄県との連携により、気候変動に対応した高温登熟耐性を持つ良食味品種や、輸出用、加工用など多様な用途に対応できる多収品種の開発に取り組みます。

[6] ＥＰＡ：貿易や投資など経済活動の自由化に向けた経済連携協定。
[7] ＴＰＰ：Trans-Pacific Partnership Agreement（環太平洋パートナーシップ協定）の略。モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、更には知的財産、電子商取引、国有企業の規律、環境など、幅広い分野で 21 世紀型のルールを構築する経済連携協定。
[8] ＲＣＥＰ協定： Regional Comprehensive Economic Partnership（地域的な包括的経済連携）の略。
[9] みどり認定：環境と調和のとれた持続的な農業の実現に向けて、化学肥料や化学農薬の使用低減、温室効果ガスの排出削減など、環境負荷低減に取り組む農林漁業者が作成した事業活動計画を、都道府県知事が認定する制度。

・　種子生産について、関係機関・団体と連携し、適切な生産管理の徹底を図るとともに、生産・供給体制の在り方の検討を進め、優良種子の生産を推進します。

（麦・大豆）

・　麦・大豆について、関係機関・団体と連携し、実需者の利用拡大を図りながら、収量性・病害虫抵抗性に優れる品種への転換を進め、生産性向上の取組を推進します。

（野菜）

・　夏季の高温に対応し、新たな栽培技術の導入等による生産性向上や、さつまいも等の新品目の導入などに取り組みます。

・　土地利用型野菜について、スマート農業技術や新たな栽培体系の導入などにより、県中南部では、たまねぎやばれいしょ等の生産拡大を推進します。県北部では、キャベツやレタス等の安定生産の取組を推進するとともに、沿岸部では、ブロッコリー等の生産拡大を推進します。

・　施設野菜について、市町村と連携し、高度環境制御技術[10]を用いた大規模施設園芸を行う企業の誘致活動に取り組むとともに、低コスト環境制御技術[11]の導入による収量向上の取組を推進します。

・　加工・業務用野菜について、実需者等と連携した生産体制を構築しながら、高性能機械の導入や施設の整備等により、作付拡大を推進します。

（果樹）

・　夏季の高温に対応し、りんごの品種開発や優良品種への新改植、市場性を踏まえた「もも」等の新品目の導入などに取り組みます。

・　りんごの省力樹形の導入による生産性向上、ぶどうの消費者ニーズの高い品種への新改植や醸造用ぶどうの生産拡大を推進します。

・　担い手への園地の集積・集約化や新規就農者への園地の継承を推進します。

（花き）

・　夏季の高温に対応し、りんどうの品種開発や優良品種への新改植、小ぎくの優良品種の導入などに取り組みます。

・　ＡＩ技術を活用した共同選花技術の導入によるりんどうの生産性向上や、スマート農業技術の導入等による施設花きや地域で振興している品目の生産拡大を推進します。

・　「2027 年国際園芸博覧会」への出展や花育体験等を通じて、県産花きの魅力を発信し、消費拡大による産地の活性化を図ります。

（地域特産作物）

・　葉たばこやホップについて、需要に応じた生産の取組を推進するとともに、生産性向上に向けた高性能機械の導入等を促進します。

・　そばや雑穀について、優良品種の導入と需要に応じた生産拡大の取組を推進するとともに、省力的な栽培体系の確立や、生産性向上に向けた高性能機械の導入等を促進します。

（畜産）

・　畜産経営体の規模拡大に向け、畜舎等の施設整備や生産管理用機械の導入等を促進します。

・　県産飼料の生産・利用拡大に向け、草地・飼料畑の造成・整備や草地の更新、耕種と畜産の

[10] 高度環境制御技術：高設ハウス等を対象に、ＩＣＴを活用して複数の環境を組み合わせて制御することで、周年・計画生産を実現し、収量を飛躍的に向上させる技術。

[11] 低コスト環境制御技術：パイプハウス等を対象に、ミストや自動換気装置等２種類以上の機器を導入し、個別に制御する技術。

連携強化による稲ＷＣＳ等の利用を促進するとともに、耐暑性に優れた牧草品種の導入や飼料用とうもろこしへの転換等を推進します。

・　酪農ヘルパー[12]やコントラクター[13]、キャトルセンター[14]など外部支援組織の体制強化に向けた法人化、人材確保等の取組を促進します。

・　酪農について、地域のサポートチーム[15]の活動による、産乳能力の向上や分娩間隔の短縮など生産性向上の取組のほか、夏季の高温の影響による乳量の低下を軽減するため、畜舎環境等の改善指導など、暑熱ストレスの軽減の取組を促進します。

・　肉用牛について、地域のサポートチームの活動による分娩間隔の短縮や子牛の事故率低減など生産性向上の取組を促進するほか、ゲノム解析技術の活用等による高能力繁殖雌牛の増頭や、キャトルセンター等の既存施設の有効活用、地域内一貫生産体制の構築など肉用牛生産基盤の強化を推進します。

　また、産肉能力に優れた全国トップレベルの黒毛和種種雄牛の造成や、令和９年に開催される全国和牛能力共進会北海道大会での上位入賞を目指した出品牛の育成・飼養管理技術指導を推進するとともに、県有種雄牛の認知度向上と利用拡大に取り組み、肉用牛産地としての評価向上を図ります。

・　養豚・養鶏について、畜産環境対策や暑熱対策を推進するとともに、豚熱や高病原性鳥インフルエンザ等の発生防止に向けた家畜衛生対策等の強化に取り組みます。

・　安定的な獣医療提供体制の構築に向け、獣医学生等を対象とした修学資金制度などにより、産業動物獣医師の確保に取り組みます。

　また、広域的な人材活用や近隣の診療施設による機能連携のほか、大学や関係団体との連携による産業動物診療獣医師の育成体制の整備に取り組むとともに、県による補完的診療の実施に向けた検討を進めます。

・　家畜人工授精師等の畜産経営を支える技術者の確保・育成を促進します。

(ｲ)　豊富な森林資源を生かした木材産地の形成

（木材）

・　県産木材の安定供給に向け、市町村と連携した森林施業の集約化、林道等の路網整備、路網と先進的な林業機械の組合せによる木材生産の低コスト化等を促進します。

・　市場ニーズに対応する品質・性能の確かな木材製品等の供給に向けた加工能力の高い木材加工施設の整備を促進します。

・　素材生産事業者、木材加工事業者、工務店などの需給情報を把握するための県産木材供給連絡会議の開催や建築物木材利用促進協定を通じた県産木材の需要者と生産者のマッチングを支援するなど、木材需要の変化に柔軟かつ機動的に対応する仕組みづくりを推進します。

（被災木）

・　林野火災による被災木の利用促進のため、林野火災からの復旧復興に理解のある県外企業等を対象とした現地視察の実施やマッチングを支援するなど、被災木の新たな需要を創出します。

---

[12] 酪農ヘルパー：酪農家が休暇を取得する場合に、搾乳や飼料給与などの飼養管理を代行する者。

[13] コントラクター：畜産農家等から飼料作物の播種や収穫作業、堆肥の調整・散布作業などを請け負う組織。

[14] キャトルセンター：子牛（哺育・育成）や繁殖雌牛（分娩等）を集中管理するための共同利用施設。農家は、牛を一定期間施設に預けることで飼養管理に係る労力を軽減するとともに、飼養頭数の増頭を図ることができるもの。

[15] 地域のサポートチーム：県、市町村、農協等の関係機関・団体で構成する、酪農家や肉牛農家の乳量・乳質の向上、繁殖成績の改善など生産性向上の支援等を行う組織。

（特用林産物）

・　原木しいたけの安定生産に向け、安全なしいたけ原木の安定確保と生産基盤の強化による生産性向上を図るとともに、栽培技術指導を通じた新規生産者の確保・育成など、原木しいたけの産地再生の取組を推進します。

・　木炭の安定生産に向け、木炭原木の安定確保と生産基盤の強化による生産性向上を図るとともに、新規参入者の確保・育成を通じた製炭技術の継承に取り組みます。

・　国内最大産地として生漆生産に必要な資源確保のため、ウルシ林の造成や植栽、適切な保育管理を推進します。

(ｳ)　海洋環境の変化等に対応した産地形成と生産性の向上

（主要魚種の資源回復）

・　サケ資源の造成に向け、大型で強靭な稚魚の生産と適期放流を進めるほか、アワビの生息状況等に応じた漁獲や高水温に強い南方系海藻を用いた餌料対策を促進します。

・　水産資源の持続的利用に向け、クロマグロやスルメイカ等の適切な漁獲量の規制のほか、新たに管理の対象となったマダラやブリに係る関係者との調整、マイワシ漁業の安定化に向けた関係機関（先行利用者）との調整を実施します。

・　漁業者の自主的な資源管理に向け、漁業共済組合と連携した漁業者の資源管理協定への参画を促すとともに、協定の確実な履行を促進します。

（増加している資源の有効利用）

・　ウニ生産の増大・安定化に向け、種苗生産施設の強化を図るとともに、蓄養のためのウニ採捕・漁港内等への移植の効率化・省力化や、やせウニの広域での集荷体制の構築、蓄養技術の強化のほか、むき身加工作業の効率化・省力化等を推進します。

（新たな漁業・養殖業の導入）

・　サケ・マス類の海面養殖の生産拡大に向け、岩手県内水面水産技術センターでの種卵生産の強化や、さけふ化場等を有効活用した養殖種苗生産体制の構築を進めるとともに、海面養殖施設の整備や、養殖作業の効率化に向けた自動給餌機などの導入を促進します。

・　漁業・養殖業の更なる生産拡大に向け、マイワシの試験操業のほか、漁業協同組合の自営養殖や、漁船漁業者のワカメ養殖への参入、漁業者の生産規模の拡大と効率化、水温変化に強いワカメ等の人工種苗の導入等を促進します。

（内水面漁業）

・　内水面における種苗の放流や漁場の管理、環境変化に対応した増殖への転換を進めるほか、内水面養殖業者と連携したサケ・マス類の海面養殖用種苗の安定供給体制づくりを推進します。

（密漁防止対策）

・　アワビなどの磯根資源の保護に向けた高速取締船を活用した海上パトロールや陸上パトロールを組み合わせた取締体制の充実など、関係機関と連携した密漁防止対策の強化に取り組みます。

(ｴ)　農林漁業経営の安定と経営基盤の強化

・　燃油・生産資材等の価格動向を適切に把握し、農林漁業者への影響や国の対応等を踏まえ、必要な対策を機動的に実施します。

・　農林漁業者のニーズを踏まえ制度資金の充実を図り、規模拡大や生産性向上に必要な機械・施設など、積極的な設備投資を促進します。

② 革新的な技術の開発と導入促進

（農業）

- 大学や企業等との産学官金連携により、ＡＩ技術をはじめとしたスマート農業技術の開発や、現地実証を通じた技術の普及に取り組み、農業ＤＸを推進します。
- 気候変動に適応するため、植物の高温ストレス耐性を高める生産資材の利用や、新たな作型の導入に向けた技術開発を推進します。
- （公財）岩手生物工学研究センター等との共同研究による、実需ニーズに対応した水稲・果樹・花き・雑穀の品種開発に取り組みます。
- 県の試験研究機関や（公財）岩手生物工学研究センター、大学、国立研究開発法人等で整備した「岩手県農業研究連携会議」において、情報共有を図りながら、効率的かつ効果的な研究を進めます。
- 水稲について、ロボットトラクタの導入や、衛星画像等を活用したリモートセンシングに基づく適期収穫、水管理支援システムを活用した高温障害対策技術の普及により、省力化と合わせ、高品質化・高食味化を推進します。
- 野菜について、外気導入やミスト、自動換気、遮光・遮熱等の環境制御技術を組み合わせた、夏季高温に対応できる栽培技術の普及拡大を推進します。
- 畜産について、省人化・省力化に向け、ロボットトラクタやドローンなどの現地実証を通じた技術の普及に取り組むとともに、ＡＩ等を活用した解析により、牛肉の脂肪の質や形状などの美味しさに係る新たな評価基準を策定し、県産牛肉のブランド力向上を図ります。

（林業）

- 森林の管理や施業の効率的な実施及び労働負荷の軽減に向け、森林ＧＩＳ[16]や森林クラウド[17]などのデジタル技術や先進的な林業機械の現場実装に取り組み、スマート林業を推進します。
- 林野火災による被災木の力学・化学的特性を継続的に評価し、科学的知見に基づく被災木の有効利用を促進します。

（水産業）

- 放流したサケ稚魚の初期減耗要因の解明とともに、大型で強靭な稚魚の生産・放流に係る効果検証を踏まえ、餌料改良等により回帰率の向上が期待できる種苗生産技術の開発・改良を推進します。
- アワビ資源の回復に向け、高水温に強い南方系の海藻を用いた餌料対策に係る種苗生産技術開発や漁場での有効性の検証に取り組みます。
- 養殖業の生産効率と収益力を高める自動給餌システムやＩＣＴを利用した環境計測機器の導入等に取り組み、スマート水産業[18]を推進します。
- 海洋環境変化に対応した海藻類・貝類養殖の推進に向け、高水温耐性等を有するワカメ・コンブ養殖技術の改良のほか、アサリ・ヨーロッパヒラガキ等の人工種苗を活用した養殖技術の開発・普及を推進します。
- サケ・マス類海面養殖用種苗の生産効率の向上に向けた全雌種苗の導入や、海水温の上昇に対応した高水温に強い養殖用種苗の作出等に取り組みます。

---

[16] 森林ＧＩＳ：森林に関するデジタル地図情報を用いて様々な分析を行うシステム。
[17] 森林クラウド：県、市町村、林業経営体がそれぞれ保有する森林情報を相互に共有し、利活用することができる新たな情報共有基盤。
[18] スマート水産業：デジタル技術等の先端技術を活用して、省力化や収益性の向上などを進めた次世代水産業。

（農林水産業共通）

・　農業施設や漁船の省エネルギー化、再生可能エネルギーを活用した生産など、温室効果ガスの排出量を削減し、環境負荷の低減を図る技術の導入を促進します。

・　農林漁業者のニーズを踏まえ制度資金の充実を図り、ＤＸやＡＩの活用などの積極的な設備投資を促進します。

・　スマート農林水産業の導入・定着に向け、技術の習得に係る研修や実証等を通じて、デジタル技術を活用できる人材の育成を推進します。

③　安全・安心な産地づくりの推進

・　環境負荷を低減する農業の実践者を育成するため、「いわてグリーン農業アカデミー」の開催や、幅広い品目でのみどり認定の取得に向けた計画策定を支援します。

・　有機農業の産地づくりを推進するため、市町村による有機農業実施計画の策定を支援するとともに、オーガニックビレッジに取り組む市町村や農業者に対し、生産から流通・販売までの取組を支援します。

・　化学肥料・化学農薬の使用量の低減に向け、スマート農業技術等を活用した効率的な施肥管理技術や生物農薬等の導入、堆肥等の地域資源の活用を推進します。

・　畜産副産物の適正処理・有効活用に向け、化製場の計画的な改修や新築を促進し、環境への負荷を軽減させる取組を促進します。

・　産地単位での国際水準ＧＡＰ[19]の取組や、農業者や団体における第三者認証ＧＡＰ[20]の取得など、持続可能な農業生産の取組を推進します。

・　関係機関・団体と連携したセミナーの開催等により、環境負荷低減に対する県民の理解を深める取組を推進します。

・　漁獲から陸揚げ、流通・加工までの一貫した衛生・品質管理を行う「高度衛生品質管理地域づくり」を促進し、安全で高品質な水産物の安定供給を図ります。

・　貝毒原因プランクトン等の状況を定期的にモニタリングし、関係団体と連携しながら養殖生産者や水産加工事業者への注意喚起を行うとともに、適切な出荷や加工処理等への指導・助言を行うなど、貝毒による食中毒の防止対策を推進します。

・　国の研究機関等と連携し、貝毒原因プランクトンの発生量を抑制する手法の調査、検証に取り組みます。

・　貝毒検査費用の軽減を目的とした、簡易検査キットの実用化に向けた試験の実施、従来の貝毒検査との併用による新たな監視体制の構築に取り組みます。

④　生産基盤の着実な整備

（農業）

・　生産性と収益力の向上に向け、ほ場整備や畦畔除去等の簡易な基盤整備による大区画化を加速するとともに、排水改良等による水田の汎用化を推進します。

・　農作業等の省力化や効率化に向け、自動給排水システムや自動操舵トラクタ等のスマート農業技術の実装が可能となるよう、水田の大区画化や用排水路の管路化、法面の緩傾斜化等の基盤整備を推進します。

---

[19] 国際水準ＧＡＰ：農業生産において食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の５分野について、持続可能性を確保するための生産工程管理手法。

[20] 第三者認証ＧＡＰ：農業者が実施するＧＡＰの取組を第三者が審査し証明する民間の認証制度。

・　農業の生産条件が不利な中山間地域において、地域のニーズに合わせたきめ細かな基盤整備を推進します。
・　農業用水の安定供給に向け、ＡＩやドローンを活用した農業水利施設の劣化状況評価等を踏まえた戦略的な長寿命化対策を推進します。
・　土地改良区の運営基盤強化に向けた省エネルギー化や再生可能エネルギーの利用、水土里ビジョンの策定への支援等により、農業水利施設の適切な保全管理を促進します。
・　優良農地の確保を図るとともに、農地の集積・集約化等による荒廃農地の発生防止や解消など、関係機関・団体と連携して農地の保全・有効利用を推進します。
・　農業協同組合等が所有する農業共同利用施設について、計画的な再編・整備の取組を促進します。
・　安定的な種子の供給に向けて、関係機関・団体と連携し、機械・施設等の再編・整備を推進します。

（林業）
・　森林経営計画の作成や森林経営管理制度[21]の円滑な運用への支援による、森林施業の集約化、再造林や間伐等の計画的な森林整備を促進します。
・　再造林に必要なカラマツやスギ花粉症対策品種の種苗の安定供給等により、計画的な再造林の実施に向けた取組を推進します。
・　計画的な森林整備や木材の安定供給に資する林道等の路網について、林野火災等の防災対策の強化も図りながら整備を推進します。・　大船渡市及び大槌町の大規模林野火災からの早期復旧に向け、広域的な連携体制の構築やスマート林業技術の活用により、伐採・再造林等を効率的に進め、被災森林の再生を促進します。

（水産業）
・　アワビ等の水産資源の回復・増大に向け、藻場や産卵・保護礁の造成などハード・ソフト一体的な取組や、漁港内の静穏水域[22]等を活用した増殖場の整備などを推進します。
・　漁業生産の効率化や省力化に向け、水産物の陸揚げ機能の強化に資する護岸や物揚場の整備、就労環境の改善に資する屋根付き岸壁や浮桟橋等の整備など、水産基盤の計画的な整備を推進します。
・　水産物の安定的な供給に向け、漁港施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図り、予防保全型インフラメンテナンスへの転換を進めるなど、適切な維持管理を推進します。

⑤　野生鳥獣被害や松くい虫・ナラ枯れ被害の防止対策の推進

・　農作物被害の防止に向け、有害鳥獣の捕獲や、電気柵等の侵入防止柵の整備、里山周辺の緩衝帯整備など地域ぐるみの被害防止活動を推進します。特に有害鳥獣の捕獲については、市町村が行うニホンジカやクマの特別対策を支援するほか、県主体によるニホンジカやイノシシの広域捕獲活動を実施します。
・　恒久電気柵と鉄鋼スラグ舗装との組み合わせや、金網立体柵の活用による新たな侵入防止技術、ＩＣＴを活用した電気柵監視システム等の省力的な被害防止対策技術の開発・普及を図ります。
・　市町村や関係団体、専門的な知識・技術を有する民間等で構成する「岩手県鳥獣被害防止対策

[21] 森林経営管理制度：経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託を受け、そのうち、林業経営に適した森林においては意欲と能力のある林業経営体へ再委託することなどにより、林業経営の効率化と森林管理の適正化を図る制度。
[22] 静穏水域：漁船の安全な係留や水産物の円滑な陸揚げなどが行えるよう、外洋からの波を防波堤等により遮った穏やかな水域。

会議」において、被害状況等の情報共有や、野生鳥獣の捕獲技術向上等に向けた研修会を開催します。

- 広域振興局や農業改良普及センター、市町村等で構成する現地対策チームによる被害防止対策に関する新技術の実証及び普及や地域ぐるみで取り組む被害防止活動を支援するほか、特にクマ対策については、電気柵設置や放任果樹の撤去、刈払い等の現地指導を強化します。
- 国や市町村等との連携による「鳥獣被害対策タスクフォース」[23]を設置し、被害縮減に向けた重点的な取組を支援します。
- 生息域が拡大しているカワウによるアユ等水産資源への被害防止に向け、関係団体等と連携し、先端技術を活用した効果的な被害防止対策を推進します。
- 松くい虫やナラ枯れの被害拡大を防止するため、市町村と連携し、被害木の早期発見と駆除を徹底するとともに、被害を受けにくい森林への転換に向け、樹種転換[24]や更新伐[25]等を進めます。また、駆除と伐採木の利用を組み合わせた新たな被害拡大防止対策を推進します。

[23] 鳥獣被害対策タスクフォース：鳥獣被害の著しい市町村のうち、対策の高度化に意欲のある市町村を支援することを目的に県が設置。
[24] 樹種転換：松くい虫等により被害が発生している森林を伐採し、松くい虫等により枯死するおそれのない樹種に転換する施業方法。
[25] 更新伐：現在の森林を伐採し、樹種・林齢が異なる森林へ転換する施業方法。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）

① 生産性・市場性の高い産地づくりの推進

目標

(ｱ) 農産物の戦略的な産地形成と生産性の向上

・水稲オリジナル品種の作付面積（ha）

現状値	R9	R10
9,555		

現状値は令和７年の値

・小麦の単収（kg/10a）

現状値	R9	R10
248		

現状値は令和７年の値

・大豆の単収（kg/10a）

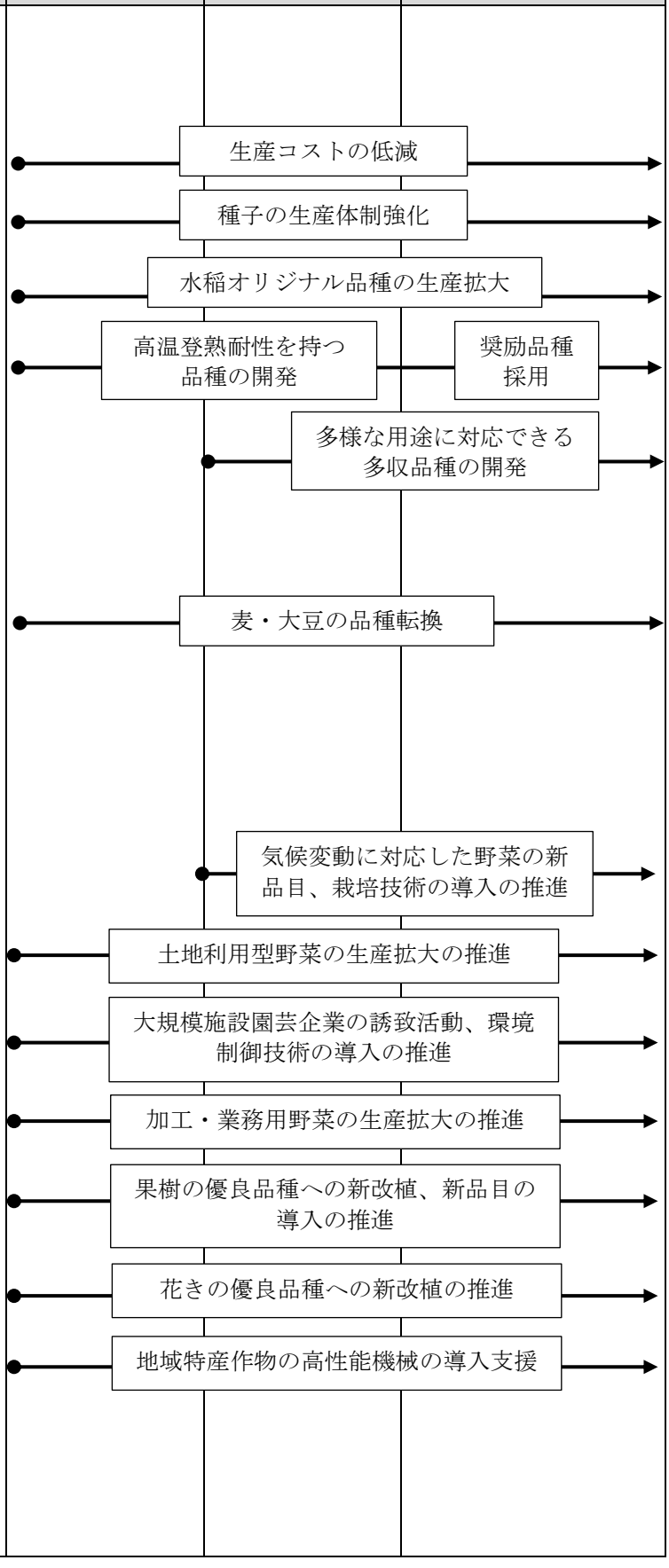
現状値	R9	R10
114		

現状値は令和７年の値

・加工・業務用野菜の出荷量（トン）

現状値	R9	R10
8,442		

現状値は令和７年の値



県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）

（畜産）

・経産牛１頭当たりの年間生乳生産量（kg）

現状値	R9	R10
9,927		

現状値は令和７年の値

・肉用牛繁殖農家１戸当たりの飼養頭数（頭）

現状値	R9	R10
10.5		

現状値は令和７年の値

（ｲ）豊富な森林資源を生かした木材産地の形成

・素材生産量（千㎥）

現状値	R9	R10
1,130		

現状値は令和７年の値

・原木乾しいたけ生産者１人当たりの生産量（kg）

現状値	R9	R10
202		

現状値は令和７年の値

～R8	R9	R10

- 畜舎・機械等整備、デジタル機器等導入に対する支援
- 豊富な飼料基盤を活かした県産飼料の生産・利用拡大支援
- 地域サポートチームによる個別農家指導
- 外部支援組織（酪農ヘルパー組合、コントラクター等）の体制強化に対する支援
- ゲノム解析による種雄牛の造成
  - 繁殖雌牛のゲノム評価、増頭支援
- 全国和牛能力共進会に向けた支援
  - 出品候補牛、技術指導
  - 出品
- 家畜衛生対策の励行
- 安定的な産業動物獣医療の提供に向けた取組への支援
- 木材加工施設の整備支援
- 木材の需給情報を共有する仕組みづくり
- 林野火災による被災木の利用を促進
- 原木しいたけ産地の再生
  - 原木確保や生産性向上に資する生産基盤強化
  - 栽培技術指導を通じた新規生産者の確保・育成
- 木炭の安定生産
  - 原木確保や生産性向上に資する生産基盤強化
  - 新規参入者の確保・育成及び製炭技術の継承支援
- ウルシ林の造成や植栽、適切な保育管理の推進

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）

(ｳ) 主要魚種の資源回復と新たな漁業・養殖業の導入

・養殖ワカメ生産量（トン）

現状値	R9	R10
10,976		

現状値は令和７年の値

・サケ・マス類の海面養殖の生産量（トン）

現状値	R9	R10
3,344		

現状値は令和７年の値

～R8 / R9 / R10

- 養殖ワカメの生産支援
  - 高水温耐性等を有するワカメ種苗生産・養殖技術の改良
  - 生産規模拡大に向けた労働力確保と生産効率化
- サケ・マス類の海面養殖の生産支援
  - 種苗生産・養殖生産の効率化・省力化
  - サケふ化場等を活用した種苗の効率的な生産の実証・普及
  - 高水温に強い本県産オリジナル種苗の開発・普及・拡大

②　革新的な技術の開発と導入促進

目標

（農業）

・水田の水管理支援システム導入経営体数（経営体）〔累計〕

現状値	R9	R10
77		

現状値は令和７年の値

・環境制御技術導入経営体数（経営体）〔累計〕

現状値	R9	R10
43		

現状値は令和７年の値

（林業）

・スマート林業技術の活用件数（件）

現状値	R9	R10
53		

現状値は令和７年の値

（水産業）

・大型で強靭なサケ稚魚放流割合（%）

現状値	R9	R10
97.8		

現状値は令和７年の値

・農林水産業に関する研究開発件数（県）〔累計〕

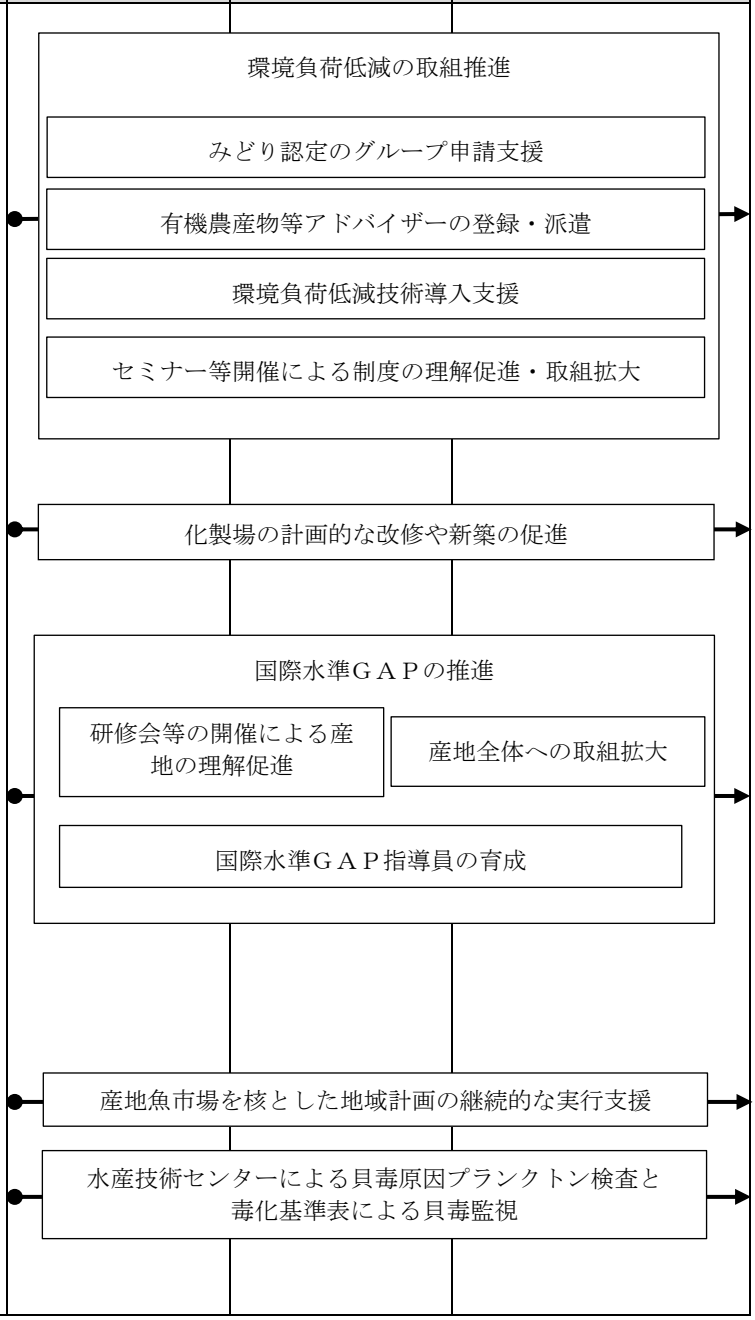
現状値	R9	R10
69		

現状値は令和７年の値

- 農業ＤＸの推進
  - ＡＩ利用技術をはじめとした スマート農業技術の開発と普及
  - ロボットトラクタやドローンなど現地実証
  - 水管理システムの導入促進
  - 環境制御技術の導入促進
- 牛肉のおいしさ評価基準の策定 → 公表
- 「岩手県農業研究連携会議」による効率的かつ効果的な研究開発支援
- 「スマート林業」の推進
  - 先進的な林業機械の導入支援
  - 現地研修・個別指導の実施
- サケの資源回復に向けた取組の推進
  - 稚魚の初期減耗要因の解明
  - 大型で強靭な稚魚の生産・放流の支援、効果検証
  - 種苗生産技術の開発・改良
- 最先端のスマート技術や省力化機器の導入支援
- 先進的な生産技術に関する研究

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）		
	～R8	R9	R10

③　安全・安心な産地づくりの推進



目標

・国際水準ＧＡＰ取組産地割合（%）

現状値	R9	R10
35		

現状値は令和７年の値

・岩手県高度衛生品質管理基準適合市場の割合（%）

現状値	R9	R10
100		

現状値は令和７年度の値

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）		
	～R8	R9	R10

④　生産基盤の着実な整備

目標

（農業）

・水田整備面積〔累計〕（ha）

現状値	R9	R10
17,157		

現状値は令和７年の値

・農業用用排水路等の長寿命化対策着手施設数（施設）〔累計〕

現状値	R9	R10
108		

現状値は令和７年の値

（林業）

・再造林面積（ha）

現状値	R9	R10
890		

現状値は令和７年の値

・林道整備延長（km）〔累計〕

現状値	R9	R10
4,586		

現状値は令和７年の値

（水産業）

・藻場造成実施箇所数（箇所）〔累計〕

現状値	R9	R10
9		

現状値は令和７年の値

・漁港施設の長寿命化対策実施施設数（施設）〔累計〕

現状値	R9	R10
41		

現状値は令和７年の値

ほ場整備等の推進
（調査計画、土地改良事業計画の策定・法手続、実施設計、基盤整備の実施）

機能診断に基づく基幹的農業水利施設の保全対策
（機能保全計画の策定、機能保全対策の実施）

一貫作業の普及・啓発

低密度植栽、コンテナ苗の普及・啓発

広域的な連携体制の構築支援

スマート林業の導入実証

計画的な林道の整備

ハード・ソフト一体的な対策による藻場の造成

機能診断に基づく漁港施設の保全対策
（機能保全計画の更新、機能保全対策の実施）

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）		
	～R8	R9	R10

⑤　野生鳥獣被害や松くい虫・ナラ枯れ被害の防止対策の推進

目標

・二ホンジカの最小捕獲頭数（頭）

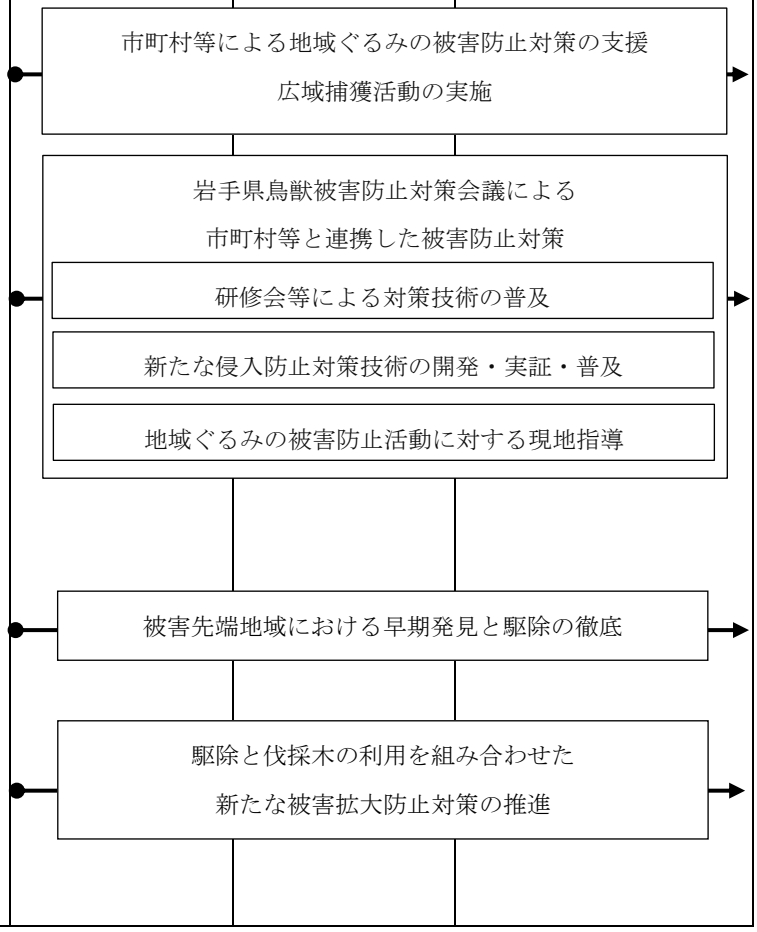
現状値	R9	R10
32,143		

現状値は令和7年の値

・松くい虫による被害量（千㎥）

現状値	R9	R10
15		

現状値は令和７年の値



県以外の主体に期待される行動

①農業	②林業	③水産業
（生産者・団体等） ・生産性・収益性の向上に向けた指導の実施 ・安全・安心・高品質な農産物の生産 ・国際水準ＧＡＰ等の取組の推進 ・農業生産基盤整備の合意形成支援、地元調整 ・小規模な農業生産基盤の整備・長寿命化対策、農業水利施設等の維持管理 ・鳥獣被害防止対策の実施 ・有害捕獲、侵入防止柵等の整備、捕獲した野生鳥獣の有効活用 ・荒廃農地等の利用及び利用調整 （市町村） ・地域の産地形成に向けた振興施策の企画立案 ・農業施設の整備等への支援 ・農業生産基盤整備の合意形成及び事業化の支援 ・小規模な農業生産基盤の整備・長寿命化対策、農業水利施設等の維持管理 ・鳥獣被害防止計画に基づく被害防止対策の実施、捕獲した野生鳥獣を有効活用する取組の支援 ・荒廃農地等の調査、利用意向の把握	（林業経営体・団体等） ・再造林や間伐等の森林整備の実施 ・マツ林・ナラ林の健全化に資する予防的利用 ・県産木材の安定供給体制の構築 ・原木しいたけ生産技術の指導 （市町村） ・森林所有者に対する補助事業等の普及啓発 ・再造林や間伐等の森林整備の支援 ・林道の整備、維持管理 ・松くい虫・ナラ枯れ対策に関する意識啓発・被害防止対策の実施 ・原木しいたけ生産活動等への支援 ・建築物木材利用促進協定の締結による民間建築物の木造化等の促進 ・公共施設・公共工事での林野火災による被災木の利用促進や民間建築物での利用に向けた普及啓発	（生産者・団体等） ・高度衛生品質管理地域づくりの取組継続 ・つくり育てる漁業、藻場再生の実践 ・水産資源の適正な管理 ・加工・販売事業者との連携 （市町村） ・高度衛生品質管理地域づくりの取組継続 ・つくり育てる漁業、藻場再生の支援 ・水産資源の適正な管理に関する普及啓発等 ・生産者と加工・販売事業者が連携した取組の推進 ・水産生産基盤の整備、漁港施設の長寿命化対策

Ⅵ 仕事・収入

38 農林水産物の付加価値を高め、販路を広げます

（基本方向）

消費者・実需者のニーズ、ＥＣサイト活用等の消費行動の変化や、インバウンドによる需要の拡大などを踏まえながら県産農林水産物の高付加価値化、販路の開拓・拡大を進めるとともに、実需者や流通事業者等との連携による販売促進活動・情報発信等を通じて、県産農林水産物の評価・信頼の向上を図るほか、アジア各国や北米、ＥＵ等をターゲットとして、県産農林水産物の戦略的な輸出を促進します。

また、生産者と消費者の結び付きを深化し、地域経済の好循環を創出する取組として、地産地消を推進します。

現状と課題

- 近年、経済のグローバル化の進展等による産地間競争の激化、消費者の健康志向や環境志向など価値観の多様化、訪日外国人観光客数の増加、深刻化する人手不足や国内市場の縮小、物流分野における輸送力不足など、市場を取り巻く環境が大きく変化しており、安定的な販売先の確保や新たな需要の創出、県産農林水産物の認知度向上が課題となっています。
- 県産農林水産物の高付加価値化と販路の開拓・拡大に向け、専門家派遣による商品開発への支援などを進め、１事業体当たりの６次産業化販売額は着実に増加しています。一方、６次産業化を志向する生産者等は減少傾向にあるほか、支援ニーズの多様化・高度化や、エシカル消費[26]など消費者の価値観の多様化も進む中で、高付加価値化に取り組む農林漁業者への支援の充実が課題となっています。
- 県オリジナル水稲品種については、品質・食味の評価を背景に、販売数量が増加し、いわての美味しいお米提供店数も拡大しています。一方、全国的な需給バランスの悪化により、令和８年６月末時点の民間流通在庫が過去最高水準に達するなど、米の需給を取り巻く環境が変化しており、県産米の安定的な需要の確保や新たな需要の創出が課題となっています。
- 「いわて牛」については、いわて牛取扱推奨店が拡大しているほか、東京食肉市場における取引価格が市場平均を上回る水準にあります。一方、市場出荷日ごとに出荷頭数に偏りがあることから、安定した出荷体制の構築が課題となっています。
- 木材については、輸入材調達リスクの顕在化や、脱炭素社会の実現に向けた国産木材利用への期待が高まる中、住宅着工戸数の落ち込みにより素材生産量は伸び悩んでおり、県産木材の需要拡大や新たな販路の確保が課題となっています。
- 水産物については、サケ等の主要魚種の不漁が続いている一方、マイワシやブリ等の水揚量のほか、海面養殖サーモンや蓄養ウニの生産量が増加しています。増加している資源については、安定した新たな加工原料として期待が高まっていることから、地域水産物を活用した商品開発や加工・流通体制の構築、新たな販路の確保が課題となっています。

[26] エシカル消費：人や社会、環境に配慮した消費行動。

・　首都圏における実需者へのトップセールスや量販店・飲食店等と連携したフェアの開催、県外事業者とのマッチング機会の創出などの取組により、県産農林水産物の販路拡大や評価・信頼の向上が着実に進んでいます。一方、品目によっては認知が十分に進んでいないことから、県産農林水産物の更なる認知度の向上が課題となっています。
・　輸出については、アジア各国や北米等をターゲットにした現地バイヤー招へいや商談会の開催等により、農林産物は増加傾向にありますが、ＡＬＰＳ処理水の海洋放出に伴う影響により、水産物は減少傾向にあります。また、新型コロナウイルス感染症の収束以降、訪日外国人観光客が増加するなど、県産農林水産物の認知度向上や需要拡大につながる機会が広がっており、こうした機会を捉えた戦略的な輸出拡大が課題となっています。
・　産地直売所運営組織のスキルアップを支援する取組により、県内の安定的な経営を行う産直数は着実に増加しています。一方、産直の利用者数や給食施設における県産農林水産物の利用率が伸び悩んでいることから、地域経済の好循環の創出に向け、地域での県産農林水産物の利用拡大を図る取組の強化が課題となっています。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

①　県産農林水産物の高付加価値化と販路の開拓・拡大の推進

・　県産農林水産物の高付加価値化に向け、消費者や実需者のニーズを的確に把握し、産地と共有しながら、安全・安心で、高品質な農林水産物の生産を促進します。
・　６次産業化をはじめ、地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による商品・サービスの開発など、付加価値を創出する取組を支援するとともに、その取組を実践する中核人材の育成に取り組みます。
・　ゲノム解析技術等を活用した品種改良のほか、機能性成分や品質評価の活用研究などによる県産農林水産物の高付加価値化に取り組みます。
・　県産広葉樹の高付加価値化に向け、関係団体との連携により、ＤＸを活用した広葉樹資源情報の把握や原木安定供給体制の構築を促進するとともに、人工乾燥技術等の普及定着や民間施設等への県産広葉樹の利用促進に取り組みます。
・　木質系新素材[27]をはじめとする木質資源の高付加価値化に関する技術開発や社会実装の動向について情報収集・調査を行うとともに、県民への普及啓発に取り組みます。
・　「いわて三陸ブランド[28]」の高付加価値化に向け、産地魚市場での低温管理の徹底などの高鮮度流通の取組を促進するとともに、食品コンクール・展示商談会への出品等を通じて、消費者や実需者への県産水産物やその加工品の魅力発信に取り組みます。
・　県産農林水産物の販路の開拓・拡大に向け、首都圏等における実需者へのトップセールスや、量販店・飲食店など民間企業との連携による販売促進キャンペーン・フェアの開催、商談機会の創出等に取り組みます。
・　マーケティングに関するセミナーや生産者と実需者との商談会の開催等を通じ、生産者等のスキルアップに取り組みます。
・　ライフスタイルの変化に伴う新たな消費者ニーズを的確に捉えた商品・サービスの開発や、Ｅ

27　木質系新素材：地域の木質資源（木材（樹皮、枝条を含む。）、竹など森林由来の資源）の成分から製造される従来にない素材。
28　いわて三陸ブランド：全国的に評価の高い本県水産物の付加価値向上を目指す地域ブランドの概念。

Ｃサイトなどの活用、価値観の多様化に対応した販路の開拓を促進します。

- ＳＤＧｓや環境に対する関心が国内外で高まっていることから、有機農産物など環境に配慮した生産方式で栽培された農林水産物の販路の開拓を促進します。
- 全国的に主食用米の需給が緩和する中、実需者との連携強化や販売促進活動を通じて、県産米の利用促進や消費拡大を進めるとともに、米粉用米や輸出用米などの需要拡大に取り組みます。
- 県産木材について、関係団体等と連携した首都圏の建設関係事業者等への販路開拓や、住宅・民間商業施設等における利用拡大に取り組みます。
- 「いわて木づかい運動」の展開により、関係団体と連携しながら、日常生活や事業活動における県産木材の積極的な利用を促進します。
- 原木しいたけや木炭の新たな販路の開拓・拡大に向け、消費者や実需者のニーズを把握し、関係団体と連携しながら高付加価値販売ルートの構築や認知度向上などに取り組みます。
- 海面養殖サーモンの加工・流通体制や蓄養ウニの高鮮度物流体制の構築等を進めるとともに、新たな販路の開拓・拡大やイベント等を通じたＰＲに取り組みます。
- マイワシ、ブリ等の増加している資源の加工原料特性の把握や、資源動向等に関するセミナーの開催、加工機器等の導入促進により、新たな加工用原料として有効利用する取組を促進するほか、新たな販路の開拓・拡大に取り組みます。
- 市場流通や系統販売に加え、漁協や漁業者自らによる直販や自家加工販売など多様な販売ルートを確保するための取組を促進します。
- 物流分野における輸送力不足に対応するため、高規格道路網やはこビュン等の活用を推進し、首都圏等への農林水産物の高鮮度輸送と物流の効率化に向けた取組を促進します。

② 県産農林水産物の評価・信頼の向上

- 「食」に対する生産者の想いやこだわり、安全・安心で、高品質な農林水産物等に係る情報を発信するとともに、生産者と消費者・実需者とのコミュニケーション・交流を図る取組を推進します。
- 県ホームページやＳＮＳ、パブリシティ等を活用した情報発信に加え、関係団体・企業等と連携した新聞、雑誌など様々なメディアを組み合わせた消費者の購買行動につながる効果的なプロモーションの展開に取り組みます。
- 県産米について、いわての美味しいお米提供店等と連携したフェアの開催や、一等米比率が全国第１位の産地としての取組の発信等により、認知度と評価の向上に取り組みます。
- 「いわて牛」について、市場への定時・定量出荷の促進による実需者の評価向上や、いわて牛取扱推奨店と連携したＰＲ等による消費者の評価向上に取り組みます。
- 品質・性能の確かな製材品等の供給に向けたＪＡＳ（日本農林規格）認証の取得や森林認証制度等の普及を促進します。
- 公共施設・民間商業施設等での県産木材の利用事例のＰＲのほか、県内の建築士や工務店等の木造設計技術の向上支援を通じて、県産木材の品質・性能に対する信頼の向上を図ります。
- 林野火災における被災木について、強度試験を実施し、品質・性能に関する情報を発信することにより、焼損の程度に応じた有効利用を促進します。
- ＨＡＣＣＰに沿った衛生管理の促進など、農林水産物に対する消費者の信頼確保に取り組みます。

③　戦略的な県産農林水産物の輸出促進と訪日外国人観光客等への対応

- アジア各国や北米、ＥＵ等をターゲットに、国内外の実需者と連携した現地でのフェア開催やバイヤー等の招へい、オンライン商談やＥＣサイトの活用などにより、農林水産物の輸出拡大に取り組みます。
- 本県の代表的な特産品である米、牛肉、りんごを輸出重点品目として位置付け、これらを組み合わせたパッケージ型プロモーションの展開や、トップセールスの実施とフォローアップの強化により、県産農林水産物の認知度向上と販路の開拓・拡大に取り組みます。
- 米については、全国的に主食用米の需給が緩和する中、新たな海外需要の確保に向けた取組を促進するとともに、牛肉については、輸出認定施設など本県の強みを生かし、更なる海外展開を促進します。
- 輸出品目の更なる拡大に向け、鶏肉については、食鳥処理施設の輸出先国向け認定の早期取得に向けた取組を促進します。
- ジェトロ岩手や金融機関等と連携したセミナーの開催等を通じて、輸出事業者を掘り起こすとともに、輸出に取り組む意欲ある企業・団体等を支援します。
- 新たな輸出品目の創出と輸出事業者の拡大を図るため、海外市場のニーズ把握や商品評価・改良、輸出先市場の求める基準等への対応を支援します。
- 日本産木材を輸入している諸外国の木材ニーズなどについて関係団体と情報共有するなど、品質・性能の確かな県産木材の輸出に向けた取組を促進します。
- 水産物輸出の障壁となる規制等について、各国の規制状況を随時関係団体と情報共有するなど、輸出環境が好転する機会を確実に捉えられるよう、水産物の販路の開拓・拡大に向けた取組を促進します。
- 海面養殖サーモンやウニ等について、海外ニーズを踏まえた販路の開拓・拡大の取組を促進します。
- 「岩手ならでは」の魅力を求めて来県する訪日外国人観光客等に対し、豊かな自然、環境や歴史・文化とともに、県産農林水産物の生産に関するこだわりやストーリー等の魅力を発信し、インバウンドによる認知度向上を輸出拡大につなげる好循環の創出に取り組みます。

④　生産者と消費者の結び付きを深め、地域経済の好循環を創出する取組の推進

- 市町村の地産地消促進計画に基づく取組への支援や、学校給食や医療・福祉施設等における地場産物等の利用拡大に向けた取組への支援など、域内での農林水産物の消費拡大を推進します。また、産地直売所の食材流通・交流拠点としての機能強化を図るため、ＰＯＳシステムやＳＮＳ等を活用した販売額向上・誘客力強化の取組を支援します。
- いわて地産地消給食実施事業所の認定、「いわて食財の日」等の取組を一層推進し、社員食堂や量販店等での県産食材の利用拡大を図ります。
- 生産者と消費者をつなぐ新たな交流の場として、産地直売所等のＳＮＳ発信を促進します。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）		
	～R8	R9	R10

① 県産農林水産物の高付加価値化と販路の開拓・拡大の推進

目標

・事業体当たり６次産業化販売額（千円）

現状値	R9	R10
26,230		

現状値は令和７年（令和６年実績）の値

・地域資源活用による商品化件数（件）〔累計〕

現状値	R9	R10
84		

現状値は令和７年の値

・「金色の風」「銀河のしずく」「白銀のひかり」の販売数量（トン）

現状値	R9	R10
32,371		

現状値は令和７年の値

・素材需要量に占める県産木材の割合（%）

現状値	R9	R10
78		

現状値は令和７年の値

・増加している資源の活用に取り組む水産加工業者数（件）

現状値	R9	R10
4		

現状値は令和７年の値

- 地域資源活用価値創出の取組支援
- 商談会・交流会等の開催による生産者等の取引拡大支援
- セミナー開催等による生産者等のスキルアップ
- 実需者へのトップセールスの実施
- 消費者ニーズを捉えた新商品・サービス開発、販路開拓支援
- 首都圏等への鮮度の高い県産農林水産物の輸送促進
- 新たな木材製品開発の支援・普及
- 民間建築物の木造・木質化の推進
- 「いわて木づかい運動」の展開
- 「広葉樹の高付加価値化」の推進
- 木質資源の高付加価値化に向けた取組の情報収集・普及啓発
- 地域水産物を活用した商品開発の促進（食品コンクール、商談会への出品働き掛け等）
- 消費者に向けた県産水産物の魅力に関するＰＲ
- 産地魚市場を核とした地域計画（高度衛生品質管理地域づくり）の継続的な実行支援
- 海面養殖サーモンの加工・流通体制と蓄養ウニの高鮮度物流体制の構築
- 水揚量が増加している資源の加工原料特性の把握や水産資源の動向等に関するセミナーの開催

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）		
	～R8	R9	R10
② 県産農林水産物の評価・信頼の向上			
目標 ・いわての美味しいお米提供店（店舗） 現状値 R9 R10 411 現状値は令和７年の値	県内外における販売促進キャンペーンやフェアの実施		
	いわて食財倶楽部等による県産農林水産物の情報発信		
・いわて牛取扱推奨店登録数（店舗） 現状値 R9 R10 459 現状値は令和７年の値	関係団体・企業との連携やパブリシティを活用した情報発信		
	「いわて牛」の定時・定量出荷の促進		
・岩手県「木づかい宣言」事業者登録数（者） 現状値 R9 R10 45 現状値は令和７年の値	民間商業施設での県産木材の利用促進 ＪＡＳ認証の取得や森林認証制度等の普及 建築士や工務店等の木造設計技術の向上支援 岩手県「木づかい宣言」事業者の募集・登録・ＰＲ		
③ 戦略的な県産農林水産物の輸出促進と訪日外国人観光客等への対応			
目標 ・県産農林水産物取扱海外事業者数（社） 現状値 R9 R10 77 現状値は令和７年の値	輸出対象国・地域における輸出拡大に向けた取組の推進（現地バイヤーの招へい、海外フェア・商談会の開催）		
	トップセールスを含めた戦略的なプロモーション展開		
	輸出促進に係るセミナー等の開催		
	訪日外国人観光客等への県産食材のＰＲと消費拡大に向けた取組の推進		
④ 生産者と消費者の結び付きを深め、地域経済の好循環を創出する取組の推進			
目標 ・いわて地産地消給食実施事業所数（施設） 現状値 R9 R10 87 現状値は令和７年の値	市町村の地産地消促進計画の取組支援		
	学校給食等における県産食材の利用拡大に向けた取組支援		
・年間売上高１億円以上の産直数（施設） 現状値 R9 R10 43 現状値は令和６年の値	民間企業と連携した県産食材の利用拡大に向けた取組の推進		
	産地直売所の販売額向上・誘客力強化の取組支援		

県以外の主体に期待される行動

（生産者・団体・企業等）
・地域資源活用価値創出の実践・連携・協力、交流・商談会等への参加
・県産農林水産物の販路開拓等
・商業施設等の木造化、内装木質化の推進
・水産物の高度衛生品質管理地域づくりの取組継続
・水産加工品の販路の回復・拡大
（市町村）
・地産地消促進計画の実践
・地域資源活用価値創出の実践支援、商談会等への参加支援
・県産農林水産物の販路開拓等の支援
・公共施設の木造化、内装木質化の推進
・水産物の高度衛生品質管理地域づくりの取組継続
・水産加工品の販路の回復・拡大支援

Ⅵ 仕事・収入

39 一人ひとりに合った暮らし方ができる農山漁村をつくります

（基本方向）

人口減少や高齢化が進行している農山漁村の活性化に向け、地域の立地条件を生かした農林漁業の生産振興や農山漁村を支える人材の育成、生産者をはじめ若者・女性といった地域住民など、多様な主体の連携・協働による活力ある農山漁村づくり、多面的機能を有する農地や森林等を保全する地域共同活動を促進します。

また、地域の多彩な農林水産物や食文化等を積極的に活用した農山漁村ビジネスや「海業[29]」等の振興を図るとともに、インバウンド等の受入体制整備などによる農山漁村の交流人口の拡大に向けた取組を促進します。

さらに、自然災害等に強い農山漁村づくりに向けた防災・減災対策の取組を推進します。

現状と課題

- 農山漁村では、人口減少・高齢化の一層の進行に伴い、農地や森林、漁場等の保全活動に参加する生産者・地域住民が減少するとともに、地域活動を担うリーダー人材が不足しています。一部の地域では、農村型地域運営組織（農村ＲＭＯ[30]）の形成により、農地保全や地域資源の活用、生活支援の取組が行われているものの、地域共同活動の継続や多様な主体の参画による集落機能の維持・活性化が課題となっています。
- 本県の農山漁村の交流人口は、教育旅行者やインバウンドの増加に伴い、拡大しています。一方、受入農林漁家の高齢化や担い手不足が進んでおり、グリーン・ツーリズムの受入体制の維持・強化が課題となっています。また、交流を一時的な訪問にとどめず、継続的に地域と関わる関係人口の創出・拡大につなげることが課題となっています。
- 漁村では、人口減少や高齢化の進行に加え、主要魚種の不漁等により、地域の活力の低下が懸念される中、漁港等の地域資源を活用し所得機会の拡大を図る「海業」の取組が進んでいます。今後の「海業」の定着に向けては、ビジネスモデルづくりと自走化が課題となっています。
- 「食の匠[31]」は、農山漁村に受け継がれてきた食文化の担い手として重要な役割を果たしていますが、高齢化が進んでおり、知識や技術の継承、後継者の確保・育成が課題となっています。
- 豪雨や林野火災等による被害が頻発する中、自然災害等に強い農山漁村づくりに向け、農業水利施設や治山・林道施設、漁港施設の整備を着実に進め、被災時における機能維持が図られています。一方、自然災害の激甚化や施設の老朽化が進行しており、既存施設の長寿命化対策を含めた計画的な防災・減災対策が課題となっています。
- 大船渡市と大槌町で発生した大規模林野火災により広範囲の森林が被災し、森林の有する多面的機能の低下が懸念されており、森林の早期復旧が課題となっています。

---

29 海業：漁村の人々が海や漁村に関する地域資源の価値や魅力を活用して所得機会の増大等を図る取組。

30 農村ＲＭＯ：複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織（Region Management Organization）。

31 地域の食文化や郷土料理等に関する知識・技術を受け継ぎ、その情報発信と次代への伝承ができるとして、知事に認定された者。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 農山漁村を支える人材の育成と地域活動等の支援

・ 農山漁村の活性化に向け、地域活動をけん引する人材を育成するとともに、行政職員や中間支援組織、大学等と連携した支援体制の構築などにより、地域の実情に応じた切れ目のない伴走支援に取り組みます。

・ 農地や水路、森林、藻場・干潟等の地域資源の保全を図るための地域共同活動を推進するとともに、農地等の保全活動の継続に大きな影響を与える事務負担の軽減に向け、事務の外部委託や集約化を促進します。

・ 農村型地域運営組織（農村ＲＭＯ）の形成を促進し、農用地の保全や地域資源の活用、生活支援等の取組を通じて、集落機能の維持を図ります。

・ 生産条件が不利な中山間地域の農業生産活動の継続に向け、小規模・家族経営や農業と別の仕事を組み合わせた「半農半Ｘ」などの地域を支える多様な生産者が、農地を有効利用しながら、地域の農業・農村を維持していく取組を促進します。

・ 中山間地域における荒廃農地の発生防止・解消に向け、地域計画等との整合を図りながら、地域ぐるみの話合いによる農用地保全のための実証的な取組や、粗放的な農地利用の取組等を促進します。

② 魅力あふれる農山漁村づくりの推進

・ グリーン・ツーリズムによる交流人口の更なる拡大に向け、受入実践者や活動をサポートする人材（応援サポーター）の確保・育成を図るとともに、広域連携による教育旅行やインバウンドの受入体制の整備、農山漁村の魅力の積極的な情報発信に取り組みます。

・ 農村関係人口の創出・拡大に向け、農村の食文化や祭り、古民家、地域ならではの食材など、多様な魅力ある地域資源を最大限生かし、地域のにぎわいや所得・雇用の確保を図る取組を推進します。

・ 市町村や事業者等を対象とした、ジビエ利用に関する研修会の開催等により、捕獲した野生鳥獣を地域資源として活用する取組を推進します。

・ 農山漁村に受け継がれてきた食文化について、「食の匠」による地域住民等への継承・伝承活動を促進するとともに、「食の匠」の後継者育成に取り組むほか、郷土料理を生かした起業化を推進します。

・ 森林が有する保健・レクリエーション機能を生かしたハイキングやキャンプ等の健康・余暇活動を促進し、山村の交流人口の拡大を図ります。

・ 漁村の活性化を図る「海業」の取組拡大に向け、水産物の直売所や漁業体験活動、マリンレジャーなど、地域の水産物や漁港施設の活用を促進します。また、ビジネスモデルの構築等により沿岸地域全体への波及を図るとともに、「いわての海業」の認知度の向上に向けた積極的な情報発信により、自走化を支援します。

・ 農道や林道、集落排水施設等の整備及び機能保全対策による快適な生活環境づくりを促進します。

③ 自然災害に強い農山漁村づくりの推進

・ ため池等の農業水利施設について、耐震化や豪雨対策などの防災・減災機能の強化を進めるとともに、機能診断に基づく計画的な補修・更新による長寿命化対策を推進します。また、農地・

農業水利施設を活用した流域治水[32]や、渇水・高温対策等に取り組みます。

- 林野火災を含む山地災害の未然防止や荒廃森林の復旧に向け、適切な森林整備や治山施設の設置を進めるとともに、治山施設の長寿命化対策に取り組みます。
- 大規模林野火災で被災した森林について、伐採と再造林の効率化や省力化による早期復旧を進め、森林の多面的機能の回復を図るとともに、林野火災の延焼防止に資する多様な森林への誘導や、路網の整備・機能強化に取り組みます。
- 津波被害から復旧した海岸防災林の防災機能の早期発現に向け、適切な保育管理に取り組みます。
- 地震・津波や激甚化・頻発化する高波等の自然災害に備えた防波堤・岸壁等の漁港施設の長寿命化を含めた防災・減災対策を推進します。
- 漁港から高台への避難体制の構築支援や操業中の漁船の避難ルール等の策定支援、水産業ＢＣＰ（業務継続計画）の運用支援など、漁業地域の防災力向上を推進します。
- 沿岸地域の防災対策や地域づくりの方向性を踏まえた、海岸保全施設や避難路などの整備等を推進します。
- 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等に備え、土地の境界等を明らかにするための地籍調査を促進します。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）		
	～R8	R9	R10
① 農山漁村を支える人材の育成と地域活動等の支援 目標 ・農山漁村の環境保全活動への参加のべ人数（人） 現状値：122,168 R9： R10： 現状値は令和７年の値		多面的機能の維持・発揮に向けた農山漁村地域における地域共同活動への支援 →	
		地域住民等による森林の整備・保全活動への支援 →	

32 流域治水：気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行うもの。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）		
	～R8	R9	R10

② 魅力あふれる農山漁村づくりの推進

目標

・農林漁家民泊等利用者数（人回）

現状値	R9	R10
63,980		

現状値は令和７年の値

- 新規受入農林漁家の掘り起こし・受入をサポートする人材の確保支援
- 多様な旅行ニーズに対応できる人材育成研修会の開催
- 県グリーン・ツーリズム推進協議会と連携した農泊実施地域の選定
- 地域での実践活動の支援
- 観光分野と連携した情報発信・誘致活動の実施
- ジビエ利用に向けた研修会等の開催
- 食文化を生かした取組の推進
  - 「食の匠」の後継者育成や食文化伝承活動の支援
  - 起業活動実践支援による伝承活動の継続・発展
- 海業の理解醸成を図るシンポジウムの開催
- 海業のビジネスモデル構築等の支援

③ 自然災害に強い農山漁村づくりの推進

目標

・農業用ため池の機能診断実施個所数（箇所）〔累計〕

現状値	R9	R10
230		

現状値は令和７年の値

- 農業水利施設の防災・減災対策（ため池などの劣化状況評価や機能診断の実施）

・山地災害防止機能が確保された集落数（集落）〔累計〕

現状値	R9	R10
1,015		

現状値は令和７年の値

- 治山対策の実施、治山施設の適正管理と点検補修
- 林野火災等の自然災害の早期復旧
- 東日本大震災津波被害から復旧した海岸防災林の保育管理

・漁港施設の防災・減災対策実施施設数（施設）〔累計〕

現状値	R9	R10
40		

現状値は令和７年の値

- 自然災害に備えた漁港施設の防災・減災対策

県以外の主体に期待される行動

具体的な推進方策（工程表）① （生産者を含めた地域住民・団体・ＮＰＯ等） ・地域ビジョンの策定・実践 ・地域共同活動体制の構築 ・地域共同活動による農地等の保全管理 ・多様な農業者が参画した集落営農の実践 （市町村） ・地域リーダーの育成や地域共同活動体制の構築支援 ・地域共同活動による農地等の保全管理の普及啓発と実践支援 ・多様な農業者が参画した集落営農への支援	具体的な推進方策（工程表）② （生産者を含めた地域住民・団体・ＮＰＯ等） ・地域資源を活用した特産品の開発 ・地域資源を生かした農山漁村ビジネスの実践 ・伝統文化・食文化の継承等の実践 ・体験プログラム開発、受入れ技術の向上、受入れのサポート ・農業生産基盤、農業生活環境基盤の整備に向けた合意形成 ・グリーン・ツーリズムや移住・定住に関する情報発信 ・海業の実践 （市町村） ・地域資源を活用した特産品開発等の支援 ・販売促進、商談機会の提供 ・グリーン・ツーリズム等の施策の企画 ・地域の交流活動をコーディネートする組織の支援 ・グリーン・ツーリズムや移住・定住に関する情報発信 ・農業生産基盤、農業生活環境基盤の整備に向けた合意形成支援 ・海業の実践及び支援 ・集落排水施設等の整備や機能保全対策の実施	具体的な推進方策（工程表）③ （生産者を含めた地域住民・団体・ＮＰＯ等） ・防災対策の実施 ・農地・農業用施設の点検 ・保安林制度の理解と遵守 （市町村） ・集落機能の維持に向けた交通網の整備 ・防災意識の向上対策と危機管理体制の構築 ・農地・農業用施設の点検への支援や流域治水の取組に係る普及啓発 ・地籍調査の実施 ・治山対策の実施に向けた地域合意形成支援 ・治山対策や保安林制度の普及啓発 ・海岸保全施設や避難路の整備等 ・漁港施設の整備

Ⅶ 歴史・文化

豊かな歴史や文化を受け継ぎ、愛着や誇りを育んでいる岩手

【これまでの成果と課題】

- 本県は、「平泉」、「明治日本の産業革命遺産（橋野鉄鉱山）」及び「北海道・北東北の縄文遺跡群（御所野遺跡）」の３つの世界遺産を有しており、県内外の関係自治体や関係機関等と連携し、適切な保存管理に取り組むとともに、フォーラムやシンポジウム等を通じて、その価値や魅力を広く発信してきました。一方で、来訪が個々の遺産に留まることから、３つの世界遺産を中心に、周辺の文化資源を含めた各地域での周遊につなげていくことが課題となっています。
- 文化観光推進法に基づく地域計画として認定を受けた「いわて平泉歴史文化観光地域計画」のもと、「ひらいずみ遺産[1]」への来訪・周遊の促進に向けては、文化観光の推進体制の構築や平泉世界遺産ガイダンスセンターをゲートウェイとする周遊プログラムの整備等による受入体制の充実に取り組みました。世界遺産等への来訪者数は増加傾向にありますが、世界遺産を将来にわたり確実に継承していくためには、より多くの人々が本県の世界遺産へ来訪し、その価値や魅力への理解を深めることが必要です。
- 「無形民俗文化財数」全国１位を誇る「民俗芸能の宝庫」である本県では、ユネスコ無形文化遺産である「早池峰神楽」をはじめ、多様な民俗芸能が各地域で脈々と受け継がれ、民俗芸能ネットワークの加盟団体数も概ね維持されていますが、少子高齢化の影響により、担い手が減少し、民俗芸能活動の継続が困難な団体や、活動を休止する団体が増加しており、地域の民俗芸能の継承が課題となっています。
- 本県には、地域の歴史や文化財、民俗芸能、食、マンガなどの多様な文化資源があり、本県ならではの文化資源を生かした魅力発信や交流の取組を進めてきたところですが、こうした文化資源の魅力を、人的・経済的な交流の拡大に結び付けていくことが課題となっています。
- 最終刊行から約 60 年が経過した現行「岩手県史」の課題や今後の県史に求められる視点・役割を踏まえ、県政 150 周年の節目に合わせて設置した「岩手県史の在り方検討懇話会」において、県民が親しみやすく、活用しやすい、新たな「岩手県史」を編さんする必要性が示されました。

【今後の方向性】

- 本県が誇る豊かな歴史や文化を学び、受け継ぐため、世界遺産の保存と活用を進めるなど、岩手や地域への誇りと愛着を育みます。
- ３つの世界遺産に係る適切な保存管理や県民の継承意識の醸成、世界遺産や関連資産の価値や魅力の国内外への発信と来訪促進など、地域間の連携・交流を図りながら、一体的な取組を進めます。

---

1 県と関係市町において、世界遺産の構成資産とその関連資産の一体的な保存管理や調査研究、活用を進めるために位置付けた該当資産の総称。世界遺産の構成資産５資産（中尊寺、毛越寺、観自在王院跡、無量光院跡、金鶏山）と関連資産５資産（柳之御所遺跡、骨寺村荘園遺跡、白鳥舘遺跡、長者ケ原廃寺跡、達谷窟）の 10 資産を対象としている。

・　「平泉の文化遺産」の世界遺産への拡張登録に向けた取組を進めるとともに、平泉世界遺産ガイダンスセンターのゲートウェイ機能を強化し、周遊・魅力発信の拠点として活用しながら、「ひらいずみ遺産」を中心とする文化観光を推進します。
・　県民の郷土への誇りや愛着を育むとともに、民俗芸能を次世代へ継承するため、本県の民俗芸能に触れる機会の創出や情報発信を通じ、伝統文化への理解を深める取組を推進します。
・　地域に伝承されてきた文化財を後世に伝えていくため、市町村と連携しながら、文化財の適切な保存・継承に取り組みます。
・　地域の偉人や歴史、様々な文化財や多種多様な民俗芸能等の文化資源を活用し、他の資源との連携や組み合わせにより文化資源の価値や魅力を高め、人的・経済的な交流を推進します。
・　岩手県の歴史に対する県民の理解と関心を深め、その歩みを後世に継承するため、学びに生かすことができる新たな「岩手県史」の編さんを計画的に進めます。

【特に強化すべき事項】

第２期政策推進プランの成果と課題、社会経済情勢の変化、市町村や各種団体等からの意見などを踏まえ、今後２年間で強化すべき事項は以下のとおり。

・　地域資源を核とした文化観光の推進

地域資源相互の連携や組み合わせにより、文化資源の価値を高め、交流人口の拡大と地域経済の好循環を生み出す文化観光の取組を強化します。

【いわて幸福関連指標】

指　　標	単位	現状値	年度目標値	計画目標値
		R7	R9	R10
①　世界遺産等の来訪者数	千人	778		
②　国、県指定文化財件数	件	593		
③　民俗芸能ネットワーク加盟団体数	団体	431		

【政策項目一覧】

政策項目	具体的推進方策
40　世界遺産の保存と活用を進めます	①　３つの世界遺産の適切な保存管理と価値や魅力の発信
	②　「平泉の文化遺産」の拡張登録の取組と「ひらいずみ遺産」の文化観光の推進
41　豊かな歴史や民俗芸能などの伝統文化が受け継がれる環境をつくり、交流を広げます	①　伝統文化や岩手の歴史への理解促進
	②　伝統文化、文化財など文化資源を活用した人的・経済的交流の推進

40 世界遺産の保存と活用を進めます

（基本方向）

３つの世界遺産や関連資産に係る適切な保存管理や県民の継承意識の醸成に取り組むとともに、その価値や魅力の国内外への発信と来訪促進など、地域間の連携・交流を図りながら、一体的な取組を進めます。

また、「平泉の文化遺産」の世界遺産への拡張登録に向けた取組を進めるとともに、平泉世界遺産ガイダンスセンターのゲートウェイ機能を強化し、「ひらいずみ遺産」を中心とする文化観光を推進します。

現状と課題

- 世界遺産を人類共通の財産として将来の世代に継承していくため、保存管理計画に基づき、関係自治体や関係機関等と連携し、適切な保存管理に取り組んでいますが、その価値を将来にわたり確実に継承していくためには、保存管理への県民の理解を深め、継承意識の醸成を図る取組を継続して進める必要があります。
- 本県の３つの世界遺産に関する各地域のガイダンス施設の入館者数は、令和５年度以降、概ね横ばいで推移しています。世界遺産等への来訪者の拡大に向けては、個々の世界遺産への来訪を県内の他の世界遺産への来訪や周辺の文化資源を含めた周遊につなげていくことが課題となっています。
- 「平泉の文化遺産」の拡張登録については、令和７年度の文化審議会世界文化遺産部会において、柳之御所遺跡を構成資産に加えることの論拠の説明の充実などの課題が示されており、その課題の解決を図りながら、拡張登録に向けた取組を着実に進めていく必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① ３つの世界遺産の適切な保存管理と価値や魅力の発信

- 保存管理計画に基づく適切な保存管理に取り組むとともに、世界遺産出前授業や教員向けの現地研修等、学校教育活動を通じた保存・継承意識の醸成に取り組みます。
- 地域住民や来訪者など全ての人にとって魅力ある世界遺産となるよう、住民生活と調和した遺産の保存管理を進めます。
- ３つの世界遺産相互の連携・交流や他の地域資源との組み合わせにより、その価値や魅力を高めながら、来訪を促進し、幅広い世代に向けた価値の普及と魅力の発信に取り組みます。
- 世界遺産を通じた児童の交流や、ガイド同士の交流等を図るとともに、関係機関等との連携を強化し、地域住民の参画機会を広げながら、各遺産の魅力の向上と県内外からの来訪促進に取り組みます。

②　「平泉の文化遺産」の拡張登録の取組と「ひらいずみ遺産」の文化観光の推進

- 「平泉の文化遺産」の世界遺産への拡張登録の実現に向けて、関係機関等との連携を図りながら、柳之御所遺跡の調査研究の推進や、関連資産の調査等の支援などに取り組みます。
- 「いわて平泉歴史文化観光地域計画」に基づき、平泉世界遺産ガイダンスセンターのゲートウェイ機能を強化し、周遊・魅力発信の拠点として活用しながら、「ひらいずみ遺産」を中心とする文化観光を推進します。

<table>
<tr><th>県が取り組む具体的な推進方策</th><th>工程表（２年間を中心とした取組）
～R8 ／ R9 ／ R10</th></tr>
<tr><td>

①　３つの世界遺産の適切な保存管理と価値や魅力の発信

目標

・「世界遺産出前授業」の実施学校数（校）［累計］

現状値	R9	R10
124		

現状値は令和５年から令和７年までの累計、目標値は令和５年からの累計

・３つの世界遺産に係る連携・交流活動参加人数（人）

現状値	R9	R10
134		

現状値は令和７年の値

・世界遺産ガイダンス施設等入館者数（千人）

現状値	R9	R10
69		

現状値は令和７年の値

</td><td>

他自治体との情報共有・計画作成
適切な保存管理の推進・計画提出
世界遺産出前授業の実施
連携・交流活動の実施
ガイダンス施設等を活用した価値普及・魅力発信

</td></tr>
<tr><td>

②　「平泉の文化遺産」の拡張登録の取組と「ひらいずみ遺産」の文化観光の推進

目標

・平泉文化観光拠点施設来訪者数（千人）

現状値	R9	R10
505		

現状値は令和７年の値

</td><td>

平泉拡張登録に向けた取組の推進
ひらいずみ遺産の文化観光の推進

</td></tr>
</table>

県以外の主体に期待される行動

（県民・地域住民）
・世界遺産の価値の共有と保存管理への理解
・世界遺産の保存管理と活用への参画
（企業等）
・世界遺産の保存・活用・発信に係る協働
（教育機関等）
・世界遺産の価値の普及と未来への継承
・世界遺産に関する研究の実施
（市町村）
・世界遺産の適切な保存管理
・世界遺産の活用と住民参画活動の実施
・世界遺産を活用した地域振興

Ⅶ　歴史・文化

41　豊かな歴史や民俗芸能などの伝統文化が受け継がれる環境をつくり、交流を広げます

（基本方向）

県民の郷土愛を醸成するため、本県が誇る民俗芸能に触れる機会の創出や情報発信により、伝統文化への理解を深めるとともに、岩手の歴史を振り返り、次世代へ受け継ぐ取組を推進します。

また、地域に伝承されてきた文化財を後世に伝えていくため、市町村と連携しながら、文化財の適切な保存・継承に取り組みます。

地域の偉人や歴史、様々な文化財や多種多様な民俗芸能、食などの伝統文化や観光資源等の活用により本県の文化資源の価値や魅力の向上を図り、人的・経済的な交流を推進します。

現状と課題

- 「無形民俗文化財数」全国１位を誇る「民俗芸能の宝庫」である本県では、ユネスコの無形文化遺産である「早池峰神楽」や「来訪神：仮面・仮装の神々」を構成する行事の一つである「吉浜のスネカ」、「風流踊」である「永井の大念仏剣舞」及び「鬼剣舞」に代表される多様な民俗芸能などが地域で継承され、次世代に伝えようとする取組が各地で行われています。一方で、少子高齢化や進学期・就職期における若者の転出等により、民俗芸能をはじめ地域の文化を継承する人材の減少、文化芸術活動の担い手の高齢化が進んでおり、活動の継続が困難な団体や活動を休止する団体が増加するなど、その継承が課題となっています。
- 文化財は、地域の歴史を理解する上で貴重な財産であるとともに、地域の活性化の取組の核となる地域資源として、次世代への確実な保存・継承と積極的な活用が求められています。一方で、その保存・継承に当たっては、文化財の老朽化や劣化、自然災害による被害、後継者・担い手不足等に対応していく必要があります。
- 本県には、地域の歴史や文化財、民俗芸能、食、マンガなどの多様な文化資源があり、岩手ならではの文化資源を生かした魅力発信や交流の取組を進めてきましたが、こうした文化資源の価値や魅力を、人的・経済的な交流の拡大や地域活性化に結び付けていくことが課題となっています。
- 現行の「岩手県史」は、最終刊行（昭和41年）から約60年が経過しており、昭和16年以降の戦中の動向や戦後の県勢発展のほか、東日本大震災津波に触れていないことなどから、「岩手県史の在り方検討懇話会」においても新たな県史の必要性が示されており、最新の調査・研究の成果を広く取り入れながら、次世代が学び、親しみやすい新たな県史を編さんする必要があります。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 伝統文化や岩手の歴史への理解促進

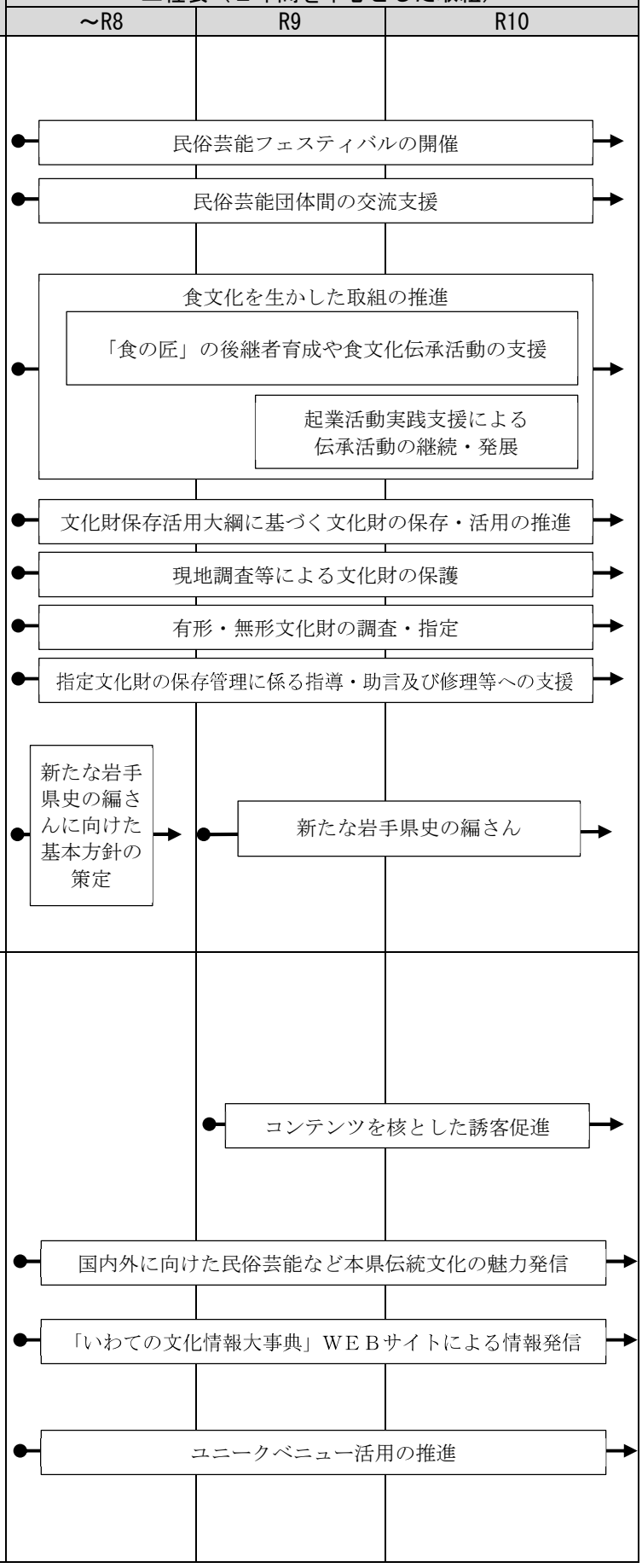
- 「岩手県民俗芸能フェスティバル」の開催や、「北海道・東北ブロック民俗芸能大会」への出演等により、民俗芸能の発表・鑑賞や団体同士の交流機会の確保に取り組みます。
- 芸術体験イベント等において、子どもたちが民俗芸能を体験する機会を創出するとともに、岩手の民俗芸能の情報発信を強化し、民俗芸能への関心を高めることで、民俗芸能団体の活動の継続と継承を推進します。
- 「早池峰神楽」や「永井の大念仏剣舞」、「鬼剣舞」をはじめとする本県の多彩な民俗芸能の保存・継承及び後継者の育成を促進するため、市町村や関係団体と連携し、民俗芸能団体への支援を行います。
- 将来に向け民俗芸能を継承していくため、部活動の地域展開などを通じて、生徒が民俗芸能に取り組む機会を確保するとともに、地域等と連携して指導環境の充実を図ります。
- 地域における「食の匠」の活動や、学校・地域住民等を対象とした食文化伝承会の開催などの取組を促進します。
- 地域ごとに文化財を継承していくため、文化財の保存と活用に関する岩手県文化財保存活用大綱に基づき、市町村の文化財保存活用計画の策定に向けて情報提供や助言を行うとともに、現地調査等による文化財保護の取組を推進します。
- 地域に残されている貴重な建造物や美術工芸品等の有形文化財の保護や、民俗芸能等の地域に伝わる無形文化財の保護・伝承を行うため、歴史的価値などの調査を進めるとともに、指定文化財の適切な保存管理がなされるよう、所有者に対する指導・助言、修理等の支援に取り組みます。
- 岩手県の社会や県民生活の変遷、先人の努力と知恵を振り返り、子どもを含む幅広い世代に伝え残すため、市町村及び関係機関と連携し、広範な資料の調査・収集を行い、県民の理解と協力を得て、その保全を図りながら、新たな「岩手県史」の編さんに取り組みます。

② 伝統文化、文化財など文化資源を活用した人的・経済的交流の推進

- 民俗芸能など伝統文化を生かした交流人口・関係人口の拡大を図るため、市町村や民俗芸能団体と連携し、訪日外国人等に向けた多言語対応に取り組みながら、本県が誇る民俗芸能の魅力を発信するなど、観光分野をはじめとした幅広い分野への活用を進めます。
- 本県の文化芸術への関心を高め、交流の拡大につなげるため、「いわての文化情報大事典」ＷＥＢサイトやＳＮＳなど多様な媒体を活用して、本県の文化芸術の発信力を強化し、文化芸術に関する情報やイベント情報を広く周知します。
- 県内への来訪者が民俗芸能等を鑑賞・体験できる機会を創出するとともに、文化財をユニークベニュー[1]としてイベント等に活用し地域活性化を図ります。
- 岩手ならではの文化資源とマンガ・アニメなどのコンテンツを相互に組み合わせた体験機会の提供等を通じて、国内外での認知度向上や誘客促進を図り、交流人口の拡大と文化・観光関連産業の発展につなげます。

[1] ユニークベニュー：歴史的建造物、文化施設や公的空間等で、会議・レセプションを開催することで特別間や地域特性を演出できる会場。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）



① 伝統文化や岩手の歴史への理解促進

目標

・県主催文化芸術催事鑑賞者数（人）［再掲］

現状値	R9	R10
26,410		

現状値は令和７年の値

・民俗芸能イベント等を契機とした交流会等への参加団体数（団体）

現状値	R9	R10
8		

現状値は令和７年の値

② 伝統文化、文化財など文化資源を活用した人的・経済的交流の推進

目標

・観光客数（歴史・文化に関係する観光地点での入込客数）（千人）

現状値	R9	R10
3,183		

現状値は令和７年の値

・「いわての文化情報大事典」ＷＥＢサイトビュー数（千件）

現状値	R9	R10
1,120		

現状値は令和７年の値

・文化財のユニークベニュー活用件数（件）［累計］

現状値	R9	R10
145		

現状値は令和７年単年の値、目標値は令和５年からの累計

県以外の主体に期待される行動

（県民）
・本県の歴史・文化の理解
・伝統文化継承活動・県史編さんへの参画
（企業等）
・伝統文化継承活動や地域の文化資源の活用・県史編さんへの支援
・伝統文化継承活動・県史編さんへの参加に向けた環境の整備
・開発行為における文化財保護法に基づく文化財保護
（伝統文化活動団体）
・伝統文化継承活動の取組実施、支援、情報発信
・県史編さんへの参画
（地域史研究団体）
・県史編さんへの参画
（文化施設）
・鑑賞機会の提供
・活動場所・成果発表機会の提供
・県史編さんへの参画
（教育機関等）
・伝統文化継承活動の取組実施、支援、情報発信
・博物館等の社会教育施設の積極的な活用
・県史編さんへの参画
（市町村・市町村教育委員会）
・伝統文化継承活動の取組の推進、支援
・改正文化財保護法に基づく、主体的な文化財保存活用地域計画の策定
・文化財の調査・指定、保護・保存管理の指導、公開・活用
・文化財等を活用した地域づくりの推進
・県史編さんへの参画

Ⅷ 自然環境

一人ひとりが恵まれた自然環境を守り、
自然の豊かさとともに暮らすことができる岩手

【これまでの成果と課題】

- 本県の優れた自然環境を次世代に引き継ぐため、関係団体等との連携・協働による希少野生動植物をはじめとした自然保護活動を推進しているほか、自然環境への理解促進を図るため、三陸ジオパークやみちのく潮風トレイル等の様々な情報発信が進められています。一方で、自然公園内の木歩道など過去に整備された施設の老朽化が進んでいます。
- 野生鳥獣の生息数の増加や生息域の拡大により、人身被害や農林業被害が高い水準で推移しており、県民生活への影響が広範囲に生じているなど深刻な事態となっています。

  特に、ツキノワグマについては、出没件数の増加や人身被害による影響が顕著であることから、県民への注意喚起とともに、野生動物管理専門員による直営の指定管理捕獲を実施するなど、被害低減に向けた取組を進めています。
- 旧松尾鉱山坑廃水の適切な処理を含む北上川の清流化の取組等により、水環境は良好な状態が保たれており、大気環境も二酸化窒素をはじめとする大気汚染物質の環境基準を概ね達成しています。一方で、林野火災発生時等にはＰM2.5（微小粒子状物質）などの一時的な濃度上昇が観測されています。
- 廃棄物の３Ｒ（発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル））の理解醸成に取り組んだことで、一般廃棄物の一人１日当たり家庭系ごみ排出量や一般廃棄物の最終処分量は減少していますが、家庭系ごみ排出量は全国平均を上回る状況が続いています。
- 持続可能な廃棄物処理体制の構築に向けて、一般財団法人クリーンいわて事業団を事業主体として、令和９年度内の供用開始に向けて「いわてクリーンセンター」の後継施設の整備が進められており、新施設への円滑な移行が課題となっています。
- 産業廃棄物の不適正処理については、監視・指導の強化等の総合的な対策により、早期発見、早期解決が図られていますが、不適正処理事案は依然として発生しています。
- 青森県境産業廃棄物不法投棄事案については、原状回復のうえ令和７年度に現場の土地を公売し、現地での対応は完了しましたが、引き続き原因者に対する責任追及や事案の教訓を後世に伝える取組を行っています。
- 多様な主体で構成される温暖化防止いわて県民会議が中心となった県民運動の展開等により、地球温暖化防止のための行動に努めている県民の割合が８割を超え、脱炭素経営に取り組む事業者が増加し、令和５年度における温室効果ガス排出量は基準年（平成 25 年）比で 36.2%減少しました。県では、2030 年度までに基準年比で 57%削減する目標を掲げており、その達成に向けて、グリーントランスフォーメーション（ＧＸ）など更なる削減対策の推進が課題となっています。
- 省エネ対策や再生可能エネルギーの導入は着実に進んでいるものの、新たな工場の稼働等により、需要電力量が想定より低減されず、再生可能エネルギーによる電力自給率が伸び悩んでいる

ことから、本県が有する全国トップクラスのポテンシャルを最大限活用し、地域と共生した再生可能エネルギーの更なる導入が求められています。

・　盛岡市においては 100 年あたり 2.1℃（全国平均 1.44℃）気温が上昇するなど気候変動が進む中において、県民の気候変動の影響への理解は一定程度進んだものの、県民一人ひとりが気候変動の影響を自分事として捉え、気候変動に適応する対策の実践につなげていくことが課題となっています。

【今後の方向性】

・　本県の優れた自然環境が守られるよう、ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向けて、希少野生動植物の生息状況を調査するとともに、多様な主体と連携して地域の環境保全活動を通じた生物多様性に関する理解の促進のための普及啓発に取り組みます。

・　野生鳥獣の計画的な管理のため、モニタリング調査等により生息状況を把握するとともに、被害をもたらす鳥獣の捕獲や、野生鳥獣の生息域と人の生活圏のすみ分け（ゾーニング）等の環境整備、被害防止対策を推進します。

・　三陸ジオパークを活用した学習会や自然公園での体験活動の実施等、本県の優れた自然環境を次世代に引き継いでいくための取組を推進します。

・　本県の自然公園において、国内外を問わず訪問者を引きつけ、その満足度を高めるため、国と連携した国立公園満喫プロジェクトの取組や、老朽化した施設の再整備等を進めます。

・　国との連携のもと、旧松尾鉱山坑廃水の中和処理を着実に実施するとともに、新中和処理施設の見学や出前授業等を通じた啓発活動、ＮＰＯなどと連携した鉱山跡地での緑化活動により、清流化の取組に関する普及啓発を推進します。

・　大気、公共用水域・地下水の汚染状況を定期的に調査するとともに、ばい煙や排水を排出する事業場等の監視・指導に引き続き取り組みます。

・　廃棄物の発生抑制や再生利用を推進し、３Ｒ＋Renewable[1]を基調としたライフスタイルの定着や環境に配慮した事業活動を促進するため、市町村と連携を図りながら県民参加型の取組を進めるとともに、地域の実情に応じたごみ減量化施策を支援し、環境と経済の好循環を生み出す循環経済への移行を推進します。

・　令和９年度に供用開始予定の「いわてクリーンセンター」後継施設を活用しながら、持続可能な廃棄物処理体制の構築に向けて取り組みます。

・　産業廃棄物の適正処理推進のため、引き続き監視・指導の強化による不適正処理の早期発見・早期解決に取り組みます。

・　青森県境産業廃棄物不法投棄事案について、引き続き原因者に対する責任追及を行うとともに、事案の伝承により環境保全意識の向上を図り、不適正処理の未然防止に取り組みます。

・　ＧＸの推進を地域振興、産業振興や住民生活の質の向上の機会と捉え、家庭、産業・業務、運輸等の各部門において、地域経済と環境に好循環をもたらす脱炭素社会の形成を進めます。

[1] ３Ｒ＋Renewable：Reduce（リデュース：廃棄物の発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の３Ｒに、Renewable（リニューアブル：再生可能資源・再生可能エネルギーの活用）を加えた考え方。廃棄物の発生抑制や資源の循環利用に加え、持続可能な資源やエネルギーへの転換を進めることで、環境負荷の低減と脱炭素社会・循環型社会の実現を目指すもの。

・　温室効果ガス排出量の 2030 年度 57%削減に向けて、温暖化防止いわて県民会議を中核として、県民・事業者総参加による県民運動を推進するとともに、脱炭素化に取り組む市町村の積極的な支援に取り組みます。
・　全国トップクラスにある再生可能エネルギーのポテンシャルを最大限に活用できるよう、送配電網の強化を国に働きかけるとともに、地域経済と環境の好循環に向けて、地域と共生した再生可能エネルギーの導入を促すほか、市町村や地域新電力、需要家等との連携により、エネルギーの地産地消を促進します。
・　国の専門機関等と連携し、気候変動とその影響に関する情報収集等を行うほか、農林水産業、防災、健康等の各分野における適応の取組を推進します。また、気候変動適応センターによる積極的な情報発信等を通じて、県民の気候変動適応に対する理解を深め、その実践を促進します。

【特に強化すべき事項】

第２期政策推進プランの成果と課題、社会経済情勢の変化、市町村や各種団体等からの意見などを踏まえ、今後２年間で強化すべき事項は以下のとおり。

・　**地域共生型再生可能エネルギーの導入強化**

本県の再生可能エネルギーのポテンシャルを生かし、地域経済循環につながる「地域裨益」の考え方を重視しながら、地域経済と環境の好循環をもたらす持続可能な脱炭素社会の実現に加え、地域防災にもつながる取組として、地域共生型の再生可能エネルギーの導入強化を図ります。

・　**野生鳥獣の生活圏への侵入防止対策の強化**

人と野生鳥獣の適切な距離を確保する観点から、生活圏への侵入や被害の発生を未然に防ぐ取組を推進します。

【いわて幸福関連指標】

指　　標	単位	現状値 R7	年度目標値 R9	計画目標値 R10
① 岩手の代表的希少野生動植物の個体・つがい数				
（イヌワシつがい数）	ペア	24		
（ハヤチネウスユキソウ個体数）	花茎	112		
② 自然公園の利用者数[注]	千人	331		
③ 公共用水域のＢＯＤ（生物化学的酸素要求量）等環境基準達成率	%	98.3		
④ 再生可能エネルギーによる電力自給率	%	44.2		
⑤ 一般廃棄物の最終処分量	千ｔ	33.8(R6)		
⑥ 一人１日当たり家庭系ごみ（資源になるものを除く）排出量	g	496(R6)		
【参考指標（実績値）】 森林面積割合（令和２年：75.4%）［農林業センサス（農林水産省）］				

［注］ 自然公園ビジターセンター等利用者数

※1　上記の表中、右上に（ ）を付した数値は、表頭の年度以外の年度の実績値又は目標値を示しています。

【政策項目一覧】

政策項目	具体的推進方策
42　多様で優れた環境を守り、次世代に引き継ぎます	①　生物多様性の保全
	②　自然とのふれあいの促進
	③　良好な大気・水環境の保全と環境負荷低減に向けた取組の促進
	④　水と緑を守る取組の推進
	⑤　北上川清流化対策
	⑥　環境学習の推進と県民等との連携・協働の取組の促進
	⑦　三陸ジオパークを活用した環境保全と地域振興の取組の推進
43　循環型地域社会の形成を進めます	①　廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の推進
	②　災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築
	③　産業廃棄物の適正処理の推進
44　地球温暖化防止に向け、脱炭素社会の形成を進めます	①　温室効果ガス排出削減対策の推進
	②　地域と共生した再生可能エネルギーの導入促進
	③　適切な森林整備等の取組推進による吸収源対策
	④　地球温暖化に伴う気候変動の影響への適応

Ⅷ　自然環境

42　多様で優れた環境を守り、次世代に引き継ぎます

（基本方向）

本県の森や川、海等の優れた自然環境を次世代に引き継いでいくため、希少野生動植物の生息・生育環境の保全などの自然保護対策や野生鳥獣の管理と被害防止対策、大気・水環境の常時監視結果に基づく環境保全対策を推進するとともに、県民、事業者、行政などの連携・協働による環境保全活動の活発化に向けた取組を推進します。

現状と課題

- 近年、地球規模での開発や乱獲、地球温暖化による環境の変化等により、生物多様性の危機が顕在化しています。このため、国では、生物多様性の損失を止め、自然を回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」（自然再興）の実現を目指し、「生物多様性国家戦略2023-2030」を策定しており、本県でも生物多様性の保全の推進が一層求められています。
- 本県は全国に誇れる優れた自然環境を有しており、イヌワシやハヤチネウスユキソウなど、希少野生動植物が生息しています。これまでの取組で生息環境の維持が図られていますが、確認されたイヌワシのつがい数の減少なども見られます。本県の多様で優れた環境を持続可能なものとして次世代に引き継ぐため、生息環境の保全とともに、県民一人ひとりが生物多様性を意識し、地域の環境保全活動に積極的に参画していけるよう、生物多様性に対する一層の理解醸成が課題となっています。
- ニホンジカやイノシシ、ツキノワグマなどの野生鳥獣の生息域の拡大により、人の生活圏への出没も増加し、人身被害や農林業被害も多く発生しています。特に、ツキノワグマについては令和７年度の出没件数が過去最多となるなど、県民生活への影響が深刻化しています。県では鳥獣保護管理事業計画に基づき、捕獲の強化や被害防止対策など総合的な取組を実施しており、被害の抑制が課題となっています。
- 本県が管理する11の自然公園施設の老朽化が進んでいることから、安全性と利便性を維持していくことが求められています。
- 水環境は良好な状態が保たれており、大気環境も二酸化窒素をはじめとする大気汚染物質の環境基準をおおむね達成しています。一方で、林野火災発生時等にはＰM2.５（微小粒子状物質）などの一時的な濃度上昇が観測されています。
- 都市近郊などにも身近な自然が存在し、地域住民が主体となった河川等の環境保全活動、海岸漂着物の回収や発生抑制に向けた取組、地域の特性を生かした環境学習などの活動が多くの地域で行われており、特に水生生物調査参加者数は全国第２位となっています。一方で、環境保全活動を担う人材の裾野の拡大が課題となっています。
- 旧松尾鉱山からは現在も大量の坑廃水が流出していますが、365日24時間体制で中和処理を行

うことにより、北上川の良好な水環境が維持されています。

- 環境学習の拠点施設である環境学習交流センターや岩手県地球温暖化防止活動推進センターを中心に、環境アドバイザーの派遣などを通じて環境学習の機会の提供に取り組んでいますが、持続可能な社会の実現に向けて県民の行動変容を促すため、引き続き環境学習への支援していくことが課題となっています。
- 世界に誇れる地質遺産等を有し、３県16市町村にまたがる日本一広大なエリアを有する三陸ジオパークでは、住民参加による保全活動やジオパークを活用した教育活動などの取組が展開されていますが、日本ジオパーク再認定やユネスコ世界ジオパーク認定を見据えたジオパーク活動の更なる充実・強化が課題となっています。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 生物多様性の保全

- 本県の優れた自然環境が守られるよう、イヌワシやハヤチネウスユキソウなどの希少野生動植物の生息状況の把握や生息環境の保全に取り組むとともに、地域の環境保全活動を通じた生物多様性に関する理解促進に取り組みます。また、市町村や企業等による生物多様性の増進活動を促進するため、必要な支援体制の構築に取り組みます。
- ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシなどの野生鳥獣による人身被害や農林業被害の抑制と生息数の適切な管理を図るため、捕獲やモニタリング調査による生息状況の把握に取り組むとともに、野生鳥獣の生息域と人の生活圏の棲み分け（ゾーニング）等の環境整備をはじめとした被害防止対策などに取り組みます。
- 地域における野生鳥獣の適切な管理を担う狩猟者の確保・育成のため、狩猟免許取得や捕獲技術の研修などに取り組みます。

② 自然とのふれあいの促進

- 自然公園等の利用促進を図るため、みちのく潮風トレイルや三陸ジオパークなどの魅力ある取組とも連携し、地域主体のイベントや自然の魅力などの情報発信に取り組みます。
- 自然公園の登山道などにおいて、県民が参加するグリーンボランティア等と協働して自然環境保全やマナー啓発に取り組みます。
- 利用者の安全を確保し、利便性を向上するため、案内標識等の多言語化や、自然災害や老朽化により損壊した自然公園等施設の計画的な再整備に取り組みます。

③ 良好な大気・水環境の保全と環境負荷低減に向けた取組の促進

- 大気環境の保全に向けては、二酸化窒素やＰM2.5 等の大気汚染物質の監視体制を維持し、モニタリングに取り組みます。また、ばい煙等を排出する事業場の監視及び指導に取り組みます。
- 水環境の保全に向けては、河川、湖沼、海域及び地下水のモニタリングに取り組みます。また、汚水等を排出する事業場の監視及び指導に取り組みます。
- 事業者が環境関連法令への理解を深め、法令順守に加え自主的な環境管理に取り組むことができるよう、法令や制度の改正、環境経営を取り巻く動向等に関する情報を継続的に提供し、事業者の環境負荷低減に向けた取組を支援します。

④ 水と緑を守る取組の推進

- 森から川を経て海に至る健全な水循環が図られるよう、海岸漂着物の発生抑制や円滑な処理、県民等の参加による河川や海岸等の保全などの取組を進めるとともに、環境保全活動の活発化に

向け、取組事例の情報発信や顕彰を行います。また、水質保全意識のかん養のため、水生生物調査を推進します。

- 森林・林業に対する理解を醸成するため、児童生徒をはじめ広く県民を対象として、多様な森林環境学習の機会の提供に取り組みます。
- 生物多様性の保全や水源のかん養といった公益的機能を持つ健全な森林が守られ、次世代に引き継がれるよう、県民の支援や参画による森林整備などを推進します。

⑤ 北上川清流化対策

- 国との連携のもと、旧松尾鉱山坑廃水の中和処理を着実に実施するとともに、新中和処理施設の補修・更新工事・耐震補強対策を実施し、北上川の清流化に取り組みます。また、当該施設を活用した環境教育、ＮＰＯなどと連携した鉱山跡地での緑化活動により、清流化に関する普及啓発を推進します。

⑥ 環境学習の推進と県民等との連携・協働の取組の促進

- 持続可能な社会づくりの担い手を育むことを目指し、環境学習交流センター等による環境保全に関する普及啓発、環境学習の支援及び自然等を生かした体験活動の機会の提供や県民・企業などと連携した地域における環境保全活動の促進等に取り組みます。

⑦ 三陸ジオパークを活用した環境保全と地域振興の取組の推進

- 地質遺産や環境保全等に関する知識を有する人材を育成するため、三陸ジオパーク推進協議会や教育機関などの関係機関等と連携して、ガイド講習会やジオパークを活用した教育等を推進すします。また、みちのく潮風トレイル関係団体や三陸ＤＭＯセンター等と連携して魅力の発信に取り組むなど、令和９年度の日本ジオパーク再認定を目指します。
- 多言語化された案内板・パンフレット等の整備、 交流イベントの開催等により、国内外との交流人口の拡大を図るとともに、ユネスコ世界ジオパーク認定を見据えた取組を推進します。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）		
	～R8	R9	R10

①　生物多様性の保全

目標

・条例指定希少野生動植物の確認数（種）

現状値	R9	R10
13		

現状値は令和７年の値

・ニホンジカの最少捕獲数（頭）【再掲】

現状値	R9	R10
32,143		

現状値は令和７年の値

・県内居住の狩猟登録者数（人）

現状値	R9	R10
3,133		

現状値は令和７年の値

- 野生動植物の生息状況調査
- 大規模開発行為に対する指導
- 希少野生動植物の保護保全対策の推進（流通監視、生息環境整備）
- 鳥獣の保護及び被害防止対策の推進
  - 次期鳥獣保護管理事業計画、第二種鳥獣管理計画の策定
  - モニタリング調査、捕獲、野生鳥獣の生息域と人の生活圏との棲み分け（ゾーニング管理）や被害防止対策の実施
  - 鳥獣保護センターにおける幼傷病鳥獣の保護及び情報発信
- 狩猟免許及び捕獲技術習得等の研修の開催

②　自然とのふれあいの促進

目標

・国立・国定公園再整備箇所（箇所）〔累計〕

現状値	R9	R10
7		

現状値は令和７年の値

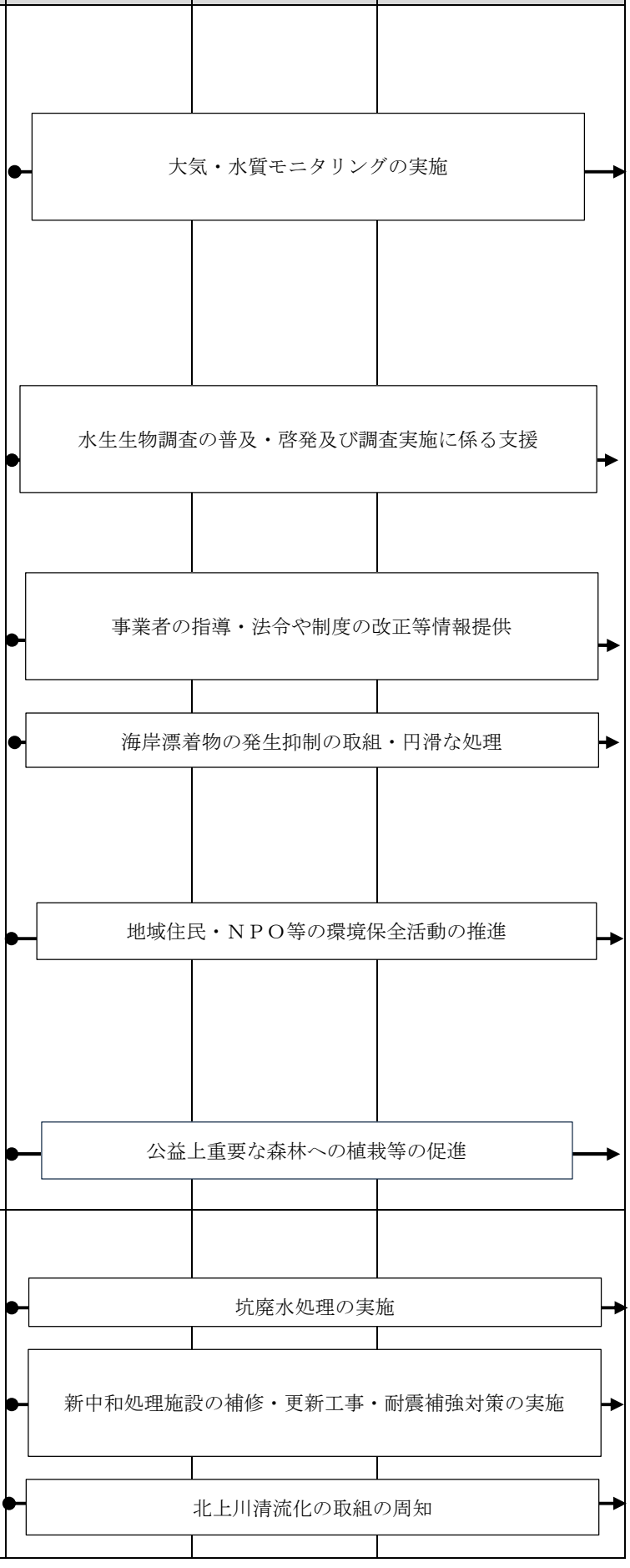
・農山漁村の環境保全活動への参加のべ人数（人）【再掲】

現状値	R9	R10
122,168		

現状値は令和７年の値

- 自然公園の情報発信
- ボランティア等による自然環境保全活動等の促進
- 自然公園等施設の整備
- 多面的機能の維持・発揮に向けた農山漁村地域における地域共同活動への支援
- 地域住民等による森林の整備・保全活動への支援

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）



③　良好な大気・水環境の保全と環境負荷低減に向けた取組の促進

目標

・大気のPM2.5等環境基準達成率（%）

現状値	R9	R10
100		

現状値は令和７年の値

・排水基準適用の事業場における排水基準適合率（%）

現状値	R9	R10
100		

現状値は令和７年の値

④　水と緑を守る取組の推進

目標

・水生生物調査参加者数（人）〔累計〕

現状値	R9	R10
10,666		

現状値は令和７年の値、目標値は令和５年からの累計

・水と緑を守り育てる環境保全活動数（件）〔累計〕

現状値	R9	R10
10,666		

現状値は令和７年年の値、目標値は令和５年からの累計

・再造林面積（ha）【再掲】

現状値	R9	R10
890		

現状値は令和７年の値

⑤　北上川清流化対策

目標

・新中和処理施設放流水水質基準達成率（%）

現状値	R9	R10
100		

現状値は令和７年の値

<table>
<tr><th>県が取り組む具体的な推進方策</th><th>工程表（２年間を中心とした取組）
～R8 / R9 / R10</th></tr>
<tr><td>

⑥　環境学習の推進と県民等との連携・協働の取組の促進

目標

・環境学習交流センター利用者数（人）

現状値	R9	R10
44,839		

現状値は令和７年の値

・水生生物調査参加者数（人）〔累計〕

現状値	R9	R10
10,666		

現状値は令和７年の値、目標値は令和５年からの累計

</td><td>

子どもの環境学習の支援

体験活動による環境学習の普及

環境学習交流センターによる環境学習講座、出張環境学習会、環境アドバイザー派遣の実施

</td></tr>
<tr><td>

⑦　三陸ジオパークを活用した環境保全と地域振興の取組の推進

目標

・ジオパーク学習会等の参加者数（人）〔累計〕

現状値	R9	R10
7,334		

現状値は令和７年の値、目標値は令和５年からの累計

・主要ジオサイトの観光入込客数（千人）

現状値	R9	R10
1,128		

現状値は令和７年の値

</td><td>

再認定に向けた取組

再認定に向けた取組
再認定審査を見据えた情報収集等

ジオパークの理念の普及・定着

認定ガイド講習会・ジオパーク検定・ジオパーク学習会の実施等

ユネスコ世界ジオパーク認定を見据えた取組

</td></tr>
</table>

県以外の主体に期待される行動

（県民）
・生物多様性の保全に関する活動への参加
・自然とのふれあい施設を利用した活動や環境保全活動への参加
・自然公園等利用時におけるマナー遵守
・森林整備活動等への参加
（企業等）
・開発など企業活動における自然環境等への影響を回避、最小化
・生物多様性の保全に関する活動への参加・協力
・事業活動に伴う環境負荷低減への自主的取組の実施
・森林整備等の実施
（ＮＰＯ）
・水生生物調査の実施
・環境学習・環境保全活動の実践
（関係団体）
・傷病鳥獣の救護や野生復帰のリハビリテーションへの協力
・認定鳥獣捕獲等事業者による積極的な指定管理鳥獣捕獲等事業の実施
（市町村）
・希少野生動植物の保護など地域内の生物多様性の保全に関する活動の実施や住民への普及啓発
・自然とのふれあい施設を利用した活動やイベントの実施
・清掃活動等を通じた環境保全意識の醸成
・地域や学校における環境学習の推進
・森林整備等の実施

Ⅷ　自然環境

43　循環型地域社会の形成を進めます

（基本方向）

廃棄物を含め、有用な資源を生かした循環型地域社会の形成を更に進めるとともに、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行に向けて、廃棄物の発生を可能な限り抑制するとともに、廃棄物の循環利用（再使用・再生利用）及び再生可能資源の活用を推進します。

また、循環利用を考慮した県内での適切な廃棄物処理を進めるため、処理の効率化、環境負荷の軽減などにより、持続可能な廃棄物処理体制の構築を推進します。

さらに、良好な生活環境を維持するため、廃棄物処理施設等に対する監視・指導などにより、産業廃棄物の適正処理を推進します。

現状と課題

- 国においては、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を環境・経済・社会課題の同時解決を図る国家戦略として推進しており、本県においても循環経済の実現に向けた取組を進めていますが、地域資源の循環利用や再生可能資源の活用は十分進んでおらず、その拡大が課題となっています。
- 「もったいない・いわて３Ｒ運動」等により家庭系ごみ排出量や食品ロス発生量は減少し、事業者による排出抑制や再生利用も進んでいます。一方、プラスチック資源の分別収集や再資源化の取組には地域差があるほか、海岸漂着物にはペットボトルや容器包装等のプラスチックごみも含まれているなど資源循環の更なる定着が課題となっています。
- 一般廃棄物の焼却施設処理量は継続して減少し、ごみの減量化や資源化が進んでいますが、物価高騰などの影響もあり、施設の維持管理等に係る経費の増加により、県民一人当たりの年間処理及び維持管理費は増加傾向にあるなど、処理量の減少する中でも経費負担が増しています。
- 廃棄物の循環利用を目的とした県内のセメント工場との協定に基づく資源化や、令和９年度内の供用開始に向けた「いわてクリーンセンター」後継施設の整備が進められていますが、県内処理の受け皿である廃棄物処理センターの安定的な運営を確保し、持続可能な廃棄物処理体制を維持していくことが重要となっています。
- 東日本大震災津波などの経験を生かし、市町村では災害廃棄物処理計画の策定や人材育成が進められていますが、大規模災害時に大量の災害廃棄物を迅速かつ円滑に処理するため、平時からの備えや対応力の維持・確保が課題となっています。
- パトロールや産廃Ｇメンによる監視・指導により不法投棄等の早期発見・解決が図られていますが、依然として不適正処理事案が発生しています。また、青森県境産業廃棄物不法投棄事案については原状回復のうえ令和７年度に現場土地を公売し、現地での対応は完了しましたが、原因者に対する責任追及などの対応が続いています。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の推進

- 使い捨てプラスチックの使用抑制、食品ロス削減などの３Ｒ＋Renweable を基調とするライフスタイルの定着や環境に配慮した事業活動を促進するため、市町村や事業者との連携・協力を図りながら、更なる県民参加型の取組を推進します。
- 市町村によるごみ減量化や資源循環の取組を促進するため、地域の実情に応じたごみ処理の有料化などのごみ減量化施策やプラスチック資源の分別回収・再資源化の取組に対する助言・支援を行います。
- 発生抑制等に資する製品・技術・サービスの開発や事業活動を支援するとともに、 廃棄物のセメント資源化など環境産業における資源循環の取組を推進します。

② 災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築

- 循環利用を考慮した県内での適切な廃棄物処理を推進するため、平時から市町村、県、地域ブロック等における連携を図り、廃棄物処理センターの安定的な経営に取り組みます。また、セメント資源化をはじめとする環境産業での資源循環の取組を推進します。
- 産業廃棄物処理に対する県民の信頼の醸成と適正処理の一層の推進等を図るため、令和９年度に供用開始予定の「いわてクリーンセンター」後継施設を活用し、持続可能な廃棄物処理体制の構築に取り組みます。
- 市町村が持続可能なごみ処理施設の運営や災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理を行えるよう、地域の実情に応じた効率的なごみ処理体制の構築について技術的助言を行うとともに、災害廃棄物処理計画の策定・見直しへの支援や研修会等の開催による人材育成を推進します。

③ 産業廃棄物の適正処理の推進

- 各主体と連携したパトロールの実施や産廃Ｇメンによる効率的な監視・指導に加え、デジタル技術を活用しながら不適正処理の早期発見、早期対応に取り組みます。
- 不適正処理を防止するため、事業者による適正処理に向けた自主管理の促進や優良な処理業者の育成を推進します。
- 青森県境産業廃棄物不法投棄事案について、不法投棄の原因者に対する徹底した責任追及を行うとともに、事案の教訓の承継に取り組みます。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）		
	～R8	R9	R10
① 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の推進 目標 ・食品ロス発生量（千ｔ） 現状値：46.4 現状値は令和６年の値 ・事業者等の３Ｒ推進の取組に対する支援実施件数（件）〔累計〕 現状値：164 現状値は令和７年の値	廃棄物の３Ｒ＋Renewable に係る取組の強化・推進		
	市町村等の取組に対する助言・支援		
	プラスチックごみや食品ロスの削減等３Ｒの普及啓発		
	事業者等へのゼロエミッション推進事業の実施		
② 災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築 目標 ・産業廃棄物の自県内処理率（%） 現状値：94.9 現状値は令和６年の値 ・一般廃棄物の焼却施設処理量（千ｔ） 現状値：310 現状値は令和６年の値	廃棄物処理センターの安定運営のための支援等		
	いわて第二クリーンセンターの運営モニタリング等の実施		
	市町村の持続可能なごみ処理体制確保に向けた助言 ごみ処理長期広域化・集約化計画策定		
③ 産業廃棄物の適正処理の推進 目標 ・産業廃棄物適正処理率（%） 現状値：99.8 現状値は令和７年の値 ・電子マニフェスト普及率（%） 現状値：86.4 現状値は令和７年の値	産廃Ｇメンによる廃棄物の適正処理指導等		
	関係団体と連携した優良な処理業者の育成		
	排出事業者説明会等による普及促進		
	県境産廃不法投棄事案の責任追及と事案伝承		

県以外の主体に期待される行動

（県民）
・日常生活における３Ｒ＋Renweable の実践
（企業等）
・事業活動における３Ｒ＋Renweable の推進
・排出事業者責任に基づく適正処理の徹底
（関係団体）
・適正処理、自県（圏）内処理の受け皿（廃棄物処理センター）
・業界団体による適正処理のための自主的な取組の実施
（市町村）
・適正処理と３Ｒ＋Renweable の推進
・ごみ焼却施設の長期的・安定的な運営の確保
・県との連携による不適正処理の監視

Ⅷ　自然環境

44　地球温暖化防止に向け、脱炭素社会の形成を進めます

（基本方向）

地球温暖化防止に向け、県民や事業者、行政が一体となった県民運動を展開し、温室効果ガスの排出削減対策を推進するとともに、地域共生型再生可能エネルギーの導入や適切な森林整備、藻場の再生等による森林等吸収源対策の促進を図ります。

また、気候変動とその影響に関する情報の収集や提供等を行うことにより、地域における気候変動適応策を推進するとともに、県民への意識啓発を進めます。

これらの取組により、地域経済と環境に好循環をもたらす脱炭素社会の形成を目指します。

現状と課題

- 令和５年度における本県の温室効果ガス排出量は基準年（平成25年）比で36.2%減と概ね順調に削減されていますが、2030年度57%削減に向けて、県民や事業者、行政が一丸となって対策に取り組むため、連携の強化や更なる機運の醸成が課題となっています。
- 温暖化防止いわて県民会議等と連携した環境学習や普及啓発等により、地球温暖化防止のための行動に努めている県民の割合は約８割という結果が得られているものの、令和５年度の家庭からの温室効果ガス排出量は平成25年度比で30.1%減と進捗に遅れが見られています。県民の取組を温室効果ガス排出量の更なる削減につなげるため、ライフスタイルへの転換を促していくことが課題となっています。
- いわて地球環境にやさしい事業所[1]の認定事業者は増加傾向にあるものの、一事業者の取組だけではなく、サプライチェーン全体での温室効果ガス排出量の削減が求められる状況になりつつある中、中小事業者等を含めた幅広い事業者まで広がっていないことから、脱炭素経営への理解と取組を促進していくことが課題となっています。
- 令和６年度の県の事務事業に係る温室効果ガス排出量は平成25年度比で19.1%減と進捗に遅れがみられており、「県有施設等の脱炭素化に向けた基本方針」に基づく県有施設への計画的な再エネ・省エネ設備の導入が課題となっています。
- 令和７年度の再生可能エネルギー導入量は2,031MWとなり、概ね順調に進んでいますが、国の「大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ」[2]が示され、地域との共生を前提とした再生可能エネルギーの導入が一層求められています。本県においても全国的にも優位な地域のポテンシャルを最大限に活用し環境と経済の好循環に寄与する、地域と共生した再生可能エネルギーの導入を進めていくことが課題となっています。
- 東日本大震災津波による大規模停電等の経験を踏まえ、災害時においても地域内で一定のエネルギーを賄うことができ、また地域経済の活性化にもつながるエネルギーの地産地消に向けて、

[1] いわて地球環境にやさしい事業所：地球温暖化を防止するため、二酸化炭素排出の抑制のための措置を積極的に講じている事業所として県の認定を受ける制度のこと。通称、「いわて脱炭素化経営企業等認定制度」という。

[2] 令和７年 12 月 23 日に大規模太陽光発電事業に関する関係閣僚会議で決定された、「不適切事案に対する法的規制の強化等」、「地域の取組との連携強化」及び「地域共生型への支援の重点化」を柱とする対策

地域における取組を広げていくため、その基盤となる地域の脱炭素化の一層の機運醸成が課題となっています。

- 環境省が選定した脱炭素先行地域（５市町）において地域と共生した再生可能エネルギーの導入が進んでいるほか、脱炭素電源を活用したＧＸ産業団地の検討が２市町で進んでいるなど、一部の地域では脱炭素の取組が活発化しており、こうした動きを全県的に拡大していくことが課題となっています。
- 県内では、大型木質バイオマス発電施設が複数稼働し、木質バイオマスのエネルギー利用が進んでいますが、更なる利用拡大に向けては、高いエネルギー変換効率が期待される「熱電併給システム」をはじめとする木質バイオマスエネルギーの有効利用の拡大や木質燃料の安定的な供給が課題となっています。
- 気候変動の影響は自然や社会に顕著に現れていることから、気候変動の影響への適応が課題となっています。
- 森林による二酸化炭素の吸収・固定機能の発揮に向け、間伐や再造林等の森林整備や県産木材の利用が進められています。一方、森林の健全な育成に必要な間伐の面積が減少傾向にあるほか、再造林後の若齢林の整備に遅れが見られることから、間伐や若齢林の適切な整備を進めるとともに、森林由来Ｊ－クレジットの創出・活用を促進するなど、森林の吸収機能を持続的に確保していくことが課題となっています。
- ブルーカーボンの増大に貢献する藻場の再生については、造成箇所で海藻の繁茂が確認されるなど、取組が着実に進んでいるほか、民間企業による藻場保全活動への支援も広がっています。一方、近年の著しい海水温の上昇等により、本県沿岸の藻場面積は減少しているほか、漁業者の高齢化等により活動参加者が減少していることから、藻場造成の一層の推進と保全活動を担う人材の確保が課題となっています。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 温室効果ガス排出削減対策の推進

- 全県的な団体・機関等で構成する温暖化防止いわて県民会議を中心として、県民、事業者等の各主体が温室効果ガスの排出削減目標の達成に向けて連携・協働し、具体的に行動する県民運動を推進します。また、地域の資源を生かして脱炭素化に取り組む市町村を支援します。
- 家庭からの温室効果ガスの排出削減に向け、岩手県地球温暖化防止活動推進センター等と連携した家電製品の省エネ性能や日常生活での脱炭素の取組等の情報提供などにより、エネルギー消費の少ないライフスタイルへの転換を促進するとともに、県内建築事業者等への技術支援及び住宅の省エネルギー化に対する支援を推進します。
- 関係団体や金融機関、市町村等と連携し、県内の中小事業者等に対して優良事例集等を活用した脱炭素経営の普及啓発や、いわて地球環境にやさしい事業所の認定、地球温暖化対策計画書作成制度[3]等を通じ、産業・業務部門における脱炭素化を促進します。
- 電動車の普及や充電・充填設備の導入を支援するほか、公共交通機関の利用促進を図るなど運輸部門における脱炭素化を促進します。
- 県有施設への太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入や高効率照明等の省エネ設備の導入等

3 「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例」に基づき、二酸化炭素排出量が多い事業者に地球温暖化対策計画書の作成と地球温暖化対策実施状況届出書の作成を義務付けている制度。通称、「いわて脱炭素経営カルテ」という。

を進め、事業主体としての県の温室効果ガスの排出削減に取り組みます。

・　クレジット取引等の活用により、温室効果ガスの排出削減と吸収増加を促進します。

②　地域と共生した再生可能エネルギーの導入促進

・　県市町村ＧＸ推進会議等を通じた先行事例の共有や促進区域設定支援等により、地域の実情に応じた再生可能エネルギーの導入を促進します。

・　地域と共生した再生可能エネルギーの地産地消を促進するため、家庭や事業所、防災拠点等における再生可能エネルギーの更なる導入・活用に向けて、市町村や地域新電力、需要家、金融機関との連携強化等に取り組みます。

・　災害にも対応できる市町村の自立分散型エネルギーシステムの構築に向けた取組を支援します。

・　洋上風力発電の導入に向けて、関係市町村や利害関係者との調整を行うとともに、関連産業の創出、育成に取り組みます。

・　送配電網の充実・強化について国に働きかけるなど、全国トップクラスの再生可能エネルギーのポテンシャルを最大限に活用できるよう取り組みます。

・　国の動向や技術開発の進展等も踏まえながら、再生可能エネルギーにより生成した水素等の利活用や理解促進に取り組みます。

・　公有地や農業水利施設を活用した再生可能エネルギーの導入に取り組みます。

・　地域内の森林資源を熱利用等により持続的に循環利用する「地域内エコシステム」の構築支援や、木質バイオマスを熱や電気エネルギーとして利用する「熱電併給システム」の普及などに取り組むほか、公共施設や産業分野等における木質バイオマス利用機器の導入・更新を促進し、木質バイオマスエネルギーの利用を推進します。

・　間伐材等の林地残材の有効利用の推進や、原木等の需給情報の共有により、木質燃料の安定的な供給体制の構築に取り組みます。

③　適切な森林整備等の取組推進による吸収源対策

・　二酸化炭素の吸収・固定など森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向け、間伐や再造林等の森林整備を促進するとともに、森林整備の担い手である林業就業者の確保・育成に取り組みます。

・　県産木材の安定供給を図るとともに、公共施設や民間施設における県産木材の利用を促進します。

・　公共施設や民間施設での炭素貯蔵量の表示を通じて、吸収源対策に関する意識を醸成します。

・　県産木材を活用した木製品の資源調達から製造・廃棄に至るライフサイクルにおける環境負荷の評価手法（ＬＣＡ）の確立に取り組みます。

・　県民の森林づくりへの理解の醸成と積極的な参画を促進するため、地域住民や団体等が主体的に取り組む「森林をつくる活動」を促進します。

・　適切な森林管理により吸収した二酸化炭素のクレジット創出・活用に向け、新たなＪ－クレジット[4]の創出に取り組むとともに、森林の所有者や管理主体への制度の普及啓発や活用促進に取り組みます。

・　「ブルーカーボン[5]」の増大に貢献する藻場の再生に向け、ブロック等の投入による藻場造成を

[4] Ｊ－クレジット：省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。

[5] ブルーカーボン：海洋生態系によって吸収・固定される二酸化炭素由来の炭素で、その吸収源として、浅海域に分布する藻場などがあるもの。

推進するとともに、漁業関係者によるウニ除去等の取組を支援します。また、漁業関係者と民間企業との連携を促進するなど、多様な主体の参画による藻場保全活動の体制づくりに取り組みます。

・　地域の未利用資源を活用した「バイオ炭の農地施用[6]」による吸収源対策を推進します。

④　地球温暖化に伴う気候変動の影響への適応

・　国の専門機関等と連携し、気候変動とその影響に関する情報の収集等を行うほか、農林水産業や防災・減災等の各分野における適応策を推進します。

・　各種広報媒体の活用や気候変動適応センターによる積極的な情報発信等により、気候変動適応に対する理解促進に取り組みます。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）		
	～R8	R9	R10
①　温室効果ガス排出削減対策の推進 目標 ・地球温暖化防止のための行動に努めている県民の割合（%） 現状値 81.1 / R9 / R10 現状値は令和７年の値	温暖化防止いわて県民会議を中心とした県民運動の展開		
	県民参加型省エネ・節電キャンペーンの実施		
	専門人材を活用した研修会等の開催		
	いわてわんこ節電所による省エネ取組の情報発信		
・地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定市町村の割合（%） 現状値 88 / R9 / R10 現状値は令和７年の値	県市町村 GX 推進会議等による市町村との連携強化		
・いわて地球環境にやさしい事業所認定数（事業所） 現状値 308 / R9 / R10 現状値は令和７年の値	いわて地球環境にやさしい事業所認定制度の実施		
	事業所の省エネ取組の中心人材となるエコスタッフの養成		
・乗用車の登録台数に占める電動車の割合（%） 現状値 29.8 / R9 / R10 現状値は令和７年の値	地球温暖化対策計画書の作成・実施状況の届出のフォローアップ		
	電動車の普及や充電設備導入の支援		
・岩手型住宅賛同事業者による県産木材を使用した岩手型住宅建設戸数の割合（%）【再掲】 現状値 24.3 / R9 / R10 現状値は令和７年の値	省エネルギー技術の普及、住宅の省エネ化に対する支援		

[6] バイオ炭の農地施用：農業分野におけるＪ－クレジットの方法論の一つで、林地残材やもみ殻、家畜排せつ物等を材料としたバイオ炭を農地に施用することで難分解性炭素として長期間貯留される取組。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）		
	～R8	R9	R10
② 地域と共生した再生可能エネルギーの導入促進	地域の実情に応じた再生可能エネルギーの導入促進		
	各主体との連携強化等による地産地消の促進		
	自立・分散エネルギー供給体制の構築に向けた支援		
	公共施設等への再生可能エネルギーの導入支援		
	水素利活用構想に基づく普及促進や啓発等		
	地域内エコシステムや熱電併給等の普及促進		
	木質バイオマス利用機器の導入及び更新に対する支援		
	未利用材等の活用の推進 木質燃料の安定的な供給の促進		
③ 適切な森林整備等の取組推進による吸収源対策	森林作業道の整備や先進的な林業機械の導入に対する支援		
	施業の集約化による搬出間伐の支援		
	列状間伐の普及・啓発		
	一貫作業の普及・啓発		
	低密度植栽、コンテナ苗の普及・啓発		
	広域的な連携体制の構築支援		
	スマート林業の導入実証		
	ブロック等の投入による藻場造成		
	企業等の多様な主体の参画の促進		
	漁業者等によるウニ除去等の取組強化や海藻類の増養殖の取組推進		

目標

・再生可能エネルギー導入量（MW）

現状値	R9	R10
2,031		

現状値は令和７年の値

・チップの利用量（BDt）

現状値	R9	R10
245,934		

現状値は令和７年の値

目標

・間伐材利用率（%）

現状値	R9	R10
44.7		

現状値は令和７年の値

・再造林面積（ha）【再掲】

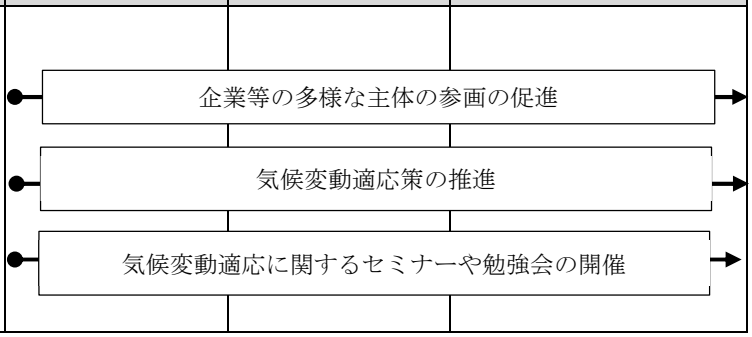
現状値	R9	R10
890		

現状値は令和７年の値

・藻場造成実施個所数（箇所）〔累計〕【再掲】

現状値	R9	R10
9		

現状値は令和７年の値

<table>
<tr><th rowspan="2">県が取り組む具体的な推進方策</th><th colspan="3">工程表（２年間を中心とした取組）</th></tr>
<tr><th>～R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr>
<tr><td>④　地球温暖化に伴う気候変動の影響への適応
目標
・気候変動適応に関するセミナー等の受講者数（人）〔累計〕
<table><tr><th>現状値</th><th>R9</th><th>R10</th></tr><tr><td>491</td><td></td><td></td></tr></table>現状値は令和７年の値、目標値は令和５年からの累計</td><td colspan="3">
</td></tr>
</table>

県以外の主体に期待される行動

（県民）
・省エネルギー活動の実践
・環境に配慮した自動車使用や公共交通機関の利用促進
・住宅用太陽光パネルの設置など再生可能エネルギーの導入
・建築主が省エネ性能の必要性を理解
（企業等）
・脱炭素経営及び環境マネジメントの導入
・環境負荷の低減に寄与する製品やサービスの提供
・再生可能エネルギーの導入
・省エネルギー・再生可能エネルギーの新技術開発や実用化、製品開発
・小水力発電の導入
・木質バイオマス利用機器等の導入
・木質燃料の安定供給体制の構築
・再造林や間伐等の森林整備の実施
・建築士から建築主に対する省エネ性能の説明義務
・海中林の設置等の藻場再生活動の実施
（教育機関・関係団体等）
・小学生を対象とした地球温暖化を防ごう隊活動の実施
・県内企業に対する省エネルギー対策等の支援、助言
・省エネルギーや再生可能エネルギー導入実践事例等の情報発信
・ウニ除去等の藻場再生活動の実施
（市町村）
・温暖化対策に係る計画策定
・省エネルギー活動の実践
・再生可能エネルギーの率先導入

Ⅸ 社会基盤

防災対策や産業振興など幸福の追求を支える社会基盤が整っている岩手

【これまでの成果と課題】

・　国際リニアコライダー（ＩＬＣ）の実現に向け、住民理解の促進、受入環境整備、産学官連携による加速器関連産業への企業参入や人材育成が進んでいます。その中で、多様な外国人に対応した住まいの確保や医療・教育機関での受入等の円滑化といった外国人研究者の生活環境整備、加速器産業からの受注拡大、産業クラスター形成による地域産業の高度化、国内研究機関との連携強化、人材確保・育成の取組等を更に進めることが課題となっています。

・　情報通信インフラの整備や市町村システムの標準化など、ＤＸを支えるデジタル基盤の整備が進むとともに、行政サービスや産業分野におけるデジタル技術やＡＩの活用が広がりました。一方で、５Ｇ人口カバー率をはじめとして、デジタル基盤にはなお整備の余地があります。また、デジタル技術やＡＩの活用は、県民サービスの向上や地域課題の解決、新たな価値の創造に十分結び付いておらず、こうした取組を担うデジタル人材も十分とは言い難い状況です。

・　安全･安心を支える社会資本の整備については、平成 28 年台風第 10 号により被災した小本川、安家川等の改修や、土砂災害が発生した箇所での砂防堰堤の整備などが進み、令和６年台風第５号等において、再度災害を防止するなど、その効果を発現しています。また、令和７年３月までに小本川の河川改修と一体的に整備した国道 455 号乙茂工区が全線開通するなど、迅速な初動対応や早期の復旧・復興を支える幹線道路ネットワークの整備が進みました。一方で、気候変動の影響により全国的に気象災害が激甚化・頻発化しており、県内においても短時間強雨の発生地点数や観測史上最大の時間雨量を更新した地点数が増加していますが、広大な県土を有する本県においては、河川改修や砂防施設等の整備が遅れている状況が見られるほか、道路の防災対策等が必要な箇所が残っています。さらに、令和８年４月から交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が導入されたことも受け、自転車通行空間の整備が求められています。

・　産業や観光振興の基盤となる社会資本について、宮古港と釜石港が、内陸と自動車専用道路で結ばれ、沿線の企業立地が増加するなどの効果が現れています。しかし、半導体関連産業等の産業クラスター形成をはじめ、産業や観光の更なる振興を支援する内陸部と沿岸部を結ぶ道路や物流拠点等を結ぶ道路には、整備が必要な箇所が残っています。また、農林水産業の生産基盤について、生産性の向上に向けた着実な基盤整備と計画的な保全対策が課題となっています。

・　復興道路の開通等により、沿線への企業立地や港湾利用企業が増加するなど、コンテナ貨物取扱量は堅調に推移していますが、令和２年以降、コロナ禍における世界的な物流混乱等の影響から港湾取扱貨物量全体は回復しておらず、本県においても、その影響が続いています。

・　新型コロナウイルスの５類移行後、全国的にクルーズ船の寄港回数は増加傾向にあります。本県においても、これまでのポートセールスの成果により外国船社を中心にクルーズ船寄港回数が増加していますが、周遊による波及効果が一部の地域に留まっています。また、いわて花巻空港

の国際線については、運休路線の再開に向け、グランドハンドリング[1]やＣＩＱ[2]体制の維持・確保など、受入態勢が十分に整っていない状況にあります。

- 社会資本を適切に次世代に引き継ぐため、「個別施設計画」に基づく維持管理を着実に推進していますが、近年の資材価格の高騰やインフラメンテナンスに関係する人材の不足など、全国的に業実施環境に変化が生じており、従来と同様の維持管理手法では社会資本の安全性と機能を持続的に確保することが困難となっています。また、令和７年１月に埼玉県八潮市で発生した下水道管の破損に起因する道路陥没事故を受け、本県でも下水道管路の全国特別重点調査を実施し、５年以内に対策を実施する必要がある箇所が確認されています。
- 道路や河川等の維持管理を協働して行う団体の中には、人口減少により活動の継続が困難となっている団体があります。
- 県内建設業の就業者は減少が続いていることに加え、50 歳以上の就業者数が５割を超えるなど高齢化が進行していますが、建設業への関心は十分に高いとはいえず、若者を中心に職業選択の一つとして認識されにくい状況にあります。また、県内ではＩＣＴ活用工事に取り組む建設企業が増加していますが、技術者の育成状況等を理由として、企業間の取組状況に差が見られます。

【今後の方向性】

- ＩＬＣの実現とＩＬＣを核とした国際研究拠点の形成を見据えた受入環境の整備や、新たな産業振興に向けた取組を推進します。
- 県民の豊かな暮らしの実現に向け、各分野のＡＸ/ＤＸを進めるため、５Ｇなどデジタル基盤の整備を促進し、行政手続オンライン化や市町村との情報システムの共同利用の推進等による県民サービスの拡充に取り組むとともに、産業の振興、新しい暮らしの実現、誰もがデジタルを利活用できる環境整備や、デジタルデバイド対策、デジタル人材の育成などに取り組みます。
- 安全・安心を支える社会資本の整備については、自然災害から県民の暮らしを守るため、流域全体のあらゆる関係者が協働して行う「流域治水」の考え方を踏まえ、河川改修や砂防施設等の整備などのハード対策と、防災情報の充実や発信の強化などのソフト施策を効果的に組み合わせた防災・減災対策を推進します。
- 幹線道路の整備や緊急輸送道路等の防災機能の強化など災害に強い道路ネットワークの構築、救急搬送ルートの整備や通学路等への歩道の整備、自転車通行空間の整備等の日常生活を支える安全・安心な道づくり、公共建築物の耐震化等を推進します。
- 産業や観光振興の基盤となる社会資本については、産業クラスターの形成をはじめとする産業振興を支援するため、内陸部と沿岸部を結ぶ路線等の物流の基盤となる道路や、農林水産業の生産基盤の整備を進めるとともに、観光客の利便性の向上を図るため、主要な観光地を結ぶ道路や岩手県広域サイクリングルートの整備を推進します。
- 港湾所在市や関係機関と連携し、温室効果ガスの排出削減やトラックドライバーの労働時間の上限規制等の社会的要請を踏まえたポートセールスを展開するなど、県内港湾への利用転換を図るとともに、観光の関係者や県内市町村と連携し、外国船社クルーズ船の寄港に向けた受入環境の整備に取り組みます。また、いわて花巻空港における国際線の運航再開に向け、関係機関と連

[1] グランドハンドリング：航空機の機体や旅客、貨物・燃料等の搭載物の取扱等に関わる、航空機の運航に不可欠な業務の総称
[2] ＣＩＱ：税関（Customs）、出入国管理（Immigration）、検疫（Quarantine）の頭文字をとって呼ばれるもので、諸外国からヒト（人）やモノ（貨物・動物・植物）が入国する際に法令に基づき行われる必要な検査、審査の総称

携し、受入態勢の維持・強化等に取り組みます。

・　生活を支える社会資本については、将来にわたって機能を発揮し続けられるよう、新技術も活用しながら道路施設等の予防保全型インフラメンテナンスへの転換を進めるなど、「個別施設計画」に基づく適切な維持管理を推進します。

・　地域の道路や河川などの良好な利用環境等を確保するとともに、社会資本の維持管理に係る県民の意識醸成を図るため、県民との協働による維持管理やインフラの点検等を推進します。

・　建設業の担い手の確保に向け、誰もが働きやすい職場環境の整備や建設就業者の処遇改善を促進し、若者や女性をはじめとする多様な人材の確保・定着を推進します。また、ＩＣＴ施工等の活用推進やデジタル人材の育成など、建設ＤＸによる生産性の向上を推進します。

【特に強化すべき事項】

第２期政策推進プランの成果と課題、社会経済情勢の変化、市町村や各種団体等からの意見などを踏まえ、今後２年間で強化すべき事項は以下のとおり。

・　水災害リスクに備えるための流域治水の強化

河川改修や砂防施設の整備等のハード対策と防災情報の充実強化等のソフト施策を一体的に進めるとともに、住民・企業・市町村等が水災害リスクを認識し、自分事として捉え主体的に行動する「自分事化」の取組を組み合わせ、流域のあらゆる関係者の協働による防災・減災の取組を進めます。

・　産業クラスター形成に資する道路整備の強化

半導体関連産業等の立地促進や関連企業の集積、沿岸・内陸間の物流効率化を支える産業基盤として道路インフラを位置付け、産業クラスター形成に資する道路整備を重点的に進めます。

・　予防保全型維持管理への転換に向けた老朽化対策の強化

人口減少や資材価格の高騰等の事業実施環境の変化を踏まえ、限られた人員や財源の下でも社会資本の機能を維持できるよう、施設の状態を的確に把握しながら、計画的・効率的な予防保全型維持管理への転換を進めます。

・　ＡＩの実装に向けた基盤づくり

ＡＩを一部の先進的な組織や企業だけの取組にとどめず、防災、インフラ維持管理、地域産業支援などのあらゆる分野において、ＡＸ（ＡＩトランスフォーメーション）を進めるため、活用主体の裾野を広げ、ＡＩを活用できる環境づくりを進めます。

【いわて幸福関連指標】

指　　標	単位	現状値	年度目標値	計画目標値
		R7	R9	R10
①　岩手県内市町村の行政手続のオンライン利用率	%	29.2		
②　河川整備率	%	53.0		
③　緊急輸送道路の整備延長	km	40.6		
④　港湾取扱貨物量	万ｔ	435		
⑤　社会資本の維持管理を行う協働団体数	団体	408		

【政策項目一覧】

政策項目	具体的推進方策
45　科学・情報技術を活用できる基盤を強化します	①　ＩＬＣを核とした国際研究拠点の形成と関連技術等の産業化支援
	②　ＡＩ・デジタル技術の利活用による地域課題の解決と県民利便性の向上
	③　情報通信インフラの整備促進
	④　イノベーションの創出に向けた研究開発の推進
	⑤　科学技術の社会実装の推進
46　安全・安心を支える社会資本を整備します	①　ハード対策とソフト施策を効果的に組み合わせた防災・減災対策
	②　公共建築物等の耐震化による安全の確保
	③　災害に強い道路ネットワークの構築
	④　日常生活を支える安全な道づくりの推進
	⑤　自然災害に強い農山漁村づくりの推進【再掲】
47　産業や観光振興の基盤となる社会資本を整備します	①　産業振興や交流を支える道路整備
	②　港湾の整備と利活用の促進
	③　いわて花巻空港の機能拡充と利活用の促進
	④　農林水産業の生産基盤の着実な整備【再掲】
48　生活を支える社会資本を良好に維持管理し、次世代に引き継ぎます	①　社会資本の適切な維持管理等の推進
	②　県民との協働による維持管理の推進
	③　建設業における職場環境の整備、技術力・生産性の向上、経営基盤の強化【再掲】

Ⅸ 社会基盤

45 科学・情報技術を活用できる基盤を強化します

（基本方向）

科学・情報技術を活用できる基盤の強化につながるＩＬＣの実現と、ＩＬＣを核とした国際研究拠点の形成を見据えた受入環境整備の取組、新たな産業振興に向けた取組を推進します。

ＡＸ／ＤＸの推進により、産業分野の生産性・付加価値の向上や県民の豊かな暮らしを実現するため、デジタル化の基盤となる５Ｇ等の情報通信基盤や、各種情報を把握・分析・活用できるデータ基盤の整備を進めるとともに、産学官金の連携による全ての産業のデジタル化・ＡＩ活用の推進、専門家派遣による産業の生産性向上の支援、デジタル技術やデータを駆使し、新たな価値を創造できるデジタル人材の育成等を推進します。

また、本県の多様な資源と技術を生かした研究シーズの創出や科学技術の社会実装[1]等を推進します。

現状と課題

- ＩＬＣ実現を見据えた国際研究拠点形成や生活環境整備の検討を着実に進めるとともに、関係団体と連携してＩＬＣ関連の講演会や各種イベントでのＰＲ活動による県内外での機運醸成を図っています。
- 加速器関連産業[2]では、産学官の連携による共同研究の取組が進み、県内企業の受注が増加傾向にありますが、国の成長戦略分野に沿った共同研究の推進や参入促進が課題となっています。
- 国では、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、人口減少・人手不足に直面する中、ＤＸとＡＩの利活用を一体的に推進するＡＸに取り組み、国民生活の利便性向上や安全で便利な地域の暮らしの実現、経済成長の加速を図ることとしています。本県においても、こうした国の動向を踏まえ、ＡＸ／ＤＸを通じた地域課題の解決や新たな価値の創造につなげていくことが課題となっています。
- 各分野のデジタル化やＡＸ／ＤＸの推進に必要な、５Ｇ等の高速で安定した通信環境の整備、各種情報を把握・分析・活用するためのデータ基盤の整備やデータ連携の強化、デジタル技術やＡＩを駆使し、地域課題の解決や新たな価値を創造することができるデジタル人材の確保及び育成などが課題となっています。こうしたことに対応するため、産学官金で構成する、いわてＤＸ推進連携会議を設置し、本県におけるＤＸ推進にオール岩手で取り組んでいます。
- 県内高等教育機関をはじめとする産学官金の連携により、科学技術による持続的なイノベーションの創出に向けた取組が進められているものの、研究成果を新たな付加価値の創出や地域課題の解決につなげるため、研究シーズの創出から事業化・社会実装までを一体的に促進することが課題となっています。

[1] 科学技術の社会実装：具体的な研究成果の社会還元。研究の結果得られた新たな知見や技術が、将来製品化され市場に普及する、または行政サービスに反映されるなどにより、社会や経済に便益をもたらすこと。

[2] 加速器関連産業：ＩＬＣや放射線治療装置等に用いられる加速器（電気を帯びた粒子を加速する装置）の製造等に関連する産業。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① ＩＬＣを核とした国際研究拠点の形成と関連技術等の産業化支援

- ＩＬＣの実現に向け、ＩＬＣに対する国民の理解を深める取組を進めます。
- ＩＬＣを核とした国際研究拠点の形成を見据え、市町村が行うまちづくりへの支援、関連インフラや外国人研究者・家族の生活環境の整備に向けた検討・調整等の取組を推進します。
- 産学官の連携による県内企業の加速器関連産業への参入支援や技術力向上等の取組を推進します。

② ＡＩ・デジタル技術の利活用による地域課題の解決と県民利便性の向上

- 各分野におけるＡＸ／ＤＸを進めるため、学識経験者やサービス提供事業者の知見も活用しながら、次期ＤＸ推進計画に基づき、行政サービスの向上、産業の振興、新しい暮らしの実現、誰もがデジタルを利活用できる環境整備や、デジタルデバイド対策、デジタル人材の育成等により、デジタル技術を利活用した地域課題の解決や県民の利便性向上の取組を推進します。
- 県・市町村におけるＡＸ／ＤＸの推進を着実に進めるため、ＡＩの新たな活用手法の導入や、ＡＸを担う人材の育成に取り組むとともに、各市町村の取組を支援し、行政手続きの簡素化、オンライン化、ワンストップ・プッシュ型[3]サービスの実現、市町村支援デジタル人材による支援や電子申請システムの共同運用等の取組を推進します。
- 県民一人ひとりのニーズやライフスタイルに合った働き方ができる持続可能な地域社会の実現に向け、産学官金が連携し、全ての産業におけるデジタル化・ＡＸを推進します。
- デジタル技術の専門家の派遣等により、ＡＩを始めとするデジタル技術を活用した生産性向上や業務改革など、先進的なデジタル技術利活用事例の普及・導入促進に取り組み、新たな付加価値の創造を推進します。
- 復興や地域課題解決に向けた民間企業やＮＰＯ等の取組の活性化を図るため、県が保有する公共データを利活用が容易なデータ形式で公開し、営利・非営利を問わず二次利用を広く認め、積極的な活用を促す「オープンデータ」の取組を推進します。
- 大学等と連携したセミナーや研修会の開催等を通じて、生成ＡＩをはじめとする最新技術の活用スキルやデータ分析スキルの向上を図り、地域の課題解決や利便性の向上、新たな価値を創造できるデジタル人材の育成を推進するとともに、県民のデジタルリテラシーの底上げを図り、デジタルデバイドの解消を推進します。

③ 情報通信インフラの整備促進

- ５Ｇサービスの利用環境の更なる充実に向け、引き続き、通信事業者、市町村等と連携し、大容量高速通信を可能とする基盤の整備を促進します。

④ イノベーションの創出に向けた研究開発の推進

- 研究開発等によって得られた知的財産を適切に保護・活用し、知的創造サイクル[4]を確立することによって、競争力のある技術や製品につながる研究開発を推進します。
- 研究シーズの創出、育成から応用化、事業化まで研究ステージに応じた切れ目のない資金支援により、本県の多様な資源と技術を生かしたオリジナリティの高い研究開発を推進します。

---

[3] ワンストップ・プッシュ型：ワンストップ型（行政機関などへの手続きを一度で済ませる機能）とプッシュ型（一人ひとりにあった行政機関からのお知らせを表示する機能）を組み合わせたもの。

[4] 知的創造サイクル：生み出された知的財産を特許等に権利化するなどによって保護し、その知的財産が新たな製品やサービスの創出などに活用され、それによって得られた資本が更に新たな知的財産の創造に投資されるという、知的財産の創造・保護・活用の循環システム。

⑤　科学技術の社会実装の推進

・　ものづくり産業や農林水産業をはじめとする各分野における課題解決を図るため、研究成果の生産現場への導入を推進します。

・　いわて海洋研究コンソーシアムの構成機関をはじめとする海洋研究機関の連携により、三陸海域をフィールドとした海洋生態系、漁場環境等の調査研究の成果等を地域に還元する取組を推進するとともに、東京大学大気海洋研究所「三陸ふるさと社会協創センター」と連携し、産学官民が連携した地域課題解決の取組を推進します。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）
	～R8 ／ R9 ／ R10
①　ＩＬＣを核とした国際研究拠点の形成と関連技術等の産業化支援 目標 ・ILC講演会・イベント参加者数（人） 現状値 11,035 ／ R9 ／ R10 現状値は令和７年の値 ・加速器関連取引成約件数（件）〔累計〕 現状値 11 ／ R9 ／ R10 現状値は令和７年の値	ＩＬＣに対する国民の理解促進 市町村が行うまちづくりへの支援 関連インフラや外国人研究者・家族の生活環境の整備に向けた検討・調整 産学官連携による県内企業の加速器関連産業への参入支援や技術力向上
②　ＡＩ・デジタル技術の利活用による地域課題の解決と県民利便性の向上 目標 ・市町村デジタル技術利活用サービス開始数（件） 現状値 71 ／ R9 ／ R10 現状値は令和７年の値 ・オープンデータ公開項目数（件）〔累計〕 現状値 230 ／ R9 ／ R10 現状値は令和７年の値	岩手県ＤＸ推進計画策定 地域課題解決に向けた取組の推進 有識者会議等による進捗管理 市町村のデジタル技術利活用に係る取組の普及・導入促進 アドバイザーによる市町村・企業等、地域の取組支援 データクレンジング等による公開データの品質向上 地域課題解決に資する民間事業者等のニーズに基づいたデータの公開 市町村のオープンデータの取組支援
③　情報通信インフラの整備促進 目標 ・５Ｇ人口カバー率（%） 現状値 93.3 ／ R9 ／ R10 現状値は令和７年の値	市町村の携帯電話基地局整備の取組支援 通信事業者への要望活動

<table>
<tr><th>県が取り組む具体的な推進方策</th><th colspan="3">工程表（２年間を中心とした取組）</th></tr>
<tr><th></th><th>～R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr>
<tr><td>④　イノベーションの創出に向けた研究開発の推進
目標
・競争的外部資金獲得件数（件）
現状値：64（R9：　R10：　）
現状値は令和７年の値

・特許出願件数（件）〔累計〕
現状値：361（R9：　R10：　）
現状値は令和７年の値

・県の支援による研究開発実施件数（件）〔累計〕
現状値：30（R9：　R10：　）
現状値は令和７年の値</td><td colspan="3">知的財産の創造・保護の促進
競争的外部資金の獲得支援
研究ステージに応じた資金支援
関係機関の情報共有
産学官によるマッチングの強化</td></tr>
<tr><td>⑤　科学技術の社会実装の推進
目標
・特許等実施件数[5]（件）〔累計〕
現状値：343（R9：　R10：　）
現状値は令和６年の値</td><td colspan="3">ドローン等の社会実装に係る実証実験
知財活用の促進</td></tr>
</table>

県以外の主体に期待される行動

（県民）
・科学技術に対する理解の増進
・ＩＬＣを核とした国際研究拠点形成を見据えたまちづくりへの参画
・デジタル技術利活用に関する知識や技能の向上
（企業等）
・先端科学技術の生産現場等への導入
・ＩＬＣに関連する技術や研究成果を基にしたビジネスの拡大
・通信事業者単独及び補助事業による情報通信インフラの整備
・デジタル技術を利活用したサービスの提供、活用、金融支援
・デジタル技術の利活用に関する住民への普及啓発
（教育機関・産業支援機関等）
・産学官コーディネート活動の推進
・国等の競争的外部資金獲得支援
・知的財産の管理や活用支援
・加速器関連産業の集積地域形成の促進
・デジタル人材の育成
（研究機関）
・研究開発基盤の整備
・先端技術の生産現場等への導入に向けた研究開発
・新技術の研究開発

[5] 特許等実施件数：特許等に係る物や方法、物を生産する方法により生産・使用・譲渡等をする行為の件数。

・研究シーズの創出と育成
・ＩＬＣに関連する技術等を地域に還元するための研究
（公設試験研究機関）
・研究開発基盤の整備
・先端技術の生産現場等への導入に向けた研究開発
（市町村）
・研究開発を行う地域企業の支援
・ＩＬＣを核とした国際研究拠点形成を見据えたまちづくり
・外国人研究者等の生活環境の整備
・デジタル技術を利活用した住民サービスの提供
・情報通信インフラの整備
・通信事業者への働きかけ
・情報通信インフラ整備に関する国への支援制度拡充の提言
・デジタル技術の利活用に関する住民への普及啓発

Ⅸ 社会基盤

46 安全・安心を支える社会資本を整備します

（基本方向）

自然災害から県民の暮らしを守るため、河川改修や津波防災施設、砂防施設、農業水利施設、治山施設、漁港施設の整備等のハード対策と、災害関連情報の充実強化等のソフト施策を効果的に組み合わせた、防災・減災対策を推進します。

また、災害に強い道路ネットワークを構築するため、幹線道路の整備や緊急輸送道路等の防災機能の強化などを推進するとともに、発災時には道路啓開計画に基づき、被災地への優先的な通行確保の取組を推進します。

さらに、日常生活を支える安全・安心な道づくりのため、救急搬送ルートの整備や地域の実情に応じた道路整備、冬期間の道路交通確保対策、通学路等への歩道の整備、自転車通行空間の整備等を推進します。

これらの社会資本の整備に当たっては、必要な事業量を計画的に確保しながら取組を推進します。

現状と課題

- 気候変動に伴い、全国的に気象災害が激甚化・頻発化しており、県内においても短時間強雨の発生地点数や観測史上最大の時間雨量を更新した地点数が増加しています。本県では、平成28年台風第10号等を起因とする再度災害防止対策等によりハード対策が進みましたが、河川整備率は全国平均を下回っています。また、適切な避難行動を促すためには、水災害等のリスク情報の充実が不可欠であり、洪水浸水想定区域の指定に続く、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表や、土砂災害が発生するおそれのある箇所の基礎調査等のソフト施策を推進しています。
- 令和３年７月に静岡県熱海市で発生した盛土の崩落により大規模な土石流が発生し、甚大な被害が発生したことなどを踏まえ、宅地造成等規制法（いわゆる「盛土規制法」）が改正され、本県においても、令和７年５月に盛土規制法による規制区域を指定したところであり、関係法令を遵守した盛土等が行われるよう、適切な指導等を推進しています。
- 東日本大震災津波による地震被害等を教訓として、公共建築物等の耐震化が着実に進められていますが、「岩手県耐震改修促進計画」に掲げられている目標に達していない施設があります。
- 災害に強い道路ネットワークを構築するためには、三陸沿岸道路や宮古盛岡横断道路等の骨格となる高規格道路を補完・代替する緊急輸送道路等の確保が重要ですが、本県は広大な県土を有しており、通行危険箇所や解消が必要なあい路等が残っています。また、令和６年１月に発生した能登半島地震等を踏まえ、道路法の改正により道路啓開計画の策定が義務付けられ、本県においても、国をはじめとする関係機関が連携し、新たな道路啓開計画の策定等を推進しています。
- 救急医療や地域医療を支援する救急医療機関へのアクセス道路の整備や、冬期間の安全で円滑な通行の確保、道路利用者の安全な通行空間の確保等、日常生活を支える道路環境の整備が重要

ですが、整備が必要な箇所が残っています。また、令和８年４月から、自転車にも交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が適用されており、自転車が通行する空間を明示するなど、車道上における交通安全対策の重要性が増しています。

・　豪雨や林野火災等による被害が頻発する中、自然災害等に強い農山漁村づくりに向け、農業水利施設や治山・林道施設、漁港施設の整備を着実に進め、被災時における機能維持が図られています。一方、自然災害の激甚化や施設の老朽化が進行しており、既存施設の長寿命化対策を含めた計画的な防災・減災対策が課題となっています。

・　大船渡市と大槌町で発生した大規模林野火災により広範囲の森林が被災し、森林の有する多面的機能の低下が懸念されており、森林の早期復旧が課題となっています。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

①　ハード対策とソフト施策を効果的に組み合わせた防災・減災対策

・　激甚化・頻発化する洪水災害に備えるため、築堤や河道掘削などの河川改修等を推進します。

・　避難のための情報の充実など安全な避難体制の構築に向けて、水位周知河川の指定や家屋倒壊等氾濫想定区域の公表などを進め、河川の水位や水害リスク等に係る防災情報の充実強化を推進します。

・　激甚化・頻発化する自然災害に備え、流域全体のあらゆる関係者が協働して行う流域治水の深化を図るとともに、流域治水の自分事（じぶんごと）化の取組を推進します。

・　日本海溝・千島海溝沿いの地震等の大規模地震による被害軽減を図るため、海岸堤防等の耐震対策を推進します。

・　気候変動による土砂災害リスクの増大に備え、土砂災害に対する安全度の向上を図るため、土地利用等の状況を踏まえ、計画的に砂防堰堤や急傾斜地崩壊対策施設等の整備を推進します。

・　土砂災害が発生するおそれのある箇所の基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等の指定などを進め、危険性のある箇所を住民等に明らかにすることで、土砂災害に係る防災情報の充実強化を推進します。

・　県、市町村、民間団体等が連携しながら、違法盛土に対する重層的な監視・パトロール等を実施するとともに、土地所有者等に対して適切な助言・指導を行うなど、安全確保の取組を推進します。

②　公共建築物等の耐震化による安全の確保

・　「岩手県耐震改修促進計画」に基づき、防災拠点建築物や多数の人が利用する建築物の耐震化を推進します。

③　災害に強い道路ネットワークの構築

・　災害に強い道路ネットワークを構築するため、高規格道路を補完する道路等の整備を推進します。

・　災害時には、迅速な避難・救急活動や緊急物資の輸送等が行えるよう、緊急輸送道路の通行危険箇所やあい路の解消、橋梁の耐震化、道路防災対策及び道の駅の防災機能の強化等を推進します。

・　道路啓開計画に基づき、被災地への通行確保の取組を推進します。

・　道路利用者が安全に通行できるよう、通行規制や積雪状況等の道路情報の提供に取り組みます。

④　日常生活を支える安全な道づくりの推進

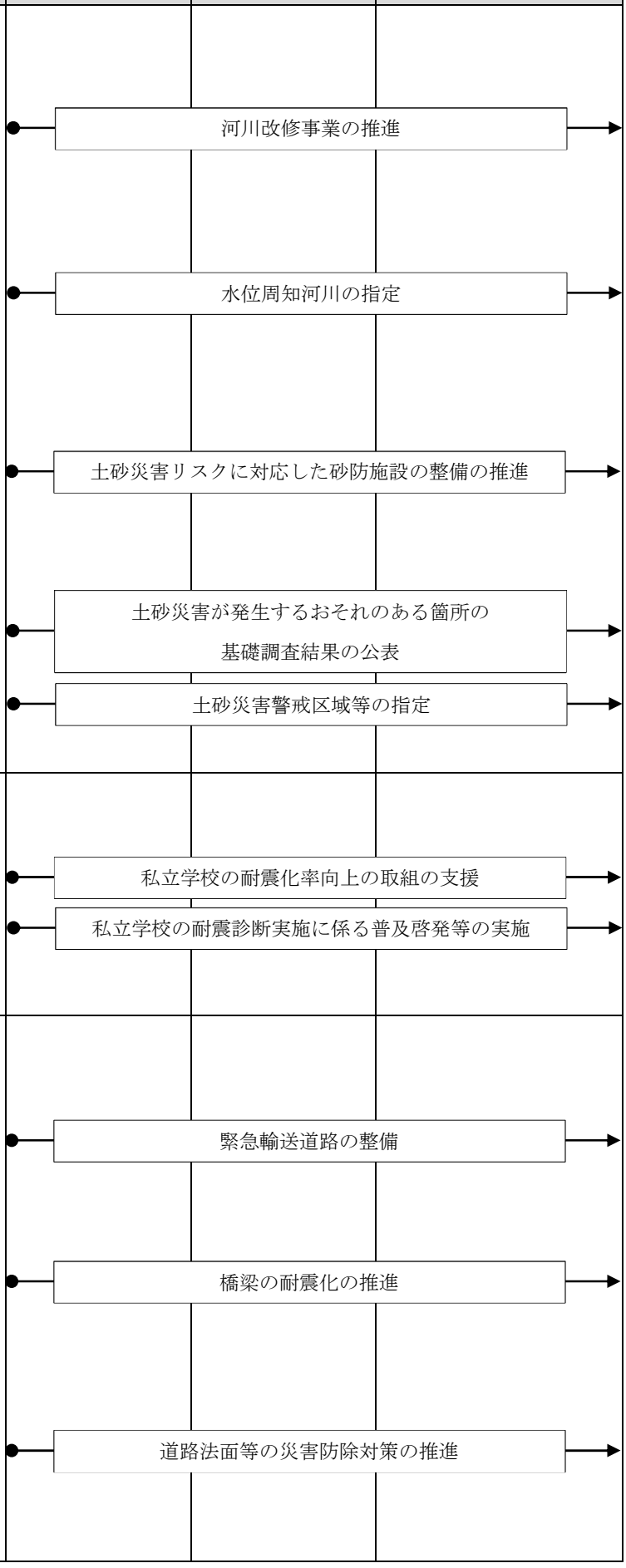
- 救急医療や地域医療を支援するため、救急搬送ルートの整備を推進します。
- 岩手の厳しい気候の中においても冬期間の安全で円滑な道路通行の確保を図るため、新技術等を活用した除雪の着実な実施や除雪に必要な堆雪幅を確保した道路整備等を推進します。
- 歩行者や自転車利用者の安全な通行を確保するため、通学路等への歩道設置や交通安全施設などの整備、自転車通行空間の整備を推進します。
- 車両の安全な通行を確保するため、すれ違い困難等により支障が生じている路線において、待避所設置や路肩拡幅などを効果的に組み合わせた、地域の実情に応じた道路の整備に取り組みます。

⑤　自然災害に強い農山漁村づくりの推進【再掲】

- ため池等の農業水利施設について、耐震化や豪雨対策などの防災・減災機能の強化を進めるとともに、機能診断に基づく計画的な補修・更新による長寿命化対策を推進します。また、農地・農業水利施設を活用した流域治水[6]や、渇水・高温対策等に取り組みます。
- 林野火災を含む山地災害の未然防止や荒廃森林の復旧に向け、適切な森林整備や治山施設の設置を進めるとともに、治山施設の長寿命化対策に取り組みます。
- 大規模林野火災で被災した森林について、伐採と再造林の効率化や省力化による早期復旧を進め、森林の多面的機能の回復を図るとともに、林野火災の延焼防止に資する多様な森林への誘導や、路網の整備・機能強化に取り組みます。
- 津波被害から復旧した海岸防災林の防災機能の早期発現に向け、適切な保育管理に取り組みます。
- 地震・津波や激甚化・頻発化する高波等の自然災害に備えた防波堤・岸壁等の漁港施設の長寿命化を含めた防災・減災対策を推進します。
- 漁港から高台への避難体制の構築支援や、操業中の漁船の避難ルール等の策定支援、水産業ＢＣＰ（業務継続計画）の運用支援など、漁業地域の防災力向上を推進します。
- 沿岸地域の防災対策や地域づくりの方向性を踏まえた、海岸保全施設や避難路などの整備等を推進します。
- 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等に備え、土地の境界等を明らかにするための地籍調査を促進します。

6 流域治水：気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行うもの。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）



①　ハード対策とソフト施策を効果的に組み合わせた防災・減災対策

目標

・近年の洪水災害に対応した河川改修事業の完了河川数（河川）〔累計〕

現状値	R9	R10
2		

現状値は令和７年の値

・県管理河川における水位周知河川の指定河川数（河川）〔累計〕

現状値	R9	R10
52		

現状値は令和７年の値

・土砂災害リスクに対応した砂防施設が概成した箇所数（箇所）〔累計〕

現状値	R9	R10
499		

現状値は令和７年の値

・土砂災害基礎調査結果公表箇所数（箇所）〔累計〕

現状値	R9	R10
19,150		

現状値は令和７年の値

②　公共建築物等の耐震化による安全の確保

目標

・私立学校の耐震化率（%）【再掲】

現状値	R9	R10
75.2		

現状値は令和７年の値

③　災害に強い道路ネットワークの構築

目標

・緊急輸送道路の整備完了箇所数（箇所）〔累計〕

現状値	R9	R10
22		

現状値は令和７年の値

・緊急輸送道路における耐震化完了橋梁数（橋）〔累計〕

現状値	R9	R10
41		

現状値は令和７年の値

・緊急輸送道路における道路防災対策完了箇所数（箇所）〔累計〕

現状値	R9	R10
27		

現状値は令和７年の値

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）		
	～R8	R9	R10
④　日常生活を支える安全な道づくりの推進 目標 ・救急医療機関へのアクセス道路の整備延長（km）〔累計〕 現状値 13.8 / R9 / R10 現状値は令和７年の値 ・必要堆雪幅を確保した道路の整備延長（km）〔累計〕 現状値 43.2 / R9 / R10 現状値は令和７年の値 ・通学路（小学校）における歩道設置延長（km）〔累計〕 現状値 12.5 / R9 / R10 現状値は令和７年の値 ・自転車通行空間の整備延長（km）〔累計〕 現状値 12.8 / R9 / R10 現状値は令和７年の値	救急医療機関へのアクセス道路の整備		
	必要堆雪幅を確保した道路の整備		
	通学路への歩道設置や交通安全施設等の整備		
	自転車通行空間の整備		
⑤　自然災害に強い農山漁村づくりの推進【再掲】 目標 ・農業用ため池の機能診断実施個所数（箇所）〔累計〕【再掲】 現状値 230 / R9 / R10 現状値は令和７年の値 ・山地災害防止機能が確保された集落数（集落）〔累計〕【再掲】 現状値 1,015 / R9 / R10 現状値は令和７年の値 ・漁港施設の防災・減災対策実施施設数（施設）〔累計〕【再掲】 現状値 40 / R9 / R10 現状値は令和７年の値	農業水利施設の防災・減災対策 （ため池などの劣化状況評価や機能診断の実施）		
	治山対策の実施、治山施設の適正管理と点検補修		
	林野火災等の自然災害の早期復旧		
	東日本大震災津波被害から復旧した 海岸防災林の保育管理		
	自然災害に備えた漁港施設の防災・減災対策		

県以外の主体に期待される行動

（県民）
・住宅、建築物の耐震化の取組
・津波等からの避難方法や津波特性などの啓発活動への参加
・水防活動等への参加
・盛土規制法に関する理解の推進
（企業・団体）
・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等
・住宅、建築物の耐震改修等の普及啓発
・私立学校施設の耐震化の推進
・災害時支援協定による応急対策
・高規格道路の整備
・砂防ボランティア等の支援団体による安全点検等
・協定による違法盛土の情報提供
（市町村・国）
・地域住民が安心して暮らせる社会基盤整備
・ハザードマップの作成などによる自然災害に対する避難方法などの周知、啓発活動の実施
・国や県との連携による、住民への避難情報の提供や避難指示
・水防活動の実施
・住宅の耐震改修等への支援
・市町村立学校施設等の耐震化の推進
・庁舎の耐震化の取組
・一般国道や県道等の整備と連携した市町村道整備
・除雪の着実な実施
・湾口防波堤等の整備
・国が管理する国道、一級河川、砂防施設の整備及び維持管理、情報の提供
・災害時における技術面等での支援
・高規格道路の整備
・県との連携による不適切盛土の監視・パトロール

Ⅸ 社会基盤

47 産業や観光振興の基盤となる社会資本を整備します

（基本方向）

物流の効率化など生産性の向上を図るため、内陸部と沿岸部を結ぶ道路や工業団地、インターチェンジへのアクセス道路、港湾等の産業の基盤となる社会資本の整備・利活用を推進します。

また、観光の振興を図るため、都市間や主要な観光地を結ぶ道路の整備、港湾・空港の機能拡充など、交流人口の拡大や外国人観光客の増加等を見据えた社会資本の整備・利活用を推進します。

さらに、効率的で高収益な農林水産業を実現するため、生産基盤の着実な整備を推進します。

これらの社会資本の整備に当たっては、必要な事業量を計画的に確保しながら取組を推進します。

現状と課題

- 産業クラスターの形成をはじめとする産業や観光の更なる振興を支援する内陸部と沿岸部を結ぶ道路や、物流拠点等を結ぶ道路には整備が必要な箇所が残っており、県土の横軸をはじめとする広域道路ネットワーク強化の課題となっています。
- 地域資源を生かしたサイクルツーリズムを推進するため、本県では４つの広域サイクリングルートの整備に取り組んでいますが、自転車通行空間の整備延長は東北平均を下回っているなど、自転車利用者が安全で快適に迷わず走行できる環境が十分に整っていない状況です。また、自転車利用者のサイクリング環境向上の観点から、令和４年度にいわてサイクルステーション登録制度を創設し、普及活動に取り組んでいますが、登録施設の空白地域が存在しています。
- 温室効果ガス排出削減やトラックドライバーの労働時間上限規制等の社会的要請による港湾輸送の機運の高まりなどから、県内のコンテナ貨物取扱量は堅調に推移していますが、コロナ禍以前の貨物取扱量までの回復には至っていません。
- 新型コロナウイルスの５類移行に伴い、全国的にクルーズ船の寄港回数は増加傾向にあり、本県でも外国船社を中心にクルーズ船の寄港回数は過去最多を更新し続けるなど、活況が続いていますが、周遊による波及効果が一部の地域に留まっています。
- いわて花巻空港の利用者数等は以前の水準まで回復したものの、コロナ禍を経た移動ニーズの変化や人口減少の進行や移動ニーズの多様化等により航空需要を取り巻く環境が変化する中、国内線では、航空ネットワークの維持・拡充に向けた交流人口の拡大につながる多様な航空需要の創出・拡大が課題となっています。また、国際線では、安定的な運航や新規路線の誘致に向けたインバウンド・アウトバウンド双方の利用需要の確保が課題となっています。
- いわて花巻空港では、国の設置基準の改定に基づき実施してきた滑走路端安全区域[7]（ＲＥＳＡ）の整備が完了しましたが、航空灯火等の改修が終了しておらず、航空機の安全運航の継続的な確

[7] 航空機がオーバーラン等を起こした場合に航空機の損傷を軽減させるため、着陸帯の両側に設けられる区域。

保が課題となっています。

・　農林水産業の生産基盤については、水田整備率が東北他県に比べて低いほか、農業水利施設や農業共同利用施設の老朽化、林道整備の遅れ、藻場面積の減少等が見られており、生産性の向上に向けた着実な基盤整備と計画的な保全対策が課題となっています。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

①　産業振興や交流を支える道路整備

・　物流の効率化など生産性向上による産業振興を支援するため、内陸部と物流拠点である港湾を結ぶ路線や、工業団地・インターチェンジ等へのアクセス道路、産業クラスター形成に資する道路など、物流の基盤となる道路の整備を推進します。

・　県内各地を周遊する観光客の利便性の向上を図るため、世界遺産や三陸ジオパークなど主要な観光エリアを結ぶ道路や観光振興に資する道路の整備、市町村と連携した道の駅の整備、岩手県広域サイクリングルートの整備、サイクリング環境向上に資する取組への支援等を推進します。

②　港湾の整備と利活用の促進

・　港湾を活用した産業振興を促進するため、港湾機能の充実を進めるとともに、港湾所在市、内陸市町村及び協定先の港湾と連携し、温室効果ガス排出削減やトラックドライバーの労働時間の上限規制などの社会的要請を踏まえた荷主企業等へのポートセールスを推進します。

・　観光振興や地域振興に資するクルーズ船の寄港を継続させていくため、港湾所在市や協定先港湾等と連携したクルーズ船社等へのポートセールスを展開するとともに、外国船社クルーズ船寄港時の円滑な受入に向け、関係者との情報共有・調整に取り組みます。

③　いわて花巻空港の機能拡充と利活用の促進

・　国際線の定着と運航拡大に向け、受入態勢強化、利便性向上及び施設整備に取り組むとともに、交流やにぎわいの拠点としての空港の利活用の取組を推進します。

・　航空機の安全運航のため、航空灯火等の照明施設の改修などに取り組みます。

④　農林水産業の生産基盤の着実な整備【再掲】

（農業）

・　生産性と収益力の向上に向け、ほ場整備や畦畔除去等の簡易な基盤整備による大区画化を加速するとともに、排水改良等による水田の汎用化を推進します。

・　農作業等の省力化や効率化に向け、自動給排水システムや自動操舵トラクタ等のスマート農業技術の実装が可能となるよう、水田の大区画化や用排水路の管路化、法面の緩傾斜化等の基盤整備を推進します。

・　農業の生産条件が不利な中山間地域において、地域のニーズに合わせたきめ細かな基盤整備を推進します。

・　農業用水の安定供給に向け、ＡＩやドローンを活用した農業水利施設の劣化状況評価等を踏まえた戦略的な長寿命化対策を推進します。

・　土地改良区の運営基盤強化に向けた省エネルギー化や再生可能エネルギーの利用、水土里ビジョンの策定への支援等により、農業水利施設の適切な保全管理を促進します。

・　優良農地の確保を図るとともに、農地の集積・集約化等による荒廃農地の発生防止や解消など、関係機関・団体と連携して農地の保全・有効利用を推進します。

・　農業協同組合等が所有する農業共同利用施設について、計画的な再編・整備の取組を促進しま

す。

・　安定的な種子の供給に向けて、関係機関・団体と連携し、機械・施設等の再編・整備を推進します。

（林業）

・　森林経営計画の作成や森林経営管理制度の円滑な運用への支援による、森林施業の集約化、再造林や間伐等の計画的な森林整備を促進します。

・　再造林に必要なカラマツやスギ花粉症対策品種の種苗の安定供給等により、計画的な再造林の実施に向けた取組を推進します。

・　計画的な森林整備や木材の安定供給に資する林道等の路網について、林野火災等の防災対策の強化も図りながら整備を推進します。

・　大船渡市及び大槌町の大規模林野火災からの早期復旧に向け、広域的な連携体制の構築やスマート林業技術の活用により、伐採・再造林等を効率的に進め、被災森林の再生を促進します。

（水産業）

・　アワビ等の水産資源の回復・増大に向け、藻場や産卵・保護礁の造成などハード・ソフト一体的な取組や、漁港内の静穏水域等を活用した増殖場の整備などを推進します。

・　漁業生産の効率化や省力化に向け、水産物の陸揚げ機能の強化に資する護岸や物揚場の整備、就労環境の改善に資する屋根付き岸壁や浮桟橋等の整備など、水産基盤の計画的な整備を推進します。

・　水産物の安定的な供給に向け、漁港施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図り、予防保全型インフラメンテナンスへの転換を進めるなど、適切な維持管理を推進します。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）		
	～R8	R9	R10
①　産業振興や交流を支える道路整備 目標 ・物流の基盤となる道路の整備延長（km）〔累計〕 現状値 17.7 / R9 / R10 現状値は令和７年の値 ・主要な観光地へのアクセス道路の整備延長（km）〔累計〕 現状値 33.9 / R9 / R10 現状値は令和７年の値	物流の基盤となる道路の整備		
	主要な観光地へのアクセス道路の整備		
②　港湾の整備と利活用の促進 目標 ・港湾におけるコンテナ貨物取扱数（実入り）（TEU） 現状値 8,972 / R9 / R10 現状値は令和７年の値	港湾機能の充実		

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）		
	～R8	R9	R10
・クルーズ船寄港回数（回） 現状値 R9 R10 18 現状値は令和７年の値	●―企業訪問等によるポートセールスの展開―▶		
	●―クルーズ船社等へのポートセールスの展開―▶		
③　いわて花巻空港の機能拡充と利活用の促進 目標 ・いわて花巻空港の航空旅客数（千人）【再掲】 現状値 R9 R10 485 現状値は令和７年の値	●―航空旅客数の増加に向けた取組―▶		
・花巻空港における照明施設（航空灯火等）の改修率（%） 現状値 R9 R10 51 現状値は令和７年の値	●―航空機の安全運航のための空港整備―▶		
④　農林水産業の生産基盤の着実な整備【再掲】 （農業） 目標 ・水田整備面積（ha）〔累計〕【再掲】 現状値 R9 R10 17,157 現状値は令和７年の値	●―ほ場整備等の推進 （調査計画、土地改良事業計画の策定・法手続、 実施設計、基盤整備の実施）―▶		
・農業用用排水路等の長寿命化対策着手施設数（施設）〔累計〕【再掲】 現状値 R9 R10 108 現状値は令和７年の値	●―機能診断に基づく基幹的農業水利施設の保全対策 （機能保全計画の策定、機能保全対策の実施）―▶		
（林業） ・再造林面積（ha）【再掲】 現状値 R9 R10 890 現状値は令和７年の値	●―一貫作業の普及・啓発―▶		
	●―低密度植栽、コンテナ苗木の普及・啓発―▶		
	●―広域的な連携体制の構築支援―▶		
	●―スマート林業の導入実証―▶		
・林道整備延長（km）〔累計〕【再掲】 現状値 R9 R10 4,586 現状値は令和７年の値	●―計画的な林道の整備―▶		

<table>
<tr><th>県が取り組む具体的な推進方策</th><th colspan="3">工程表（２年間を中心とした取組）</th></tr>
<tr><th></th><th>～R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr>
<tr><td>（水産業）
・藻場造成実施箇所数（箇所）〔累計〕【再掲】
<table><tr><td>現状値</td><td>R9</td><td>R10</td></tr><tr><td>9</td><td></td><td></td></tr></table>現状値は令和７年の値

・漁港施設の長寿命化対策実施施設数（施設）〔累計〕【再掲】
<table><tr><td>現状値</td><td>R9</td><td>R10</td></tr><tr><td>41</td><td></td><td></td></tr></table>現状値は令和７年の値</td><td colspan="3">ソフト・ハード一体的な対策による藻場の造成

機能診断に基づく漁港施設の保全対策
（機能保全計画の更新、機能保全対策の実施）</td></tr>
</table>

県以外の主体に期待される行動

（県民・企業）
・県内の道路や港湾を活用した物流の効率化
・観光等での県内の道路、港湾及び空港の活用
・いわてサイクルステーション登録等の自転車利用者向けサービスの充実
・高規格道路の整備
（市町村・国）
・一般国道や県道等の整備と連携した市町村道、道の駅の整備
・県と連携したポートセールスの展開
・県と連携した空港利用促進の取組
・農林水産業に係る生産基盤整備の合意形成及び事業化支援
・国が管理する国道の整備
・高規格道路の整備
・湾口防波堤等の整備

Ⅸ 社会基盤

48 生活を支える社会資本を良好に維持管理し、次世代に引き継ぎます

（基本方向）

社会資本が将来にわたって機能を発揮し続けるため、老朽化が進む施設の計画的な修繕を行う「予防保全型インフラメンテナンス」などにより、適切な維持管理等を推進します。

また、地域の道路や河川などの良好な利用環境等を確保するため、県民との協働による維持管理を推進します。

さらに、社会資本の整備や維持管理、災害対応など、地域を支える建設企業の持続的かつ安定的な経営に向けた基盤強化の取組等を推進します。

現状と課題

- 高度経済成長期に集中的に整備した多くの社会資本の老朽化が全国的な課題となっており、本県においても県管理道路橋の老朽化率が全国値を上回るなど、社会資本の老朽化が進行しています。また、東日本大震災後に整備した防潮堤や水門・陸こう自動閉鎖システムなど、維持管理が必要な社会資本が増加しています。こうした中、人口減少による維持管理の担い手不足や、資材価格の高騰など、従来と同様の維持管理手法では社会資本の安全性と機能を持続的に確保することが困難となっています。
- 人口や世帯数の将来的な減少を見据え、県営住宅の長寿命化を図るとともに、災害公営住宅の整備等を踏まえた管理戸数の適正化を進めていますが、県営住宅は高度経済成長期以降の約10年で集中して建設されており、今後これらが一斉に耐用年数を迎えます。また、郊外の立地や、生活様式の違いなどの理由から、一部で空室が増加している県営住宅があります。
- 県民との協働による維持管理では、高齢化や人口減少等の影響により、活動の維持が困難となった団体が生じています。
- 県内の建設企業は、地域における社会資本の整備や維持管理を行うとともに、災害対応等における「地域の守り手」として重要な役割を担っていますが、建設業従事者の高齢化や新規就業者数の減少により、担い手不足が課題となっています。また、東日本大震災津波に伴う復興事業の進捗により公共事業が減少するなど、建設企業を取り巻く経営環境は厳しさを増しており、引き続き、生産性の向上等を通じた持続的・安定的な経営基盤の強化が課題となっています。
- 国によるi-Construction[8]の推進を踏まえ、県営建設工事では発注者指定によるＩＣＴ活用工事の対象を拡大するなど、建設業の生産性向上に取り組んでおり、県内ではＩＣＴ活用工事に取り組む建設企業が増加していますが、経費や技術者育成等の理由から、事業規模により取組状況に差が生じています。

8 i-Construction：調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新まで全ての建設生産プロセスでＩＣＴ等を活用することによって、建設生産システム全体の生産性向上を図り、もって魅力ある建設現場を目指す取組。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 社会資本の適切な維持管理等の推進

・ 老朽化が進む社会資本の機能を将来にわたって発揮し続けるため、道路や河川、住宅など16分野の個別施設計画に基づき、新技術も活用しながら、早期に修繕が必要な橋梁やトンネル等の老朽化対策の加速化を図り、予防保全型の維持管理への転換に向けた取組を推進します。

・ 空き住戸を活用した移住・定住の促進により、県営住宅ストックの有効活用に取り組みます。

② 県民との協働による維持管理の推進

・ 地域資源である道路や河川、海岸等の適切な維持管理と愛護意識の醸成を目的として、草刈りや清掃等に取り組む団体への支援を推進します。また、市町村等の関係機関と連携し、地域に密着した広報や周知を展開するなど、協働団体の確保に向けた取組を推進します。

・ 県民との協働によるインフラ点検を推進し、維持管理に係る意識の醸成に向けた取組を推進します。

③ 建設業における職場環境の整備、技術力・生産性の向上、経営基盤の強化【再掲】

・ 社会資本の整備や維持管理、災害対応を担うなど地域を支える建設業の人材の確保・定着に向け、建設業の魅力発信や処遇環境の改善を図り、若者や女性など誰もが働きやすい職場環境の整備を推進します。

・ 「いわて建設業振興中期プラン」に基づき、ＩＣＴ活用等による生産性の向上や建設企業の経営基盤の強化、経営改善に対する支援等を推進します。

・ 建設ＤＸによる生産性の向上を通じた持続的な建設業の発展に向けて、建設分野へのＩＣＴの普及・拡大を推進します。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）		
	～R8	R9	R10
① 社会資本の適切な維持管理等の推進 目標 ・早期に修繕が必要な橋梁の対策完了数（橋）〔累計〕 現状値：222（R9：　R10：　） 現状値は令和７年の値 ・県営住宅の長寿命化計画に基づく修繕・改善着工率（%） 現状値：74.2（R9：　R10：　） 現状値は令和７年の値 ・流域下水道管きょにおける点検・調査延長（km） 現状値：5.9（R9：　R10：　） 現状値は令和７年の値	各施設の適切な維持管理、長寿命化		

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）		
	～R8	R9	R10
② 県民との協働による維持管理の推進 目標 ・県管理道路の維持管理活動を行う団体数（団体） 現状値 348 / R9 / R10 現状値は令和７年の値 ・川や海岸の清掃美化活動を行う団体数（団体） 現状値 60 / R9 / R10 現状値は令和７年の値 ・協働による橋梁点検参加者数（人）〔累計〕 現状値 74 / R9 / R10 現状値は令和７年の値	住民との協働による道路の草刈りや歩道除雪の推進 いわての川と海岸ボランティア活動等支援制度の周知・普及 県民との協働による橋梁点検の推進		
③ 建設業における職場環境の整備、技術力・生産性の向上、経営基盤の強化【再掲】 目標 ・県営建設工事におけるＩＣＴ活用工事の実施件数（件）〔累計〕 現状値 288 / R9 / R10 現状値は令和７年の値 ・県営建設工事における建設キャリアアップシステム活用工事の実施件数（件）〔累計〕 現状値 273 / R9 / R10 現状値は令和７年の値	ＩＣＴ活用工事の発注、ＩＣＴ現場見学会･技術講習会の開催 建設企業の技術力・生産性向上、経営基盤強化、経営革新への取組を支援 建設業の担い手確保を支援		

県以外の主体に期待される行動

（県民）
・地域住民が主体となった環境美化や維持管理活動の実施
・道路や河川など暮らしに身近な社会資本を良好に利用しながら、次の世代へ引き継ぐ取組
・受け継いできた美しい河川、海岸を守り育て、かけがえのない財産として次世代へつないでいく取組

（企業）
・経営基盤の強化や持続的な技術力・生産性の向上
・働きやすい労働環境の改善
・人材の確保・育成
・国、県、市町村と連携した社会資本の良好な整備や維持管理の実施
・災害時における国、県、市町村と連携した社会資本の迅速な応急対策の実施

（関係団体）
・建設企業が行う経営改革への取組を支援し、社会資本の担い手を育成・確保
・砂防ボランティア等の支援団体による安全点検等

（市町村・国）
・公共施設等総合管理計画の策定と計画に基づく効率的・効果的な維持管理の実施
・道路や河川、公園などの維持管理における住民協働の推進
・地域との連携を図りながら、河川及び海岸などの維持管理及び環境保全に努める取組の推進
・建設企業が行う経営改革への取組を支援し、社会資本の担い手を育成・確保
・建設ＤＸに関する取組の推進

X 参画

男女共同参画や若者・女性、高齢者、障がい者などの活躍、幅広い市民活動や県民運動など幸福の追求を支える仕組みが整っている岩手

【これまでの成果と課題】

- 性別にかかわらず、一人ひとりが尊重され、共に参画できる社会の実現に向けて、あらゆる分野における女性の参画拡大、多様な性の尊重とＬＧＢＴ[1]等の性的マイノリティに対する偏見や差別の解消などに取り組みました。
- 一方、男女意識調査によると、地域社会における男女の不平等感の割合は依然として高く、ＬＧＢＴ等の性的マイノリティに対する偏見や差別を体験した、または見聞きしたとの回答も一定程度あるなど、固定的な性別役割分担意識や慣行、多様な性に対する理解不足が見られ、多様性を尊重する環境づくりが重要となっています。
- 「いわて女性の活躍促進連携会議」を通じて、企業等における女性活躍の理解促進や固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発、女性デジタル人材の育成・就労支援、女性活躍企業等認定制度等の普及拡大などに取り組んだことにより、女性が活躍しやすい環境づくりや、企業・地域における女性活躍の機運醸成が進んでいます。
- 一方で、女性管理職や女性経営者の割合は依然として低いほか、家事・育児負担の女性への偏りや固定的な性別役割分担意識などが根強く残っており、女性の就業継続やキャリア形成、意思決定過程への参画拡大が十分に進んでいない状況が見られます。
- 若者が地域のありたい姿を発信し、大人や企業との交流を通じて相互理解を深める場の提供や、いわて若者カフェ等による相談支援体制の整備、若者団体の主体的な活動への支援に取り組んだことにより、若者がいわての未来づくりに参画する機会の拡大や、若者が地域で主体的に活動しやすい環境づくりが進んでいます。
- 一方で、若者による地域活動へのさらなる参画や地域への継続的な関わりが期待される中、主体的な活動のきっかけづくりや地域におけるネットワークの構築など、支援体制の充実が課題となっています。
- 高齢者活動交流プラザにおける情報発信やセミナーの開催のほか、関係団体による各種助成制度の紹介などにより高齢者の社会参加が促進されていますが、就労年齢の引き上げに伴う高齢者の就業率の上昇等に伴う余暇時間の縮小や活動参加者の高年齢化に加え、高齢者の社会参加の多様化等により、高齢者のボランティア活動比率は減少傾向にあります。
- 障がい者委託訓練の実施や事業所向けセミナーなどの普及啓発、障害者就業・生活支援センターを中核とした関係機関の連携等の取組により、障がい者の雇用率は上昇傾向にありますが、法定雇用率が令和８年７月に 2.5%から 2.7%に引き上げられたほか、障がい者が希望する職種や

[1] ＬＧＢＴ：性的指向及び性自認に関し、次の言葉の頭文字をとって組み合わせた言葉。Ｌ：女性の同性愛者(Lesbian：レズビアン)、Ｇ：男性の同性愛者（Gay：ゲイ)、Ｂ：両性愛者（Bisexual：バイセクシャル)、Ｔ：こころの性とからだの性との不一致（Transgender：トランスジェンダー)。

就労形態と企業の求人とのミスマッチがあるなど、一人ひとりの障がいなどに応じた多様な就労に十分結びついていない状況が見られます。

・　市民活動に関する情報を発信し、県民の参画機運の醸成に取り組んできましたが、コロナ禍を経たライフスタイルの変化等を背景に、ボランティアやＮＰＯ等への参加者は伸び悩んでおり、県民の関心を実際の参加や行動につなげることが課題となっています。また、地域の実情に応じた県とＮＰＯの連携・協働ネットワークの構築や多様な主体が連携した県民運動の展開等に取り組んできたところですが、人口減少をはじめとする地域課題が複雑化・多様化する中、それぞれの強みや専門性を生かした多様な主体の連携・協働をさらに促進することが課題となっています。

【今後の方向性】

・　固定的な性別役割分担意識や慣行の解消を図るため、セミナーや出前講座等による男女共同参画意識の醸成やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の気づき・見直しを促す啓発に取り組みます。

・　また、ジェンダー・ギャップの解消に向け、男女共同参画サポーターの養成・活動支援や岩手県男女共同参画センターを核とした関係機関との連携を強化し、地域における推進体制の充実を図ります。

・　さらに、多様な性のあり方に関する理解促進や偏見・差別の解消に向けた啓発を推進するとともに、相談支援体制の充実を図り、性的指向や性自認にかかわらず誰もが自分らしく暮らせる環境づくりに取り組みます。

・　職場や地域等におけるジェンダー・ギャップの解消と女性活躍の推進に向け、女性活躍企業等認定制度の普及拡大や企業の経営者等の意識醸成、女性のキャリア形成支援等を通じて、性別に関わらず誰もが働きやすい職場環境づくりや意思決定過程への女性の参画拡大に取り組みます。

・　また、家事・育児時間のジェンダー・ギャップの解消に向け、男性の家事・育児参画の促進や家事支援サービス等の多様なサービスの活用による家事・育児負担の軽減を図り、仕事と家庭生活の両立ができる環境づくりに取り組みます。

・　若者同士の交流や活動の成果を発信することにより、若者の考えを共有し、社会全体で若者を応援する機運の醸成に取り組みます。

・　また、「いわて若者カフェ」の相談対応や地域での活動を県内各地においてアウトリーチ型で行うことなどにより、若者の相談や活動機会の充実を図るとともに、若者がやりたいことを実現するための助言などの伴走支援等により若者の主体的な活動を後押しします。

・　高齢者が長年培ってきた経験、知識及び技能を生かして地域や社会で活躍し、地域とのつながりを保ちながら自立した日常生活を継続できるよう、老人クラブや高齢者主体の団体、住民主体の活動を支援するとともに、ＮＰＯ、民間事業者等の多様な主体との連携による生活支援や支え合いの体制づくりを推進し、社会参加の機会の充実を図ります。

・　障がい者の情報機器の利用促進やコミュニケーション支援の充実を図るとともに、地域において能力を発揮し、自立した生活ができるよう、障害者就業・生活支援センターや就労移行支援事業所等を通じて、就労先の確保や一般就労への移行及び就労後の職場定着を支援します。

・　いわて県民情報交流センターを拠点に、市民活動の事例やボランティア活動等の情報を発信し、理解と共感を広げ、県民の関心を参加や行動につなげるとともに、ＮＰＯ活動交流センターにおける取組や中間支援組織等との連携を通じて、ＮＰＯ等の活動基盤の強化と多様な主体の連携・

協働を促進します。また、東日本大震災津波等の経験・教訓を継承し、災害時に備えた平時からの連携・支援体制の構築に取り組みます。

【特に強化すべき事項】

第２期政策推進プランの成果と課題、社会経済情勢の変化、市町村や各種団体等からの意見などを踏まえ、今後２年間で強化すべき事項は以下のとおり。

- **固定的性別役割分担の見直しの推進**

  性別による役割分担に基づく社会慣行や意識の変化を促しながら、家庭、地域、職場などあらゆる場面において、性別にかかわらず個人の能力や希望に応じて参画できる環境づくりを進めます。

【いわて幸福関連指標】

指　　標	単位	現状値	年度目標値	計画目標値
		R7	R9	R10
①　労働者総数に占める女性の割合	%	37.8		
②　女性の全国との賃金格差[注1]【再掲】	%	84.6		
③　障がい者の雇用率	%	2.43		
④　高齢者のボランティア活動比率	%	24.3		
⑤　共働き世帯の男性の家事時間割合〔週平均〕[注2]【再掲】	%	46.3		
⑥　審議会等委員に占める女性の割合	%	38.4		
⑦　ボランティア・ＮＰＯ・市民活動への参加割合	%	13.9		
【参考指標（実績値）】 **管理職に占める女性の割合**（令和４年：15.0%）［就業構造基本調査（総務省）］ **ジェンダー・ギャップ指数**（令和７年：経済 0.430、行政 0.299、政治 0.162、教育 0.639）［地域からジェンダー平等研究会］				

［注１］　全国を 100 とした水準

［注２］　女性の家事時間に対する割合

【政策項目一覧】

政策項目	具体的推進方策
49　性別や年齢、障がいの有無にかかわらず活躍できる社会をつくります	①　多様な生き方が認められる男女共同参画社会の実現に向けた環境の整備
	②　女性の活躍支援
	③　若者の活躍支援
	④　高齢者の社会貢献活動の促進
	⑤　障がい者の社会参加の促進・職業能力開発の支援
50　幅広い市民活動や多様な主体による県民運動を促進します	①　多様な主体の参画・連携・協働の促進と参加機会の拡充
	②　官民連携による県民運動の展開
	③　社会のニーズに対応したＮＰＯの活動促進に向けた支援

X 参画

49 性別や年齢、障がいの有無にかかわらず活躍できる社会をつくります

（基本方向）

男女が共に生きやすく、多様な生き方が認められる男女共同参画社会の実現に向けた環境づくりを進めます。

また、若者・女性、高齢者、障がい者の活躍に向け、若者の主体的な活動の活性化につながる取組や女性のライフステージ、ライフスタイルに対応した活躍の支援、高齢者の豊かな経験・知識などを生かした社会貢献活動への参加、障がい者が住み慣れた地域で活躍できるような社会参加に向けた取組などを促進します。

現状と課題

- 少子高齢化・人口減少が進む中、一人ひとりの能力や個性が十分に発揮され、誰もが自分らしく活躍できる環境づくりが求められています。
- 男女共同参画推進月間に開催するオンラインセミナーや学校、企業等を対象とした出前講座など、男女共同参画についての県民の認知度を高めるための普及啓発に取り組みましたが、政策・方針決定過程への女性の参画が十分ではないなど、男女共同参画の一層の推進が求められる状況にあります。
- 地域における男女共同参画を推進する男女共同参画サポーターの養成を進めており、男性認定者は着実に増加しています。
- 岩手県男女共同参画センターが実施するセミナーや出前講座等により、学校や企業等を対象として、多様な性的指向・性自認等に対する理解の増進を図るための普及啓発に取り組みましたが、令和６年度の「男女が共に支える社会に関する意識調査」によると、「性的マイノリティ（ＬＧＢＴ等）」について「内容まで知っている」と回答した人は約３割にとどまっており、多様な性的指向・性自認等に対する理解は十分とはいえない状況にあります。
- 女性活躍に関する認定企業数は増加しており、経営者等の意識醸成や女性のキャリア形成支援に関する研修等への参加も進むなど、企業における女性活躍への理解や取組は広がっている一方で、女性管理職や女性経営者の割合は依然として低く、企業の意思決定過程への女性の参画拡大が十分に進んでいない状況が見られます。
- 男女が共に家事・育児を担う機運の醸成や家事・育児シェアの推進等により、共働き世帯における男性の家事時間の割合は増加傾向にありますが、地域や家庭における固定的な性別役割分担意識は依然として残っており、家事・育児負担はなお女性に偏る状況が見られるなど、女性の就業継続やキャリア形成を支える環境整備の一層の推進が課題となっています。
- 若者が地域のありたい姿を考え発信し、大人や企業がそれを理解し応援することを目的としたイベントの開催等により、若者のいわての未来づくりへの参画機会や交流の場の創出につながりました。また、地域を牽引する若者の育成に向けて、いわて若者カフェや若者の活動を支えるキ

ーパーソン等が支援や助言を行ってきており、いわて若者カフェの利用者数が増加するなど、こうした取組が定着してきています。

- 若者の考えや価値観が多様化する中、若者の視点や発想を地域全体で共有し、相互理解を深めるとともに、地域とのつながりを築く機会は必ずしも十分とはいえません。また、若者による地域活動への更なる参画等が期待される中、自らの関心や挑戦したいことの実現に向けて、一歩踏み出すきっかけや機会が得られていない若者への支援が課題となっています。
- 「いわて働き方改革推進運動」の展開のもと、県内事業所におけるデジタル技術や柔軟な勤務制度の導入などの職場環境改善の取組が進み、総実労働時間は着実に減少するなど、若者や女性が働きやすい雇用・労働環境づくりが進展しています。一方で、高卒者の県内就職率が低下傾向にあるなど、若者の県外流出が続いているほか、女性の賃金水準は上昇傾向にあるものの、全国との差が依然として見られるなど、若者や女性が県内で働き続けられる魅力ある雇用・労働環境の形成には課題が残っています。
- 高齢者活動交流プラザにおける情報発信やセミナーの開催のほか、関係団体による各種助成制度の紹介などにより高齢者の社会参加が促進されていますが、就業年齢の引き上げに伴う高齢者の就業率の向上等による余暇時間の縮小や、活動参加者の高年齢化、高齢者の社会参加の多様化等により、高齢者のボランティア活動比率は減少傾向にあります。
- 出前講座や各種研修等により、障がいの有無にかかわらず地域で共に支え合う共生社会の実現に対する県民の意識や理解が深まっており、手話通訳者・要約筆記者の派遣件数の増加など、障がい者の社会参加を支えるための情報保障やコミュニケーション支援のニーズが高まっており、その対応が課題となっています。
- 障がい者委託訓練の実施や事業所向けセミナー等の普及啓発などの取組により、県内企業の障がい者の雇用率は上昇傾向にありますが、法定雇用率が令和８年７月に 2.5%から 2.7%に引き上げられたことから、企業における障がい者雇用の一層の促進とともに、障がい者一人ひとりに応じた多様な就労の実現が課題となっています。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 多様な生き方が認められる男女共同参画社会の実現に向けた環境の整備

- 男女平等や多様な性について理解し尊重するための教育・学習の機会を充実させるとともに、地域等において男女共同参画を推進する人材の養成や活動支援を行います。また、表彰の実施等により男女共同参画の推進に向けた機運の醸成に取り組みます。
- 家庭や学校、企業等の地域社会におけるジェンダー・ギャップの解消に向けて、岩手県男女共同参画センターの連携・協働の拠点としての機能を強化し、固定的な性別役割分担意識の解消やアンコンシャス・バイアスへの気づき・見直しを促す取組を推進するとともに、県民向けのセミナーや出前講座等の各種啓発の充実に取り組みます。
- 政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るため、県の審議会等において女性委員の更なる任用を推進します。
- 復興や防災分野において、男女共同参画が図られるよう、県及び市町村の防災会議等における女性委員の更なる任用を推進します。
- 性的マイノリティ（ＬＧＢＴ等）に対する偏見や差別の解消に向けて、市町村と連携してパー

トナーシップ制度[1]の導入・普及を推進するとともに、学校や企業等への出前講座等を通じて、多様な性的指向・性自認等に対する理解の向上に取り組みます。

② 女性の活躍支援

- 官民で構成するいわて女性の活躍促進連携会議を通じて、女性活躍企業等認定制度の普及拡大や企業経営者等の意識醸成を推進し、女性が活躍できる職場環境づくりに取り組みます。
- 女性のキャリア形成支援等を通じて、地域や企業等における女性の意思決定過程への参画拡大を図ります。また、デジタル分野などの学びの機会の充実や県内外企業との就労マッチング機会の提供等により、女性の就業継続や多様で柔軟な働き方の実現を推進します。
- 家事・育児時間のジェンダー・ギャップの解消に向け、企業等と連携した家事・育児シェアの普及啓発や、家事支援サービス等の多様なサービスの活用による家事・育児負担の軽減を図り、性別に関わらず誰もが仕事と家庭生活の両立ができる環境づくりに取り組みます。
- アンコンシャス・バイアスへの気づきを促し、性別にかかわらず誰もが助け合える企業風土づくりに向け、セミナーや企業見学会の開催を通じて、経営者の意識醸成等の取組を促進します。
- 「いわてで働こう推進協議会」を核とした「いわて働き方改革推進運動」の展開により、長時間労働の是正、年次有給休暇の取得率向上等の働き方改革の取組を推進します。

③ 若者の活躍支援

- いわて若者交流ポータルサイトやＳＮＳなどを活用し、若者同士の交流や活動の成果を発信することにより、社会全体で若者の考えを共有し、応援する機運の醸成に取り組みます。
- 若者が自らやりたいことを実現できるよう、「いわて若者カフェ」の相談対応や若者の活動支援を県内各地においてアウトリーチ型により展開し、地域における助言等の伴走支援や、地域の企業・キーパーソン等との協働による実践の場づくりなどを進め、若者の主体的な活動を後押しします。

④ 高齢者の社会貢献活動の促進

- 高齢者が長年培ってきた経験、知識及び技能を生かして地域や社会で活躍できるよう、老人クラブや高齢者主体の団体の活動を支援するとともに、社会参加を促進するための普及・啓発の取組を推進します。
- 高齢者が地域とのつながりを保ちながら自立した日常生活を継続できるよう、住民主体の活動をはじめ、ＮＰＯ、民間事業者等の多様な主体による生活支援サービスの充実を図ります。

⑤ 障がい者の社会参加の促進・職業能力開発の支援

- 障がい者の充実した余暇活動や社会参加、情報の取得及び利用を支援するため、情報機器の利用促進やコミュニケーション支援の充実を図るとともに、福祉的就労の場の拡充を図ります。
- 障がい者が地域において能力を発揮し、自立した生活ができるよう、障害者就業・生活支援センターや就労移行支援事業所等を通じて就労先の確保や一般就労への移行及び就労後の職場定着を支援します。
- 商工・農林水産事業者等と就労継続支援事業所の連携創出を支援し、各分野における障がい者の就労を促進します。
- 就労を希望する障がい者一人ひとりの多様なニーズに対応した委託訓練の実施により、障がい者の就労支援に取り組みます。

---

1 パートナーシップ制度：お互いに人生のパートナーとすることを誓い合ったお二人について、自治体がその誓約を受理したことを証する制度。自治体が発行した受領書類を提示することにより、行政や民間のサービスを配偶者や生計同一者と同等に受けられる。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）		
	～R8	R9	R10
① 多様な生き方が認められる男女共同参画社会の実現に向けた環境の整備 目標 ・出前講座受講者数（人）〔累計〕 現状値：12,918 / R9： / R10： 現状値は令和７年の値	男女共同参画センターを拠点とした各種相談・情報提供・普及啓発の実施、出前講座等の学習機会		
・男女共同参画サポーターの男性認定者数（人）〔累計〕 現状値：59 / R9： / R10： 現状値は令和７年の値、目標値は令和５年からの累計	男女共同参画サポーター養成講座の実施		
	ＬＧＢＴ相談、出前講座の実施 リーフレット等による普及啓発の実施		
・女性委員の参画が20%以上の市町村防災会議の割合（%） 現状値：21.2 / R9： / R10： 現状値は令和７年の値	県防災会議委員への女性委員の任命		
	市町村防災会議への女性委員の任命の促進		
・女性農業者の経営参画割合（%） 現状値：38.4 / R9： / R10： 現状値は令和７年の値	活躍する女性の表彰・情報発信		
	「家族経営協定」の締結促進		
	地域で活躍する女性農林漁業者の育成 女性の就業・定着に係る優良事例の情報発信 女性リーダーの育成に向けた研修会の開催 女性の発想や視点を生かした新たな取組への支援		
② 女性の活躍支援 目標 ・えるぼし認定企業・いわて女性活躍認定企業等数（社）〔累計〕 現状値：782 / R9： / R10： 現状値は令和７年の値	いわて女性活躍企業等認定制度の普及拡大		

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）		
	～R8	R9	R10
・経営者研修受講者数（人）〔累計〕 現状値 R9 R10 1,136 現状値は令和７年の値 ・女性のエンパワーメント研修受講者数（人）〔累計〕 現状値 R9 R10 1,027 現状値は令和７年の値	経営者の意識改革・行動変容を図る研修の実施 →		
③　若者の活躍支援 目標 ・若者活躍支援イベント参加者の満足度割合（%） 現状値 R9 R10 96.5 現状値は令和７年の値 ・いわて若者交流ポータルサイトアクセス数（回） 現状値 R9 R10 68,134 現状値は令和７年の値 ・いわて若者交流ポータルサイト新規登録団体数（団体） 現状値 R9 R10 15 現状値は令和７年の値	若者の交流促進、ネットワークづくりの支援 →		
	若者の情報発信などによる活動参加の促進 →		
	若者団体自らが実施する地域課題解決等の取組の支援 →		
④　高齢者の社会貢献活動の促進 目標 ・多様な主体による生活支援サービスを実施している市町村数（市町村）【再掲】 現状値 R9 R10 32 現状値は令和７年の値	岩手県高齢者社会貢献活動サポートセンターによる相談対応や取組事例の紹介、各種情報提供の実施 →		
	生活支援コーディネーター連絡会の開催 →		

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）		
	～R8	R9	R10
⑤　障がい者の社会参加の促進・職業能力開発の支援 目標 ・手話通訳者・要約筆記者の派遣件数（件）〔累計〕【再掲】 現状値 R9 R10 418 現状値は令和７年の値、目標値は令和３年からの累計 ・障害者就業・生活支援センターにおける一般就業移行者数（人）【再掲】 現状値 R9 R10 171 現状値は令和７年の値 ・農業や水産業に取り組んでいる就労継続支援事業所数（事業所）【再掲】 現状値 R9 R10 118 現状値は令和７年の値 ・障がい者委託訓練の修了者の就職率（%）【再掲】 現状値 R9 R10 57.1 現状値は令和７年の値	手話通訳者・要約筆記者の養成及び派遣の実施 パソコンボランティアの養成及び派遣の実施 障害者就業・生活支援センターの設置・運営 農水福連携等の取組に対する支援 コーディネーターの配置・マルシェの開催 障がい者の多様なニーズに対応した委託訓練の実施		

県以外の主体に期待される行動

（県民）
・家庭における男女平等の推進
・性別によらない対等なパートナーシップに向けた意識改革
・高齢者の社会貢献活動への参加
・障がい等に関する住民理解の推進
（企業等）
・職場における性別によらない対等なパートナーシップの意識改革
・女性の活躍やワーク・ライフ・バランスを推進するための就労環境の整備
・企業が得意とする分野での若者による取組の実施
・若者の取組のサポート
・高齢者の社会貢献活動への参加の支援
（関係機関等）
・男女平等や多様な性について理解し尊重するための教育の推進
・若者や女性の創業支援の充実・強化
（市町村）
・住民への意識啓発・広報
・審議会等委員への積極的な女性登用
・子育て支援サービスの充実
・各種まちづくり事業の企画運営における男女共同参画の視点の導入

Ⅹ 参画

50 幅広い市民活動や多様な主体による県民運動を促進します

（基本方向）

幅広い市民活動の展開に向け、県民が参加するきっかけや機会の充実、多様な主体の連携・協働の促進、ＮＰＯの持続的な活動を支える基盤の強化などの取組を推進します。

また、地域社会の総合的な発展に向け、様々な分野において多様な主体が連携し、県民の参画を促す県民運動を促進します。

現状と課題

- ＮＰＯ、地縁組織、行政、企業など多様な主体により、東日本大震災津波からの復興・被災者支援をはじめ、災害支援、福祉、子育て、環境、まちづくりなど、様々な地域課題に対応した活動が展開されています。
- 市民活動事例やボランティア活動情報の発信などにより、市民活動への参加・参画機運の醸成に取り組んできた一方で、コロナ禍を経たライフスタイルの変化等を背景に、ボランティアや市民活動等への参加者は伸び悩んでおり、県民一人ひとりの地域課題への関心を実際の参加や行動につなげる仕組みづくりが課題となっています。
- 人口減少・少子高齢化等を背景に地域課題が複雑化・多様化する中、持続可能な地域社会づくりに向けて、地域の実情に応じた多様な主体の強みや専門性を生かした連携・協働を推進していくことが課題となっています。
- いわて未来づくり機構、県民みんなで支える岩手の地域医療推進会議、温暖化防止いわて県民会議など様々な分野において県民の参画を促す県民運動が展開され、多様な主体のネットワークが構築されています。引き続き、全県的な目標・課題に、オール岩手で取り組むためには、県民や志を同じくする本県の多様な組織が手を携え、知恵を出し合い、総力を挙げて取り組むことが求められています。
- ＮＰＯは、社会のニーズに対応した市民活動の担い手や、地域コミュニティを維持するための地域課題解決の担い手として期待されていますが、後継者不足など人材の確保・育成に関する課題や活動資金の確保等に関する課題が見られることから、ＮＰＯが地域で自立的・安定的に活動できるよう、持続的な活動基盤の強化が求められています。

県が取り組む具体的な推進方策（工程表）

① 多様な主体の参画・連携・協働の促進と参加機会の拡充

- 県民が楽しく市民活動に参加できるよう、いわて県民情報交流センターを拠点に、各地域で行われている市民活動の事例や、気軽に参加できるボランティア活動等の情報を発信するなど、参加のきっかけや多様な参加機会の拡充に取り組みます。
- 地域課題の解決による持続可能な地域社会の形成に向けて、ＮＰＯ活動交流センターにおける取組や中間支援組織等との連携を通じて、地域の実情に応じたＮＰＯ、地縁組織、企業、行政等の連携・協働を促進します。
- 東日本大震災津波等の経験・教訓を継承し、災害時に備えた平時からの多様な主体の連携・支援体制の構築に取り組みます。

② 官民連携による県民運動の展開

- 県民が気軽に県民運動や地域づくり活動に参加できるよう、多くの県民が集まる場所やホームページ、ＳＮＳ等を活用して様々な活動を紹介するなど、県民の関心を高め、参加につなげる取組を進めます。
- 市民活動、地域づくり活動、企業のＣＳＲ・ＣＳＶ等と県民運動が連動し、共通の目標の達成に向けた取組につながるよう、協働のモデル事例の紹介等により、多様な主体の共通理解の醸成を促進します。
- 県内各界・各層の組織の横断的な参画・連携により地域社会の総合的な発展を目指すために設立された「いわて未来づくり機構」などの産学官連携組織が取り組む県民運動をはじめ、様々な県民運動に参画し、人口減少問題等の全県的な課題に取り組みます。

③ 社会のニーズに対応したＮＰＯの活動促進に向けた支援

- 社会のニーズに対応したＮＰＯの活動を促進するため、担い手やリーダーの育成、活動資金の確保、組織運営、情報発信等に関する相談対応や研修のほか、認定ＮＰＯ法人の認定取得に向けた支援を通じて、ＮＰＯが自立的かつ安定的に活動できる基盤の強化を推進します。また、活動の成果を発信することにより、ＮＰＯに対する理解と共感を広げ、活動を支える人材、資金、情報等が循環する環境の整備を推進します。

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）		
	～R8	R9	R10
① 多様な主体の参画・連携・協働の促進と参加機会の拡充 目標 ・ＮＰＯ活動交流センターにおける相談対応件数（件） 現状値 205 / R9 / R10 現状値は令和７年の値	各広報媒体を連動させた情報発信、市民活動等への参加機会の充実		
	協働による復興支援活動や地域課題解決活動の支援		
	地域の実情に応じた多様な主体による連携・協働の促進		
・ＮＰＯ、行政、企業等の多様な主体間のマッチング・連携支援件数（件） 現状値 13 / R9 / R10 現状値は令和７年の値	社会貢献活動に取り組む企業等とＮＰＯとのマッチング支援		
② 官民連携による県民運動の展開 目標 ・岩手県脳卒中予防県民会議の会員数（団体）〔累計〕【再掲】 現状値 775 / R9 / R10 現状値は令和７年の値、目標値は令和５年からの累計	脳卒中予防県民運動の推進、県民会議活動への理解促進		
・教育振興運動や地域学校協働活動を推進している市町村・地区の割合（%）【再掲】 現状値 91.7 / R9 / R10 現状値は令和７年の値	教育振興運動や地域学校協働活動の活性化		
・食育普及啓発行事の参加者数〔累計〕 現状値 910 / R9 / R10 現状値は令和７年の値、目標値は令和５年からの累計	市町村の食育推進計画の策定及び取組の支援		
	食育月間における食育普及啓発キャラバンの実施		
	食育標語・ポスターコンクールの実施		
	食育推進県民大会の開催等による食育推進運動の展開		
	調理師会等と連携した食に関わるイベントの開催		
・地球温暖化防止のための行動に努めている県民の割合【再掲】 現状値 81.1 / R9 / R10 現状値は令和７年の値	温暖化防止いわて県民会議を中心とした県民運動の展開		
	オール岩手で取り組む活動の企画展示の実施		

県が取り組む具体的な推進方策	工程表（２年間を中心とした取組）		
	～R8	R9	R10
③　社会のニーズに対応したＮＰＯの活動促進に向けた支援 目標 ・ＮＰＯ法人数に占める認定ＮＰＯ法人の割合（%） 現状値は令和７年の値	ＮＰＯ等の担い手やリーダーの育成などによる人材基盤の強化 活動資金の確保、組織運営、情報発信等に関する支援による活動基盤の強化 認定ＮＰＯ法人の認定取得に向けた支援		

現状値	R9	R10
5.0		

県以外の主体に期待される行動

（県民）
・社会の一員としての市民活動への参加・参画
・県民運動への参加・参画
（企業等）
・社会の一員としての市民活動への参画
・市民活動に参加しやすい環境づくり
・官民ネットワークへの参画
・県民運動への参画
（ＮＰＯ）
・幅広い市民活動の実践や地域コミュニティ活動への参画
・積極的な情報公開による市民活動の認知と信頼性の向上
・多様な主体との連携・協働による活動の発展
・官民ネットワークへの参画
・県民運動への参画
（市町村）
・多様な主体の連携・協働の取組の推進
・市民活動への支援
・県民運動への参画

巻末資料

「特に強化すべき事項」一覧

「いわて幸福関連指標」一覧

【特に強化すべき事項一覧】

政策分野	特に強化すべき事項	強化すべき背景
Ⅰ健康余暇	①　生活習慣の改善及びメンタルヘルス対策の強化	健康寿命や、がん、心疾患及び脳血管疾患で死亡する人数並びに自殺者数について、改善は見られるものの全国比較では低位に位置する中、人口減少・高齢化により高齢者が社会の重要な担い手となるとともに、働き盛り世代から高齢者までの食生活や運動機会等の生活習慣改善やメンタルヘルス対策の必要性も高まっていることから、地域社会や経済活動を支える担い手が心身ともに健康に活躍できる環境を確保していくことが課題となっている。
	②　孤独･孤立リスクに対する支援体制の強化	自殺者数について減少は見られるものの全国比較では低位に位置し、岩手県こころのケアセンターの対応件数も高止まりする中、単身世帯の増加や地域のつながりの希薄化、人口減少に伴う地域の支え合い機能の低下等により孤独・孤立の深刻化が見込まれており、心身の健康悪化や生活困窮、自殺リスクの高まりを防ぐため、保健や福祉など幅広い分野における官民の関係機関が連携・協働し、社会的つながりを持続的に確保していくことが課題となっている。
	③　医療･介護分野の人材確保及び生産性向上の取組強化	高齢化の更なる進展により医療・介護需要が増加する一方、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、介護職員などの人材不足や医療機関・社会福祉施設の厳しい経営環境が見込まれており、持続的なサービス提供体制の確保が課題となっている。
Ⅱ家族・子育て	①　プレコンセプションケアの推進	合計特殊出生率が低い水準にあり、「安心な子育て環境整備」に関する県民ニーズ度（「令和８年 県の施策に関する県民意識調査」による。以下同様。）も高い中、未婚化・晩婚化の進行や出産年齢の上昇、子育てへの不安、将来の見通しの持ちにくさ等が問題点として挙げられており、若者が将来を主体的に考える機会の創出や価値観を身に付ける環境づくりが課題となっている。
	②　母子保健を核とした医療･福祉との連携強化	合計特殊出生率が低い水準にあり、「安心な子育て環境整備」に関する県民ニーズ度も高い中、家庭の孤立化や養育不安、妊産婦のメンタルヘルス不調など支援ニーズが複雑化・潜在化しているほか、虐待や発達上の課題などは、妊娠期から早期にリスク要因が見られる場合も多く、妊娠期からの切れ目のない支援体制の構築が課題となっている。
	③　社会全体で支える共育ての環境整備	合計特殊出生率が低い水準にあり、長時間労働や家事・育児負担の女性への偏在が見られる中、「安心な子育て環境整備」「仕事と生活を両立できる環境」に関する県民ニーズ度は高く、子育て負担が特定の個人や家庭に集中する状況の改善や子育てと就労を無理なく両立できる環境整備が課題となっている。
	④　こどもの生きやすさを支え育む基盤の強化	児童虐待やいじめ、発達特性を持つこどもの増加など、こどもの育ちを取り巻く課題は依然として深刻な状況にある中、こどもの「生きる力」の重要性が高まっているが、こどもの問題行動や困難そのものの背景にある育ちや発達、環境に着目した取組は十分ではない。

Ⅲ教育	① デジタル学習基盤を活用した学びの質の向上	学力が全国水準未満の児童生徒の割合が小学校・中学校ともに一定程度見られる中、ＧＩＧＡスクール構想等によるデジタル環境の整備や生成ＡＩの普及、デジタル活用を前提とした次期学習指導要領に係る議論等、学びの在り方そのものが大きく変化しており、確かな学力育成のために、デジタル学習基盤をより積極的・効果的に活用し、児童生徒の学習成果の向上へつなげることが課題となっている。
	② 教育相談体制及び多様な学びの場の充実	不登校児童生徒数が増加している中、「いじめや不登校への適切な対処」に関する県民ニーズ度は高く、児童生徒を取り巻く環境や悩みの多様化・複雑化に応じて、一人ひとりが必要な相談・支援や学びの機会につながることができる環境を整えることが課題となっている。
	③ 地域産業を支える人材の育成と地域志向の醸成	県内大学等卒業者の県内就職率が低い状況にあり、高卒者の県内就職率についても向上が求められる中、次世代を担う人材育成に関する県民ニーズ度も高く、若年層の進学等に伴う社会減や人材獲得競争の激化により地域産業を支える人材の採用環境が厳しさを増しているほか、ＡＩやデジタル技術の進展を背景として産業イノベーション人材の重要性が高まっていることから、地域産業の将来を担う人材を育成・確保していくことが課題となっている。
Ⅳ居住環境・コミュニティ	① 関係人口の量的拡大・質的向上	県外からの移住・定住者数は増加しているものの、目標とする水準には至っていない中、全国を上回るペースで人口減少と少子高齢化が進行し、とりわけ中山間地域や沿岸地域における担い手不足に対応することが課題となっている。
	② 持続可能な地域公共交通ネットワークの構築	人口減少による利用者減少に加え、燃料費等の高騰や運転手不足により地域公共交通の維持が一層困難となる一方、「公共交通機関の維持・確保」に関する県民ニーズ度は高く、買い物や通院、通学などの日常生活に必要な移動手段を確保することが課題となっている。
Ⅴ安全	① 地域防災力及び行政の災害対応機能の強化	自主防災組織の組織率は目標とする水準には至らず、「普段から災害に備えている人の割合」も 5 割に満たない中、人口減少や高齢化の進行に伴い、消防団や自主防災組織の担い手が不足している状況にあり、また、気候変動等による災害の激甚化・頻発化により行政の果たす役割が一層大きくなる一方で、職員の災害対応力の底上げやマンパワー不足への対応が課題となっており、地域防災力及び行政の災害対応機能の強化を図っていく必要がある。
	② 交通事故や犯罪の未然防止対策及び被害者支援の強化	交通事故発生件数及び刑法犯認知件数が近年増加傾向にある中、高齢化に伴う交通事故リスクの増大や犯罪手口の多様化・巧妙化、被害発生時の精神的・経済的負担を軽減し、県民が安心して暮らし続けられる安全な生活環境を確保することが課題となっている。

Ⅵ仕事・収入	① 起業の底上げとスタートアップ創出、事業承継の促進	「中小企業の成長・発展」に関する県民ニーズ度は高く、更なる経済活動の活発化が求められる中、開業率は全国に比べて低く、スタートアップ数も増加しているものの都市部と比べて少ないこと、また、人口減少・高齢化による市場縮小や後継者不足による廃業が増加していることから、地域経済において新たな事業活動の創出や、事業活動の担い手を確保していくことが課題となっている。
	② 成長分野への適応を通じた高付加価値化の推進	従業者一人当たりの付加価値額及び製造品出荷額はいずれも高い水準にあり、本県ものづくり産業は高い付加価値創出力と生産性を有している一方、デジタル化やＡＩ技術の進展、半導体等の成長分野における需要拡大、企業間競争の激化により、既存の技術・製品・取引構造のままでは新たな需要を十分に取り込めず、競争力の維持・向上が難しくなっている。
	③ 輸出拡大による稼ぐ力の強化	農林水産物の輸出額は目標とする水準には至らず、「農林水産物の販路拡大」に関する県民ニーズ度も高く、更なる販路拡大が求められる中、人口減少・高齢化により国内市場の縮小が見込まれる一方で、海外における日本の食・文化への関心の高まりによる外需の拡大も期待されている。また、海外市場における競争が激化する中、加工等による付加価値の高い商品への需要も高まっており、こうした需要に対応した商品の展開と販路拡大による所得確保が課題となっている。
	④ インバウンド観光による消費拡大	観光消費額や外国人宿泊者数は目標とする水準に到達しており、国内外における地方への観光需要や日本の食・文化への関心が高まる一方、外国人宿泊者の観光消費額単価は目標水準に到達しておらず、インバウンド来訪者の増加を地域経済への十分な消費拡大につなげることが課題となっている。
	⑤ 効率化を通じた持続的な生産・経営体制の構築	県民所得水準、有効求人倍率及び総実労働時間はいずれも一定の水準を維持しているものの悪化傾向にあり、労働力人口の減少や人材獲得競争の激化に加え、物価高騰や人件費上昇への対応も求められており、人材の確保と活用の両面に制約が生じる中で、従来の労働集約型の生産・事業運営体制では持続的な活動が困難となることが課題となっている。
	⑥ 市場ニーズに適応した産地づくりの推進	農業・林業・水産業における一経営体当たりの産出額はいずれも高い水準にあるものの、産出額に着目すると、品目によって産出額の動向が異なっており、気候変動のほか、消費者ニーズの変化や国内市場の縮小などにも対応し、産地の強みを維持・発展させていくことが課題となっている。
Ⅶ歴史・文化	① 地域資源を核とした文化観光の推進	国内外での観光需要の拡大や日本の食・文化への関心の高まりを背景に、世界遺産等の地域資源への来訪は一定の成果が見られる一方、その効果を滞在、周遊、消費及び地域との交流へと更に発展させていくことが課題となっている。

Ⅷ自然環境	① 地域共生型再生可能エネルギーの導入強化	再生可能エネルギーによる電力自給率は計画目標値に達しておらず、また、県内で発電された電力の地域内循環が進んでいない地域があり、2030 年までの温室効果ガス削減目標の達成に向けて、地域の特性を生かした再生可能エネルギーの導入促進とエネルギーの地産地消が課題となっている。
	② 野生鳥獣の生活圏への侵入防止対策の強化	ツキノワグマによる人身被害・出没件数が大幅に増加するとともに、「地域の安全」の実感低下の主な要因として野生鳥獣の出没や被害が挙げられるなど、野生鳥獣の生息域拡大や個体数増加が進む中、人と野生鳥獣が共存できる環境を維持しながら県民の安全を確保していくことが課題となっている。
Ⅸ社会基盤	① 水災害リスクに備えるための流域治水の強化	県内における短時間強雨の発生地点数や観測史上最大の時間雨量を更新した地点が増加している中、気候変動により水災害リスクが広域化・激甚化しており、従来の河川改修等のハード整備だけでは被害を防ぎ切ることが難しくなっていることから、避難やリスク情報の提供などのソフト対策を含め、流域全体で防災・減災に取り組むことが課題となっている。
	② 産業クラスター形成に資する道路整備の強化	半導体関連産業をはじめとする企業立地や産業集積が進む中、国においても戦略産業クラスターの形成に向けて大規模投資とインフラ整備を一体的に進める方向性が示されていることからも、企業間連携や物流の効率化による集積効果を十分に発揮するため、産業集積を支える生産拠点、関連企業、物流拠点、港湾等を結ぶ道路基盤の整備が課題となっている。
	③ 予防保全型維持管理への転換に向けた老朽化対策の強化	老朽化が進行した道路橋の割合が全国値を上回るなど、建設後 50 年を超過する社会資本が増加する中、人口減少による維持管理の担い手不足や資材価格の高騰等により、従来と同様の維持管理手法では社会資本の安全性と機能を持続的に確保することが困難となっている。
	④ ＡＩの実装に向けた基盤づくり	ＡＩを中心とした技術革新が急速に進み、生産性向上や地域課題解決への活用が期待される一方、県内におけるＡＩ活用は一部の企業や組織にとどまっており、人口減少や担い手不足が進む中、ＡＩを活用できる主体とそうでない主体との間で、生産性や地域課題への対応力の格差が拡大することが課題となっている。
Ⅹ参画	① 固定的性別役割分担の見直しの推進	共働き世帯の男性の家事時間割合は改善傾向にあるものの、依然として家事・育児負担は女性に偏在しており、固定的な性別役割分担意識が女性の社会活動や地域・職場における参画を制約する一因となっている。

「いわて幸福関連指標」一覧

分野	指標名	単位	現状値（R7）	年度目標値		計画目標値（R10）
				R9	R10	
Ⅰ健康・余暇	健康寿命〔平均自立期間〕					
	（男性）	年	79.68(R6)			
	（女性）		84.30(R6)			
	がん、心疾患及び脳血管疾患で死亡する人数〔10万人当たり〕					
	（男性）	人	766.4(R6)			
	（女性）		411.3(R6)			
	自殺者数〔10万人当たり〕	人	19.6			
	75歳以上85歳未満高齢者の要介護認定率	%	11.2			
	訪問診療（歯科含む）・看護を受けた患者数〔10万人当たり〕	人	8,298(R6)			
	余暇時間〔一日当たり〕 ※休日を含む1週間の平均	分	392			
	県内の公立文化施設における催事数 ※岩手県内公立文化施設協議会加盟施設のうち、各市所在の主な14施設の催事数	件	1,770			
	スポーツ実施率	%	69.9(R6)			
	生涯学習に取り組んでいる人の割合	%	45			
Ⅱ家族・子育て	合計特殊出生率		1.12			
	地域の行事に参加している生徒の割合〔中学生〕	%	61.0			
	総実労働時間〔年間〕	時間	1,699.2			

目標値設定の考え方	出典 （統計・調査等の名称）
	県保健福祉部調べ
	人口動態統計（厚生労働省）
	人口動態統計（厚生労働省）
	介護保険事業状況報告（厚生労働省）
	医療計画作成支援データブック（厚生労働省）
	社会生活基本調査(総務省)、県民意識調査(岩手県)
	県文化スポーツ部調べ
	県文化スポーツ部調べ
	県民意識調査（岩手県）、県民生活基本調査（岩手県）
	人口動態統計（厚生労働省）
	全国学力・学習状況調査（文部科学省）
	毎月勤労統計調査地方調査（厚生労働省）

分野	指標名	単位	現状値（R7）	年度目標値		計画目標値（R10）
				R9	R10	
Ⅱ家族・子育て（続き）	共働き世帯の男性の家事時間割合〔週平均〕 ※女性の家事時間に対する割合	%	46.3			
	犬、猫の返還・譲渡率					
	（犬）	%	100			
	（猫）		100			
Ⅲ教育	意欲を持って自ら進んで学ぼうとする児童生徒の割合[注1]	%				
	（小学生）		84.3			
	（中学生）		81.3			
	授業で、自分の考えを深めたり広げたりしている児童生徒の割合[注2]	%				
	（小学生）		86.6			
	（中学生）		86.6			
	人が困っているときは、進んで助けようと思う児童生徒の割合[注3]	%				
	（小学生）		63			
	（中学生）		62			
	（高校生）		64			
	自己肯定感を持つ児童生徒の割合[注4]	%				
	（小学生）		85.3			
	（中学生）		85.2			

[注1]「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいたと思う」の設問に、
[注2]「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができている」の
[注3]「人が困っているときは、進んで助けようと思いますか」の設問に、「そう思う」と回答した児童生徒の割合
[注4]「自分には、よいところがあると思う」の設問に、「当てはまる」又は「どちらかといえば当てはまる」と回答

目標値設定の考え方	出典 （統計・調査等の名称）
	県民意識調査（岩手県）
	県環境生活部調べ
	全国学力・学習状況調査 （文部科学省）
	全国学力・学習状況調査 （文部科学省）
	岩手県学習定着度状況調査（県教育委員会）
	県意識調査（県教育委員会）
	全国学力・学習状況調査 （文部科学省）

「当てはまる」又は「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合

）　設問に、「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」と回答した児童生徒の割合

ﾈ

した児童生徒の割合

分野	指標名	単位	現状値（R7）	年度目標値		計画目標値（R10）
				R9	R10	
Ⅲ教育（続き）	体力・運動能力が標準以上の児童生徒の割合					
	（小学生 男子）	%	67.6			
	（小学生 女子）		75.6			
	（中学生 男子）		75.6			
	（中学生 女子）		85.4			
	特別支援学校が適切な指導・支援を行っていると感じる保護者の割合[注5]	%	97.3			
	高卒者の県内就職率	%	69.5			
	将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合[注6]					
	（小学生）	%	84.9			
	（中学生）		72.3			
	県内大学等卒業者の県内就職率	%	41.4			
Ⅳ居住環境・コミュニティ	県外からの移住・定住者数	人	1,555			
	汚水処理人口普及率	%	86.5			
	三セク鉄道・バスの一人当たり年間利用回数	回	11.2			
	地縁的な活動への参加割合	%	32.8			
	在留外国人数〔10万人当たり〕	人	1,103			
	文化・スポーツ施設の入場者数					
	（文化施設入場者数） ※岩手県内公立文化施設協議会加盟施設で行う自主催事入場者数	千人	171(R6)			
	（スポーツ施設入場者数） ※県及び県内市町村の公立スポーツ・レクリエーション施設入場者数	万人	669			

[注5]「学校は、幼児児童生徒の障がい等の状況を把握して、日常の指導・支援を適切に行っていますか」
[注6]「将来の夢や目標を持っている」の設問に「当てはまる」又は「どちらかといえば当てはまる」と回答した

目標値設定の考え方	出典 （統計・調査等の名称）
	全国体力・運動能力、運動習慣等調査（スポーツ庁）
	県教育委員会調べ
	岩手労働局調査
	全国学力・学習状況調査（文部科学省）
	岩手労働局調査
	県商工労働観光部調べ
	県県土整備部調べ
	県ふるさと振興部調べ
	県民意識調査（岩手県）
	在留外国人統計（法務省）、住民基本台帳に基づく人口
	岩手県公立文化施設協議会調べ
	県文化スポーツ部調べ

の設問に「とてもそう思う」又は「そう思う」と回答した保護者の割合
児童生徒の割合

分野	指標名	単位	現状値（R7）	年度目標値		計画目標値（R10）
				R9	R10	
Ⅴ安全	自主防災組織の組織率	%	88.7			
	刑法犯認知件数	件	3,351			
	交通事故発生件数〔千人当たり〕	件	1.39			
	ツキノワグマの麻酔捕獲体制整備圏域数	圏域数	1			
	食中毒の発生人数〔10万人当たり〕	人	10.7			
	新興感染症に対応可能な公立・公的医療機関等の数 ※入院受入医療機関と外来診療医療機関の計	機関	63			
Ⅵ仕事・収入	一人当たり県民所得の水準 ※全国を100とした水準	%	80.5(R5)			
	正社員の有効求人倍率	倍	0.91			
	総実労働時間〔年間〕【再掲】	時間	1,699.2			
	完全失業率	%	2.3			
	高卒者の県内就職率【再掲】	%	69.5			
	県内大学等卒業者の県内就職率【再掲】	%	41.4			
	女性の全国との賃金格差 ※全国を100とした水準	%	84.6			
	従業者一人当たりの付加価値額	千円	6,617(R6)			
	開業率 ※雇用保険が新規に成立した事業所の比率	%	2.6(R6)			
	従業者一人当たりの製造品出荷額	百万円	36.3(R6)			
	観光消費額	億円	2,219.40			
	農業経営体一経営体当たりの農業総産出額	千円	7,689(R6)			
	林業就業者一人当たりの木材生産産出額	千円	5,132(R6)			
	漁業経営体一経営体当たりの海面漁業・養殖業産出額	千円	5,908(R6)			
	農林水産物の輸出額	億円	未確定			
	グリーン・ツーリズム交流人口	千人回	1,351			

目標値設定の考え方	出典 （統計・調査等の名称）
	消防防災・震災対策現況調査（消防庁）
	県警察本部調べ
	県警察本部調べ
	県自然保護課調べ
	食中毒統計資料（厚生労働省）
	県保健福祉部調べ
	県民経済計算年報（内閣府経済社会総合研究所）
	一般職業紹介状況（岩手労働局）
	【再掲】
	労働力調査（基本集計）都道府県別結果（総務省統計局）
	【再掲】
	岩手労働局調査
	全国賃金構造統計調査（厚生労働省）
	企業活動基本調査（経済産業省）
	雇用保険事業年報（厚生労働省）
	経済センサス（総務省）、経済構造実態調査（経済産業省）
	いわて観光統計
	生産農業所得統計（農林水産省）、県農林水産部調べ
	生産林業所得累計統計（農林水産省）、県農林水産部調べ
	漁業産出額統計（農林水産省）、県農林水産部調べ
	岩手県貿易等実態調査（日本貿易振興機構）
	県農林水産部調べ

分野	指標名	単位	現状値（R7）	年度目標値		計画目標値（R10）
				R9	R10	
Ⅶ歴史・文化	世界遺産等の来訪者数	千人	778			
	国、県指定文化財件数	件	593			
	民俗芸能ネットワーク加盟団体数	団体	431			
Ⅷ自然環境	岩手の代表的希少野生動植物の個体・つがい数					
	（イヌワシつがい数）	ペア	24			
	（ハヤチネウスユキソウ個体数）	花茎	112			
	自然公園の利用者数 ※自然公園ビジターセンター等利用者数	千人	331			
	公共用水域のBOD（生物化学的酸素要求量）等環境基準達成率	%	98.3			
	再生可能エネルギーによる電力自給率	%	44.2			
	一般廃棄物の最終処分量	千t	33.8(R6)			
	一人1日当たり家庭系ごみ（資源になるものを除く）排出量	g	496(R6)			
Ⅸ社会基盤	岩手県内市町村の行政手続のオンライン利用率	%	29.2(R6)			
	河川整備率	%	53.0			
	緊急輸送道路の整備延長	km	40.6			
	港湾取扱貨物量	万t	435			
	社会資本の維持管理を行う協働団体数	団体	408			

目標値設定の考え方	出典 （統計・調査等の名称）
	県文化スポーツ部調べ
	県教育委員会調べ
	県文化スポーツ部調べ
	県環境保健研究センター調べ
	県環境生活部調べ
	県環境生活部調べ
	県環境生活部調べ
	県環境生活部調べ
	一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）
	一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）
	地方公共団体における行政情報化の推進状況調査（総務省）
	県県土整備部調べ
	県県土整備部調べ
	港湾統計（国土交通省）
	県県土整備部調べ

分野	指標名	単位	現状値（R7）	年度目標値		計画目標値（R10）
				R9	R10	
X参画	労働者総数に占める女性の割合	%	37.8			
	女性の全国との賃金格差【再掲】 ※全国を100とした水準	%	84.6			
	障がい者の雇用率	%	2.43			
	高齢者のボランティア活動比率	%	24.3			
	共働き世帯の男性の家事時間割合〔週平均〕【再掲】 ※女性の家事時間に対する割合	%	46.3			
	審議会等委員に占める女性の割合	%	38.4			
	ボランティア・NPO・市民活動への参加割合	%	13.9			

目標値設定の考え方	出典 （統計・調査等の名称）
	賃金構造基本統計調査（厚生労働省）
	【再掲】
	障害者雇用状況報告の集計結果（岩手労働局）
	県民意識調査（岩手県）、県民生活基本調査（岩手県）
	【再掲】
	県環境生活部調べ
	県民意識調査（岩手県）